

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
－説明責任を果たしていくために－

令和元年 11 月
総務省行政評価局

目 次

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

- 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み…………… 1
- 2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況…………… 2

II 点検結果の概況

- 1 点検対象・点検方法…………… 4
- 2 点検結果…………… 5
- 3 点検結果の活用及び今後の課題…………… 9

III 個別の点検結果

- 1 点検結果の一覧表…………… 10
- 2 点検シート及び点検結果表…………… 13

<内閣府>

- ・内閣 01 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
（オフィス減税）…………… 18
（雇用促進税制）…………… 22
- ・内閣 02 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長…………… 40
- ・内閣 03 国家戦略特区における所得控除制度の延長…………… 50
- ・内閣 04 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の
延長…………… 58
- ・内閣 05 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長…………… 72

<金融庁>

- ・金融 01 投資法人に係る税制優遇措置の延長…………… 86
- ・金融 02 投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置…………… 92
- ・金融 03 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置…………… 96

<総務省>

- ・総務 01 5G投資促進税制の創設…………… 104
- ・総務 02 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置…………… 112
- ・総務 03 地域データセンター整備促進税制の拡充・延長…………… 124

<文部科学省>

- ・文科 01 一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所
得税等の特例措置の創設…………… 138

<厚生労働省>

- ・厚労 01 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延
長…………… 146
- ・厚労 02 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続…………… 154
- ・厚労 03 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存
続…………… 160

<農林水産省>

- ・農水 01 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の
事業再編促進機械等の割増償却…………… 168
- ・農水 02 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例…………… 180
- ・農水 03 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例…………… 188

<経済産業省>

- ・経産 01 オープン・イノベーションを促進するための税制措置の創設…………… 206
- ・経産 02 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長…………… 210
- ・経産 03 海外投資等損失準備金の延長…………… 216
- ・経産 04 特定原子力施設炉心等除去準備金の延長…………… 224
- ・経産 05 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 230
- ・経産 06 省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長
（省エネルギー）…………… 238
（再生可能エネルギー）…………… 242
- ・経産 07 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置
の延長…………… 252
- ・経産 08 第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設…………… 258
- ・経産 09 電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置等…………… 264

<国土交通省>

- ・国交 01 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特
例措置の延長…………… 272
- ・国交 02 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例
措置の延長…………… 284
- ・国交 03 都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の
特例措置の延長…………… 292
- ・国交 04 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置
の延長…………… 298
- ・国交 05 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長…………… 306
- ・国交 06 海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例
措置の延長…………… 312
- ・国交 07 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合
の課税の特例措置の延長…………… 324

- ・国交 08 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長…………… 330
- ・国交 09 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等…………… 338

<環境省>

- ・環境 01 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長…………… 352

<防衛省>

- ・防衛 01 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例…………… 362

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図表1参照）。

ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I4キ）。

イ 事後評価

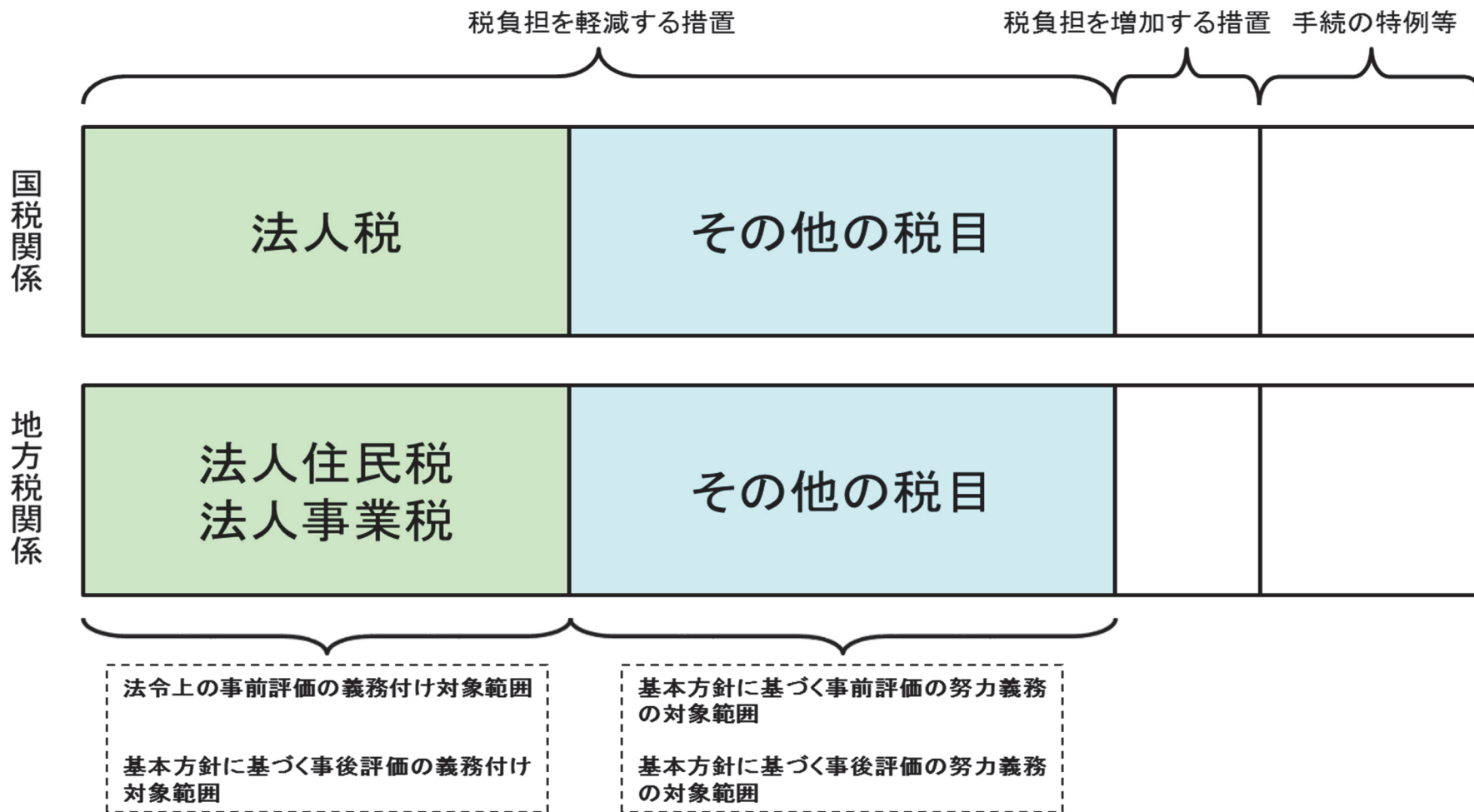
- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I5カ(ア)）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針I5カ(ア)）。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

令和2年度税制改正要望に際し、原則、令和元年9月24日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る政策の評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、10行政機関で計64件あった（図表2参照）。

図表2 各行政機関における政策評価実施件数

行政機関名	事前評価					努力義務 対象	事後評価	合計
	義務付け対象							
	新設	拡充	延長	拡充・延長	計			
内閣府	0	0	3	2	5	0	0	5
金融庁	0	1	2	0	3	0	0	3
総務省	1	0	1	1	3	0	0	3
文部科学省	1	0	0	0	1	0	0	1
厚生労働省	0	0	3	0	3	1	2	6
農林水産省	0	1	2	0	3	0	0	3
経済産業省	2	1	5	1	9	12	1	22
国土交通省	0	0	7	2	9	2	3	14
環境省	0	0	1	0	1	0	3	4
防衛省	0	0	1	0	1	2	0	3
合計	4	3	25	6	38	17	9	64

II 点検結果の概況

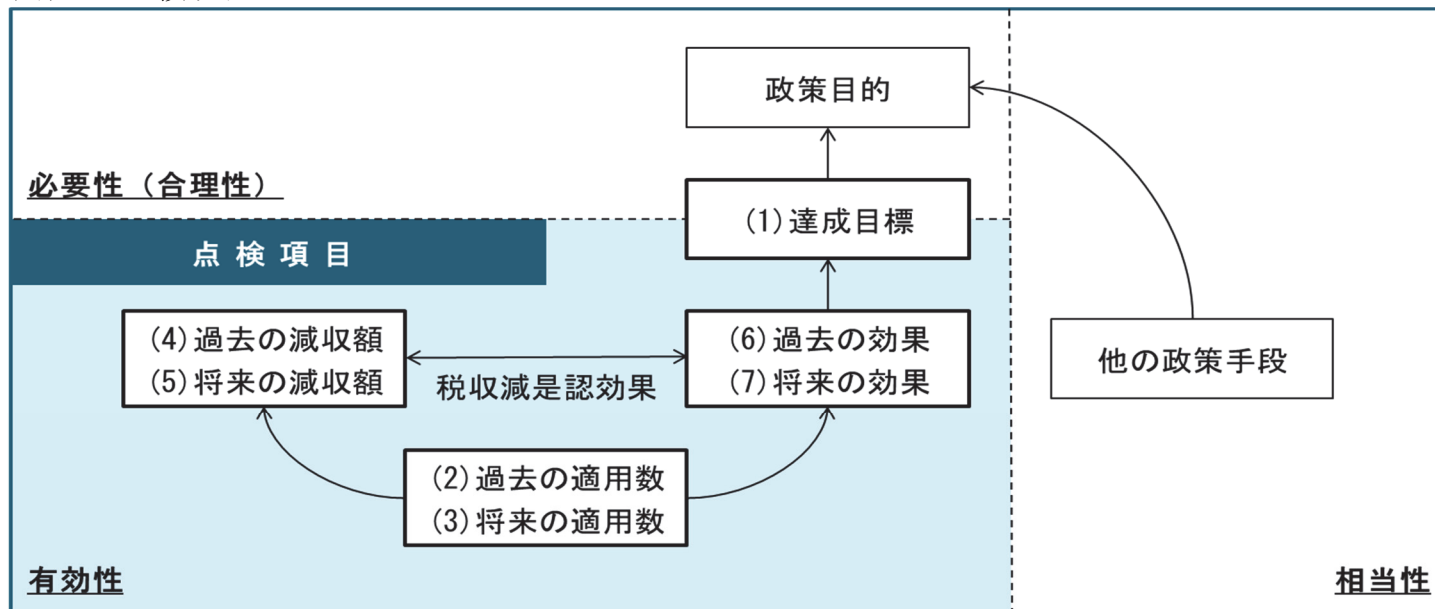
1 点検対象・点検方法

総務省（行政評価局）は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、令和元年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価38件を重点的に点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」を設定した（図表3参照）。

点検は、政府全体で進められているEBPM（証拠に基づく政策立案）の取組も踏まえ、設定した(1)～(7)の各項目について、客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、A～Eの5段階に分類して表すこととした（図表4参照）。

図表3 点検項目



図表4 分類（A～E）の考え方

分類	考え方	分析・説明の有無	定量化の有無	十分な算定根拠等の説明の有無	十分な分析・説明の有無（注）
A	一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの	あり	あり	あり	あり
B	データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）	あり	あり	あり	なし
C	定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの	あり	あり	なし	
D	定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの	あり	なし		
E	分析・説明されていないもの	なし			

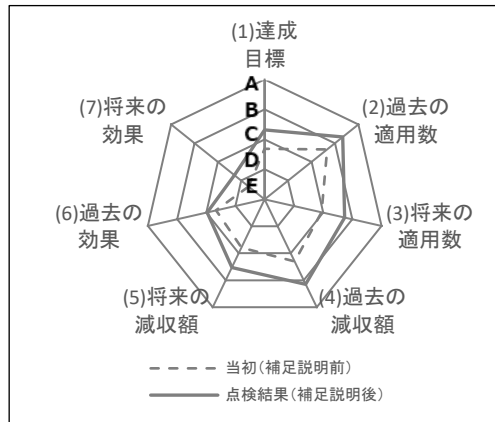
（注） 外部要因を考慮した措置の直接的効果の分析等

2 点検結果

租税特別措置等に係る事前評価38件の点検結果は、図表5及び6のとおりである。なお、過去の適用数、過去の減収額及び過去の効果については、それぞれの母数から新設要望等に係る評価書5件を除いている。

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、「適用数」及び「減収額」については分析・説明の内容に改善が見られたが、「達成目標」の設定及び「効果」の分析・説明は十分とは言い難い状況にあった（図表5参照）。また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていない（達成目標にあっては、達成すべき水準（目標値）が目標達成時期とともに示されていない）もの（C～E段階）の割合は、(1)達成目標は84.2%（32/38件）から57.8%（22/38件）に、(2)過去の適用数は63.6%（21/33件）から30.3%（10/33件）に、(3)将来の適用数は84.2%（32/38件）から50.0%（19/38件）に、(4)過去の減収額は81.8%（27/33件）から42.4%（14/33件）に、(5)将来の減収額は92.1%（35/38件）から60.5%（23/38件）に、(6)過去の効果は78.7%（26/33件）から63.6%（21/33件）に、(7)将来の効果は94.7%（36/38件）から84.2%（32/38件）になった（図表6参照）。一方、分析・説明がされていない項目が残る著しく不十分な評価書（E段階）も17件あった。

図表5 補足説明の前後における
分析・説明状況の比較



図表6 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（点検項目別）

項目 分類	(1)達成 目標	(2)過去 の適用数	(3)将来 の適用数	(4)過去 の減収額	(5)将来 の減収額	(6)過去 の効果	(7)将来 の効果
A	13 (4)	23 (12)	19 (6)	19 (6)	15 (3)	2 (1)	2 (0)
B	3 (2)	— —	— —	— —	— —	10 (6)	4 (2)
C	9 (15)	9 (20)	13 (25)	14 (26)	18 (28)	11 (15)	6 (7)
D	9 (12)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	17 (6)
E	4 (5)	1 (1)	4 (7)	0 (1)	5 (7)	5 (8)	9 (23)

- (注) 1 図表5は、評価書ごとに、各項目に図表4の分類に応じた点数（A：4点、B：3点、C：2点、D：1点、E：0点）を付し、その合計を評価書の数（38件）で除すことにより作成
- 2 図表6の（ ）内は、補足説明前の当初の評価書の数
- 3 点検項目(2)～(5)の「B」分類については、図表4で示した観点からの点検事項がなく、当該分類に該当することがないことから、「—」と表記している。
- 4 点検項目(2)、(4)及び(6)については、それぞれの母数から新設要望等に係る評価書5件を除いている。

(1)～(7)の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、この件数は重複して計上しているため、合計と一致しない。

(1) 達成目標

EBPMでは、課題を特定してその解決に向けた目標を設定し、その達成を目指すロジックを構築して統計等データの合理的根拠に基づき検証することが重要であることから、まずは定量的な達成目標を適切に設定する必要がある。こうした観点で点検した結果、A段階のものが13件、B段階のものが3件、C段階のものが9件、D段階のものが9件、E段階のものが4件であった。B段階の3件の中には、達成目標の実現が政策目的の実現に寄与することが十分に明らかにされていないものが2件、達成目標に関するその他の説明が不十分であるものが1件あった。C段階の9件は、達成目標を達成すべき時期が、要望に係る租

税特別措置等の適用期間の最終年度又は事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において示されていないものであった。D段階の9件は、達成すべき水準（目標値）が測定可能な指標を用いて、定量的に示されていないものであった。E段階の4件は、達成目標が設定されていないものであった。

(2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが23件、C段階のものが9件、D段階のものが0件、E段階のものが1件であった。C段階の9件の中には、適用数が税目ごとに把握されていないものが1件、適用数が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが3件、適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典。以下同じ。）の説明が不十分であるものが7件、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）（以下「租特透明化法」という。）に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが1件、適用数に関するその他の説明が不十分であるものが1件あった。E段階の1件は、適用数が把握されていないものであった。

(3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが19件、C段階のものが13件、D段階のものが2件、E段階のものが4件であった。C段階の13件の中には、適用数が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが2件、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものが11件、適用数に関するその他の説明が不十分であるものが2件あった。D段階の2件は、適用数が定量的に予測されていないものであった。E段階の4件は、適用数が予測されていないものであった。

(4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが19件、C段階のものが14件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の14件の中には、減収額が税目ごとに把握されていないものが4件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが3件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが12件、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが4件あった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが15件、C段階のものが18件、D段階のものが0件、E段階のものが5件であった。C段階の18件の中には、減収額が税目ごとに予測されていないものが3件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが4件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが16件、減収額に関するその他の説明が不十分であるものが2件あった。E段階の5件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが2件、B段階のものが10件、C段階のものが11件、D段階のものが5件、E段階のものが5件であった。B段階の10件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていないものが5件（把握された適用数が僅少であるものが4件、把握された適用額が特定の者に偏っているものが1件、把握された適用数が前回評価時の将来予測とかい離しているものが1件）、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが9件あった。C段階の11件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが8件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが5件あった。D段階の5件は、効果が定量的に把握されていないものであった。E段階の5件は、効果が把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが2件、B段階のものが4件、C段階のものが6件、D段階のものが17件、E段階のものが9件であった。B段階の4件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないものが1件（予測された適用数が僅少であるもの）、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が予測されていないものが4件あった。C段階の6件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが3件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが4件あった。D段階の17件は、効果が定量的に予測されていないものであった。E段階の9件は、効果が予測されていないものであった。

3 点検結果の活用及び今後の課題

(1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

(2) 次期評価に向けた今後の課題

E段階であったものは、達成目標が明確でないものや、適用数、減収額又は効果の項目のうち、全く把握されていない又は予測されていない項目があった評価であるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。特に「達成目標」は、政策評価の実施の前提となるものであることから、政策目的の実現に向け、租税特別措置等により達成しようとする目標を明確に設定する必要がある。

C・D段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠とともに示されていないものであるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠とともに示す必要がある。特に「効果」については、他の項目と比べて、これらの段階であるものの割合が高いため、定量的なデータを算定根拠とともに示す必要性が高いと考えられる。

B段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠とともに示されているが、外部要因が勘案されていないものや、適用数が僅少であるにもかかわらず、その原因分析が不十分なもの等であり、引き続き定量的なデータを算定根拠とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

A段階であったものは、現時点において特段の課題はないが、達成目標及びその実現に向けた租税特別措置等の効果等について、引き続き不断の見直しを行い、改善を図っていく必要がある。

各行政機関は、政策評価を通じて、租税特別措置等の必要性、有効性等を明らかにする必要があるとあり、総務省（行政評価局）は、今後とも、関係機関や外部有識者の理解・協力も得つつ、点検活動等により、各行政機関が説明責任をより適切に果たすよう取り組んでいく。

Ⅲ 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表

<点検結果の一覧表の見方>

1 制度名 租税特別措置等の名称を記載

2 区分 租税特別措置等の要望の区分に応じて、以下を記載
[新 設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価
[拡 充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価
[延 長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価
[拡・延] 租税特別措置等の拡充及び延長要望に係る事前評価

3 点検結果 点検結果に応じて、以下を記載
A 一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの
B データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）
C 定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの
D 定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの
E 分析・説明されていないもの
－ 区分（新設等）の性質上、記載の必要がないもの

番号	制度名	区分	点検結果						
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果
内閣府									
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	拡・延	D	A	C	C	C	B	C
内閣02	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長	延長	E	C	C	C	C	D	E
内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の延長	延長	E	A	A	A	A	D	E
内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長	延長	C	C	A	C	C	C	D
内閣05	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長	拡・延	A	C	C	A	C	C	C
金融庁									
金融01	投資法人に係る税制優遇措置の延長	延長	D	E	E	C	C	D	C
金融02	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置	拡充	D	—	E	—	E	—	D
金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	延長	D	A	A	A	A	D	D
総務省									
総務01	5G投資促進税制の創設	新設	A	—	C	—	C	—	D
総務02	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置	延長	A	A	A	A	A	B	A
総務03	地域データセンター整備促進税制の拡充・延長	拡・延	A	A	A	A	A	A	B
文部科学省									
文科01	一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設	新設	D	—	C	—	C	—	E
厚生労働省									
厚労01	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	延長	A	A	A	A	A	B	D
厚労02	社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続	延長	A	C	D	C	E	C	D
厚労03	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続	延長	B	C	D	C	E	C	D
農林水産省									
農水01	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	拡充	C	A	A	A	A	C	C
農水02	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	延長	B	A	A	A	A	B	B
農水03	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	延長	A	A	A	A	A	B	D

番号	制度名	区分	点検結果						
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果
経済産業省									
経産01	オープン・イノベーションを促進するための税制措置の創設	新設	D	—	E	—	E	—	E
経産02	金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長	延長	B	C	A	C	A	B	E
経産03	海外投資等損失準備金の延長	延長	C	A	A	A	A	E	D
経産04	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長	延長	E	A	A	C	C	E	E
経産05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡充	C	A	A	A	C	C	D
経産06	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長	拡・延	C	C	C	C	C	E	D
経産07	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延長	A	A	A	C	C	C	D
経産08	第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設	新設	E	—	E	—	E	—	E
経産09	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置等	延長	D	A	C	C	C	D	D
国土交通省									
国交01	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	A	A
国交02	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	C	C	C	C	C	C	D
国交03	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	C	A	A	A	C	E	D
国交04	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	C	A	A	A	A	E	D
国交05	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換え特例等の延長	拡・延	C	A	C	A	C	C	C
国交06	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	延長	A	A	C	A	C	C	E
国交07	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	延長	A	A	C	C	A	B	B
国交08	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	D	A	C	A	A	B	E
国交09	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等	拡・延	A	A	A	A	A	C	C
環境省									
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長	延長	D	C	A	C	C	B	D
防衛省									
防衛01	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	延長	A	A	C	A	C	B	B

2 点検シート及び点検結果表

(1) 点検シートの見方

「点検シート」は、総務省（行政評価局）が、各行政機関において実施された「租税特別措置等に係る政策評価」に使用されたデータ等を確実に把握して点検し、その結果を分かりやすく示すため、各行政機関の評価書等を基に作成したものである。各項目の出典等は次のとおり。

<基本情報>

1	制 度 名	評価書「1 政策評価の対象とした政策の名称」欄を基に記載
2	措 置 名	平成31年4月1日現在の租税特別措置法又は地方税法を基に記載（連結法人に係る分は省略）
3	措 置 の 内 容	「平成29年度時点」欄及び「平成30年度税制改正以後」欄は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会提出）」の「総括表」の「措置の概要」欄を基に記載し、「令和元年度税制改正以後」欄は、「令和元年度税制改正の解説」（財務省HP）を基に記載
4	政 策 目 的	評価書「9① 政策目的及びその根拠」欄の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」を基に記載
5	評 価 対 象 税 目	評価書「2① 政策評価の対象税目」欄を基に記載
6	関 係 条 項	評価書「4 内容」欄の「関係条項」から法人税、地方税に係る条番号を抜粋して記載
7	要 望 内 容	評価書「4 内容」欄を基に記載
8	創 設 年 度	評価書「7 創設年度及び改正経緯」欄を基に記載
9	過去の政策評価の実績	評価書「13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期」欄を基に記載
10	区 分	評価書「3 要望区分等の別」欄を基に記載

<総括表>

- 1 「適用件数」、「減収額」、「目標」の計数は、令和元年度に提出された評価書のほか、同一の租税特別措置等に係る過去の評価書に記載されたものも含めて表記（同一の年度に複数の計数が存在する場合は、最新の評価書の計数を表記）
- 2 「適用件数」欄及び「減収額」欄には、単体法人及び連結法人の合計を記載
- 3 特別償却及び特別控除等、複数の制度がある租税特別措置等に係る「適用件数」欄及び「減収額」欄には、複数の制度に係るものの合計をそれぞれ記載
- 4 計数が表記されていない箇所について、評価書（過去の評価書を含む。）に記載すべき計数が評価書又は補足説明に記載されていない場合は「不明」、その租税特別措置等が創設される前の年度等、計数が存在しない場合は「－」と表記
- 5 「適用実態調査」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）又は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）をいう。

(2) 点検結果表の見方

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 制 度 名 | 租税特別措置等の名称を記載 |
| 2 | 税 目 | 政策評価の対象とされた租税特別措置等の税目を記載 |
| 3 | 区 分 | [新設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価
[拡充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価
[延長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価 |

(注) 「【(行政機関名)の補足説明】」欄には、各行政機関から総務省（行政評価局）へ提出された回答を転載している。

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (オフィス減税、雇用促進税制)
内閣02	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長
内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の延長
内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長
内閣05	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1内閣01-1)

(評価実施府省: 内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) (オフィス減税)											
措置の内容	平成29年度時点	地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けた法人が、認定後2年経過日までに、地方活力向上地域内において、特定建物等の取得等をした場合には、取得価額の①15% (移転型計画の場合には25%)の特別償却又は②4% (移転型計画の場合には7%)の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度) ができる。										
	平成30年度税制改正以後	移転型事業の対象地域に準地方活力向上地域とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部が追加された。										
	令和元年度税制改正以後	従前どおり										
政策目的	企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出すること。											
評価対象税目	義務対象			努力義務対象								
	法人税	法人住民税	法人事業税									
関係条項	措法第42条の11の3、第68条の15											
要望内容	企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制を延長するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充等を行う。											
創設年度	H27	過去の政策評価の実績	H27内閣04、H28内閣02、H29内閣01、H30内閣01-1								区分	拡充・延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態													租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)														
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上 位10社割合 (法人 税 (特別償 却)・%)	(参考) 適用実態調査における適用額の上 位10社割合 (法 人税 (特別控 除)・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)	目標①				目標②										
														「企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する」(令和元年度評価時から)				「2020年までの5年間で雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」(平成30年度評価時)										
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値 (件)	将来予測		実績		租税の直接的効果	目標達成度			
																				累計	単年度	累計	単年度					
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H27	不明	4	-	4	不明	▲151.3	-	-	不明	▲27.8	-	▲37.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	77	77	不明	-
H28	900	20	2.2%	20	▲3,331.5	▲1,582.3	47.5%	-	99.3%	▲429.8	▲14.1	3.3%	▲17.7	-	-	-	-	-	-	-	不明	0	157	80	不明	-		
H29	94	31	33.0%	31	▲1,636.6	▲1,531.4	93.6%	-	90.1%	▲411.1	▲27.0	6.6%	▲34.5	-	-	-	-	-	-	-	不明	94	228	71	不明	-		
H30	606	25	4.1%	-	▲4,041.0	▲1,996.8	49.4%	-	-	▲1,095.6	▲260.8	23.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	11	322	94	不明	-		
R1	41	-	-	-	▲1,967.4	-	-	-	-	▲143.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	339	17	-	-		
R2	54	-	-	-	▲3,610.0	-	-	-	-	▲760.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
R3	59	-	-	-	▲3,940.0	-	-	-	-	▲830.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
R5~/未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別 (オフィス減税分、雇用促進税制分) に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長（オフィス減税）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（2020年までの5年間で、雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）を変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 企業の地方拠点強化等に関しては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018年改訂版」において、2020年までの達成目標として「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」を掲げております。現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます。</p> <p>② ①と同様、企業の地方拠点強化等に関しては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018年改訂版」において、2020年までの達成目標として「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」を掲げております。現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます。</p> <p>③ 上記のとおり、2020年以降の達成目標に関しては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり見直しの必要性を検討している状況です。現時点で、既存の達成目標を変更することが決まっているわけではありませんが、これまでの政策の成果や足下の状況等を踏まえて、現行の達成目標を変更すべきかどうか、検討を行う必要があると認識しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 「現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「2020年以降の達成目標に関しては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり見直しの必要性を検討している状況です」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成30年度）について、「整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 平成27～29年度の適用数については、評価書に記載のとおり、各年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」から数字を引用し、特別償却と税額控除の合計件数を記載しております。それぞれの合計と内訳は、平成27年度4件（特別償却2件、税額控除2件）、平成28年度20件（特別償却4件、税額控除16件）、平成29年度31件（特別償却7件、税額控除24件）となります。なお平成30年度については、別添資料1にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料1にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和2年度及び3年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和元年度）について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の適用数（令和元年度）について、「整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料1にてお示しさせていただきます。</p> <p>③ ご指摘の事項については、別添資料1にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「オフィス減税の適用件数は、認定企業のうち、実績調査でオフィス減税を適用した（する）と回答した企業の割合（46%）をもとにオフィス減税の適用を54件と推計」及び「オフィス減税の適用件数は、認定企業のうち、実績調査でオフィス減税を適用した（する）と回答した企業の割合（46%）をもとにオフィス減税の適用を59件と推計」との説明では、将来の適用数（令和2年度及び3年度）について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「準地方活力向上地域については、令和元年度の適用見込みの回答はなかったが、準地方活力向上地域の府県への聞き取りにより3件と推計した」との説明では、当該推計の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度）について、「平成30年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計」と説明されているが、算定根拠（計</p>
--

<p>算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成27年度及び28年度）について、「平成27～29年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計」と説明されているが、平成27年度の法人税率は23.9%、28年度の法人税率は23.4%であり、計算結果が評価書の記載と一致しない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料3にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料3にてお示しさせていただきます。</p> <p>③ ご指摘の事項については、別添資料3にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和2年度及び3年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和元年度）について、「平成30年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。</p> <p>③ ご指摘の事項については、別添資料3にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（2020年までの5年間で、雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数7件（平成29年度の特別償却）は、10件未満と僅少であり、その原因については、「整備計画の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況（利益法人でなくなる）等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が整備計画の認定を受けた企業による実績報告にも見られ、これが本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる」と説明されているが、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が所期の達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p> <p>③ 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合90.1%（平成29年度の税額控除）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が所期の達成目標（2020年までの5年間で、雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の適用数25件（平成30年度）が前回評価時の将来予測606件とかなり離れているに</p>
--

<p>もかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が所期の達成目標（2020年までの5年間で、雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 所期の達成目標（2020年までの5年間で、雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する本税制の直接的な効果は、政策評価書において記載させていただいた「整備計画の認定状況」に示しているとおり、制度創設から令和元年7月までに、339件の整備計画を認定しています。この整備計画は、本税制の適用を前提として企業が都道府県から認定を受けるものです。ご指摘のとおり、企業の本社機能の一部移転や地方拠点の強化の判断は、経済情勢の変化を含むビジネスに関する様々な要素を考慮した上での経営判断となりますが、整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えています。なお、ご提案いただいたアンケート調査については、前述のとおり効果は把握済みと認識しておりますので、現時点で改めて実施する予定はございませんが、必要に応じて検討させていただきます。</p> <p>② オフィス減税については、支援措置として①特別償却と②税額控除のいずれかを企業が選択して適用することになっております。平成29年度における①特別償却の適用実績はご指摘のとおり7件ですが、②税額控除の適用実績は24件であり、オフィス減税全体としては、31件の適用実績を挙げております。企業が①②いずれを選択適用するかは、企業の経営方針として①②いずれにメリットがあるかと考えるか、という経営判断に基づくものであり、①②いずれかの実績のみをもって説明できるものではありません。したがって、10件以下の僅少な実績であるというご指摘は、当たらないものと考えております。なお平成29年度の適用実績（31件）は、オフィス減税の適用実績としては制度創設以来、過去最多となるものであり、今後のさらなる適用実績の増加が期待されます。</p> <p>③ 本税制の適用額の前提となる設備投資額の実績については、公表資料では個社レベルの内訳まで把握できないため正確な分析は困難ですが、本税制においては設備投資額の下限値を2,000万円（中小企業は1,000万円）以上としているものの上限値は設定されていないため、大きな設備投資が複数案件ある場合には、これらの案件が適用額に占める割合が増大することも当然起こり得るものと承知しております。設備投資額が大きいということは、大規模な地方拠点強化の案件であると言え、その投資によって地方において創出される雇用機会や経済への波及効果も大きくなると見込まれることから、達成目標の実現への貢献度も高いと考えられます。なお、本税制は、適用額の大部分を少数の者が占めたとしても、それによって支援を受けられる者が限定されるものではありません。</p> <p>④ 評価書にもお示ししたとおり、本税制は、企業の地方拠点強化等のための重要な政策手段のひとつである一方、達成目標の実現のためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要があります。前回評価時に挙げた将来予測は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017年改訂版」に掲げた企業の地方拠点強化等に関する2020年までの達成目標（「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」）について、そのまま本税制の適用対象となると仮定して算出したため、結果として、本税制の適用実績との間に乖離が生じることとなりました。本税制が達成目標の実現に向けて一定程度貢献していると考えているのは前述のとおりですが、これまでの本税制の適用実績や過去の政策評価におけるご指摘等も踏まえ、今般お示しさせていただいた将来予測においては、より実態を反映した数値を提示しております（具体的な将来予測の根拠については、別添資料をご参照ください）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えています」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

- ② 「オフィス減税については、支援措置として①特別償却と②税額控除のいずれかを企業が選択して適用することになっております。平成29年度における①特別償却の適用実績はご指摘のとおり7件ですが、②税額控除の適用実績は24件であり、オフィス減税全体としては、31件の適用実績を挙げております。企業が①②いずれを選択適用するかは、企業の経営方針として①②いずれにメリットがあるかと考えるか、という経営判断に基づくものであり、①②いずれかの実績のみをもって説明できるものではありません。したがって、10件以下の僅少な実績であるというご指摘は、当たらないものと考えております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「設備投資額が大きいということは、大規模な地方拠点強化の案件であると言え、その投資によって地方において創出される雇用機会や経済への波及効果も大きくなると見込まれることから、達成目標の実現への貢献度も高いと考えられます。なお、本税制は、適用額の大部分を少数の者が占めたとしても、それによって支援を受けられる者が限定されるものではありません」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

【点検結果】

- ① 別添資料2における説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 「整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ② 達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ③ 将来の適用数41件（令和元年度）が平成30年度の評価書における同年の予測406件と大きく乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されていない。
- 【内閣府の補足説明】
- ① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。
- ② 2020年以降の達成目標については、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせて検討中の状況においては、達成目標に対する本税制の効果を現時点でお示しすることは困難です。その上で、達成目標に対する本税制の効果については、「整備計画の認定状況」に基づいてお示しすることになります。これは、前述のとおり、企業の本社機能の一部移転や地方拠点の強化の判断は、経済情勢の変化を含むビジネスに関する様々な要素を考慮した上での経営判断となりますが、整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えているからです。現時点での将来的な認定の見込みについては、別添資料にてお示しさせていただきます。なお、ご提案いただいたアンケート調査については、前述のとおり効果は整備計画の認定件数によって把握できると認識しておりますので、現時点で改めて実施する予定はございませんが、必要に応じて検討させていただきます。
- ③ 前述のとおり、本税制は、企業の地方拠点強化等のための重要な政策手段のひとつである一方、達成目標の実現のためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要があります。前回評価時に挙げた将来予測は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017年改訂版」に掲げた企業の地方拠点強化等に関する2020年までの達成目標（「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」）について、そのまま本税制の適用対象となると仮定して算出しております。今般お示しさせていただいた将来予測においては、これまでの本税制の適用実績や過去の政策評価におけるご指摘等も踏まえ、より実態を反映した数値を提示しておりますので、結果として、過去の将来予測との間に乖離が生じることとなりました。

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1内閣01-2)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) (雇用促進税制)	
措置の内容	平成29年度時点	(1) 次の①から④までの要件を満たす場合には、40万円に特定地域基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除(当期の法人税額の10%(中小企業等等は20%)を限度)ができる。 ① 適用年度等において事業主都合による離職者がいないこと ② 基準雇用者数が5人以上(中小企業等等は2人以上)であること ③ 基準雇用者割合が10%以上であること又は前期末の雇用者の数が零であること ④ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること (2) 地域再生法の認定事業者が、上記(1)の要件のうち③以外の要件を満たす場合には、次の金額の合計額の税額控除(上記(1)及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の30%を限度)ができる。 ① 30万円(上記(1)③の要件も満たす場合には60万円)に、地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数に乗じて計算した金額 ② 20万円(上記(1)③の要件も満たす場合には50万円)に、新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数からその新規雇用者総数を控除した数とを合計した数に乗じて計算した金額 ③ 10万円(上記(1)③の要件も満たす場合には40万円)に、新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の40%相当数を超える部分の数に乗じて計算した金額 (3) 上記(2)の適用を受ける又は受け付けた地域再生法の認定事業者は、30万円に地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除(上記(1)、(2)及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の30%を限度)ができる。
	平成30年度税制改正以後	・ 上記(1)の措置を廃止(平成30年4月1日開始した事業年度について適用) ・ 上記(2)の措置について、(2)③を廃止し、(2)①及び②に係る税額控除額を上乗せする要件を基準雇用者割合が8%以上(移転型事業は5%以上)であることとする。 ・ 上記(3)の措置における地方事業所特別税額控除限度額を、特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には、20万円に地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とする。 ・ 税額控除額の上限を当期の法人税額の20%(改正前：30%)に引下げ
	令和元年度税制改正以後	従前どおり
	政策目的	企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出すること。
評価対象税目	義務対象	
	法人税	法人住民税
関係条項	措法第42条の12、第68条の15の2	
要望内容	企業の本社機能移転等を促進し、地方拠点強化税制を延長するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充等を行う。	
創設年度	H27	過去の政策評価の実績
		H27内閣04、H28内閣02、H29内閣01、H30内閣01-2
		区分
		拡充・延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)															
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)			減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)			減収額 (法人住民税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (法人住民税・百万円)			目標①		目標②							
																			「企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する」(令和元年度評価時から)		「2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」(平成30年度評価時)							
	将来予測	実績	実績-将来予測	実績	将来予測	実績	実績-将来予測	実績	将来予測	実績	実績-将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値(累計)(人)	将来予測		実績		租特の直接的効果	目標達成度				
																			累計	単年度	累計	単年度						
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H27	不明	7	-	7	不明	▲3.8	-	-	不明	▲0.5	-	内訳不明	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	4,447	4,447	不明	-			
H28	1,500	5	0.3%	5	▲7,370.0	▲4.9	0.1%	-	▲950.7	▲0.6	0.1%	内訳不明	-	-	-	-	-	-	-	不明	8,190	7,672	3,225	不明	-			
H29	18	7	38.9%	11	▲73.0	▲49.1	67.2%	内訳不明	▲9.4	▲6.3	67.0%	内訳不明	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	10,465	2,793	不明	-			
H30	1,417	13	0.9%	-	▲6,307.0	▲112.7	1.8%	-	▲814.0	▲14.5	1.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	8,045	13,878	3,413	不明	-			
R1	9	-	-	-	▲109.6	-	-	-	▲7.7	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	14,148	270	-	-			
R2	24	-	-	-	▲169.0	-	-	-	▲12.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
R3	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
R5~未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

(注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別(オフィス減税分、雇用促進税制分)に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長（雇用促進税制）
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇創出する）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇創出する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加）を変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 企業の地方拠点強化等に関しては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018年改訂版」において、2020年までの達成目標として「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」を掲げております。現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます。</p> <p>② ①と同様、企業の地方拠点強化等に関しては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018年改訂版」において、2020年までの達成目標として「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」を掲げております。現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます。</p> <p>③ 上記のとおり、2020年以降の達成目標に関しては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり見直しの必要性を検討している状況です。現時点で、既存の達成目標を変更することが決まっているわけではありませんが、これまでの政策の成果や足下の状況等を踏まえて、現行の達成目標を変更すべきかどうか、検討を行う必要があると認識しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 「現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「2020年以降の達成目標に関しては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり見直しの必要性を検討している状況です」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度）について、「出典：「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料4にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和2年度及び3年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和元年度）について、「出典：「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料4にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和3年度の適用数が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成30年度の法人税）について、「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人住民税）について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料4にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料5にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税額控除実施法人は移転型2件、拡充型11件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が1:9とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業10件となる」との説明では、1:9の根拠が明らかでなく、過去の減収額（平成30年度の法人税）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 別添資料5における説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和2年度及び3年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和元年度の法人税）について、「雇用促進計画受付件数・達成状況</p>
--

<p>報告件数(厚生労働省)をもとに推計」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典(算定の基礎となる適用額を含む。))が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額(令和元年度の法人住民税)について、「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典(算定の基礎となる適用額を含む。))が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料5にてお示しさせていただきます。</p> <p>③ ご指摘の事項については、別添資料5にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和3年度の減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 指摘事項への回答が示されているのは別添資料4ではないか。別添資料4の記載が回答であると解すれば、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税額控除実施法人は移転型2件、拡充型7件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が1:9とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業4件となる」との説明では、1:9の根拠が明らかでなく、将来の減収額(令和元年度の法人税)の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典(算定の基礎となる適用額を含む。))が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する過去の効果について、「本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、平成27年10月から令和元年6月末時点(令和元年7月15日までに都道府県から報告のあったもの)で339件が都道府県に認定されており、当該計画に基づいて、14,148人の雇用が地方において創出されることが見込まれる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数7件(平成29年度)は、10件未満と僅少であり、その原因については、「整備計画の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況(利益法人でなくなる)等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が整備計画の認定を受けた企業による実績報告にも見られ、これが本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる」と説明されているが、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が所期の達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 所期の達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する本税制の直接的な効果は、政策評価書において記載させていただいた「整備計画の認定状況」に示しているとおり、制度創設から令和元年7月までに認定した整備計画において、14,148人の雇用創出を見込んでおります。この整備計画は、本税制の適用を前提として企業が都道府県から認定を受けるものです。ご指摘のとおり、企業の本社機能の一部移転や地方拠点の強化及び雇用者数の増加の判断は、経済情勢の変化を含むビジネスに関する様々な要素を考慮した上での経営判断となりますが、整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えています。なお、ご提案いただいたアンケート調査については、前述のとおり効果は</p>

<p>把握済みと認識しておりますので、現時点で改めて実施する予定はございませんが、必要に応じて検討させていただきます。</p> <p>② ご指摘のとおり、雇用促進税制の平成29年度の適用実績は多くはないものの、前年度に比べて、件数はあまり変わらない一方、税額控除額は10倍以上と大幅に増加しております。税額控除額の規模が大きくなると、地方における雇用創出数も大きくなることから、雇用促進税制を適用した企業当たりの雇用創出数が前年度より大幅に増加していることが見込まれます。本税制に係る達成目標は、税制の適用実績額そのものではなく、地方拠点強化等を通じて地方において雇用を創出することであり、その観点からは、達成目標(4万人の雇用増)の実現に着実に貢献していると考えております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えています。」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する)に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標(企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する)に対する将来の直接的な効果について、「本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画に基づく、企業の本社機能の地方移転等により、地方において創出が見込まれる雇用は、14,148人である」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標(企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する)に対する将来の効果について、予測される将来の適用数9件(令和元年度)は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。</p> <p>④ 本特例措置について、雇用増加要件を見直すこととしているにもかかわらず、既存の雇用増加要件の下での適用見込みが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。</p> <p>② 2020年以降の達成目標については、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせて検討中の状況においては、達成目標に対する本税制の効果を現時点でお示しすることは困難です。その上で、達成目標に対する本税制の効果については、「整備計画の認定状況」に基づいてお示しすることになります。これは、前述のとおり、企業の本社機能の一部移転や地方拠点の強化及び雇用者数の増加の判断は、経済情勢の変化を含むビジネスに関する様々な要素を考慮した上での経営判断となりますが、整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えているからです。現時点での将来的な認定の見込みについては、別添資料2にてお示しさせていただきます。なお、ご提案いただいたアンケート調査については、前述のとおり効果は整備計画の認定件数によって把握できると認識しておりますので、現時点で改めて実施する予定はございませんが、必要に応じて検討させていただきます。</p> <p>③ ご指摘のとおり、雇用促進税制の令和元年度の適用件数は多くはないものの、これはこれまでの本税制の適用実績や過去の政策評価におけるご指摘等も踏まえ、より実態を反映し、将来的に実績と乖離しないことを念頭に置いた数値として、試算した結果で</p>

す。また件数は多くない一方で、これまでの適用実績を踏まえても税額控除額は大幅な増加傾向にあり、雇用促進税制を適用する企業当たりの雇用創出数は今後も増加することが期待されます。前述のとおり、本税制に係る達成目標は、税制の適用実績そのものではなく、地方拠点強化等を通じて地方において雇用を創出することであり、その観点からは、将来の達成目標の実現にも着実に貢献すると考えております。

④ ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。

【点検結果】

- ① 別添資料2における説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 「整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和3年度についての適用見込みが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	
2	対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、事業税:義(自動運動))(地方税1)	
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	(所得税:外)	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>(1) 特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)</p> <p>(2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制を延長(2年間)するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充等を行う。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二 地方税法(昭和25年法律第226号)第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項</p>	
	5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年10月2日※～令和2年3月31日 (※本税制関連の地域再生計画の初認定日)
7	創設年度及び改正経緯	<p>○平成27年度</p> <p>・創設</p> <p>(1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設)</p> <p>(2) (地方拠点強化税制における)雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p>	
		<p>○平成28年度</p> <p>・拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p>	

		<p>○平成29年度</p> <p>・拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%(平成27、28年度と同水準)に維持。雇用促進税制について、質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)に対する控除額の上乗せ。等)</p> <p>○平成30年度</p> <p>・適用期間の延長(2年間)</p> <p>・拡充(移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。認定時の要件を雇用者数10人(中小5人)から5人(中小2人)とする要件緩和。等)</p>
8	適用又は延長期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年間)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>・地域再生法(平成17年法律第24号)第1条</p> <p>「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」</p> <p>・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条</p> <p>「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 (平成30年12月21日閣議決定)</p> <p>「人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要であるが、企業の本社等の東京23区への集中が進んでおり、採用においても東京での一括採用がほとんどである。地方の企業による優秀な人材の確保や定着を促進するため、特に東京23区からの本社機能の全部又は一部移転等による地方拠点強化や企業の地方採用拡大に向け、官民挙げての取組を推進することとしている。」</p> <p>・まち・ひと・しごと創生基本方針2019</p>

		<p>(令和元年6月21日閣議決定) 「過度な東京一極集中を是正し、地方での安定した良質な雇用の創出を図るため、地方拠点強化税制を措置しているところである。東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討する。」</p> <p>・経済・財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年6月21日閣議決定) 「地方への企業の本社機能等の加速化に向けて、地方拠点強化税制を含め、総合的かつ抜本的な方策について検討する。」</p>										
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策4. 地方創生の推進 政策⑧ 地域再生の推進</p>										
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する。</p> <p>※ 具体的な政策の達成目標は、検討中。 ※ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、12月下旬頃に閣議決定予定。 ※ なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018（平成30年12月21日閣議決定）」においては、企業の地方拠点強化等に関して、以下の政策の達成目標を提示。</p> <p>2020年までの5年間で、 ・本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加 ・雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して総合的に取り組む必要がある。本税制は、企業の本社機能の地方移転や地方拠点の強化を図ることによって、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。 本税制を通じて、企業の本社機能の地方移転・地方拠点の強化を促進することで、地方において雇用が創出され、達成目標の実現に寄与する。</p>										
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p><地域再生計画の認定状況等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">地域再生計画の認定都道府県数</th> <th colspan="2">認定地域再生計画における目標値</th> </tr> <tr> <th>整備計画認定件数</th> <th>雇用創出数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計数</td> <td>45 道府県 (52 計画)</td> <td>1,695 件</td> <td>15,684 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年7月末時点)</p> <p><整備計画の認定状況等></p>		地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値		整備計画認定件数	雇用創出数	合計数	45 道府県 (52 計画)	1,695 件	15,684 人
	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値										
		整備計画認定件数	雇用創出数									
合計数	45 道府県 (52 計画)	1,695 件	15,684 人									

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計
認定整備計画数	77件	80件	71件	94件	17件	339件
認定整備計画における雇用創出数	4,447人	3,225人	2,793人	3,413人	270人	14,148人
雇用促進計画受付件数	25件	47件	61件	65件	20件	218件

※ 令和元年度に関して、認定整備計画数は令和元年7月15日までに都道府県から報告があったもの、雇用促進計画受付件数は令和元年7月31日までに労働局から報告があったもの

<適用件数>
○オフィス減税
【平成27年度】4件(うち特別償却2件、税額控除2件)(※出典:平成27年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)
【平成28年度】20件(うち特別償却4件、税額控除16件)(※出典:平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)
【平成29年度】31件(うち特別償却7件、税額控除24件)(※出典:平成29年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)
【平成30年度】25件(うち特別償却4件、税額控除21件)(※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計(別添参照。))
【令和元年度】41件(うち特別償却4件、税額控除37件)(※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計(別添参照。))

○雇用促進税制
【平成27年度】7件(※出典:平成27年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)
【平成28年度】5件(※出典:平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)
【平成29年度】7件(※出典:平成29年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」)
【平成30年度】13件(※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(別添参照。))
【令和元年度】9件(※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(別添参照。))

②: 適用額 ○オフィス減税(国税のみ)
【平成27年度】

		<p>①適用事業者数:4件 ②損金算入額:300,897千円 ③税額控除額:79,363千円 ※出典:平成27年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成28年度】 ①適用事業者数:20件 ②損金算入額:137,268千円 ③税額控除額:1,550,067千円 ※出典:平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成29年度】 ①適用事業者数:31件 ②損金算入額:280,514千円 ③税額控除額:1,466,314千円 ※出典:平成29年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成30年度】 ①適用事業者数:25件 ②損金算入額:25,000千円 ③税額控除額:1,991,000千円 ※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計(別添参照)。</p> <p>【令和元年度】 ①適用事業者数:41件 ②損金算入額:32,000千円 ③税額控除額:1,960,000千円 ※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計(別添参照)。</p> <p>○雇用促進税制(国税のみ) 【平成27年度】 ①適用事業者数:7件 ②税額控除額:3,778千円 ※出典:平成27年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成28年度】 ①適用事業者数:5件 ②税額控除額:4,891千円 ※出典:平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成29年度】 ①適用事業者数:7件 ②税額控除額:49,090千円 ※出典:平成29年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成30年度】 ①適用事業者数:13件 ②税額控除額:112,700千円 ※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(別添参照)。</p> <p>【令和元年度】 ①適用事業者数:9件 ②税額控除額:109,600千円 ※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(別添参照)。</p> <p><適用件数・適用額に関する留意事項> 整備計画の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく</p>
--	--	---

		<p>過程で、企業内の事情変更や財務状況(利益法人でなくなる)等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が整備計画の認定を受けた企業による実績報告にも見られ、これが本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。特に直近では、地方における人手不足が影響し、予定していた雇用計画を達成できなかった、といった企業の声も挙がっている。</p> <p>また地方公共団体が独自に講じる助成制度の中には、整備計画の認定を受けた企業を対象とする場合もある。当該助成制度の活用を主目的として整備計画の認定を受けた企業については、本税制の適用を受けてはいないものの、整備計画に則って地方拠点の強化や雇用創出を達成していることが期待される。</p> <p>なお、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、整備計画の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて整備計画の認定後も、建物等の取得や新規雇用の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。</p>																																										
	③: 減収額	<p>○オフィス減税 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税(法人税)</td> <td>151.3</td> <td>1,582.2</td> <td>1,531.4</td> <td>1,996.8</td> <td>1,967.4</td> <td>別添</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>27.8</td> <td>14.1</td> <td>27.0</td> <td>260.8</td> <td>143.1</td> <td>別添</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>10.3</td> <td>5.6</td> <td>13.1</td> <td>257.6</td> <td>137.7</td> <td>別添</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>17.5</td> <td>8.5</td> <td>13.9</td> <td>3.2</td> <td>5.4</td> <td>別添</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>179.1</td> <td>1,596.4</td> <td>1,584.4</td> <td>2,257.6</td> <td>2,110.1</td> <td>別添</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27～29年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計(別添参照)。 平成30年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計(別添参照)。 <p>○雇用促進税制 (百万円)</p>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	国税(法人税)	151.3	1,582.2	1,531.4	1,996.8	1,967.4	別添	地方税	27.8	14.1	27.0	260.8	143.1	別添	法人住民税	10.3	5.6	13.1	257.6	137.7	別添	法人事業税	17.5	8.5	13.9	3.2	5.4	別添	計	179.1	1,596.4	1,584.4	2,257.6	2,110.1	別添
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度																																						
国税(法人税)	151.3	1,582.2	1,531.4	1,996.8	1,967.4	別添																																						
地方税	27.8	14.1	27.0	260.8	143.1	別添																																						
法人住民税	10.3	5.6	13.1	257.6	137.7	別添																																						
法人事業税	17.5	8.5	13.9	3.2	5.4	別添																																						
計	179.1	1,596.4	1,584.4	2,257.6	2,110.1	別添																																						

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
国税 (法人税)	3.8	4.9	49.1	112.7	109.6	別添
地方税(法 人住民税)	0.5	0.6	6.3	14.5	7.7	別添
計	4.3	5.5	55.4	127.2	117.3	別添

(出典等)

- 平成 27～29 年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」をもとに記載。
- 平成 30 年度以降は、国税は「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」をもとに推計(別添参照)。
- 地方税は、いずれの年度についても「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて試算(別添参照)。
- 優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要がある。本税制は、企業の本社機能の地方移転や地方拠点の強化を図ることによって、地方において雇用を創出しよとする重要な政策手段の一つである。

本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、平成 27 年 10 月から令和元年 6 月末時点(令和元年 7 月 15 日までの間に都道府県から報告のあったもの)で 339 件が都道府県に認定されており、当該計画に基づいて、14,148 人の雇用が地方において創出されることが見込まれる。整備計画の認定件数は前年同時期に比べて 98 件(前年比 1.4 倍)、雇用創出数は 3,069 人(前年比 1.3 倍)増加しており、着実な進展が見られる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画に基づく、企業の本社機能の地方移転等により、地方において創出が見込まれる雇用は、14,148 人である(令和元年 6 月末時点、)。

それに加え、本税制の副次的な効果として、オフィスの整備に係る設備投資に伴って、平成 27 年度から令和元年度までに合計 3,177 億円の経済波及効果が見込まれる。

	設備投資に伴う経済波及効果
平成 27 年度	8,021 百万円
平成 28 年度	79,810 百万円
平成 29 年度	74,736 百万円
平成 30 年度	61,581 百万円
令和元年度	93,533 百万円
合計	317,683 百万円

※ オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額(出典:租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査)に、非住宅建築の生産誘発係数 2.0145(出典:平成 23 年建設部門分析用産業連関表)を乗じて算出。

		⑤: 税収減を是認する理由等	本税制を適用した企業が本社機能を地方に移転または地方拠点を強化して経済活動を行い、また同地において雇用を創出することで、当該企業の立地する地方公共団体にとっては、経済・雇用の両面で本税制の効果に直接裨益することとなる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の本社機能移転等は、都道府県が策定し国が認定する地域再生計画に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該整備計画に基づく企業の地方への本社機能移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても総合的かつ妥当である。また、租税特別措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担	<p>企業の地方への移転及び地方拠点の強化を推進するため、本税制のほか、「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うもの。 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制は、企業の本社機能の地方移転及び地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。</p> <p>地方公共団体にとっては、本税制を適用した企業が本社機能を同地に移転して経済活動を行い、また同地で雇用を拡大させることで、経済・雇用の両面で本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。</p> <p>なお、多数の地方公共団体及び団体(全国知事会等)より、令和 2 年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることから、相当性があると言える。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月(H30 内閣 01-1、H30 内閣 01-2)

別添 1

平成 30 年度、令和元年度の適用件数・適用金額（オフィス減税）

○適用件数について

- ・「整備計画の認定を受けた企業からの報告」において、平成 30 年度、令和元年度に「オフィス減税の適用を受ける（受けた）」と回答した件数は以下の通り。

	平 30			令元年		
	合計	特償	税額	合計	特償	税額
移転	1	0	1	2	0	2
準地域	0	0	0	0	0	0
拡充	12	2	10	18	2	16
合計	13	2	11	20	2	18

- ・調査を実施した時点の認定件数 339 件中、報告に回答したのが 178 件であったため、各件数に 1.9 を乗じて適用件数を推計した。
- ・ただし、準地方活力向上地域については、令和元年度の適用見込みの回答はなかったが、準地方活力向上地域の府県への聞き取りにより 3 件と推計した。

	平 30			令元年		
	合計	特償	税額	合計	特償	税額
移転	2	0	2	4	0	4
準地域	0	0	0	3	0	3
拡充	23	4	19	34	4	30
合計	<u>25</u>	4	21	<u>41</u>	4	37

○適用額について

- ・「整備計画の認定を受けた企業からの報告」において、平成 30 年度、令和元年度に「オフィス減税の適用を受ける（受けた）」と回答した企業の適用額の合計は以下の通り。

(百万円)

		平 30			令元年		
		合計	特償	税額	合計	特償	税額
建物	移転	213	0	213	63	0	63
	準地域	0	0	0	0	0	0
	拡充	575	9	(※1)566	509	16	(※2)493
構築物	移転	2	0	2	2	0	2
	準地域	0	0	0	0	0	0
	拡充	28	4	24	95	1	94
合計		818	13	805	669	17	652

- ・調査を実施した時点の認定件数 339 件中、報告に回答したのが 178 件であったため、各適用額に 1.9 を乗じて適用額を推計した。
- ・ただし、平成 30 年度の拡充型・税額控除の回答 10 件のうち、3 件で金額が未記入であったため、さらに 10/7 を乗じた (※1)。また、令和元年度の拡充型・税額控除の回答 16 件のうち、6 件で金額が未記入であったため、さらに 16/10 を乗じた (※2)。
- ・準地方活力向上地域は、令和元年度の移転型と拡充型の 1 件あたり税額控除額（建物 47.6 百万円、構築物 5.4 百万円）に件数を乗じて推計した。

(百万円)

		平 30			令元年		
		合計	特償	税額	合計	特償	税額
建物	移転	405	0	405	119	0	119
	準地域	0	0	0	143	0	143
	拡充	1,553	17	1,536	1,529	30	1,499
構築物	移転	4	0	4	4	0	4
	準地域	0	0	0	16	0	16
	拡充	54	8	46	181	2	179
合計		2,016	<u>25</u>	<u>1,991</u>	1,992	<u>32</u>	<u>1,960</u>

以上

別添2

令和2・3年度の適用件数・適用額・減収額の推計方法

オフィス減税

【令和2年度】

(1) 適用件数

- 年間認定件数は、平成30年度の年間認定件数(94件)に平成28～30年度の伸び率の平均(11%)を2回乗じて **116件**。
- オフィス減税の適用件数は、認定企業のうち、実績調査でオフィス減税を適用した(する)と回答した企業の割合(46%)をもとにオフィス減税の適用を **54件**と推計。

(2) 適用額

①改正前

- 基本部分のみ(社宅を含めない)で **損金算入 29.1億円**、**税額控除額 26.1億円**。(詳細は別紙を参照)

②改正後

- 基本部分と改正により追加を要望して社宅部分を合わせて **損金算入 31.0億円**、**税額控除額 29.0億円**。(詳細は別紙を参照)

(3) 減収額(国税)

①改正前

- 基本部分のみ(社宅を含めない)で **32.8億円**。(詳細は別紙を参照)

②改正後

- 基本部分と改正により追加を要望して社宅部分を合わせて **36.1億円**。(詳細は別紙を参照)

(4) 減収額(地方税)

①改正前

【住民税】

- 32.8億円×7.0%=**2.3億円**

【事業税】

- 所得割=29.1億円×5.6%=1.6億円
- 所得割・特別法人事業税分=1.6億円×189.4%=3.0億円
- 均等割=29.1億円×0.6%=0.2億円
- 事業税=1.6億円+3.0億円+0.2億円=**4.8億円**

②改正後

【住民税】

- 36.1億円×7.0%=**2.5億円**

【事業税】

- 所得割=31.0億円×5.6%=1.7億円
- 所得割・特別法人事業税分=1.7億円×189.4%=3.2億円
- 均等割=31.0億円×0.6%=0.2億円
- 事業税=1.6億円+3.0億円+0.2億円=**5.1億円**

【令和3年度】

(1) 適用件数

- 令和2年度の116件に平成28～30年度の伸び率の平均(11%)を乗じ **128件**
- オフィス減税の適用件数は、認定企業のうち、実績調査でオフィス減税を適用した(する)と回答した企業の割合(46%)をもとにオフィス減税の適用を **59件**と推計。

(2) 適用額

①改正前

- **損金算入**は、29.1億円×59件/54件=**31.8億円**
- **税額控除額**は、26.1億円×59件/54件=**28.5億円**

②改正後

- **損金算入**は、31.0億円×59件/54件=**33.9億円**
- **税額控除額**は、29.0億円×59件/54件=**31.7億円**

(3) 減収額(国税)

①改正前

- 32.8億円×59件/54件=**35.8億円**

②改正後

- 36.1億円×59件/54件=**39.4億円**

(4) 減収額(地方税)

①改正前

【住民税】

- 2.3億円×59件/54件=**2.5億円**

【事業税】

- 4.8億円×59件/54件=**5.2億円**

②改正後

【住民税】

- 2.5億円×59件/54件=**2.7億円**

【事業税】

- 5.1億円×59件/54件=**5.6億円**

雇用促進税

【令和2年度】

(1) 適用件数

①改正前

- 年間認定件数は、平成30年度の年間認定件数(94件)に平成28～30年度の伸び率の平均(11%)を2回乗じて **116件**。
- 雇用促進税の適用件数は、「適用した」と回答した企業と「適用する予定」と回答した企業の一部の合計(17%)をもとに、雇用促進税の適用を **20件**と推計。

②改正後

- ヒアリング調査で雇用促進税を適用しないと回答した企業のうち、今回の改正項目を「緩和・改善すべき」等と回答した企業の割合(23%)であったことから、改正前(116件)から23%増加すると仮定し **143件**。
- 改正前と同じ算出方法により、雇用促進税の適用を **24件**と推計。

(2) 適用額・減収額(国税)

①改正前

- **税額控除額 0.90 億円**。(詳細は別紙を参照)

②改正後

- **税額控除額 1.69 億円**。(詳細は別紙を参照)

(3) 減収額(地方税)

①改正前

【住民税】

- $0.9 \text{ 億円} \times 7.0\% = \mathbf{0.06 \text{ 億円}}$

②改正後

【住民税】

- $1.69 \text{ 億円} \times 7.0\% = \mathbf{0.12 \text{ 億円}}$

以上

減収見込額 試算方法(オフィス減税)

別添2(補足)

【基本部分】

<件数見込み>

- ・年間認定件数：平成30年度の年間認定件数(94件)に平成28～30年度の伸び率の平均(11%)を2回乗じて**116件**。(令和2年度を想定しているため)
- ・適用件数：認定企業のうち、実績調査でオフィス減税を適用した(する)と回答した企業の割合(46%)をもとにオフィス減税の適用を**54件**と推計。
- ・移転型・拡充型の件数：認定実績より、移転型：拡充型は1：9のため、**移転型6件、拡充型48件**。
- ・大企業・中小企業の件数：認定実績より、大企業：中小企業は1：1のため、**移転型の大企業・中小企業は各3件**。
拡充型の大企業・中小企業は各24件。
- ・税額控除・特別償却：実績調査より、特別償却：税額控除は1：4のため、
移転型の大企業・中小企業はそれぞれ**特別償却1件、税額控除2件**。
拡充型の大企業・中小企業はそれぞれ**特別償却5件、税額控除19件**。

<設備投資額>

- ・オフィス減税を適用した企業の1件あたりの設備投資額の平均(認定企業の実績調査)より、**大企業25億円、中小企業4億円**。

【社宅】

<件数見込み>

- ・年間件数：実績調査で17%の企業が「社員住宅などの福利厚生施設を対象施設に追加すべき」と回答したことから、年間認定件数(116件)の17%の**20件**と推計。
- ・移転型・拡充型の件数：認定実績より、移転型：拡充型は1：9のため、**移転型2件、拡充型18件**。
- ・大企業・中小企業の件数：実績調査で「社員住宅などの福利厚生施設を対象施設に追加すべき」と回答した企業のうち、大企業：中小企業は6：4のため、**移転型は、大企業1件、中小企業1件**。
拡充型は、大企業11件、中小企業7件。
- ・税額控除・特別償却：実績調査より、特別償却：税額控除は1：4のため、
移転型の大企業は、特別償却0件、税額控除1件。移転型の中小企業は、特別償却0件、税額控除1件。
拡充型の大企業は、特別償却2件、税額控除9件。拡充型の中小企業は、特別償却1件、税額控除6件。

<設備投資額>

- ・平成30年度住宅着工統計における「給与住宅」の1戸あたりの金額は約1,488万円。経済センサスより大企業の1社あたりの従業員数は約130人、中小企業は約9名であり、大企業は従業員の30%、中小企業は全従業員に社宅を用意すると仮定。
大企業：1,488万円×39戸=**約5.8億円**、中小企業：1,488万円×9戸=**約1.3億円**。

地方拠点強化税制(オフィス減税) 減収見込額

基本部分				(設備投資額)	(特別償却率 税額控除率)	(税率)	(減収見込み額)		
年間認定件数 116件	オフィス減税適用 54件	移転型 6件	大企業 3件	【特別償却】 1件	25億円	0.25	0.232	1.5億円	
				【税額控除】 2件	25億円	0.07		3.5億円	
			中小企業 3件	【特別償却】 1件	4億円	0.25	0.19	0.2億円	
			【税額控除】 2件	4億円	0.07		0.6億円		
		拡充型 48件	大企業 24件	【特別償却】 5件	25億円	0.15	0.232	4.4億円	
				【税額控除】 19件	25億円	0.04		19.0億円	
	中小企業 24件		【特別償却】 5件	4億円	0.15	0.19	0.6億円		
			【税額控除】 19件	4億円	0.04		3.0億円		
									(=改正前減収額) 減収見込額 32.8億円
	住宅 想定件数 20件	移転型 2件	大企業 1件	【特別償却】 0件	5.8億円	0.25	0.232	0.0億円	
				【税額控除】 1件	5.8億円	0.07		0.4億円	
			中小企業 1件	【特別償却】 0件	1.3億円	0.25	0.19	0.0億円	
			【税額控除】 1件	1.3億円	0.07		0.1億円		
拡充型 18件			大企業 11件	【特別償却】 2件	5.8億円	0.15	0.232	0.4億円	
				【税額控除】 9件	5.8億円	0.04		2.1億円	
		中小企業 7件	【特別償却】 1件	1.3億円	0.15	0.19	0.0億円		
			【税額控除】 6件	1.3億円	0.04		0.3億円		
								(=改正による減収額) 減収見込額 3.3億円	
								改正後の減収額 36.1億円	

減収見込額 試算方法 (雇用促進税)

【改正前】

- <件数見込み>
- ・年間認定件数：平成30年度の年間認定件数（94件）に平成28～30年度の伸び率の平均(11%)を2回乗じて**116件**。
(令和2年度を想定しているため)
- ・適用件数：認定企業のうち、実績調査で雇用促進税を「適用した」と回答した企業と「適用する予定」と回答した企業の一部※の合計(17%)をもとに、雇用促進税の適用を**20件**と推計。 ※「適用する予定」の1/3が実際に適用すると仮定
- ・移転型・拡充型の件数：認定実績より、移転型：拡充型は1：9のため、**移転型2件、拡充型18件**。
- ・大企業・中小企業の件数：認定実績より、大企業：中小企業は1：1のため、**移転型の大企業・中小企業は各1件、拡充型の大企業・中小企業は各9件**。

<適用人数・控除額>

- ・1件あたり平均適用人数：実績調査より、大企業・中小企業、移転型・拡充型ごとの平均適用人数を算出。
- ・1人あたり平均控除額：実績調査の特定業務施設の雇用者増加数をもとに、正規職員、転勤者等の各控除額(20～60万円)を乗じ、それを元に1人あたり平均控除額(理論値)を算出。その理論値に、既に適用した企業の実際の控除額と理論値を比較して算出した実控除率(53%)を乗じ、1人あたり平均控除額を算出。

【改正後】

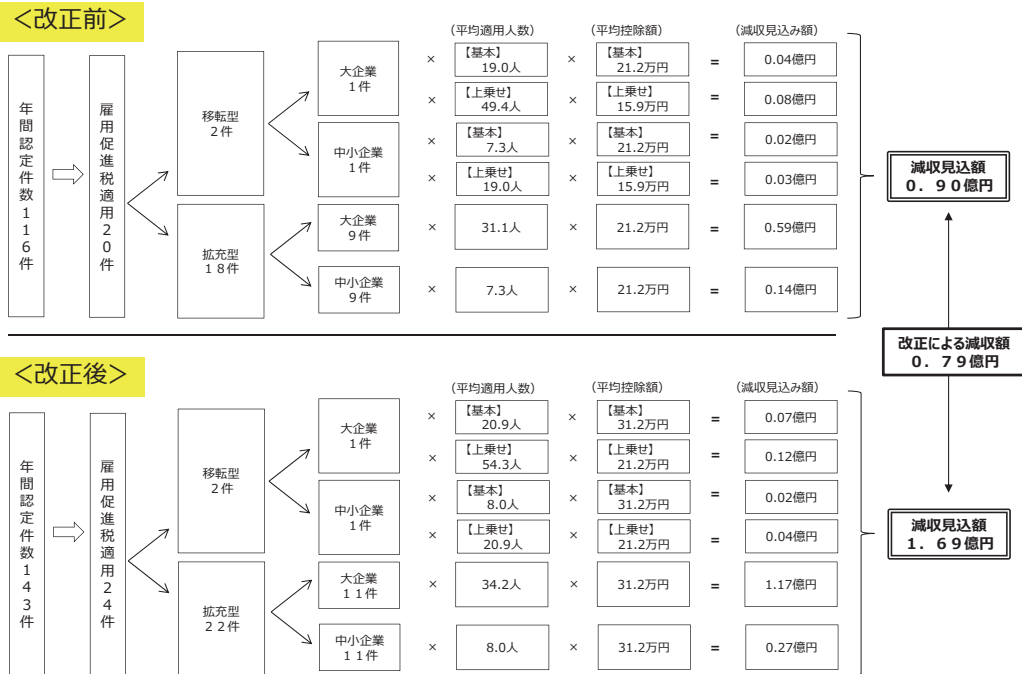
- <件数見込み>
- ・年間認定件数：アンケート調査で雇用促進税を適用しないと回答した企業のうち、今回の改正項目を「緩和・改善すべき」と回答した企業の割合(23%)であったことから、改正前(116件)から23%増加すると仮定し**143件**。
- ・適用件数：改正前と同じ算出方法により、雇用促進税の適用を**24件**と推計。
- ・移転型・拡充型の件数：認定実績より、移転型：拡充型は1：9のため、**移転型2件、拡充型22件**。
- ・大企業・中小企業の件数：認定実績より、大企業：中小企業は1：1のため、**移転型の大企業・中小企業は各1件、拡充型の大企業・中小企業は各11件**。

<適用人数・控除額>

- ・1件あたり平均適用人数：実績調査より、「**法人全体の雇用者増加数が上限**」が撤廃された場合、平均適用人数が**改正前の1.1倍**となるため、改正前の平均適用人数に1.1を乗じる。
- ・1人あたり平均控除額：改正前と同じ算出方法により、「**法人全体の雇用者増加率要件**」が撤廃され、「**転勤者を10万円加算**」、「**移転型に乗せを10万円加算**」した場合の、1人あたりの平均控除額を算出。

減収額 算定根拠等 (オフィス減税)

地方拠点強化税制(雇用促進税) 減収見込額



○国税について

- ✓ 平成 27~28 年度においても、平成 29 年度以降の税率 23.2% で計算されていたため再計算。

<平成 27 年度>

損金算入額 300,897 千円 × 23.9% = 71,914 千円

減収額 = 71,914 千円 + 税額控除額 79,363 千円 = 151,277 千円

<平成 28 年度>

損金算入額 137,268 千円 × 23.4% = 32,120 千円

減収額 = 32,120 千円 + 税額控除額 1,550,067 千円 = 1,582,277 千円

- ✓ 令和元年度について、税額控除額に修正があったため再計算。特別償却の計算が異なっていたため再計算。

<令和元年度>

損金算入額 32,000 千円 × 23.2% = 7,424 千円

減収額 = 7,424 千円 + 税額控除額 1,960,000 千円 = 1,967,424 千円

○地方税について

- ✓ 平成 30 年度の税率について、令和元年度の税率を使用していたため、平成 30 年度の税率で再計算。

<平成 30 年度>

住民税

1996.8 百万 × 12.9% = 257.6 百万

事業税

所得割 = 25 百万 × 3.8% = 0.95 百万

所得割・特別法人事業税分 = 0.95 百万 × 219.9% = 2.09 百万

均等割 = 25 百万 × 0.61% = 0.15 百万

地方税合計 = 260.8 百万

- ✓ 令和元年度国税の減収額が変更になったので修正。

<令和元年度>

住民税

1,967.4 百万 × 7.0% = 137.7 百万

事業税

雇用促進税制（地方拠点強化税制）に係る推計

所得割 = 32 百万 × 5.6% = 1.8 百万

所得割・特別法人事業税分 = 1.8 百万 × 189.4% = 3.4 百万

均等割 = 32 百万 × 0.6% = 0.2 百万

地方税合計 = 143.1 百万

1. 雇用促進税制について

(1) 地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成 27 年度創設、平成 30 年度改正）。

(i) 拡充型：地方において本社機能を拡充し雇用者を増加させた場合には、特定業務施設における雇用増加者数に対して、次の金額の合計を税額控除。

(ア) 特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 1 人当たり 60 万円（法人全体の雇用者増加率が 8%未満の場合：30 万円）

(イ) 新規雇用者の数から（ア）の人数を控除した数（当該新規雇用者の数の 4 割が上限）について 1 人当たり 50 万円（同：20 万円）

(ウ) 特定業務施設における雇用増加者数から新規雇用者数の数を控除した数について 1 人当たり 50 万円（同：20 万円）

(ii) 移転型：東京 23 区から地方に本社機能を移転して整備する場合には、拡充型の税額控除（雇用増加率は 5%が基準）に加え、当該特定業務施設における雇用増加者数 1 人当たり 30 万円の税額控除。

2. 令和元年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について（1（2）関係）

○ 平成 28 年度から平成 30 年度におけるハローワークにおいて受理した雇用促進計画及びその達成状況報告（令和元年 7 月末時点）及び租税特別措置の適用実態調査（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
雇用促進 計画受付 件数	① 計画受付件数（件）	47	61	62
	(i) 拡充型	41	54	57
	(ii) 移転型	6	7	5
	② 達成状況報告受付件数（件）	30	23	—
	(i) 拡充型	26	21	—
	(ii) 移転型	4	2	—
（国税） 適用実態 調査	③ 適用件数（件）	5	7	—
	④ 適用減収総額（千円）	4,891	49,090	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

<(1)公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

令和元年度

- ・令和元年7月末までの4ヶ月間に提出があった雇用促進計画は、移転型4件、拡充型16件の合計20件であることから、令和元年度においては、移転型 $4 \times 12/4 = 12$ 件、拡充型 $16 \times 12/4 = 48$ 件の合計**60件**。
- ・なお、令和元年8月現在、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数は0であることから、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の提出件数も**0件**としている。

<(1)雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

平成30年度

- ・令和元年7月末までの4ヶ月間にハローワークで確認を受けた雇用促進計画の達成状況は、移転型3件、拡充型16件の合計19件であることから、平成30年度においては、移転型 $3 \times 12/4 = 9$ 件、拡充型 $16 \times 12/4 = 48$ 件の合計**57件**。
- ・なお、令和元年8月現在、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数は0であることから、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況も**0件**としている。

令和元年度

- ・ハローワークに提出された雇用促進計画の件数に対する達成状況の割合は、平成28年度63.8% (=30/47)、平成29年度37.7% (=23/61)、平成30年度推計91.9% (=57/62)であることから、令和元年度においては、この3年間の平均値64.5%になると仮定し、移転型 $12 \times 64.5\% = 8$ 件、拡充型 $48 \times 64.5\% = 31$ 件の合計**39件**。
- ・なお、令和元年8月現在、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数は0であることから、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況も**0件**としている。

<(2)「税額控除実施法人数」について>

平成30年度

- ・雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数④の割合は平成28年度16.7% (=5/30)、平成29年度30.4% (=7/23)であることから、平成30年度においては、この2年間の平均値23.6%になると仮定し、移転型 $9 \times 23.6\% = 2$ 件、拡充型 $48 \times 23.6\% = 11$ 件の合計**13件**。

令和元年度

- ・令和元年度においても、実際に税額控除の適用を受ける件数が、雇用促進計画達成状況報告件数の23.6%になると仮定し、移転型 $8 \times 23.6\% = 2$ 件、拡充型 $31 \times 23.6\% = 7$ 件の合計**9件**。

<(2)「新規雇用者総数 ①」について>

平成30年度

- ・税額控除実施法人は移転型2件、拡充型11件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が1:9とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業10件となる。
 - ・それぞれの件数に実績報告で得られた1法人当たりの新規雇用者数を乗じて算出すると以下の通りとなる。
 - 移転型・大企業0件 $\times 7.2$ 人=0人
 - 移転型・中小企業2件 $\times 2.7$ 人=5人
 - 拡充型・大企業1件 $\times 18.6$ 人=19人
 - 拡充型・中小企業10件 $\times 7.2$ 人=72人
- 合計 96人**

令和元年度

- ・税額控除実施法人は移転型2件、拡充型7件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が1:9とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業4件となる。
- ・上記の平成30年度と同様の計算により、**合計67人**となる。

<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>

平成30年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。**(合計61人)**

令和元年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。**(合計43人)**

<(2)「うち基準雇用者割合 $\geq 8\%$ の法人に係る数 ③」について>

平成30年度

- ・<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>で得られた特定新規雇用者基礎数(移転型・拡充型、大企業・中小企業の別)それぞれについて、に、基準雇用者割合 $\geq 8\%$ となる法人の特定新規雇用者基礎数の割合(実績報告)を乗じて算出。**(合計39人)**

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法により算出。**(合計26人)**

<(2)「うち5% \leq 基準雇用者割合 $< 8\%$ の法人に係る数 ④」について>

平成30年度

- ・<(2)「うち基準雇用者割合 $\geq 8\%$ の法人に係る数 ③」について>と同様に算出。**(合計**

7人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法により算出。(合計5人)

<(2)「うち基準雇用者割合<5%の法人に係る数⑤」について>

平成30年度

- ・特定新規雇用者基礎数(61人)から、上記で求めた39人、7人を控除すると、15人。

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法により算出。(合計12人)

<(2)「対象移転型特定新規雇用者数⑥」について>

平成30年度

- ・<(2)「うち5%≦基準雇用者割合≦8%の法人に係る数④」について>で算出した7人のうち、移転型に係る人数1人。

令和元年度

- ・<(2)「うち5%≦基準雇用者割合≦8%の法人に係る数④」について>で算出した5人のうち、移転型に係る人数1人。

<(2)「対象非特定新規雇用者数⑦」について>

平成30年度

- ・<(2)「新規雇用者総数①」について>と同様の方法による。(合計24人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法による。(合計17人)

<(2)「非新規基準雇用者数⑧」について>

平成30年度

- ・<(2)「対象非特定新規雇用者数⑦」について>と同様の方法による。(合計67人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法による。(合計57人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計⑨」について>

- ⑦と⑧を合計して推計。

平成30年度

$$24人 + 67人 = 91人$$

令和元年度

$$17人 + 57人 = 74人$$

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合≧8%の法人に係る数⑩」について>

平成30年度

- ・<(2)「うち基準雇用者割合≧8%の法人に係る数③」について>に倣って、移転型・拡充型・大企業・中小企業のそれぞれについて、対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計に、基準雇用者割合≧8%となる法人の対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計の割合(実績報告)を乗じて算出。(合計53人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法により算出。(合計41人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち5%≦基準雇用者割合<8%の法人に係る数⑪」について>

平成30年度

- ・<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合≧8%の法人に係る数⑩」について>と同様に算出。(合計14人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様に算出。(合計10人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合<5%の法人に係る数⑫」について>

- 合計となる⑨から⑩及び⑪を控除。

別添4

別添4

平成30年度

・ 91人(9) - 53人(10) - 14人(11) = 24人

令和元年度

・ 74人(9) - 41人(10) - 10人(11) = 23人

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 ⑬~⑱」について>

平成30年度

・ ⑬ = ③ × 60万円 + ⑩ × 50万円
= 39人 × 60万円 + 53人 × 50万円 = 49.9万円
・ ⑰、⑱も同様に、⑰ = 5.2百万円、⑱ = 9.3百万円

令和元年度

・ ⑬ = ③ × 60万円 + ⑩ × 50万円
= 26人 × 60万円 + 41人 × 50万円 = 36.1百万円
・ ⑰、⑱も同様に、⑰ = 3.8百万円、⑱ = 8.2百万円

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数 ⑲」について>

平成30年度

- ・ 移転型は中小企業2件のみと推計している。実績報告により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数は41.1人であるため、2件 × 41.1人 = 82人
- ・ 移転型の上乗せは最大3年続くため、29年度の4件については、それぞれ半数の20.6人が30年度も適用を受けるとすると、4件 × 20.6人 = 82人
- ・ 82人と100人の合計 164人

令和元年度

- ・ 移転型は中小企業2件のみと推計している。実績報告により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数は41.1人であるため、2件 × 41.1人 = 82人
- ・ 移転型の上乗せは最大3年続くため、29年度に上乗せの適用を受けた4件については、それぞれ半数の更に半数の10.3人が令和元年度も適用を受けるとすると、4件 × 10.3人 = 41人
- ・ 30年度に上乗せの適用を受けた164人の半数が令和元年度も適用を受けるとすると82人。
- ・ 82人と41人と82人の合計 205人

<(2)「うち地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ㉑」について>

- ・ 準地方活力向上地域への移転に係る整備計画の認定件数が0であることから、上記⑲

のすべてが地方活力向上地域への移転に係るものとして、平成30年度 162人、令和元年度 205人。

<(2)「うち準地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ㉑」について>

- ・ 上記により、平成30年度、令和元年度とも 0人。

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (㉒ × 30万円 + ㉓ × 20万円) ㉔」について>

平成30年度

162人 × 30万円 = 48.3百万円

令和元年度

205人 × 30万円 = 61.5百万円

<(2)「税額控除額」について>

- ⑬~⑱及び㉔の合計額。

平成30年度

49.9 + 5.2 + 9.3 + 48.3 = 112.7百万円

令和元年度

36.1 + 3.8 + 8.2 + 61.5 = 109.6百万円

(以上)

別添 5

減収額 算定根拠等（雇用促進税）

○地方税について

- ✓ 平成 27～30 年度においても、令和元年度の税率 7.0% で計算されていたため各年度の税率で再計算。

<平成 27 年度>

$$\text{国税 } 3.8 \text{ 百万} \times 12.9\% = \underline{0.49 \text{ 百万}}$$

<平成 28 年度>

$$\text{国税 } 4.9 \text{ 百万} \times 12.9\% = \underline{0.63 \text{ 百万}}$$

<平成 29 年度>

$$\text{国税 } 49.1 \text{ 百万} \times 12.9\% = \underline{6.33 \text{ 百万}}$$

<平成 30 年度>

$$\text{国税 } 112.7 \text{ 百万} \times 12.9\% = \underline{14.54 \text{ 百万}}$$

- ✓ 令和元年度の算定方法。

<令和元年度>

$$\text{国税 } 109.6 \text{ 百万} \times 7.0\% = \underline{7.67 \text{ 百万}}$$

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄の記載のうち、具体的にどの部分が達成目標なのか明らかでない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。 本税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。 結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。本税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区に調査した実数を代入したものである。研究開発税制の特例については評価を実施していないところ、その旨を記載。適用数については特別償却、税額控除で分けて記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、研究開発税制の特例について過去の適用数が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区に調査した実数を代入したものである。研究開発税制の特例については評価を実施していないところ、その旨を記載。適用数については特別償却、税額控除で分けて記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、研究開発税制の特例について将来の適用数が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、評価書本体で示されている数値と別紙1で示されている数値が一致していない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区に調査した実数を代入したものである。研究開発税制の特例については評価を実施していないところ、その旨を記載。 当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考える。</p> <p>② 数値を修正</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考える」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 また、過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されていないことの適切な理由が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区に調査した実数を代入したものである。研究開発税制の特例については評価を実施していないところ、その旨を記載。 当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、この点を課題とする。</p>

<p>あるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考え。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 「当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にして、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考え。」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（2020年までに、世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）において、日本が先進国3位以内に入る（2016年10月公表時26位）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標（2020年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」において、東京が3位以内に入る（2016年10月公表時3位）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（今後3年間（2016・2017・2018年度）のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキング及び森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」は、未来投資戦略2017「国家戦略特区による大胆な規制改革」の項目において、国家戦略特区に係る政策全体のKPIとして設定したものである。本統計は、岩盤規制改革等によって達成されるべき項目が含まれているため、他の政策の進捗にも左右されるが、本税制において、平成26年度に創設されてから各特区を通じて、申請があり、現時点で大臣確認を行ったものが11件（うち認定済みは8件）の適用実績があるところ。</p> <p>本税制の規模として、大臣確認を行った11法人において、約580億円もの設備投資を予定しており、これは総合波及効果で約1,448億円、雇用誘発効果で約8,700人を実現するものであり、我が国の社会経済の発展の向上等に相当程度寄与するものである。このため、本税制を活用することで、民間の設備投資が促進されるとともに、経済波及効果及び雇用創出効果が見込まれ、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に寄与するものであることから、達成目標の実現に十分に寄与したと考えられる。</p> <p>③ 本税制における2016年度、2017年度、2018年度の設備投資額は、約70億の設備投資を実現しており、所期の達成目標に寄与したと考えられる。今後はさらに、令和元年度から令和3年度にかけて約1,000億の設備投資を予定していることから、さらに所期の達成目標に寄与できる。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本税制の規模として、大臣確認を行った11法人において、約580億円もの設備投資を予定しており、これは総合波及効果で約1,448億円、雇用誘発効果で約8,700人を実現するものであり、我が国の社会経済の発展の向上等に相当程度寄与するものである。このため、本税制を活用することで、民間の設備投資が促進されるとともに、経済波及効果及び雇用創出効果が見込まれ、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に寄与するものであることから、達成目標の実現に十分に寄与したと考えられる」との説明では、所期の達成目標（2020年までに、世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）において、日本が先進国3位以内に入る（2016年10月公表時26位）及び2020年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキ</p>
--

<p>ング」において、東京が3位以内に入る（2016年10月公表時3位）に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数0件（平成29年度の特別償却）及び2件（平成29年度の特別控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「2016年度、2017年度、2018年度の設備投資額は、約70億の設備投資を実現しており、所期の達成目標に寄与したと考えられる」との説明では、過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数0件（平成29年度の特別償却）及び2件（平成29年度の特別控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄の記載のうち、具体的にどの部分が達成目標なのか明らかでなく、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。</p> <p>本税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 「《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。</p> <p>本税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(1)達成目標が設定されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税2)
	①: 政策評価の対象税目	(固定資産税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>①特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備：機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23% ・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7% (当期法人税額の20%までを限度とする)</p> <p>②研究開発税制の特例 国家戦略特別区域法に基づき、①の特別償却を受ける特定中核事業の用に供する開発研究用資産について、特別償却(45%)に加え、その減価償却費の20%を税額控除できる措置。 ・対象設備：機械・装置(4千万円以上) 開発研究用器具・備品(2千万円以上) ・特別償却率：取得価額の45% ・税額控除率：減価償却費の20%</p> <p>③固定資産税の課税標準の特例 特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、当該設備に係る課税標準となすべき価格の2分の1とする制度。</p>

		<p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10及び第68条の14において令和2年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10、第68条の14、同施行令第27条の10、第39条の44、 同施行規則第20条の5、第22条の27、 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第38項</p>
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成26年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成26年度：創設 平成27年度：拡充 (適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。) 平成28年度：見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。) 平成30年度：見直しの上、延長 (①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直しの上で、2年延長)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策</p>

	<p>を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 (課税の特例)</p> <p>第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であつて、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>・ 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標4 地方創生の推進 施策目標⑤ 国家戦略特区の推進</p>
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。 その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築するものである。 具体的には、令和元年度から令和3年度まで、5法人の適用、100.832百万円の設備投資が見込まれており、各区域方針に定める目標を達成することに寄与する。(例えば、東京圏国家戦略特別区域の特区目標「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、</p>

	<p>近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。」に寄与する。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与する。</p>																																				
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p> <p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1518 491 2063 671"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人 数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>内訳 特別償却</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>内訳 税額控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したものを。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税・研究開発税制については評価を実施していない。) (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>	年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 1	2	3	適用法人 数	0	2	1	4	5	2	2	1	内訳 特別償却	0	1	1	2	1	1	0	1	内訳 税額控除	0	1	0	2	4	1	2	0
年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 1	2	3																													
適用法人 数	0	2	1	4	5	2	2	1																													
内訳 特別償却	0	1	1	2	1	1	0	1																													
内訳 税額控除	0	1	0	2	4	1	2	0																													
	<p>②: 適用額</p> <p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1518 1098 2063 1278"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別 償却</td> <td>0</td> <td>39</td> <td>13.62</td> <td>22.36</td> <td>15</td> <td>194</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額 控除</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>234.2</td> <td>54.9</td> <td>2,440</td> <td>972</td> <td>13,290</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位にお</p>	年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 1	2	3	適用 額									特別 償却	0	39	13.62	22.36	15	194	0	0	税額 控除	0	3	0	234.2	54.9	2,440	972	13,290
年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 1	2	3																													
適用 額																																					
特別 償却	0	39	13.62	22.36	15	194	0	0																													
税額 控除	0	3	0	234.2	54.9	2,440	972	13,290																													

		<p>ける適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税・研究開発税制については評価を実施していない。)</p> <p>(適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>																																				
③: 減収額	<p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>3.3</td> <td>264</td> <td>609</td> <td>2,740</td> <td>1,072</td> <td>3,400</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>478</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p>	年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	2	3	法人税	0	13	3.3	264	609	2,740	1,072	3,400	法人住民税	0	1	0.4	0.4	0.2	3	0	216	法人事業税	0	2	0.7	0.8	0.5	7	0	478	
年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	2	3																														
法人税	0	13	3.3	264	609	2,740	1,072	3,400																														
法人住民税	0	1	0.4	0.4	0.2	3	0	216																														
法人事業税	0	2	0.7	0.8	0.5	7	0	478																														
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的達成の実現状況</p> <p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め95以上となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している10の区域において、合計315もの事業が、それぞれ135回、40回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。これらの新たな規制改革等を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成26年度から平成30</p>																																					

		<p>年度までは、適用12法人で、6,981百万円の設備投資の実績があり、令和元年度から令和3年度までは5法人で、100,832百万円の設備投資が見込まれている。これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる(別紙2)。</p> <p>○現在、本税制措置に係る具体的案件の適用に向けて各種調整を進めているところであり、現在、特区自治体から活用案件の掘り出しを行っている。実績が少ない原因として、特区及び事業者への制度の周知が不足している点が上げられる。今後は、特区連絡会議で税制支援制度の周知、戦略的広報事業の活用、海外事業者等向けの英語版HPの新設等を検討している。</p> <p>○租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況 国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備及び民間主導の事業促進に寄与するものである。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》 本要望の実現により、令和2年度に2法人において、972百万の減収見込額、令和3年度には1法人において、13,290百万の減収額を想定しており、特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>

(別紙1)

	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。 また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成 29 年 8 月 (平成 29 年内閣 02)</p>

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成 26 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	0 百万円		⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0 百万円		(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0 百万円		②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0 百万円		⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円		②×税率
⑨ 地方法人特別税	0 百万円		②×税率

○平成 27 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	39 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	3 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	16 百万円	13 百万円+1 百万円+2 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	13 百万円	(39 百万円×23.9%+3 百万円)×(1+4.4%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	1 百万円	39 百万円×23.9%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	2 百万円	1 百万円+1 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	1 百万円	39 百万円×3.1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	1 百万円	39 百万円×2.9%	②×税率

○平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	13.62 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	4.4 百万円	3.3 百万円+0.4 百万円+0.7 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3.3 百万円	(13.62 百万円×23.4%+0 百万円)×(1+4.4%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.4 百万円	13.62 百万円×23.4%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.7 百万円	0.3 百万円+0.4 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.3 百万円	13.62 百万円×1.9%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.4 百万円	13.62 百万円×2.9%	②×税率

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	22.36 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	234.16 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	265.2 百万円	264 百万円+0.4 百万円+0.8 百万円	⑤ +⑥+⑦
⑤ 法人税	264 百万円	$(22.36 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 234.16 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥ 法人住民税	0.4 百万円	$22.36 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦ 法人事業税	0.8 百万円	0.2 百万円+0.6 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.2 百万円	$22.36 \text{ 百万円} \times 0.7\%$	$② \times \text{税率}$
⑨ 地方法人特別税	0.6 百万円	$22.36 \text{ 百万円} \times 2.9\%$	$② \times \text{税率}$

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	5件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	15 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	549 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	609.7 百万円	609 百万円+0.2 百万円+0.5 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	609 百万円	$(15 \text{ 百万円} \times 23.2\% + 549 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥ 法人住民税	0.2 百万円	$15 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦ 法人事業税	0.5 百万円	0.1 百万円+0.4 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.1 百万円	$15 \text{ 百万円} \times 0.7\%$	$② \times \text{税率}$
⑨ 地方法人特別税	0.4 百万円	$15 \text{ 百万円} \times 2.9\%$	$② \times \text{税率}$

○令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	194 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	2,440 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	2,750 百万円	2,740 百万円+3 百万円+7 百万円	⑤ +⑥+⑦
⑤ 法人税	2,740 百万円	$(194 \text{ 百万円} \times 23.2\% + 2,440 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥ 法人住民税	3 百万円	$194 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦ 法人事業税	7 百万円	1 百万円+6 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	1 百万円	$194 \text{ 百万円} \times 0.7\%$	$② \times \text{税率}$
⑨ 地方法人特別税	6 百万円	$194 \text{ 百万円} \times 2.9\%$	$② \times \text{税率}$

○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	972 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	1,072 百万円	1,072 百万円+0 百万円+0 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	1,072 百万円	$(0 \text{ 百万円} \times 23.2\% + 972 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥ 法人住民税	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$

⑦ 法人事業税	0 百万円	0 百万円	⑧ +⑨
⑧ 所得割	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 0.7\%$	$② \times \text{税率}$
⑨ 地方法人特別税	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 2.9\%$	$② \times \text{税率}$

○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	13,290 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	4,094 百万円	3,400 百万円+216 百万円+478 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3,400 百万円	$(13,290 \text{ 百万円} \times 23.2\% + 0 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥ 法人住民税	216 百万円	$13,290 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦ 法人事業税	478 百万円	93 百万円+385 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	93 百万円	$13,290 \text{ 百万円} \times 0.7\%$	$② \times \text{税率}$
⑨ 地方法人特別税	385 百万円	$13,290 \text{ 百万円} \times 2.9\%$	$② \times \text{税率}$

【国家戦略特区】特別償却又は税額控除の活用実績・見込(取得価額)

単位(百万円)※法人数は延数

特区名	東京都	関西圏	新潟市	養父市	沖縄県	仙北市	仙台市	愛知県	広島県 今治市	合計
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	39 (1法人)	20 (1法人)	0	0	0	0	0	0	59 (2法人)
平成28年度	0	46 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	46 (1法人)
平成29年度	20 (1法人)	3,073 (3法人)	0	0	0	0	0	0	0	3,093 (4法人)
平成30年度	681 (3法人)	3,102 (2法人)	0	0	0	0	0	0	0	3,783 (5法人)
令和元年度	30,895 (2法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	30,895 (2法人)
令和2年度	12,153 (2法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	12,153 (2法人)
令和3年度	57,784 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	57,784 (1法人)
合計	101,533 (9法人)	6,260 (7法人)	20 (1法人)	0	0	0	0	0	0	107,813 (17法人)

(延数2)

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄の記載のうち、具体的にどの部分が達成目標なのか明らかでない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。</p> <p>税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：福岡市国家戦略特別区域は、「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。</p> <p>税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：福岡市国家戦略特別区域は、「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「租税特別措置の活用見込等調査」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の活用見込等調査は、国家戦略特区に対し、特区ごとにアンケートを実施し、全特区の適用件数を合算したものを評価書に記載している。計算に用いた数値（案件ごと）及び出典は別紙2のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、別紙1において算定根拠が「租税特別措置の活用見込等調査」</p>

とされているが、備考欄に示された特区ごとの内訳と適用法人数の数値が一致しない。
【内閣府の補足説明】
① 別紙1の備考欄の記載に誤りがあったので、別紙を修正した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額の算定根拠となる適用額について、「租税特別措置の活用見込等調査」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度及び平成30年度）について、別紙1に示された「出典・計算式等」において計算誤りがある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙2のとおり。</p> <p>② 別紙1について、計算の誤りがあったので計算を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額の算定根拠となる適用額について、「租税特別措置の活用見込等調査」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の減収額の算定根拠となる適用額について、別紙1において算定根拠が「租税特別措置の活用見込等調査」とされているが、備考欄に示された特区ごとの内訳と適用額の数値が一致しない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙2のとおり。</p> <p>② 別紙1備考欄の記載に誤りがあったので、別紙を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（2020年までに、(世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングのpaying taxes, Starting Businessにおいて、日本が先進国3位以内に入る（2016年10月公表時26位））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標（2020年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」において、東京が3位以内に入る（2016年10月公表時3位））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル（10%台）となることを目指す）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増すること）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、</p>

<p>4割程度とすることを旨とする)に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングは、未来投資戦略2017「国家戦略特区による大胆な規制改革」の項目において、国家戦略特区に係る政策全体のKPIとして設定したものである。本統計は、岩盤規制改革等によって達成されるべき項目が含まれているため、他の政策の進捗にも左右されるが、所得控除の特例措置は、平成29年度に活用実績があり、納税環境の向上、ひいてはランキングの向上に寄与したと考えられる。</p> <p>② 森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」は、未来投資戦略2017「国家戦略特区による大胆な規制改革」の項目において、国家戦略特区に係る政策全体のKPIとして設定したものである。所得控除を含め国家戦略特区税制の活用案件も増えており、ランキングの向上に寄与したと考えられ、本統計は、3位を維持している。</p> <p>③ 開業率及び廃業率は、中小企業白書の2015年データが最新であるため、本税制の成果は把握できていないが、平成29年度及び平成30年度において、ベンチャー企業が所得控除の特例措置を活用する事例も生まれていることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えられる。</p> <p>④ 目標の終期を2022年(令和4年)に設定しているため現在の比率は把握できていないが、平成29年度及び平成30年度において、ベンチャー企業が所得控除の特例措置を活用する事例も生まれていることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えられる。</p> <p>⑤ キャッシュレス決済に係る目標は、平成30年度税制改正においてフィンテック分野の拡充を要望したため、達成目標として追加したものである。要望の結果、フィンテック分野への拡充は認められなかったため、税制の対象分野に含まれていない。したがって、達成目標からは除外する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングは、未来投資戦略2017「国家戦略特区による大胆な規制改革」の項目において、国家戦略特区に係る政策全体のKPIとして設定したものである。本統計は、岩盤規制改革等によって達成されるべき項目が含まれているため、他の政策の進捗にも左右されるが、所得控除の特例措置は、平成29年度に活用実績があり、納税環境の向上、ひいてはランキングの向上に寄与したと考えられる」との説明では、所期の達成目標(2020年までに、(世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングのpaying taxes, Starting Businessにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2016年10月公表時26位))に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の適用数1件(平成30年度)は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」は、未来投資戦略2017「国家戦略特区による大胆な規制改革」の項目において、国家戦略特区に係る政策全体のKPIとして設定したものである。所得控除を含め国家戦略特区税制の活用案件も増えており、ランキングの向上に寄与したと考えられ、本統計は、3位を維持している。」との説明では、所期の達成目標(2020年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」において、東京が3位以内に入る(2016年10月公表時3位))に対する過去の効果について、過去の適用数1件(平成30年度)は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「開業率及び廃業率は、中小企業白書の2015年データが最新であるため、本税制の成果は把握できていないが、平成29年度及び平成30年度において、ベンチャー企業が所得控除の</p>
--

<p>特例措置を活用する事例も生まれていることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えられる」との説明では、所期の達成目標(開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)となることを旨とする)に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の適用数1件(平成30年度)は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「目標の終期を2022年(令和4年)に設定しているため現在の比率は把握できていないが、平成29年度及び平成30年度において、ベンチャー企業が所得控除の特例措置を活用する事例も生まれていることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えられる」との説明では、所期の達成目標(ベンチャー企業へのVC投資額の対名GDP比を2022年までに倍増すること)に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の適用数1件(平成30年度)は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄の記載のうち、具体的にどの部分が達成目標なのか明らかでなく、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。</p> <p>税制措置の活用によって、区域方針に定める目標(例:福岡市国家戦略特別区域は、「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る」こと。)に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 「《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。税制措置の活用によって、区域方針に定める目標(例:福岡市国家戦略特別区域は、「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る」こと。)に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。結果として国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)、(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における所得控除制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税:4) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税:3)
	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 <現行制度の概要> 国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる措置 ・対象事業:国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野:医療、国際、農業、一定のIoT等 ・主な法人指定要件 ①指定期限:令和2年3月31日 ②設立時期:特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満 ③事業要件:専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと ④区域要件:特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p> <p>《要望の内容》 国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において、法人の指定期限が令和2年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、第68条の63の2 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条、第39条の90の2 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18、第22条の61 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</p>
	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
	6	評価実施時期及び分析対象期間

7	創設年度及び改正経緯	平成28年度:創設 平成30年度:適用期限の延長	
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>・国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 地方創生の推進 施策目標5 国家戦略特区の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革

			<p>を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。</p> <p>その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていく必要がある。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築するものである。</p> <p>具体的には、令和元年度から令和3年度まで、127.1百万円の減収を見込んでおり、これは各区域方針に定める目標に寄与する。(例えば、福岡市国家戦略特別区域の特区目標「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。」に寄与する。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与する。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>《延長分》 (単位:社、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年 度</th> <th>平成 29年 度</th> <th>平成 30年 度</th> <th>令和1 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法人 数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の所得額を照会し、各年度で合算。 (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得</p>	年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	適用 法人 数	0	1	1	4	4	3
		年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度									
適用 法人 数	0	1	1	4	4	3											
② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年 度</th> <th>平成 29年 度</th> <th>平成 30年 度</th> <th>令和1 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法人 数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	適用 法人 数	0	1	1	4	4	3		
年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度											
適用 法人 数	0	1	1	4	4	3											

			<table border="1"> <tr> <td>適用額(万円)</td> <td>0</td> <td>1,656</td> <td>6,146</td> <td>14,345</td> <td>14,345</td> <td>12,345</td> </tr> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の所得額を照会し、各年度で合算。 (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得</p>	適用額(万円)	0	1,656	6,146	14,345	14,345	12,345																					
適用額(万円)	0	1,656	6,146	14,345	14,345	12,345																									
③	減収額	○減収額 《延長分》	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年 度</th> <th>平成 29年 度</th> <th>平成 30年 度</th> <th>令和1 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人 税(万 円)</td> <td>0</td> <td>388</td> <td>1,426</td> <td>3,671</td> <td>3,671</td> <td>3,159</td> </tr> <tr> <td>法人 住民 税(万 円)</td> <td>0</td> <td>27</td> <td>100</td> <td>258</td> <td>258</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>法人 事業 税(万 円)</td> <td>0</td> <td>60</td> <td>221</td> <td>518</td> <td>518</td> <td>446</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p>	年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	法人 税(万 円)	0	388	1,426	3,671	3,671	3,159	法人 住民 税(万 円)	0	27	100	258	258	222	法人 事業 税(万 円)	0	60	221	518	518	446
		年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度																							
法人 税(万 円)	0	388	1,426	3,671	3,671	3,159																									
法人 住民 税(万 円)	0	27	100	258	258	222																									
法人 事業 税(万 円)	0	60	221	518	518	446																									
④	効果	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 《延長分》 (単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年 度</th> <th>平成 29年 度</th> <th>平成 30年 度</th> <th>令和1 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法人 数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 算定根拠については、別紙1参照 2. 令和2年以降については、予想値</p> <p>○会社設立初期においては、事業を運営していく上で、例えば、人材確保など事業拡大のための様々な資金が必要になることが多く、これ</p>	年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	適用 法人 数	0	1	1	4	4	3															
年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度																									
適用 法人 数	0	1	1	4	4	3																									

			<p>らなどに対する投資余力の確保を図る必要がある。</p> <p>本税制は、平成29年度にサウレテクノロジー株式会社（福岡市）で適用され、平成29年度に4.75百万、平成30年度に17.47百万の法人税所得を減収しており、規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援しているところ。このように、イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図ることが可能となり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資する。</p> <p>○達成目標に対する効果の寄与 本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。それが自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がることで、各特区の区域方針に定める目標に寄与し、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展を図る。</p> <p>○上記目的を達成するためには、規制の特例を活用して高い革新性を備えた技術やビジネスの創出は必要不可欠である。本措置により、ベンチャー企業等の成長を促し、イノベーションや独創的なビジネスモデルの生み出す原動力となることで産業の国際競争力の強化に寄与するものである。例えばIoT分野について、自動走行など先進性が高い分野をモデルとしており、革新的な事業を行う法人に税制支援を行っている。また、毎年度終了後に事業実施報告書を提出させることにより、事業の進捗度等を検証することとしている。</p> <p>○現在、本税制措置に係る具体的案件の適用に向けて各種調整を進めているところであり、現在、特区自治体から活用案件の掘り出しを行っているところ。実績が少ない原因として、特区及び事業者への制度の周知が不足している点が上げられる。今後は、特区連絡会議で税制支援制度の周知、戦略的広報事業の活用、海外事業者等向けの英語版HPの新設等を検討している。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本要望の実現によって、令和2年度に4法人において、44.47百万の減収見込額、令和3年度に3法人において、38.27百万の減収額を想定しており、特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効である。国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和、税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進される。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は、特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特</p>

			<p>別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うベンチャー企業の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月(H29内閣03)

(別紙1)

適用数等及び減収額の算定根拠(拡充分)

平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	0円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	0円	0円	④+⑤+⑥
④ 法人税	0円	②×23.4%	②×税率
⑤ 法人住民税	0円	④×12.9%	④×税率
⑥ 法人事業税	0円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	0円	②×1.9%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0円	②×2.9%	②×税率

平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
② 適用額	1,656 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
③ 減収額	475 万円		④+⑤+⑥
④ 法人税	388 万円	②×23.4%	②×税率
⑤ 法人住民税	27 万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	60 万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	12 万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	48 万円	②×2.9%	②×税率

平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
② 適用額	6,146 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
③ 減収額	1,747 万円		④+⑤+⑥
④ 法人税	1,426 万円	②×23.2%	②×税率
⑤ 法人住民税	100 万円	④×税率	②×税率
⑥ 法人事業税	221 万円	⑤+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	43 万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	178 万円	②×2.9%	②×税率

令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(1)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)
② 適用額	14,345 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(1)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)
③ 減収額	4,447 万円		④+⑤+⑥
④ 法人税	3,671 万円	(②×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	②×税率
⑤ 法人住民税	258 万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	518 万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	101 万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	417 万円	②×2.9%	②×税率

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(1)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)

租税特別措置の活用見込等調査（所得控除減収見込額）

別紙2

② 適用額	14,345 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(1)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)
③ 減収額	4,447 万円		④+⑤+⑥
④ 法人税	3,671 万円	(②×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	
⑤ 法人住民税	258 万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	518 万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	101 万円	②×0.7%	
⑧ 地方法人特別税	417 万円	②×2.9%	②×税率

○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	3 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)
② 適用額	12,345 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)
③ 減収額	3,827 万円		④+⑤+⑥
④ 法人税	3,159 万円	(②×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	②×税率
⑤ 法人住民税	222 万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	446 万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	87 万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	359 万円	②×2.9%	②×税率

平成29年度(2017)

法人名	特区	設立年(西暦)	規制特例	事業分野	特定事業の名称	(予想)所得額(万円)	減収見込み額(万円)
サウレテックロジージャパン株式会社	福岡市	2017	創業外国人材	IoT	VLC(可視光通信)受光器解析システム等の開発	1,656	475

平成30年度(2018)

法人名	特区	設立年(西暦)	規制特例	事業分野	特定事業の名称	(予想)所得額(万円)	減収見込み額
サウレテックロジージャパン株式会社	福岡市	2017	創業外国人材	IoT	VLC(可視光通信)受光器解析システム等の開発	6,146	1,747

令和元年度(2019)

法人名	特区	設立年(西暦)	規制特例	事業分野	特定事業の名称	(予想)所得額(万円)	減収見込み額
サウレテックロジージャパン株式会社	福岡市	2017	創業外国人材	IoT	VLC(可視光通信)受光器解析システム等の開発	4,845	1,502
A社	福岡市	2017	創業外国人材	医療	医療	5,000	1,549
B社	仙北市	2016	農業生産法人	農業	農業	2,500	776
C社	養父市	2015	企業農地	農業	農業	2,000	620
合計						14,345	4,447

令和2年度(2020)

法人名	特区	設立年(西暦)	規制特例	事業分野	特定事業の名称	(予想)所得額(万円)	減収見込み額
サウレテックロジージャパン株式会社	福岡市	2017	創業外国人材	IoT	VLC(可視光通信)受光器解析システム等の開発	4,845	1,502
A社	福岡市	2017	創業外国人材	医療	医療	5,000	1,549
B社	仙北市	2016	農業生産法人	農業	農業	2,500	776
C社	養父市	2015	企業農地	農業	農業	2,000	620
合計						14,345	4,447

令和3年度(2021)

法人名	特区	設立年(西暦)	規制特例	事業分野	特定事業の名称	(予想)所得額(万円)	減収見込み額
サウレテックロジージャパン株式会社	福岡市	2017	創業外国人材	IoT	VLC(可視光通信)受光器解析システム等の開発	4,845	1,502
A社	福岡市	2017	創業外国人材	医療	医療	5,000	1,549
C社	仙北市	2016	農業生産法人	農業	農業	2,500	776
合計						12,345	3,827

※適用見込法人については、各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、具体的な法人名、また予想所得額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、具体的な企業名を伏せることとした。

【総括表の別紙】

租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）																																									
目標③					目標④					目標⑤					目標⑥					目標⑦					目標⑧					目標⑨					目標⑩						
つくば国際戦略総合特区 「産官連携による新規プロジェクト創出数（累積）」 （平成29年度評価時）					アジアヘッドクォーター特区 「外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致（4年間で40社以上誘致（対象業種：IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京（日本）の成長を促す業種）」					京浜臨海部ライノベーション国際戦略総合特区 「特区事業の実施によるライノベーション分野における経済効果（特区関連事業による投資額 5年間（平成29年度～令和13年度）累計：475億円）」					京浜臨海部ライノベーション国際戦略総合特区 「医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果（検体・情報基盤に対する設備投資額（累計）」（平成29年度評価時）					アジアN o. 1航空宇宙産業クラスター形成特区 「中部地域における航空宇宙産業の生産高（8.7千億円（平成25年度）→11.8千億円（令和2年度） 代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高」					アジアN o. 1航空宇宙産業クラスター形成特区 「我が国（中部地域（愛知県・岐阜県を中心とした5県）の航空宇宙産業の国際市場シェア）（代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高）」 （平成29年度評価時）					関西イノベーション国際戦略特区 「研究段階（入口）における効果（特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額 平成23年度～令和3年度の累積570億円）」					グリーンアジア国際戦略総合特区 「当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高（約0.2兆円（平成22年12月現在）→約5.19兆円（令和2年12月）」						
目標値 (件) (累計)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 (億円) (累計)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 (億円) (累計)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 (億円) (累計)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 (億円)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 (億円) (累計)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 (億円)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度							
H23	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明						
H24	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明						
H25	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明						
H26	8	不明	8	不明	100.0%	20	不明	31	不明	155.0%	不明	不明	不明	不明	不明	46	不明	27	不明	58.7%	5,200	不明	7,150	不明	137.5%	5,200	不明	7,150	不明	137.5%	164	不明	142	不明	86.6%	12,700	不明	12,800	不明	100.8%	
H27	9	不明	9	不明	100.0%	35	不明	46	不明	131.4%	不明	不明	不明	不明	不明	79	不明	50	不明	63.3%	5,800	不明	8,547	不明	147.4%	5,800	不明	8,547	不明	147.4%	307	不明	323	不明	105.2%	16,500	不明	20,300	不明	123.0%	
H28	10	不明	9	不明	90.0%	50	不明	50	不明	100.0%	不明	不明	不明	不明	不明	110	不明	97	不明	88.2%	6,700	不明	7,393	不明	110.3%	6,700	不明	7,393	不明	110.3%	450	不明	443	不明	98.4%	21,000	不明	24,000	不明	114.3%	
H29	不明	不明	不明	不明	不明	10	不明	10	不明	100.0%	115	不明	119	不明	103.5%	不明	不明	不明	不明	不明	不明	7,000	不明	7,925	不明	113.2%	7,000	不明	7,925	不明	113.2%	470	不明	510	不明	108.5%	26,700	不明	31,000	不明	116.1%
H30	不明	不明	不明	不明	不明	20	不明	20	不明	100.0%	196	不明	260	不明	132.7%	不明	不明	不明	不明	不明	不明	7,400	不明	7,598	不明	102.7%	不明	不明	不明	不明	不明	490	不明	590	不明	120.4%	33,500	不明	35,300	不明	105.4%
R1	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明			
R2	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	8,200	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明		
R3	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	475	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明		
R4	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明		
R5~ /未定	不明	不明	不明	不明	不明	40	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明		

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する（つくば国際戦略総合特区、アジアヘッドクォーター特区、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区及びグリーンアジア国際戦略総合特区））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の達成目標につき、《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄の記載と《効果》欄の記載が一致していない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 「各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し・・・」と記載しており令和2年度～令和3年度の延長要望期間と合致している。なお、つくば国際戦略特区、アジアヘッドクォーター特区、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区、グリーンアジア国際戦略総合特区については、目標年度の最終年度が令和2年度となっているが、特区の区域計画策定期間により最終目標年度に差異があるため、上記の特区については現時点においては令和2年度が目標年度の最終年度となっている。令和2年度以降について区域計画の再認定を受けるかどうかは特区の意向によるものであるため、現時点において令和3年度の目標値をお示しすることは出来ない。</p> <p>② 評価指標「中部地域における航空宇宙産業の生産高」の実績値の算出に当たっては、一般社団法人日本航空宇宙工業会が公表している「航空宇宙産業データベース」等を使用していることから、評価時点における実績値を把握できない。そのため、毎年度の評価については、実数把握のできる「中部地域における航空機・部品の生産高」（「管内主要製品生産実績」（経済産業省中部経済産業局）から抜粋）により行うこととしている。事前評価書においては、代替指標の目標値を追記することで、《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄の記載と《効果》欄の記載の整合性を図る。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「つくば国際戦略特区、アジアヘッドクォーター特区、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区、グリーンアジア国際戦略総合特区については、目標年度の最終年度が令和2年度となっているが、特区の区域計画策定期間により最終目標年度に差異があるため、上記の特区については現時点においては令和2年度が目標年度の最終年度となっている。令和2年度以降について区域計画の再認定を受けるかどうかは特区の意向によるものであるため、現時点において令和3年度の目標値をお示しすることは出来ない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 毎年、各特区に対して前年度の実績を調査しているため、過去の適用数及び適用額については推計値を用いていない。</p> <p>なお、当該適用見込法人数及び特別償却、税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「当該適用見込法人数及び特別償却、税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考えられる」との説明では、過去の適用数（平成26年度）について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の適用数について、租税透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数については、本年度特区への見込み調査を行い、その数値を使用しており推計は行っていない。なお、特別償却及び税額控除のそれぞれの適用数について内訳がわかるよう事前評価書の修正を行う。</p> <p>なお、当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用する具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度の法人税及び法人事業税）について、別紙に示された数値と出典・計算式等が一致しない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 適用額（特別償却、税額控除）については特区に対する調査の数値を使用しており、内閣府において計算は行っていない。過去の減収額については、特区から報告を受けた前述の特別償却実施額及び税額控除実施額を基に内閣府において計算のうえ算出している。算出の根拠については事前評価書の別紙1（提出済み）を参照。</p> <p>なお、過去の減収額については、各特区に調査を行った「特別償却及び税額控除実施</p>

額」を基に算出しているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用額等を公表してしまうと、一の年度の適用数が少ない特区において適用した具体的な投資状況等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用額等は伏せることが適当であると考えます。

② ご指摘いただいた別紙1の平成29年度の出典・計算式等の欄について修正を行った。併せて平成30年度の出典・計算式等の欄の修正も行った。

【点検結果】

- ① 「過去の減収額については、各特区に調査を行った「特別償却及び税額控除実施額」を基に算出しているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用額等を公表してしまうと、一の年度の適用数が少ない特区において適用した具体的な投資状況等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用額等は伏せることが適当であると考えます」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- また、過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されており、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。）が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。
- ② 将来の減収額（令和元年度の法人事業税）について、別紙に示された数値と出典・計算式等が一致しない。

【内閣府の補足説明】

- ① 将来の減収額については、本年度特区への見込み調査を行い、特別償却実施額及び税額控除実施額を報告してもらい、その数値を用いて内閣府において推計をしている。なお、算出の根拠については事前評価書の別紙1（提出済み）を参照。
- また、減収見込み額については、各特区に調査を行った「特別償却及び税額控除実施額」を基に算出しているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用額等を公表してしまうと、一の年度の適用数が少ない特区において適用する具体的な投資状況等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用額等は伏せることが適当であると考えます。
- ② 指摘いただいた別紙1の令和元年度の法人事業税の出典・計算式等の欄の記載の修正を行った。

【点検結果】

- ① 「減収見込み額については、各特区に調査を行った「特別償却及び税額控除実施額」を基に算出しているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用額等を公表してしまうと、一の年度の適用数が少ない特区において適用する具体的な投資状況等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用額等は伏せることが適当であると考えます」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 各特区の達成目標に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ② 各特区の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- ③ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数6件（平成29年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されており、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
- ④ 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合88.9%（平成29年度の特別控除）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されており、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 事前評価書の効果の欄に特区ごとの算定根拠を追記。
算定根拠は特区が作成する「国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書」の実数を用いており、内閣府において、何らの計算（推計）は行っていない。
- ② アンケートによる直接的な効果の分析については今後の課題として取り組んでまいりたい。なお、過去の本税制による事業で具体的な活用事例と指標への影響について効果の欄に追記を行った。
- ③ 特区への実態調査によると平成29年度の適用法人数は45法人であることから、当該年度においては多くの事業者が「特別償却」ではなく「税額控除」を選択したことになる。この選択については、本特例については事業者の判断により「特別償却」若しくは「税額控除」を選択が可能であることから、事業者が投資の状況に応じて、より有利な制度選択をした結果によるものと推測される。平成29年度における特別償却の適用数は少なかったが、税額控除を含めた全体の適用法人数は45法人であり、過去の推移状況と比較しても少ないものではなく積極的な設備投資が行われていることから、平成29年度における本特例措置についても国際戦略総合特区の目標達成に寄与していると言える。
- ④ 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつなげるものである。
- 例えば、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制を活用して航空機や部品製造に係る設備投資の促進を図るため、大規模な工場整備から中小企業の素材の設備投資まで幅広く投資が混在することとなる。また関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も存在する。研究棟や拠点整備であれば設備投資額は大きく、実験装置等の設備投資であれば設備投資額は少額となる。
- このように、各特区における数値目標の達成実現に向け、大小様々な事業者が特区内の産業拠点形成に係る設備投資を行っていく過程において、適用額の偏りが生じることは自然の流れであり、その偏りが達成目標の実現寄与に影響を与えるものではなく、むしろ大小多くの事業者がいかに関与できるかが特区の推進に影響を与えるものと考えている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、つづき国際戦略総合特区及び京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の所期の目標について、過去の効果の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「事業者が投資の状況に応じて、より有利な制度選択をした結果によるものと推測される。平成29年度における特別償却の適用数は少なかったが、税額控除を含めた全体の適用法人数は45法人であり、過去の推移状況と比較しても少ないものではなく積極的な設備投資が行われていることから、平成29年度における本特例措置についても国際戦略総合特区の目標達成に寄与していると言える」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 各特区の達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p> <p>② 各特区の達成目標に対する将来の効果について予測される将来の適用数7件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかになっていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 国際戦略総合特区の目的は「産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」としており、その目的達成のために各特区は区域計画を策定し、各地域の実情にあった目標を設定し、事業に取り組んでいるところである。総合特区の制度については規制の緩和と財政支援、税制支援、金融支援を地域の実情に応じて特区がオーダーメイド式に活用することを国が支援する仕組みとなっており、特区が個々に設定する目標値に対して将来的な本税制部分の効果を定量的に示すことは極めて困難である。</p> <p>一方、特区が活用できる本税制支援措置については特区の目的に資する事業として、関連法令で定められており、本税制を今後特区が活用することにより、国際戦略総合特区の目的達成に寄与するものである。</p> <p>一例としてグリーンアジア国際戦略特区が掲げる指標と国際戦略総合特区の目標への関連性を次にお示しする。</p> <p style="text-align: center;">本税制支援を活用し 「環境配慮型高機能・高パフォーマンス製品開発・生産拠点の開発」 といった条件に適合する事業が特区区域内において実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">工場の誘致や新たな生産ラインの設備投資により、グリーンアジア特区の目標である 「当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高」に貢献</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">国際総合戦略総合特区の目的である 「産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」に貢献</p> <p>② 令和3年度の見込みについては、特区に調査を行った結果であり、特区としても確度の高い情報のみを報告してきているものと思われる。これは令和2年度の見込みが26法人であり、令和3年度が7法人であることから推測される。一方、過年度の適用法人数を分析すると、当初年度の平成26年度は61法人であり、それ以降の平成27年度から本年度にかけては40法人前後で推移している。</p> <p>このことから令和2年度においては確度が高い26法人から更に増加する可能性が高い。また、令和3年度については、特区の計画期間が令和2年度で終了する特区があり、その特区については現時点での延長を確定できないケースがあり、その場合は適用法人の見込みが報告されていない。計画期間が終了する特区が計画を延長する場合、報告を受けている確度の高い7法人と併せて、今後同様の需要が見込まれることから、指定法人数も増加する可能性は高い。以上のことから、本税制に対する需要は現時点における特区の見込み数よりも高くなることが想定され、引き続き本特例措置を活用した特区の目標達成に寄与できるものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「総合特区の制度については規制の緩和と財政支援、税制支援、金融支援を地域の実情に応じて特区がオーダーメイド式に活用することを国が支援する仕組みとなっており、特区が個々に設定する目標値に対して将来的な本税制部分の効果を定量的に示すことは極めて困難である」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「計画期間が終了する特区が計画を延長する場合、報告を受けている確度の高い7法人と併せて、今後同様の需要が見込まれることから、指定法人数も増加する可能性は高い。以上のことから、本税制に対する需要は現時点における特区の見込み数よりも高くなる</p>

ことが想定され、引き続き本特例措置を活用した特区の目標達成に寄与できるものと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(2)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長
2	① 対象税目	(法人税:義)(国税7) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税5)
	② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>○特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限：令和2年3月31日 ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・付属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の34% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の17% ・税額控除の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の10% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の5%（当期法人税額の20%を限度とする） ・設備等取得の期間：法人指定の日から令和2年3月31日まで <p>《要望の内容》</p> <p>総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の14の2において令和2年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域法第26条 ・総合特別区域法施行規則第15条 ・租税特別措置法第42条の11、第68条の14の2 ・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
	担当部局	内閣府地方創生推進事務局

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成26年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成23年度：創設</p> <p>平成25年度：拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加)</p> <p>平成26年度：延長(2年間)</p> <p>平成28年度：見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長)</p> <p>平成30年度：延長(2年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲(国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外)を見直した上で、2年延長)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。</p> <p>総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) 第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置 第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置 第二款 課税の特例 第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣府令で定める要件を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。))が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であって、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>

<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>4 地方創生の推進 ⑨ 総合特区の推進</p>
<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 より具体的には、各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期(令和2年度又は令和3年度)までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 また、我が国の宇宙開発利用を支える産業基盤を持続的に維持・発展させ、国際競争力を強化していくため、国内外への需要に応えるとともに新たな市場を創造していく後押しをすることが肝要である。</p> <p>【各特区において達成すべき水準(目標値)】 全7特区において、合計35種類の数値目標を掲げている。 各特区における代表的な数値目標及び達成すべき時期は次のとおりである。</p> <p>○北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 評価指標:特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 数値目標:2,600億円 [平成28年度に対する5年間(平成29年度～令和3年度まで)の売上増加額累計]</p> <p>○つくば国際戦略総合特区 評価指標:ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 数値目標:連携企業数 173社(平成29年度)→641社(令和2年度)</p> <p>○アジアヘッドクォーター特区 評価指標:外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数 数値目標:4年間で40社以上誘致(対象業種:IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)</p> <p>○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 評価指標:特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 数値目標:特区関連事業による投資額 5年間(平成29年度～令和3年度)累計:475億円</p> <p>○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区</p>

	<p>評価指標:中部地域における航空宇宙産業の生産高 数値目標:8.7千億円(平成25年度)→11.8千億円(令和2年度)</p> <p>代替指標:中部地域における航空機・部品の生産高 数値目標:5.8千億円(平成25年度)→8.2千億円(令和2年度)</p> <p>○関西イノベーション国際戦略総合特区 評価指標:研究段階(入口)における効果 数値目標:特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額 平成23年度～令和3年度の累積570億円</p> <p>○グリーンアジア国際戦略総合特区 評価指標:当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 数値目標:年間売上高 約0.2兆円(平成22年12月現在)→約5.19兆円(令和2年12月)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。 これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。 例えば、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められることを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されるため、産業の国際競争力の向上に繋がる。 つくば国際戦略総合特区であれば、本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。 アジアヘッドクォーター特区であれば、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されるため、産業・企業の集積に繋がる。 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用によって革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がる。 アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されるため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がる。 関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化される。 グリーンアジア国際戦略総合特区であれば、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進される。</p>
--	---

			<p>このように、各特区における数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与する。</p>																																				
10	有効性等	① 適用数	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人</td> <td>61</td> <td>42</td> <td>44</td> <td>45</td> <td>33</td> <td>40</td> <td>26</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>うち特別償却</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>うち税額控除</td> <td>-</td> <td>38</td> <td>39</td> <td>35</td> <td>26</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度～令和3年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの ※法人の適用を受けたが本税制措置を活用しなかったケースがあり、適用法人数に対して特別償却活用法人数と税額控除活用法人数の合計が合わない年度がある。 ※平成26年度においては集計方法が違っていたため、措置税制ごとの内訳を出していない。</p>	年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3	適用法人	61	42	44	45	33	40	26	7	うち特別償却	-	4	4	8	5	0	6	0	うち税額控除	-	38	39	35	26	40	20	7
年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3																															
適用法人	61	42	44	45	33	40	26	7																															
うち特別償却	-	4	4	8	5	0	6	0																															
うち税額控除	-	38	39	35	26	40	20	7																															
		② 適用額	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用特別償却</td> <td>140.8</td> <td>12.9</td> <td>3.1</td> <td>18.6</td> <td>24.5</td> <td>0</td> <td>16.4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>43.3</td> <td>67.8</td> <td>36.2</td> <td>33.0</td> <td>16.7</td> <td>42.2</td> <td>44.0</td> <td>2.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度～令和3年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>	年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3	適用特別償却	140.8	12.9	3.1	18.6	24.5	0	16.4	0	税額控除	43.3	67.8	36.2	33.0	16.7	42.2	44.0	2.8									
年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3																															
適用特別償却	140.8	12.9	3.1	18.6	24.5	0	16.4	0																															
税額控除	43.3	67.8	36.2	33.0	16.7	42.2	44.0	2.8																															

	③ 減収額	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>79.3</td> <td>70.8</td> <td>36.9</td> <td>41.2</td> <td>24.7</td> <td>46.5</td> <td>52.7</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>4.6</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.4</td> <td>0</td> <td>0.2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>10.1</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.8</td> <td>1.0</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※令和元年度～令和3年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>	年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3	法人税	79.3	70.8	36.9	41.2	24.7	46.5	52.7	3.0	法人住民税	4.6	0.4	0.1	0.3	0.4	0	0.2	0	法人事業税	10.1	0.8	0.2	0.8	1.0	0	0.5	0	
年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3																															
法人税	79.3	70.8	36.9	41.2	24.7	46.5	52.7	3.0																															
法人住民税	4.6	0.4	0.1	0.3	0.4	0	0.2	0																															
法人事業税	10.1	0.8	0.2	0.8	1.0	0	0.5	0																															
	④ 効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <p>国際戦略総合特区7区域において、指定時に定められた「おおむね5年以内を目安とした計画目標」の終了時期が順次到来したため、特区計画の延長を行うにあたり、各特区において評価指標の見直しや新たな目標値の設定等を行った。</p> <p>租税特別措置等の効果について、国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績値により、達成状況及び効果を以下のとおり検証する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区</th> <th>数値目標</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">評価指標</td> <td>平成26年度</td> <td rowspan="6">特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 (増加額累計)</td> <td>430 億円</td> <td>385 億円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>776 億円</td> <td>776 億円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1,310 億円</td> <td>1,214 億円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>170 億円</td> <td>179 億円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>510 億円</td> <td>600 億円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,600 億円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区		数値目標	実績値	評価指標	平成26年度	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 (増加額累計)	430 億円	385 億円	平成27年度	776 億円	776 億円	平成28年度	1,310 億円	1,214 億円	平成29年度	170 億円	179 億円	平成30年度	510 億円	600 億円	令和3年度	2,600 億円	-												
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区		数値目標	実績値																																				
評価指標	平成26年度	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 (増加額累計)	430 億円	385 億円																																			
	平成27年度		776 億円	776 億円																																			
	平成28年度		1,310 億円	1,214 億円																																			
	平成29年度		170 億円	179 億円																																			
	平成30年度		510 億円	600 億円																																			
	令和3年度		2,600 億円	-																																			

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

<評価指標の算定根拠>
 輸出額(アウトバウンド) + 輸出額(インバウンド)
 + 輸入代替等で算定している。
 なお、特区事業に位置付けられた事業について、対象となる事業者へのヒアリングを通して以下により輸出額及び輸入代替等の額を把握している。
 輸出額⇒企業等における農水産物、加工食品の輸出拡大を目的に実施している事業
 輸入代替等⇒(ア)原材料(農水産物)を輸入品から国産品(国産品)へ切り替えることを目的に実施している事業、(イ)国産原材料を活用し、高付加価値化した加工食品の新たな市場の創出により、結果として輸入品の国産化に寄与する事業(輸入がない品目を対象とする事業及び地産地消を主目的とする事業を除く)。

付加価値の高い農林水産物、加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発、当該技術を活用する事業として、本税制を活用して熱収支を改善したバイオガスプラント(高性能メタン発酵システム)の施設整備で 6 件の整備を進めている。今後は化学肥料の削減や農業生産体制の強化が図られ、当該指標への寄与が期待される。

平成 30 年度までは概ね目標を達成し、過去を通して設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 6 法人で約 4,463 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められたことを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されたため、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

つくば国際戦略総合特区		数値目標	実績値
評価指標	平成 26 年度	87プロジェクト	87プロジェクト
	平成 27 年度	97プロジェクト	97プロジェクト
	平成 28 年度	107プロジェクト	97プロジェクト
	平成 29 年度	173 社	233 社
	平成 30 年度	329 社	451 社
	令和 2 年度	641 社	—

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

<評価指標の算定根拠>
 研究実施機関と共同研究契約等(覚書を含む)を締結して、研究プロジェクトに係る研究に従事する研究者が所属している企業数(研究機関に研究者を志向させている企業を含む)。

平成 29 年度・平成 30 年度ともに数値目標を上回る結果となっている。本税制措置の活用する法人がなかったことを踏まえると、本税制措置の活用により当該指標に影響を与えたとは言い難い。
 特区による今後の本税制措置の積極的活用により、更にライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、政策目的及び特区目標の達成に寄与することが期待される。

アジアヘッドクォーター特区		数値目標	実績値
評価指標	平成 26 年度	20 社	31 社
	平成 27 年度	35 社	46 社
	平成 28 年度	5 年間で 50 社	50 社
	平成 29 年度	10 社	10 社
	平成 30 年度	20 社	20 社
	令和 2 年度	4 年間で 40 社	—

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

<評価指標の算定根拠>
 特区進出企業の申請数(実数)による。

平成 26 年度から平成 30 年度まで目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 2 法人で約 21,844 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価	平成 26 年度	医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果	46 億円	27 億円

平成 27 年度	(核体・情報基盤に対する設備投資額(累計))	79 億円	50 億円
平成 28 年度		110 億円	97 億円
平成 29 年度		115 億円	119 億円
平成 30 年度		81 億円	141 億円
令和 3 年度		99 億円	—

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

<評価指標の算定根拠>

特区区域内における関連事業による投資額(実数)

平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標未達成で、過去を通して目標よりもやや成果が低いが、平成 29 年度は目標を達成し、平成 30 年度においては目標値を大きく上回る成果となっている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が6法人で約 2.674 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用によって一定程度の革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がっているため、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に一定の効果があるといえ、今後も本税制の一層の活用が期待される。

特に殿町区域では、平成 28 年 4 月に供用開始された「ライフノーションセンター」内の事業者において設備投資減税の活用が増加しており、事業推進を加速している。また、それ以外の事業所においても設備投資減税が活用されている。

アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区		数値目標	実績値
平成 26 年度	我が国(中部地域(愛知県・岐阜県を中心とした5県))の航空宇宙産業の国際市場シェア (代替指標: 中部地域における航空機・部品の生産高)	5,200 億円	7,150 億円
平成 27 年度		5,800 億円	8,547 億円
平成 28 年度		6,700 億円	7,393 億円
平成 29 年度		7,000 億円	7,925 億円
平成 30 年度		7,400 億円	7,598 億円
令和 2 年度		中部地域における航空宇宙産業の生産高 (代替指標: 中部地域における航空機・部品の生産高)	8,200 億円

<評価指標の算定根拠>

「中部地域における航空機・部品の生産高」(「管内主要製品生産実績」(経済産業省中部経済産業局))

平成 26 年度から平成 30 年度にかけて毎年度目標を達成し、継続的に成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 80 法人で約 60,947 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

効果の一例を挙げると平成 29 年度にはボーイング(787・777X)関係の開発、量産事業を実施する事業に対して、本税制の活用により設備投資が 18 法人により行われており、生産能力の拡充が図られているところ。本事業を通して生産高や輸出額等の増加に繋がっており目標達成に大きく寄与している。

関西イノベーション国際戦略総合特区		数値目標	実績値	
評価指標	平成 26 年度	研究段階(入口)における効果 特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額(累積)	164 億円	142 億円
	平成 27 年度		307 億円	323 億円
	平成 28 年度		450 億円	443 億円
	平成 29 年度		470 億円	510 億円
	平成 30 年度		490 億円	590 億円
	令和 3 年度		570 億円	—

<評価指標の算定根拠>

研究開発が活発化される指標として、関西の特区支援活用による医薬品・医療機器の設備投資額および研究開発費で評価する。入口段階で総合特区の支援を受けた事業者に対するヒアリング(設備投資額)と、総合特区参画の製薬8社の決算短信等(研究開発費)にて把握。

平成 29 年度・平成 30 年度においては目標を達成している。過去を通して概ね設定した目標値で推移している。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 45 法人で約 44,640 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

本税制支援により企業や研究機関において、研究施設の設置や研究設備の導入が進められ、イノベーションを創出する基盤が整っていく中で、ライフ分野では、基礎・臨床・実証研究等が進展し、それら取組によって、薬事申請に繋がった案件が着実に増加しており、 出口に向けた成果が現れてきている。

加えて、平成 29 年度には、神戸医療産業都市にある「神戸医療イ

ノベーションセンター」が稼働し、平成 30 年度には、大阪国際がんセンターに隣接する、大阪重粒子線センターが治療を開始することになっている。さらに、令和元年度には、国立循環器病研究センターの移転が完了し、建物内のオープンイノベーションセンターや施設に隣接するオープンイノベーションパークに、企業や研究機関が立地することが見込まれており、多くの先端的な研究開発が進められることになると考えている。このように、関西における医薬品・医療機器・再生医療等の研究開発は一層、強化・推進されるものと期待される。

グリーンアジア国際戦略総合特区		数値目標	実績値	
評価指標	平成 26 年度	当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高	1.27 兆円	1.28 兆円
	平成 27 年度		1.65 兆円	2.03 兆円
	平成 28 年度		2.1 兆円	2.4 兆円
	平成 29 年度		2.67 兆円	3.1 兆円
	平成 30 年度		3.35 兆円	3.53 兆円
	令和 2 年度		5.19 兆円	—

<評価指標の算定根拠>
当該地域におけるが環境を軸とした産業の年間売上高(実数)

平成 26 年度から平成 30 年度まで目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 91 法人で約 113.947 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進されたため、当該産業の年間売上高の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

税制支援措置の活用により、生産拠点化に向けた積極的な設備投資、新たな事業展開が行われ、生産機能に加え研究開発機能の集積・強化がなされるなど、開発から生産までの一貫した拠点化が進み、国際競争力の強化が進展している。
また、大手から中小まで幅広い企業が本措置を活用して設備投資を実施しており、県内の自動車関連企業数は、特区指定前の 434 社(平成 22 年)から 541 社(平成 29 年)に約 25%増加しており、特区による支援の効果が表れている。

本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位 10

社の適用額の合計の割合が高いが、これは1件当たりの取得額が高額な建物や機械装置等において適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的はより多くの法人に本税制措置を活用していただき、より多くの設備投資を実現することであるため、1件当たりの取得額の大小を重視しているものではない。過去(平成 26 年度から平成 30 年度まで)の適用法人数が 225 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がっているため、本税制措置は目標の実現に寄与しているといえる。また、将来(令和元年度から令和3年度まで)の適用見込法人数が 73 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることが見込まれるため、本税制措置は目標の実現に寄与するといえる。

また、本税制において、H28～H29 の2年間に実施された税制支援対象設備投資額は約 800 億円に上ることから、総合経済波及効果は約 2,570 億円、雇用誘発効果は 7,515 人と算出され、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与するといえる。(あずさ監査法人調査調べ)。

⑤ 税収減を是認する理由等

特区への調査結果によると、平成 26 年度から平成 30 年度までにおける適用法人数が 225 法人、適用額が約 396 億円であった。また、延長分の令和 2 年度から令和3年度については適用法人見込数が 33 法人、適用額は約 63.2 億円である。
租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、各特区の数値目標の達成につながるため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えている。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。
補助金等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業

		者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。 一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 8 月 (平成 29 内閣府 04)

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成 26 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	61 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	140.8 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	43.3 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	94.0 億円	79.3 億円 + 4.6 億円 + 10.1 億円	⑤ + ⑥ + ⑦
⑤ 法人税	79.3 億円	141 億円 × 25.5% + 43.3 億円	② × 税率 + ③
⑥ 法人住民税	4.6 億円	141 億円 × 25.5% × 12.9%	② × 税率 × 税率
⑦ 法人事業税	10.1 億円	6.1 億円 + 4.1 億円	⑧ + ⑨
⑧ 所得割	6.1 億円	141 億円 × 4.3%	② × 税率
⑨ 地方法人特別税	4.1 億円	141 億円 × 2.9%	② × 税率

※端数計算による誤差あり

○平成 27 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	42 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	12.9 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	67.8 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	72.0 億円	70.8 億円 + 0.4 億円 + 0.8 億円	⑤ + ⑥ + ⑦
⑤ 法人税	70.8 億円	12.9 億円 × 23.9% + 67.8 億円	② × 税率 + ③
⑥ 法人住民税	0.4 億円	12.9 億円 × 23.9% × 12.9%	② × 税率 × 税率
⑦ 法人事業税	0.8 億円	0.4 億円 + 0.4 億円	⑧ + ⑨
⑧ 所得割	0.4 億円	12.9 億円 × 3.1%	② × 税率
⑨ 地方法人特別税	0.4 億円	12.9 億円 × 2.9%	② × 税率

※端数計算による誤差あり

○平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	44 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	3.1 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	36.2 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	37.1 億円	37.0 億円 + 0.1 億円 + 0.2 億円	⑤ + ⑥ + ⑦
⑤ 法人税	36.9 億円	3.1 億円 × 23.4% + 36.2 億円	② × 税率 + ③
⑥ 法人住民税	0.1 億円	3.1 億円 × 23.4% × 12.9%	② × 税率 × 税率
⑦ 法人事業税	0.2 億円	0.1 億円 + 0.1 億円	⑧ + ⑨
⑧ 所得割	0.1 億円	3.1 億円 × 1.9%	② × 税率
⑨ 地方法人特別税	0.1 億円	3.1 億円 × 2.9%	② × 税率

※端数計算による誤差あり

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	45 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	18.6 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	33.0 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	42.3 億円	41.2 億円+0.3 億円+0.8 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	41.2 億円	(18.6 億円×23.4%+33.0 億円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.3 億円	18.6 億円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.8 億円	0.7 億円+2.8 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.2 億円	18.6 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.6 億円	18.6 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	33 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	24.5 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	16.7 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	26.1 億円	24.7 億円+0.4 億円+1.0 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	24.7 億円	(24.5 億円×23.2%+16.7 億円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.4 億円	24.5 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	1.0 億円	0.2 億円+0.8 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.2 億円	24.5 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.8 億円	24.5 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	40 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	42.2 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	46.5 億円	46.5 億円+0 億円+0 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	46.5 億円	(0 億円×23.2%+42.2 億円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0 億円	0 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0 億円	0 億円+0 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 億円	0 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0 億円	0 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○令和2年度

《延長分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	26 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	16.4 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	44.0 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	53.4 億円	52.7 億円+0.2 億円+0.5 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	52.7 億円	(16.4 億円×23.2%+44.0 億円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.2 億円	16.4 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.5 億円	0.1 億円+0.4 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.1 億円	16.4 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.4 億円	16.4 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○令和3年度

《延長分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	7 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	2.8 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	3.0 億円	3.0 億円+0 億円+0 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3.0 億円	(0 億円×23.2%+2.8 億円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0 億円	0 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0 億円	0 億円+0 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 億円	0 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0 億円	0 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されること）では、政策目的（地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援すること）の実現状況を十分に明らかにすることができない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 本税制は、民間資金の活用により、地方公共団体の自主的・主体的な地方創生の取組を後押しするための政策税制である。そのため、地方版総合戦略に位置付けられた本税制を活用した地方創生事業の目標が十分に達成されることが本税制の目標と考えている。また、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制を活用した事業の目標設定にあたっては、本特例措置以外の要素を極力排除するため、地方版総合戦略上のKPIとは別に、KPIを独自に設定している。あわせて、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報によると、116件と説明されているが、前回の評価書では「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」によると、493件と説明されており、疑義がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 前回の評価書の作成時点においては、租特透明化法に基づき把握される情報について、平成29年度分の適用数が公表されていなかったため、地方税の適用数等を調査している平成29年度企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査（内閣府実施）における数値を用いていたが、今回の評価書においては、租特透明化法に基づき把握される情報が公表されたため、国税の適用数である116件という数値を用いている。</p> <p>また、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」については、毎年度、本税制を活用した地方公共団体に事業費及び寄附額の実績等を報告させている。平成30年度以降の適用数は、別添3にお示ししたとおり、寄附額の対前年度伸び率を参考に積算している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「前回の評価書の作成時点においては、租特透明化法に基づき把握される情報について、平成29年度分の適用数が公表されていなかったため、地方税の適用数等を調査している平成29年度企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査（内閣府実施）における数値を用いていたが、今回の評価書においては、租特透明化法に基づき把握される情報が公表されたため、国税の適用数である116件という数値を用いている」との説明では、租特透明化法に基づき把握される件数と、内閣府が実施する調査に基づき把握される件数が大きく異なることについての説明がなく、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和2年度）について、算定の過程において、「税額控除割合の引上げに係る効果については、企業の負担が4割から1割となることから、寄附額が4倍となると仮定する」と説明されているが、当該「4倍」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和3年度）について、算定の過程において、「税額控除割合の引上げ以外の見直しに係る効果を加味するよう、積算する」、「その他の見直しに係る効果については、1.5倍となると仮定する」と説明されているが、当該「1.5倍」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 税額控除割合の引上げを行った場合にも、企業は引上げ前と同水準の負担で寄附を行うものとし、企業の負担が1/4に軽減される分、企業による寄附が4倍になるものと仮定した上で算出を行っている。</p> <p>② その他の見直しに係る効果による将来の適用数への影響については、各企業の判断によるものが大きく、正確な算出が困難であるものの、手続の簡素化等により、企業の負担が一定程度軽減されることから、その分、企業による寄附が1.5倍になるものと仮定したうえで算出を行っている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「税額控除割合の引上げを行った場合にも、企業は引上げ前と同水準の負担で寄附を行うものとし、企業の負担が1/4に軽減される分、企業による寄附が4倍になるものと仮定した上で算出を行っている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「その他の見直しに係る効果による将来の適用数への影響については、各企業の判断によるものが大きく、正確な算出が困難であるものの、手続の簡素化等により、企業の負担が一定程度軽減されることから、その分、企業による寄附が1.5倍になるものと仮定したうえで算出を行っている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和2年度）について、「税額控除割合を3割から6割に引き上げた場合の試算（〔参考〕参照）に寄附額の対前年度の伸び率4.0を乗じて算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和2年度）について、算定の過程において、「税額控除割合の引上げに係る効果については、企業の負担が4割から1割となることから、寄附額が4倍となると仮定する」と説明されているが、当該「4倍」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の適用数（令和3年度）について、算定の過程において、「税額控除割合の引上げ以外の見直しに係る効果を加味するよう、積算する」、「その他の見直しに係る効果については、1.5倍となると仮定する」と説明されているが、当該「1.5倍」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 税額控除割合を3割から6割に引き上げた場合の税額控除額については、平成30年度企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査（内閣府実施）を基に、回答があった寄附法人ごとに試算し、積上げにより算出している。（詳細については別添3に追記）。</p> <p>② 税額控除割合の引上げを行った場合にも、企業は引上げ前と同水準の負担で寄附を行うものとし、企業の負担が1/4に軽減される分、企業による寄附が4倍になるものと仮定した上で算出を行っている。</p> <p>③ その他の見直しに係る効果による将来の適用数への影響については、各企業の判断によるものが大きく、正確な算出が困難であるものの、手続の簡素化等により、企業の負担が一定程度軽減されることから、その分、企業による寄附が1.5倍になるものと仮定したうえで算出を行っている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「税額控除割合の引上げを行った場合にも、企業は引上げ前と同水準の負担で寄附を行うものとし、企業の負担が1/4に軽減される分、企業による寄附が4倍になるものと仮定した上で算出を行っている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「その他の見直しに係る効果による将来の適用数への影響については、各企業の判断によるものが大きく、正確な算出が困難であるものの、手続の簡素化等により、企業の負担が一定程度軽減されることから、その分、企業による寄附が1.5倍になるものと仮定したうえで算出を行っている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されること）に対する過去の効果（平成28年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されること）に対する過去の直接的な効果について、「上記に示したアンケートにおける本税制を活用した事業の目標の達成状況については、本税制の直接的な効果を把握したものであり、目標値である8割をおおよそ達成しており」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和元年度までに累計75億円、本税制の拡充・延長が行われた場合には、令和6年度までに累計約1,000億円以上となること）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 測定指標（本税制を活用した事業の目標の達成状況）を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握することとしていたところであり、寄附額実績は着実に積み上がっている（平成28年度：7.5億円、平成29年度：23.6億円、平成30年度：34.5億円）。なお、国としては、適用期限を迎えるタイミング（令和元年度）で、本税制を活用した事業の目標の達成状況について検証している。 ※令和2年度以降は、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」等とあわせて毎年度把握する予定。</p> <p>② 本税制は、民間資金の活用により、地方公共団体の自主的・主体的な地方創生の取組を後押しするための政策税制である。そのため、地方版総合戦略に位置付けられた本税制を活用した地方創生事業の目標が十分に達成されることが本税制の目標と考えている。また、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制を活用した事業の目標設定にあたっては、本特例措置以外の要素を極力排除するため、地方版総合戦略上のKPIとは別に、KPIを独自に設定している。あわせて、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握</p>

<p>しているところである。</p> <p>③ 寄附額については、①のとおり、②の測定指標を補完するものとして把握している。②と同様、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「測定指標（本税制を活用した事業の目標の達成状況）を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握することとしていたところであり、寄附額実績は着実に積み上がっている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「本税制を活用した事業の目標設定にあたっては、本特例措置以外の要素を極力排除するため、地方版総合戦略上のKPIとは別に、KPIを独自に設定している」との説明だけでは、当該独自に設定しているKPIが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を表すものであることが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「寄附額については、①のとおり、②の測定指標を補完するものとして把握している。②と同様、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されること）に対する将来の効果について、「次年度以降も毎年度、8割以上を推移し、本税制を活用した事業が着実に実施されることが見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されること）に対する将来の直接的な効果について、「上記に示したアンケートにおける本税制を活用した事業の目標の達成状況については、本税制の直接的な効果を把握したものであり、目標値である8割をおおよそ達成しており、次年度以降も毎年度、8割以上を推移し、本税制を活用した事業が着実に実施されることが見込まれる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和元年度までに累計75億円、本税制の拡充・延長が行われた場合には、令和6年度までに累計約1,000億円以上となること）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 現時点においても、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」が約8割であり、今後、進捗状況が後退する（「やや目標達成困難」「目標達成困難」となる）ことは、災害等の外部要因がない限り考えにくいことから、今後も8割以上を達成するものと考えている。</p> <p>② 本税制は、民間資金の活用により、地方公共団体の自主的・主体的な地方創生の取組を後押しするための政策税制である。そのため、地方版総合戦略に位置付けられた本税制を活用した地方創生事業の目標が十分に達成されることが本税制の目標と考えている。また、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制を活用</p>

した事業の目標設定にあたっては、本特例措置以外の要素を極力排除するため、地方版総合戦略上のKPIとは別に、KPIを独自に設定している。あわせて、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところであり、今後もこういった事例が積み上がっていくものと考えている。

- ③ 寄附額については、②の測定指標を補完するものとして把握している。②と同様、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところであり、今後もこういった事例が積み上がっていくものと考えている。

【点検結果】

- ① 「現時点においても、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」が約8割であり、今後、進捗状況が後退する（「やや目標達成困難」「目標達成困難」となる）ことは、災害等の外部要因がない限り考えにくいことから、今後も8割以上を達成するものと考えている」との説明では、現時点での「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」が74.9%であるにもかかわらず、令和2年度以降は8割以上を達成するという予測の理由が説明されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 「本税制を活用した事業の目標設定にあたっては、本特例措置以外の要素を極力排除するため、地方版総合戦略上のKPIとは別に、KPIを独自に設定している」との説明だけでは、当該独自に設定しているKPIが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を表すものであることが明らかにされておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「寄附額については、②の測定指標を補完するものとして把握している。②と同様、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところであり、今後もこういった事例が積み上がっていくものと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税11)
	① 政策評価の対象税目	(法人住民税・事業税:義)(地方税10)
	② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和元年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>地方創生を推進するため、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、更に寄附しやすくなるよう、税制措置の拡充・延長を図る。</p> <p>(1) 令和元年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間(令和6年度まで)延長すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度創設(平成28年度税制改正)時と同様に、国の次期総合戦略の期間(令和2年度～令和6年度)と合わせる。 <p>(2) 税額控除割合を3割から6割に引き上げること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各税目の控除割合及び法人税の寄附額に対する控除限度額は現行の2倍とする(各税目の税額に対する控除上限は現行のとおり)。 <p>(3) 個別事業を認定する方式から、包括的な認定とし、法適合性を事後報告する方式に転換すること。(認定手続の簡素化)</p> <p>(4) 併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大すること。</p> <p>(5) 寄附時期の制限を大幅に緩和すること。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の12の2、第68条の15の3、附則第90条、第112条 ・ 租税特別措置法施行令(昭和32年3月31日政令第43号)第27条の12の2、第39条の45の3、附則第15条、第28条 ・ 租税特別措置法施行規則(昭和32年3月31日大蔵省令第15号)第20条の7の2、第22条の29の2 ・ 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第8条の2の2、第9条の2の2 ・ 地方税法施行規則(昭和29年5月13日総理府令第23号)附則第2条の6、第3条の2
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年度8月 分析対象期間:平成28年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成28年度:新設 平成31年度:運用改善の実施

8	適用又は延長期間	5年間(国の第2期総合戦略の期間(令和2年度～令和6年度))に合わせる)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。</p> <p>(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)</p> <p>第九条</p> <p>2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)</p> <p>第十条</p> <p>2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>地域再生法(平成十七年法律第二十四号)</p> <p>第三章 地域再生計画の認定等</p> <p>(地域再生計画の認定)</p> <p>第五条</p> <p>4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲</p>

	<p>けるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港灣法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項</p> <p>第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置 第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例 第十三条の二 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版) (平成30年度12月21日閣議決定) IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」- 3. 財政支援の矢 (3) 税制 志ある個人や企業の「民の力」を地方創生に効果的に活用する観点から、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の推進を図る。 ◎地方創生応援税制(企業版ふるさと納税) 「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生のために効果的な事業について、当該事業に対する企業の寄附に係る法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を2016年度に創設し、2018年12月現在、507事業が認定を受けている。平成31年度税制改正において、対象事業に地方創生関係交付金による事業も含まれることの明確化等の運用改善を行うこととされている。これらを踏まえ、今後も関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知活動を展開する。また、2019年1月から新たに実施する優良企業及び地方公共団体の表彰や2018年7月に登録・公表した「企業版ふるさと納税推進リーダー」を中心とした取組により、地方公共団体による更なる制度の活用や地方創生事業への更なる企業の参画を促進する。</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針2019 (令和元年6月21日閣議決定) III. 各分野の当面の主要な取組 2. 地方への新しいひとの流れをつくる (2) 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流 志ある企業が寄附を通じて地方創生の取組を応援する企業版ふるさと納税は、企業と地方公共団体の連携を強化するための支援策として効果的なものである。また、企業が地方創生の推進に寄与することは、企業価値の向上にもつながると期待される。本制度をより一層活</p>
--	--

	<p>用できるよう、今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する。</p> <p>VI. 地方創生に向けた多様な支援(地方創生版・三本の矢) 3. 財政支援 (3) 税制 2016年度に創設された地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、活用実績が着実に増加し、移住・定住や人材育成・確保、被災地の復興などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このような取組を拡大していくため、2019年1月には初めて、他の模範となる企業や地方公共団体を対象とする地方創生担当大臣表彰制度を設けたほか、2019年度から、地方創生推進交付金との併用や基金への積立て要件の緩和などの運用改善を実施している。また、最近のSDGsへの関心の高まり等も鑑み、官民一体となった地方創生の取組を更に促進できるよう、今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることとする。 ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完</p> <p>達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、本税制を活用した事業の目標の達成状況とする。達成状況については令和元年度以降毎年度把握することとし、達成すべき水準(目標値)としては、令和6年度まで毎年度、本税制を活用した地方公共団体のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した団体が8割を超えることとする。 また、測定指標(本税制を活用した事業の目標の達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和元年度までに累計75億円、本税制の拡充・延長が行われた場合には、令和6年度までに累計約1,000億円以上となることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協力的体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。 また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。 企業においても、本社機能の移転に至らずとも、本税制を活用することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。</p>
--	---

10	有効性等	① 適用数	<p>平成 28 年度: 58 件(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>平成 29 年度: 116 件(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>平成 30 年度: 174 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和元年度: 174 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和2年度: 696 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和3年度～令和6年度: 各年度 974 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p>
		② 適用額	<p>平成 28 年度 ・法人税・・・・・・6,095 千円(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ・法人住民税・・4,771 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ・事業税・・・・・・1,180 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」</p> <p>平成 29 年度 ・法人税・・・・・・27,453 千円(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ・法人住民税・・148,039 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ・事業税・・・・・・90,859 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」</p> <p>平成 30 年度 ・法人税・・・・・・27,505 千円(推計)</p>

			<p>・法人住民税・・319,376 千円(実績) ・事業税・・・・・・176,311 千円(実績) ※企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査(令和元年6月内閣府実施)をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和元年度(推計) ・法人税・・・・・・27,505 千円 ・法人住民税・・319,376 千円 ・事業税・・・・・・176,311 千円 ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和2年度(推計) ・法人税・・・・・・447,508 千円 ・法人住民税・・1,884,808 千円 ・事業税・・・・・・1,269,188 千円 ※企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査(令和元年6月内閣府実施)をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和3年度～令和6年度(各年度)(推計) ・法人税・・・・・・626,511 千円 ・法人住民税・・2,638,731 千円 ・事業税・・・・・・1,776,863 千円 ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p>
	③ 減収額		<p>平成 28 年度 ・法人税・・・・・・6,095 千円(実績) ・法人住民税・・4,771 千円(実績) ・事業税・・・・・・1,180 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 29 年度 ・法人税・・・・・・27,453 千円(実績) ・法人住民税・・148,039 千円(実績) ・事業税・・・・・・90,859 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 30 年度 ・法人税・・・・・・27,505 千円(推計) ・法人住民税・・319,376 千円(実績) ・事業税・・・・・・176,311 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>令和元年度(推計) ・法人税・・・・・・27,505 千円</p>

		<p>・法人住民税・・・319,376 千円 ・事業税・・・・・・・176,311 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>令和2年度(推計) ・法人税・・・・・・・447,508 千円 ・法人住民税・・・1,884,808 千円 ・事業税・・・・・・・1,269,188 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>令和3年度～令和6年度(各年度)(推計) ・法人税・・・・・・・626,511 千円 ・法人住民税・・・2,638,731 千円 ・事業税・・・・・・・1,776,863 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p>						
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、以下のとおり実績についても着実に積み上がっている。</p> <p>令和元年8月現在</p> <table border="0"> <tr> <td>・認定事業数</td> <td>644 事業</td> </tr> <tr> <td>・総事業費</td> <td>1,333 億円</td> </tr> <tr> <td>・寄附額累計(平成28年度～平成30年度)</td> <td>65.6 億円</td> </tr> </table> <p>※地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」(平成28年度:7.5億円、平成29年度:23.6億円、平成30年度:34.5億円)</p> <p>また、国としては、適用期限を迎えるタイミングで、以下のとおり、本税制を活用した事業の目標の達成状況について検証している。※令和2年度以降は、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」等とあわせて毎年度把握する予定。</p> <p>◎企業版ふるさと納税の活用促進に向けたアンケート(令和元年5月内閣府実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域再生計画において設定しているKPIの進捗状況を教えてください。(質問対象:認定申請したことがある地方公共団体) <p>「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」「やや目標達成困難」「目標達成困難」のうち「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」を回答した団体の割合:298団体/398団体(74.9%)</p> <p>上記によれば、目標値である8割をおおよそ達成しており、次年度以降も毎年度、8割以上を推移し、本税制を活用した事業が着実に実施されることが見込まれる。</p> <p>さらに、測定指標(本税制を活用した事業の目標の達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を令和元年度までに累計75億円とする成果目標を設定していたが、平成28～30年度の寄附額の累計は66億円(達成率88%)となっている。</p>	・認定事業数	644 事業	・総事業費	1,333 億円	・寄附額累計(平成28年度～平成30年度)	65.6 億円
・認定事業数	644 事業							
・総事業費	1,333 億円							
・寄附額累計(平成28年度～平成30年度)	65.6 億円							

			<p>本税制の拡充・延長が行われた場合、令和6年度までに累計約1,000億円以上の寄附額となると推計しており、本税制を活用した地方創生事業の実施の拡大が見込まれ、事業の目標が十分に達成されるものと考えられる(算定根拠、各年度の寄附額については別紙参照)。</p> <p>加えて、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても報告を受けているところである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>上記に示したアンケートにおける本税制を活用した事業の目標の達成状況については、本税制の直接的な効果を把握したものであり、目標値である8割をおおよそ達成しており、次年度以降も毎年度、8割以上を推移し、本税制を活用した事業が着実に実施されることが見込まれる。</p>
		⑤	<p>税収減を是認する理由等</p> <p>企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成、事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築、地方公共団体における安定的な財源確保に役立つものである。本要望の実現により、地方創生事業に対する企業の協力が飛躍的に拡大し、減収額を上回る事業費の確保を期待することができる。</p>
11	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>地方創生実現のためには、企業が自主的な判断により、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に関与させることが重要であり、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくためには、国が使途などを定める補助金ではなく、租税特別措置によることが妥当である。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等の役割分担</p> <p>-</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制の拡充・延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となる。以上のことから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月(H30内閣05)

企業版ふるさと納税を活用した寄附額について

<成果目標：令和元年度末までの寄附額累計 75 億円>

- 達成目標に係る測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を令和元年度までに累計 75 億円とする成果目標を設定しているが、令和元年 8 月現在では、約 100 億円を見込んでおり、達成できる見込みである。

	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 見込	計
寄附額 (千円)	746,927	2,355,018	3,454,539	3,511,354	10,067,838

(※1) 平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の寄附額については、地域再生法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出した。

(※2) 令和元年度の寄附額については、平成 28 年度第 1 回～令和元年度第 2 回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

<拡充・延長された場合>

- 拡充・延長された場合の令和 6 年度までの寄附額累計について、以下のとおり積算した結果、1,000 億円程度の寄附額を見込んでいる。

- (1) 平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の寄附額については、地域再生法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出する。
- (2) 令和元年度の寄附額については、平成 28 年度第 1 回～令和元年度第 2 回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

- (3) 令和 2 年度の寄附額については、税額控除割合を 3 割から 6 割に上げた場合の効果を加味するよう、積算する。
 - ・ 税額控除割合の引上げに係る効果については、企業の負担が 4 割から 1 割となることから、寄附額が 4 倍となると仮定する。

(令和元年度の寄附額) × (税額控除割合の引上げに係る効果)

$$= 35.1 \text{ (億円)} \times 4$$

$$= 140.4 \text{ (億円)}$$

$$\approx 140 \text{ (億円)}$$

- (4) 令和 3 年度の寄附額については、税制改正を踏まえた制度の活用が浸透してくることから、税額控除割合の引上げ以外の見直しに係る効果を加味するよう、積算する。

- ・ その他の見直しに係る効果については、1.5 倍となると仮定する。

(令和 2 年度の寄附額) × (その他の見直しに係る効果)

$$= 140 \text{ (億円)} \times 1.5$$

$$= 210 \text{ (億円)}$$

$$\approx 200 \text{ (億円)}$$

- (5) 令和 3 年度～令和 6 年度は、同額で推移するものとする。

	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R1 見込	R2 推計	R3 推計	R4 推計	R5 推計	R6 推計	計
寄附額 (億円)	7.5	23.6	34.5	35.1	140	200	200 以上	200 以上	200 以上	1,040.7 以上 ≈ 1,000 以上
累計 (億円)	-	-	-	100.7	240.7 ≈ 240	440	640 以上	840 以上		1,040.7 以上 ≈ 1,000 以上

平成 30 年度企業版ふるさと納税に係る減収額について

- 「企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査」(※1)に基づき、以下のとおり法人税控除額を算出した(※2)。

(※1) 平成 30 年度の税額控除額の実績を把握するため、内閣府が令和元年 5 月に全都道府県向けに調査を実施したものであり、地方税である法人住民税及び事業税を調査対象としている。

(※2) 本調査で得られた特定寄附金税額控除額(実績)と法人住民税のみで全額控除した場合の金額を比較し、その差額を法人税控除額として算出している。

寄附件数	805	件	a
特定寄附金の額	1,734,409	千円	b
特定寄附金税額控除額(地方税)(実績)	495,687	千円	c
法人住民税	319,376	千円	d
法人道府県民税法人税割	79,844	千円	e
法人市町村民税法人税割(推定)	239,532	千円	f=e×3
事業税	176,311	千円	g
法人税控除額(国税)(試算)	27,505	千円	h=j-d
法人住民税(控除上限額)(※法人住民税で全額控除)	346,881	千円	j=b×0.2

<平成 30 年度地方創生応援税制減収額>

法人税	<u>27,505 千円</u>
法人住民税	<u>319,376 千円</u>
事業税	<u>176,311 千円</u>

平成 30 年度～令和 6 年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
に係る適用件数・適用額・減収額の推計について

- 平成 30 年度～令和 6 年度における適用件数及び令和元年度～令和 6 年度における適用額・減収額については、別紙「企業版ふるさと納税を活用した寄附額について」で積算した寄附額の対前年度の伸び率を乗じることで算出する。なお、平成 30 年度の適用額については、別紙「平成 30 年度企業版ふるさと納税に係る減収額について」のとおり、企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査に基づき、令和 2 年度の適用額については、税額控除割合を 3 割から 6 割に引き上げた場合の試算（[参考] 参照）に寄附額の対前年度の伸び率を加味し、算出している。

年度	H28→H29	H29→H30	H30→R1	R1→R2	R2→R3	R3→R4	R4→R5	R5→R6
寄附額の対前年度の伸び率	3.1	1.5	1.0	4.0	1.4	1	1	1

<適用件数> (単位：件)

年度	H28実績	H29実績	H30推計	R1推計	R2推計	R3推計	R4推計	R5推計	R6推計	合計
件数	58	116	174	174	696	974	974	974	974	9,010

<適用額> (単位：千円)

年度	H28実績	H29実績	H30推計	R1推計	R2推計	R3推計	R4推計	R5推計	R6推計	合計
法人税	6,095	27,453	27,505推計	27,505	447,508	626,511	626,511	626,511	626,511	3,042,110
法人住民税	4,771	148,039	319,376実績	319,376	1,884,808	2,638,731	2,638,731	2,638,731	2,638,731	13,231,294
事業税	1,180	90,859	176,311実績	176,311	1,269,188	1,776,863	1,776,863	1,776,863	1,776,863	8,821,301

※令和 2 年度の適用額については、税額控除割合を 3 割から 6 割に引き上げた場合の試算（[参考] 参照）に寄附額の対前年度の伸び率 4.0 を乗じて算出している。

<減収額>

- ・ 税額控除であるため、適用額と同額

[参考]

- 「4 内容<要望の内容> (2)」のとおり税額控除割合を引き上げた場合、試算結果は以下のとおり。

(単位：千円)

	全額控除できた場合	控除可能額計	国税	地方税	控除割合			控除不能額
					事業税	法人住民税(都道府県)	法人住民税(市町村)	
控除額(構成割合)	1,011,025	900,376	111,877(12.4%)	788,499(87.6%)	317,297(35.2%)	67,315(7.5%)	403,887(44.9%)	110,649

<試算方法>

- 「平成 30 年度の企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査」（令和元年 6 月に回答を得られたものに限る）を基に試算。

<現行制度での試算結果>

(単位：千円)

	全額控除できた場合	控除可能額計	国税	地方税	控除割合			控除不能額
					事業税	法人住民税(都道府県)	法人住民税(市町村)	
控除額(構成割合)	505,512	476,011	44,350(9.3%)	431,661(90.7%)	163,165(34.3%)	38,356(8.1%)	230,140(48.3%)	29,501

- 上記に基づき、以下の条件により、税額控除割合を引き上げた場合について回答があった寄附法人ごとに試算し、積上げにより算出している。
 - ・ 税額控除割合を引き上げた場合の各税目の控除割合、法人税の寄附額に対する控除限度額は現行の 2 倍とした。（控除上限額は現行のとおり）
 - ・ 法人住民税：寄附額の 4 割。（法人住民税法人税割額の 20%が上限）
 - ・ 法人事業税：寄附額の 2 割。（法人事業税額の 20%が上限）
 - ・ 法人税：法人住民税の控除額が 4 割に達しない場合、その残額を控除。ただし、寄附額の 2 割を限度。（法人税額の 5%が上限）
 - ・ 各税目の税率は以下の税率を用いた。
 - ・ 法人税率：23.2%
 - ・ 法人住民税率：道府県民税率 1.0%（標準税率）、市町村民税率 6.0%（標準税率）
 - ・ 法人事業税率：7.0%
- 令和 2 年度の適用額については、税額控除割合を 3 割から 6 割に引き上げた場合の試算に寄附額の対前年度の伸び率 4.0 を乗じて算出している（税額控除割合の引上げに係る効果については、企業の負担が 4 割から 1 割となることから、寄附額が 4 倍となると仮定している（別添 1））。

法人税：111,877×4.0=447,508

法人住民税：(67,315+403,887)×4.0=1,884,808

法人事業税：317,297×4.0=1,269,188

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	投資法人に係る税制優遇措置の延長
金融02	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置
金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る）及び測定指標（当該税制優遇措置の投資法人への適用実績）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① インフラファンド市場は、2016年6月に第1号案件の上場以来、約3年間で6銘柄、時価総額約750億円（個人投資家計約5万人）の規模に拡大し、足下でも複数の案件が上場に向けた準備や検討に着手しているところ。今次要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進され、市場の幅に広がりが増していくと思料されるものの現時点において具体的にどれだけの事業者がインフラファンド市場に参加するかは不明であるため、達成水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>なお、今次要望が認められた場合の中期的な目標として、足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえると、本特例措置の適用期間の最終年度の2022年度末時点で12銘柄、時価総額約1,500億円程度の市場規模が見込まれる。</p> <p>② 上記①と同じ。</p> <p>③ 今回目標においても、本特例措置の延長により、足下の上場ニーズ等を通じてのインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入の促進を図るものであるところ、所期の達成目標（匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る）を包含するものと思料されるため、削除したもの。また、測定指標（当該税制優遇措置の投資法人への適用実績）については、所与のものであるとの判断から、削除したもの。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 適用数は、以下のとおり。</p>
--

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
上場銘柄数	3	4	6	7

(注) 東証調べ（見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの）

(※) 年度中に決算期末が到来していない投資法人を含む

【点検結果】

① 当該租税特別措置の適用件数又は適用法人数を、適用数として把握すべきであるが、「上場銘柄数」を適用数として説明しており、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 適用数は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和2年度 (見込み)</td> <td>令和3年度 (見込み)</td> <td>令和4年度 (見込み)</td> </tr> <tr> <td>上場銘柄数</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> </table> <p>(注) 東証調べ（見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの）</p> <p>(※) 年度中に決算期末が到来していない投資法人を含む</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 当該租税特別措置の適用件数又は適用法人数を、適用数として予測すべきであるが、「上場銘柄数」を適用数として説明しており、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>		令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	上場銘柄数	9	10	12
	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)					
上場銘柄数	9	10	12					

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 減収額は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度 (見込み)</td> </tr> <tr> <td>法人税額 (総額)</td> <td>46</td> <td>222</td> <td>656</td> <td>1,119</td> </tr> </table> <p>(注) 東証調べ（見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの）</p> <p>(※) 見込みの実効税率は30%で計算</p> <p>(※) 単位未満切捨て</p> <p>(※) 租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額は、「投資法人に係る課税の特例」に関するものであり、本件税制措置（再エネ設備を投資対象とする投資法人に限り、適用される税制措置）の適用対象と一致しない。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	法人税額 (総額)	46	222	656	1,119
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)						
法人税額 (総額)	46	222	656	1,119						

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【金融庁の補足説明】

① 減収額は、以下のとおり。

	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)
法人税額 (総額)	1,402	1,650	2,062

(注) 東証調べ(見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの)
 (※) 見込みの実効税率は30%で計算
 (※) 単位未満切捨て

【点検結果】

① 補足説明(令和元年度については点検項目(4)の補足説明)により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額(法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
 また、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。

② 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する過去の効果について、「これまでに6銘柄が上場したほか、足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手しており、具体的なニーズが認められる」と説明されているが、算定根拠(出典)が明らかにされていない。

③ 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する過去の直接的な効果について、「足下において、これまでに上場した6銘柄に引き続き具体的な準備や検討に着手した案件が複数存在しており」と説明されているが、過去の効果(上場インフラファンド数)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

④ 所期の達成目標(匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る)に対する過去の効果について、「これまでに6銘柄が上場したほか、足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手しており、具体的なニーズが認められる」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【金融庁の補足説明】

① インフラファンド市場への参入を促進するという達成目標について、

- 平成28年度 新規上場3銘柄
- 平成29年度 新規上場1銘柄
- 平成30年度 新規上場2銘柄

の効果が得られた。

② 「これまでに6銘柄が上場した」事実は、以下の日本取引所グループ/東京証券取引所のウェブサイトから確認可能。
 <<https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/issues/index.html>>
 「足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手」している事実は、東京証券取引所の担当部署が各証券会社や事業者へのヒアリングを通じて確認したものの。

③ 上場6銘柄に対して行ったヒアリングを通じて、6銘柄全てにおいて、本特例措置が得られない場合には上場インフラファンドを組成しない意向である旨の回答が得られたことから、現時点で6銘柄が上場していること自体が本特例措置の直接的な効果である。

④ 今回目標においても、本特例措置の延長により、足下の上場ニーズ等を通じてのインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入の促進を図るものであるところ、所期の達成目標(匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る)を包含するものと思料されるため、当該所期の達成目標につき所期の測定指標(当該税制優遇措置の投資法人への適用実績)を用いて定量的に示すこととはしていない。

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

④ 前回の政策評価時に設定していた達成目標に対する効果を明らかにする観点から、所期の達成目標に対する過去の効果も定量的に把握する必要があり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する将来の効果について、「足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進することが可能となる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【金融庁の補足説明】

① 上記(1)①のとおり、現時点で達成水準を定量的に示すことは困難であるが、足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえると、今後3年間で5銘柄程度のインフラファンドの新規上場が見込まれる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「今後3年間で5銘柄程度のインフラファンドの新規上場が見込まれる」との説明では、達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
 また、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない上、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、中でも(2)過去の適用数が把握されておらず、(3)将来の適用数が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	投資法人に係る税制優遇措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税4)
	① 政策評価の対象税目	(法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税8)
	② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」)を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。
		《要望の内容》 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再エネ設備について、令和2年3月末までとなっている取得期限を延長すること。
		《関係条項》 租税特別措置法第67条の15
5	担当部局	金融庁企画市場局市場課市場機能強化室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	・平成26年度税制改正要望において、本件税制優遇措置の創設を要望。 ・平成28年度税制改正要望において、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長(10年→20年)を要望。 ・平成29年度税制改正要望において、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和2年3月末までの延長を要望。
8	適用又は延長期間	3年の延長を要望する。
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 多様なニーズに合った商品が提供されることによる金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。
	① 政策目的及びその根拠	《政策目的の根拠》 日本再興戦略2016(抜粋) 第2 具体的施策 Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革 2-2 活力ある金融・資本市場の実現 ⑤金融資本市場の利便性向上と活性化 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号) (目的)

			第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 Ⅲ-3 市場機能の強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 再エネ設備の取得期限(令和2年3月末まで)により実質的に日切れとなること、本件税制優遇措置の延長により、足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 上記達成目標の実現により、引き続き組成・上場ニーズに対応することを通じたインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現が図られる。
10	有効性等	① 適用数	平成28年6月に第1号案件が上場されて以降、これまで6銘柄(時価総額約700億円)が上場(1銘柄は直近決算期到来後に適用見込)。また、足下において、引き続き具体的なニーズが認められる。
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10年→20年)されたこと及び平成29年度税制改正にて、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限が令和2年3月末までに延長されたことを受け、これまでに6銘柄が上場したほか、足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手しており、具体的なニーズが認められることから、本件税制優遇措置の延長が必要。 令和2年3月末をもって実質的に日切れとなる本件税制優遇措置の延長により、足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進することが可能となる。 これにより、引き続き組成・上場ニーズに対応することを通じたインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現が図られる。

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>足下において、これまでに上場した6銘柄に引き続き具体的な準備や検討に着手した案件が複数存在しており、これらの具体的な組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入が促進される。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資法人のペイスルー課税の特例に関する要望であり、予算その他の措置によっては実現できないことから、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		H28 金融 02(平成 28 年 8 月に実施)

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 投資信託等に係る内外二重課税の調整方法（所得税法第176条第3項、第4項、租税特別措置法第67条の15第4項等）が一定の場合には認められていなかった状態に鑑み、平成30年度税制改正において二重課税調整が措置された。</p> <p>本要望は、当該措置に係る所要の措置を求めるもの。従って、本要望の性質上、制度改正により目標が達成されるため、定量的な目標は設定できない。</p> <p>② 上記の通り、制度改正により目標が達成されるものであるから、平成30年度税制改正において措置された二重課税調整措置の施行日（令和2年1月）以降速やかに達成すべき。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 外国税の支払がある投資信託等に投資を行う投資家の数及び支払外国税の額等を把握する上で役立つ有効なデータはないため、適用数を定量的に予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 内外二重課税調整に係る所要の措置が行われた結果、実際に徴収される税額があったとしても、それは本来徴収されるべきでなかった税金が現行制度下で徴収されていた（すなわち、二重課税が解消されていなかった）にすぎず、そのことを以って減収と考えるべきではない（本来徴収されるべきでなかった税金の額について、精査中である）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「本来徴収されるべきでなかった税金の額」が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 将来の効果は、達成目標が本措置の施行であるため、本措置が目標達成に十分に寄与することは明らか。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「達成目標が本措置の施行であるため、本措置が目標達成に十分に寄与することは明らか」との説明では、達成目標（投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置
2	対象税目	(国税14)法人税:義 (地方税11)法人住民税:義
	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	所得税:外、個人住民税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税されるが、この投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるため、内外二重課税が発生する。この二重課税を調整する措置(所得税法第176条3項等)の対象が限定的であったため、平成30年度改正、平成31年度改正にて、その対象を拡げる措置が認められた(令和2年1月施行)。 当該二重課税調整に際し、住民税については控除が認められていないものの、国税については投資家が受け取る分配金に外国税額を加算(グロスアップ)した額を課税標準として控除額を計算する仕組みであることから、住民税の課税標準も外国税額加算後の金額となってしまう。 投資法人の海外子会社が外国子会社合算税制の対象となる場合には二重課税調整が認められておらず、国税の措置によっては同様の状況が発生する。</p> <p>《要望の内容》 (地方税のみの要望) 投資信託等を経由して支払う外国税について、住民税からの控除は認められていないことを踏まえ、外国税額加算前の金額を個人住民税・法人住民税の課税標準とする等の所要の措置を要望する。 (国税・地方税の要望) 投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合においても、投資家の負担が軽減されるよう、所要の措置を要望する。</p> <p>《関係条項》 所得税法第176条3項 法人税法第69条の2 租税特別措置法第9条の3の2 租税特別措置法第9条の6の2 租税特別措置法第67条の15 地方税法第23条1項4号 地方税法第71条の27等</p>
5	担当部局	金融庁 総合政策局 総合政策課

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:令和2年~令和4年	
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年 所得税法第176条3項(信託財産について納付した所得税額の控除)改正 平成30年 法人税法第69条の2(分配時調整外国税相当額の控除)創設 平成30年 租税特別措置法第9条の3の2(上場株式等の配当等に係わる源泉徴収義務等の特例)改正 	
8	適用又は延長期間	恒久措置	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資信託等を経由して海外資産に投資する場合の内外二重課税調整を図り、投資環境の整備を図ること。</p> <p>《政策目的の根拠》 本措置により、内外二重課税の更なる解消が見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。</p> <p>Ⅲ-3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資信託等に係る内外二重課税を排除すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的・二重課税を排除することにより、国内外の投資に係る税の中立性を維持することに寄与する。</p>
10	有効性等	① 適用数	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		② 適用額	—
		③ 減収額	—

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置による内外二重課税の排除により海外投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置による内外二重課税を調整するための措置を講ずることで、海外投資の環境整備が図られる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国税の内外二重課税の調整(外国税額控除)の見直しに対応する、地方税法上の手当てを行うものであり、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		H30 金融 04(平成 30 年8月に実施)

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。
② 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間に、示されていない。
【金融庁の補足説明】
① 達成目標は、「銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること」であり、その性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。
② 本特例措置は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分の円滑を図り、機構の解散時における債務超過（国民負担）を回避するために必要な措置である。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人事業税）について、その算定の基礎となる「資本金等の額（284.8億円）」に関し、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

② 過去の減収額（平成23年度から29年度までの法人事業税）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【金融庁の補足説明】
① 資本金等の額＝一般勘定の当初抛出品（107億円）＋特別勘定の売却時抛出品（177.8億円）＝284.8億円。 （出典：銀行等保有株式取得機構「平成30事業年度決算に関する報告」）
② 評価書に記載の通り、資本金等の額（284.8億円）は平成16年度から平成30年度まで同額であり、適用総額（274.8億円）についても同額であり増減はない。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人事業税）について、その算定の基礎となる「資本金等の額（284.8億円）」に関し、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【金融庁の補足説明】
① 資本金等の額＝一般勘定の当初抛出品（107億円）＋特別勘定の売却時抛出品（177.8億円）＝284.8億円。 （出典：銀行等保有株式取得機構「平成30事業年度決算に関する報告」）
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）に対する過去の効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和元年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており」と説明されているが、定量的に把握されていない。
【金融庁の補足説明】
① 本特例措置による税負担の軽減は、当期利益の増加（又は当期利益の減少）を通じ、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与している。また、これまで機構は銀行等による株式等の処分を補完するセーフティネットとしての機能を発揮していることから、達成目標は実現されていると評価できる。 なお、達成目標の性格上、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）に対する将来の効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和元年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており」と説明されているが、定量的に予測されていない。

<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本特例措置による税負担の軽減は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は銀行等による株式等の処分を補完するセーフティネットとしての機能を發揮している。また、本特例措置は、将来の機構の解散時における国民負担を回避することにも繋がることから、達成目標の実現が見込まれる。</p> <p>なお、達成目標に対する本特例措置の貢献は、機構の財務面の状況（具体的には将来の株価の変動）により異なってくることから、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(地方税12)(法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。	
		《要望の内容》 当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。	
		《関係条項》 ・地方税法第72条の12第1項第1号口 ・地方税法附則第9条第3項	
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成16年度～令和4年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設 平成21年度 5年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長	
8	適用又は延長期間	機構の存続期限までの延長とする	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

10	有効性等	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。
		① 適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
		② 適用額	適用総額は、各年度274.8億円(資本金等の額(284.8億円) - 特例適用後課税標準(10億円))である。
		③ 減収額	○減収額 平成16年度から平成26年度まで各年度57百万円 平成27年度 86百万円 平成28年度から令和元年度まで各年度144百万円 ○減収見込み額 令和2年度以降、144百万円 《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679千円 × 0.21% = 57,705千円(～平成26年度) = 27,478,679千円 × 0.315% = 86,557千円(平成27年度) = 27,478,679千円 × 0.525% = 144,263千円(平成28年度以降)
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和元年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。 その結果、銀行等による株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合、解散時の債務超過(国民負担)を回避するべく、機構が株式等の買取りを抑制することが考えられ、その結果、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能発揮に支障をきたすおそれがある。		

		⑤	<p>租税減を是認する理由等</p>	<p>本特例措置を講ずることにより、令和2年度以降の各年度において法人事業税 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保することに繋がる。</p> <p>その結果、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、租税減を是認する効果があるといえる。</p>
11	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>機構の業務は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。</p> <p>当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであり、また、機構の解散時の債務超過(国民負担)を回避するため、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するには、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、銀行等の業務の健全な運営の確保に貢献している。</p> <p>その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、さらに金融システム全体の安定性確保及び地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解		—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		H28 金融 03(平成 28 年8月に実施)	

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	5G投資促進税制の創設
総務02	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
総務03	地域データセンター整備促進税制の拡充・延長

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	5G投資促進税制の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（5G基地局（開設計画に記載されている5G基地局の数を上回って開設されるものに限る。）及びローカル5G基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5Gサービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（5G基地局（開設計画に記載されている5G基地局の数を上回って開設されるものに限る。）及びローカル5G基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5Gサービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 評価書に達成すべき水準（2022年度末までに、5G基地局の前倒し整備をはかるものうち半数である約9,500局についての光ファイバの追加整備を支援する）を記載。</p> <p>② 評価書に適用期間の最終年度（2022年度末）における達成目標を記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税）について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに示されおらず、また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて減収額を計算しており、特別償却の適用見込み数は0件と見込んでいるため、評価書にその旨を記載。</p> <p>算出根拠については、事業者ヒアリングを実施し、将来の適用見込み数を聞き取って算出したものであり、詳細は別紙に記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて減収額を計算しており、特別償却の適用見込み数は0件と見込んでいるため」との説明では、なぜ全社が税額控除を選択すると考えたのが不明であり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに示されていない。また、減収額の算定の基礎としている投資見込額について、別紙において「100者当たり対象設備投資見込額」等と説明されているが、</p>
--

<p>算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて減収額を計算している。</p> <p>算出根拠については、事業者ヒアリングを実施し、各年度における整備見込み数や単価等の聞き取りを行い、その結果から算出したものである。単価等に関する情報は各社の事業戦略の根幹に関わる機密性の高い情報であるため、詳細なヒアリング結果の公表は困難だが、試算における算出根拠として差し支えない値であると考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての達成目標（「2022年度末までに約1,500箇所におけるローカル5Gの導入を支援し機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化・定額化をはかる」、「現行開設計画において2022年度末累計約3.5万局とされている基地局整備を加速し、2022年度末までに約1.9万局の前倒し整備をはかる」、「5G基地局（開設計画に記載されている5G基地局の数を上回って開設されるものに限る。）及びローカル5G基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5Gサービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する」及び「2022年度末までに、本税制により約1,900箇所における5G基地局の設置に必要な鉄塔等の設備の共同利用を促進する」）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① ローカル5Gについては導入コストが低廉していないこと、5G基地局については開設予定数が開設計画5年間の認定期間の最終2年間に集中していることから、現状では全国への早期展開が困難である。本税制措置により5G関連設備への投資促進を図ることにより、事業者がより一層の投資活動を実施でき、早期に日本全国で基盤インフラである5Gの整備を実施することができる。これにより、様々な地域において地域経済の向上や地域課題解決が図られるとともに、我が国経済の国際競争力強化が図られることから、達成目標の実現に十分寄与するものと見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「ローカル5Gについては導入コストが低廉していないこと、5G基地局については開設予定数が開設計画5年間の認定期間の最終2年間に集中していることから、現状では全国への早期展開が困難である。本税制措置により5G関連設備への投資促進を図ることにより、事業者がより一層の投資活動を実施でき、早期に日本全国で基盤インフラである5Gの整備を実施することができる。これにより、様々な地域において地域経済の向上や地域課題解決が図られるとともに、我が国経済の国際競争力強化が図られることから、達成目標の実現に十分寄与するものと見込まれる」との説明では、全ての達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(3)、(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	5G 投資促進税制の創設
2	対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	(所得税:外) (固定資産税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		<p>《要望の内容》</p> <p>Society5.0 の実現に向け、21 世紀の基幹インフラである5G 及びこれを支える光ファイバの整備を更に促進し、5G を活用して地域が抱える様々な社会課題の解決を図るとともに、我が国経済の国際競争力を強化するため、税制特別措置を新規に創設する。要望する税制特別措置の対象及び内容は以下のとおり。</p> <p>(1)ローカル5G 用無線局の免許人に対して、以下の内容の税制特別措置を措置。</p> <p>① 法人税及び所得税 ・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除</p> <p>② 固定資産税 ・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</p> <p>(2)認定を受けた開設計画に記載されている5G 基地局の数を上回る数の基地局を開設した携帯電話事業者に対して、以下の内容の税制特別措置を措置。</p> <p>①法人税 ・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除</p> <p>②固定資産税 ・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</p> <p>(3)5G 基地局(開設計画に記載されている5G 基地局の数を上回って開設されるものに限る。)及びローカル5G 基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、以下の内容の税制特別措置を措置。</p> <p>① 法人税 ・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除</p> <p>② 固定資産税 ・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</p>

		(4)5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備を複数事業者に対して使用させる事業者等に対して、以下の内容の税制特別措置を措置。
		<p>① 法人税 ・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除</p> <p>② 固定資産税 ・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</p>
		《関係条項》 —
5	担当部局	総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:令和2~4年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	3年間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策体系における政策目的の位置付け
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>5G サービスの提供に必要な ICT インフラの早期全国展開及び円滑導入を支援することにより、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国経済の国際競争力強化を実現。</p> <p>《政策目的の根拠》 <経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月 21 日閣議決定)> Society5.0 の実現に向けて、2020 年度末までに全都道府県で 5G サービスを開始するとともに、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024 年度までの 5G 整備計画を加速する。</p> <p><まち・ひと・しごと創生基本方針 2019(令和元年6月 21 日)> Society5.0 の実現に向けて、2020 年度末までに全都道府県で 5G サービスを開始するとともに、通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024 年度までの 5G 整備計画を加速する。</p> <p><世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月 14 日閣議決定)> 5G のサービスを支える基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの整備を進めるとともに、5G による地域課題解決に向けた開発実証を推進していく。</p> <p>V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>ローカル5G は、工場、建設現場、病院、農地等、比較的小規模なエリアをカバーするため、5G を自営通信用として活用するために割り当てられるものである。本年 11 月にローカル5G 用無線局の免許申請が開始される予定であるが、ローカル5G サービスの本格展開は来年度以降と見込まれている。</p> <p>ローカル5G は、地域や産業分野の個別ニーズに合わせ、地域ごとの課題にきめ細かく対応できることから、その効果が多いに期待される一方、小規模エリアでの免許であるため、導入コストが低廉化していないローカル5G 制度の運用開始時点では、ローカル5G 導入による採算性を見込むことが容易でなく、ローカル5G サービスの円滑な導入に懸念がある。</p> <p>このため、ローカル5G 用無線局の免許人に対して、税制特別措置を講ずることにより、ローカル5G の円滑な導入を推進する。具体的には、本税制により、2022 年度末までに約 1,500 箇所におけるローカル5G の導入を支援し機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化・定額化をはかる。</p> <p>また、本年4月 10 日に我が国における最初の5G 用周波数の割当てが実施された。しかしながら、国際的には一部の国で5G サービスが既に開始される中、携帯電話事業者4社の開設計画では、5G 基地局の開設予定数は5年間の認定期間の最終2年間に集中しており、特に本年度及び来年度の基地局の設置数は少数にとどまっている。</p> <p>5G は、21 世紀の基幹インフラとして様々な分野における社会課題解決、生産性向上、国際競争力強化の観点から、全国への速やかな整備が強く求められる。</p> <p>このため、認定を受けた開設計画に記載されている5G 基地局の数を上回る数の基地局を開設した携帯電話事業者に対して、税制特別措置を講ずることにより、5G 基地局の早期全国展開を推進する。具体的には、現行開設計画において 2022 年度末累計約 3.5 万局とされている基地局整備を加速し、2022 年度末までに約 1.9 万局の前倒し整備をはかる。</p> <p>加えて、5G サービスの導入・展開に当たっては、それらを支える光ファイバの整備も必要不可欠となる。</p> <p>そのため、5G 基地局(開設計画に記載されている5G 基地局の数を上回って開設されるものに限る。)及びローカル5G 基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、税制特別措置を講ずることにより、5G サービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する。具体的には、2022 年度末までに、5G 基地局の前倒し整備をはかるもののうち半数である約 9,500 局についての光ファイバの追加整備を支援する。</p> <p>更に、5G の導入に当たっては、移動通信システムの高速度・大容量化や高周波帯の利用のために基地局の小セル化や多セル化が必要となり、新たに多数の基地局を開設することが必要となる。</p> <p>しかしながら、空中線を設置するための鉄塔の設置場所やビル等の物理スペースが限られるだけでなく、景観上の問題から鉄塔等の設置が制約されることが多く増えており、鉄塔等の設備を複数事業者間で</p>
--	---------------------------	--

		<p>共同使用することがこれまで以上に重要となることが想定される。</p> <p>このため、5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備を複数事業者に対して使用させる事業者等に対して、税制特別措置を講ずることにより、鉄塔等の設備の共同使用を促進する。具体的には、2022 年度末までに、本税制により約 1,900 箇所における5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備の共同利用を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>導入コストが低廉化していない現時点では、ローカル5G 導入による採算性を見込むことが容易でないこと、また、5G 用周波数の割当てを受けた携帯電話事業者4社の開設計画では、5G 基地局の開設予定数は5年間の認定期間の最終2年間に集中しており、特に本年度及び来年度の基地局の設置数は少数にとどまっていることから、5G 関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、5G サービスの早期全国展開及び円滑導入が図られ、ひいては、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国産業の国際競争力強化を実現。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p><適用見込み数></p> <p>令和2年度 159 件 令和3年度 209 件 令和4年度 309 件</p> <p>※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて適用見込数を試算しているため、法人税の特別償却適用見込み数は0件。</p>
	<p>②: 適用額</p>	<p><適用見込み額></p> <p>令和2年度 469,504 百万円 令和3年度 427,819 百万円 令和4年度 416,741 百万円</p>
	<p>③: 減収額</p>	<p><減収見込み額></p> <p>【法人税】</p> <p>令和2年度 23,475 百万円 令和3年度 21,391 百万円 令和4年度 20,837 百万円</p> <p>※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて減収額を計算</p> <p>【法人住民税】</p> <p>令和2年度 3,028 百万円 令和3年度 2,759 百万円 令和4年度 2,688 百万円</p> <p>【法人事業税】</p> <p>令和2年度 0 百万円 令和3年度 0 百万円 令和4年度 0 百万円</p> <p>【固定資産税】</p> <p>令和2年度 0 百万円 令和3年度 2,944 百万円 令和4年度 5,005 百万円</p>

別紙

		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 5G 関連設備への投資に対する租税特別措置を講ずることにより、ローカル5G 導入コストの低廉化・定額化、5G 基地局整備の前倒し及び5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備の共同利用の促進に大きく寄与することが可能。
		⑤: 税収減を是認する理由等	5G 関連設備への投資促進を図ることにより、日本全国で Society5.0 を実現するための基盤が整備され、様々な地域において地域経済の向上や地域課題解決が図られるとともに、我が国経済の国際競争力強化が図られることから、税収減を是認する効果があると考えられる。 ※ 株式会社三菱総合研究所「次世代 ICT インフラによる社会・経済的効果について」において、5G 等の次世代 ICT インフラ整備と利活用による主な社会・経済的効果は 2030 年時点で約 73 兆円に達すると試算。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	5G サービスの提供に必要な ICT インフラの早期全国展開及び円滑導入を支援することにより、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国経済の国際競争力強化を実現するという政策目標を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	5G は、都市部はもとより人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域をはじめとする地方において、様々な分野における活用が見込まれており、Society5.0 時代における地方創生の更なる推進に向けた必須の基幹インフラである。本税制措置は、こうした地方創生の更なる推進に資するものであることから、法人税及び所得税に加えて、固定資産税についても税制特例措置を適用することが適当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

5G 投資促進税制 減収見込額

1. 法人税（税額控除 5 %）
 - 令和 2 年度減収額：23,475（百万円）
 - 令和 3 年度減収額：21,391（百万円）
 - 令和 4 年度減収額：20,837（百万円）
- (1) ローカル 5G 基地局施設の無線設備
 - ①投資見込額（令和 2 年度）：147,000（百万円）
※100 者当たり対象設備投資見込額
内訳：工場主や農業者等の地域事業者 50 者、CATV 事業者 40 者、ベンダー系事業者 5 者、電力系事業者等 5 者
 - ②投資見込額（令和 3 年度）：245,000（百万円）
※150 者当たり対象設備投資見込額
内訳：工場主や農業者等の地域事業者 80 者、CATV 事業者 60 者、ベンダー系事業者 5 者、電力系事業者等 5 者
 - ③投資見込額（令和 4 年度）：343,000（百万円）
※250 者当たり対象設備投資見込額
内訳：工場主や農業者等の地域事業者 160 者、CATV 事業者 80 者、ベンダー系事業者 5 者、電力系事業者等 5 者
 - ④黒字法人比率：100%
 - ⑤税額控除率：5 %
 - ⑥減税額（令和 2 年度）：①×④×⑤=7,350（百万円）
減税額（令和 3 年度）：②×④×⑤=12,250（百万円）
減税額（令和 4 年度）：③×④×⑤=17,150（百万円）
- (2) 全国 5G 基地局施設の無線設備
 - ①投資見込額（令和 2 年度）：210,100（百万円）
※4 者当たり対象設備投資見込額
内訳：携帯通信事業者（キャリア）4 者（以下②③も同様）
 - ②投資見込額（令和 3 年度）：119,100（百万円）※4 者当たり対象設備投資見込額
 - ③投資見込額（令和 4 年度）：48,040（百万円）※4 者当たり対象設備投資見込額
 - ④黒字法人比率：100%
 - ⑤税額控除率：5 %
 - ⑥減税額（令和 2 年度）：①×④×⑤=10,505（百万円）
減税額（令和 3 年度）：②×④×⑤=5,955（百万円）
減税額（令和 4 年度）：③×④×⑤=2,402（百万円）
- (3) 光ファイバ
 - ①投資見込額（令和 2 年度）：73,535（百万円）
※10 者当たり対象設備投資見込額
内訳：電力系事業者等 10 者（以下②③も同様）

- ②投資見込額（令和3年度）： 41,685（百万円）※10者当たり対象設備投資見込額
- ③投資見込額（令和4年度）： 16,814（百万円）※10者当たり対象設備投資見込額
- ④黒字法人比率：100%
- ⑤税額控除率：5%
- ⑥減税額（令和2年度）： $① \times ④ \times ⑤ = 3,677$ （百万円）
- 減税額（令和3年度）： $② \times ④ \times ⑤ = 2,084$ （百万円）
- 減税額（令和4年度）： $③ \times ④ \times ⑤ = 841$ （百万円）

(4) 鉄塔

- ①投資見込額（令和2年度）： 38,869（百万円）
- ※45者当たり対象設備投資見込額
- 内訳：携帯通信事業者4者、電力系事業者10者、CATV事業者25者、その他鉄塔事業者5者（以下②③も同様）
- ②投資見込額（令和3年度）： 22,034（百万円）※45者当たり対象設備投資見込額
- ③投資見込額（令和4年度）： 8,887（百万円）※45者当たり対象設備投資見込額
- ④黒字法人比率：100%
- ⑤税額控除率：5%
- ⑥減税額（令和2年度）： $① \times ④ \times ⑤ = 1,943$ （百万円）
- 減税額（令和3年度）： $② \times ④ \times ⑤ = 1,102$ （百万円）
- 減税額（令和4年度）： $③ \times ④ \times ⑤ = 444$ （百万円）

2. 法人住民税

- ①令和2年度法人税減収額：23,475（百万円）
- ②令和3年度法人税減収額：21,391（百万円）
- ③令和4年度法人税減収額：20,837（百万円）
- ④法人住民税12.9%
- ⑤減収額（令和2年度）： $① \times ④ = 3,028$ （百万円）
- 減収額（令和3年度）： $② \times ④ = 2,759$ （百万円）
- 減収額（令和4年度）： $③ \times ④ = 2,688$ （百万円）

3. 法人事業税

法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて計算したため適用額なし。

4. 固定資産税（取得後5年間課税標準1/2）

- 令和2年度減収額： 0（百万円）
- 令和3年度減収額：2,944（百万円）
- 令和4年度減収額：5,005（百万円）

(1) ローカル5G基地局施設の無線設備（耐用年数9年）

- ①令和2年度投資見込額（単年度）：147,000（百万円）※100者当たり対象設備投資見込額
- ②令和3年度投資見込額（単年度）：245,000（百万円）※150者当たり対象設備投資見込額
- ③令和4年度投資見込額（単年度）：343,000（百万円）※250者当たり対象設備投資見込額
- ④償却率：0.226
- ⑤半年償却率：0.113
- ⑥課税標準：1/2
- ⑦固定資産税率1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

- 初年度減税額： $\{ [投資見込額] - [投資見込額] \times ⑤ \} \times (1-⑥) \times ⑦$
- 次年度減税額： $[投資見込額] \times (1-⑤) \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦$
- 3年度減税額： $[投資見込額] \times (1-⑤) \times (1-④)^2 \times (1-⑥) \times ⑦$
- 4年度減税額： $[投資見込額] \times (1-⑤) \times (1-④)^3 \times (1-⑥) \times ⑦$
- 5年度減税額： $[投資見込額] \times (1-⑤) \times (1-④)^4 \times (1-⑥) \times ⑦$

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	913	706	547	423	328		
令和3年度投資に係る減税額		1,521	1,177	911	705	546	
令和4年度投資に係る減税額			2,130	1,648	1,276	988	764
年度ごとの減税額合計	913	2,227	3,854	2,982	2,309	1,534	764

(2) 全国5G基地局施設の無線設備（耐用年数9年）

- ①令和2年度投資見込額（単年度）：210,100（百万円）※4者当たり対象設備投資見込額
- ②令和3年度投資見込額（単年度）：119,100（百万円）※4者当たり対象設備投資見込額
- ③令和4年度投資見込額（単年度）：48,040（百万円）※4者当たり対象設備投資見込額
- ④償却率：0.226
- ⑤半年償却率：0.113
- ⑥課税標準：1/2
- ⑦固定資産税率1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

- 初年度減税額： $\{ [投資見込額] - [投資見込額] \times ⑤ \} \times (1-⑥) \times ⑦$
- 次年度減税額： $[投資見込額] \times (1-⑤) \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦$
- 3年度減税額： $[投資見込額] \times (1-⑤) \times (1-④)^2 \times (1-⑥) \times ⑦$
- 4年度減税額： $[投資見込額] \times (1-⑤) \times (1-④)^3 \times (1-⑥) \times ⑦$
- 5年度減税額： $[投資見込額] \times (1-⑤) \times (1-④)^4 \times (1-⑥) \times ⑦$

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	1,305	1,010	782	605	468		

令和3年度投資に係る減税額		739	572	443	343	265	
令和4年度投資に係る減税額			298	231	179	138	107
年度ごとの減税額合計	1,305	1,749	1,652	1,279	990	403	107

令和4年度投資に係る減税額			60	57	54	51	48
年度ごとの減税額合計	264	400	438	413	390	170	48

(3) 光ファイバ（耐用年数10年）

以上

- ①令和2年度投資見込額（単年度）： 73,535（百万円）※10者当たり対象設備投資見込額
- ②令和3年度投資見込額（単年度）： 41,685（百万円）※10者当たり対象設備投資見込額
- ③令和4年度投資見込額（単年度）： 16,814（百万円）※10者当たり対象設備投資見込額
- ④償却率：0.206
- ⑤半年償却率：0.103
- ⑥課税標準：1/2
- ⑦固定資産税率1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

- 初年度減税額：{[投資見込額]－[投資見込額]×⑤} × (1-⑥) × ⑦
- 次年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④) × (1-⑥) × ⑦
- 3年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)² × (1-⑥) × ⑦
- 4年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)³ × (1-⑥) × ⑦
- 5年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)⁴ × (1-⑥) × ⑦

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	462	367	291	231	184		
令和3年度投資に係る減税額		262	208	165	131	104	
令和4年度投資に係る減税額			106	84	67	53	42
年度ごとの減税額合計	462	629	605	480	382	157	42

(4) 鉄塔（耐用年数40年）

- ①令和2年度投資見込額（単年度）： 38,869（百万円）※45者当たり対象設備投資見込額
- ②令和3年度投資見込額（単年度）： 22,034（百万円）※45者当たり対象設備投資見込額
- ③令和4年度投資見込額（単年度）： 8,887（百万円）※45者当たり対象設備投資見込額
- ④償却率：0.056
- ⑤半年償却率：0.028
- ⑥課税標準：1/2
- ⑦固定資産税率1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

- 初年度減税額：{[投資見込額]－[投資見込額]×⑤} × (1-⑥) × ⑦
- 次年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④) × (1-⑥) × ⑦
- 3年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)² × (1-⑥) × ⑦
- 4年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)³ × (1-⑥) × ⑦
- 5年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)⁴ × (1-⑥) × ⑦

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	264	250	236	222	210		
令和3年度投資に係る減税額		150	142	134	126	119	

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 達成目標の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（平成29年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されていない。</p> <p>② 達成目標の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）に対する過去の直接的な効果について、本特例措置に関するアンケート調査ではなく、過疎地域の事業者を対象としている他の税制特例措置（過疎地域における事業用設備等に係る特別償却）を活用した事業者のアンケート調査から推計しているところ、当該他の調査において把握された効果（過疎地域に現に所在する事業所における雇用増加への影響）は、本特例措置において把握すべき効果（過疎地域における新たな企業立地への影響）とは性質が異なり、過去の効果の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
【総務省の補足説明】	<p>① 過疎地域の事業者（602社）に対して行ったアンケート調査の結果によれば、本特例措置を適用しなかった理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例の対象となる資産がなかった（52.9%） ・ 買換えを行う機会がなかった（35.6%） ・ 本特例措置を知らなかった（20.2%） <p>ことが主な要因として挙げられている。</p> <p>過疎地域を取り巻く厳しい現状や地理的な条件不利性等から、過疎地域外の事業用資産を譲渡し、過疎地域内に新たに設備投資するケースは少ないものと想定される。このことが本特例措置の適用数が3件程度になっている原因と考えられる（このような実態は従前と同様であり、前回の本特例措置の税制改正時の行政評価においても、将来（平成29年度）の適用件数を1件程度と推計している）。平成29年度の本特例措置の適用数は3件であるが、適用実績額は7億7,803万円（減収見込額：1億8,205万円）となっており、本特例措置を適用した事業者にとっては、買換え年度における税負担の軽減効果により円滑な資金繰りに寄与したものと考えている。</p> <p>また、上記アンケートでは、「特例措置を知らなかった」という回答も多いことから、総務省過疎対策室では、本特例措置の活用を促すため、日本税理士会連合会への周知依頼のほか、各種会議や総務省ホームページによる周知を行っているところであり、今後とも、あらゆる機会を捉えて積極的に周知を行う中で、その活用を促していく。</p> <p>② 達成目標の測定指標に対する過去の直接的な効果を測定するため、前述の事業者へのアンケート調査のほか、（本特例措置の適用の前提となる）市町村長が発行する証明書の交付を受けた事業者にも調査を行ったが、本特例措置を適用した事業者を把握することができなかった。</p> <p>このため、類似の税制特例制度に係る事業者へのアンケート調査の結果を援用することで、本特例措置の直接的な効果を可能な限り推計したものである。</p>
【点検結果】	<p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 達成目標の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数5件（令和元年度）及び4件（令和2年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されていない。</p>
-------------------------	--

別添

② 達成目標の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）に対する将来の直接的な効果について、本特例措置に関するアンケート調査ではなく、過疎地域の事業者を対象としている他の税制特例措置（過疎地域における事業用設備等に係る特別償却）を活用した事業者のアンケート調査から推計しているところ、当該他の調査において把握された効果（過疎地域に現に所在する事業所における雇用増加への影響）は、本特例措置において予測すべき効果（過疎地域における新たな企業立地への影響）とは性質が異なり、将来の効果の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【総務省の補足説明】

① 達成目標の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数5件（令和元年度）及び4件（令和2年度）は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による適用数を元に、下記の算出方法で推計を行ったものである。なお、平成30年度以降の適用数については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が公表されていないため、過年度の実績を踏まえ推計している。

※推計値の算出方法

- 平成30年度：平成27年度～29年度の3年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。
- 令和元年度：平成28年度～30年度（見込み）の3年平均。
- 令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。

点検項目「(6)過去の効果①の指摘」の補足説明のとおり、過疎地域を取り巻く厳しい現状や地理的な条件不利性等から、過疎地域外の事業用資産を譲渡し、過疎地域内に新たに設備投資するケースは少ないものと想定されるところ、このことが本特例措置の将来の適用数が5件程度になっている原因と考えられる。

② 点検項目「(6)過去の効果②の指摘」の補足説明のとおり、将来的な効果の予測についても、類似の税制特例制度に係る事業者へのアンケート調査の結果を援用することで、可能な限り推計したものである。

今後の事後的な直接的効果の検証については、現在実施している事業者へのアンケート調査（別添）においても直接的効果についての項目があることから、これを基礎とした上で内容を精査し、所要の分析を行う予定である。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

【回答票】 過疎地域の税制特例制度に関するアンケート調査

《提出・お問い合わせ先》

総務省自治行政局過疎対策室
 担当：課長補佐： 事務官：
 住所：〒100-8926
 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
 TEL：03-5253-5536（直通）
 FAX：03-5253-5537
 E-mail：
 総務省 HP：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/
 jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

※ 本調査でいう「事業所」とは、過疎地域自立促進特別措置法に定める「過疎地域」に所在する経済活動の場地的単位であって、一般に、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館等を指します。

貴事業所名： _____ 御記入いただいた方のお名前： _____
 貴事業所の所在する市町村名： _____

（1）貴事業所の概要について

問1. 貴事業所の業種について、以下から当てはまるものを選択（チェック✓）してください。

（複数回答可）

- ①農業、林業、漁業 ②鉱業、採石業 ③建設業 ④製造業
⑤電気・ガス・熱供給・水道業 ⑥情報通信業 ⑦運輸業
⑧卸売業・小売業 ⑨不動産業 ⑩サービス業（ ）
⑪その他（ ）

問2. 貴事業所の従業者数（非常勤職員含む）について、以下から当てはまるものを選択

（チェック✓）してください。

①1～10人 ②11～20人 ③21～30人 ④31～50人
⑤51～100人 ⑥101人以上

（次ページに続きます。）

(2) 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例について

問3. すべての事業者様にお聞きします。過疎地域における税の優遇措置として、過疎地域以外にある事業用資産（土地、建物等）を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べることが可能となる措置（**特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第37条1項の表第3号、第65条の7第1項の表第3号、第68条の78第1項の表第3号）**、以下「**事業用資産の買換えの場合の課税の特例**」という。）を設けております。（別添資料1参照）

これまでに事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用したことがありますか。当てはまるものを選択（チェック✓）してください。

- ①活用したことがある ②活用したことがない

問4. 問3で「①活用したことがある」とお答えいただいた事業者様にお聞きします。貴事業所が、事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用して譲渡及び取得（買換）した事業用資産について教えてください。

- (1) 事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用した時期はいつですか。
【平成・令和_____年頃】
- (2) 上記(1)において譲渡した資産（※）について教えてください。※土地・建物等
・譲渡した資産の種類（_____）
・譲渡した資産の対価の額：約_____万円
- (3) 上記(1)において取得（買換）した資産（※）について教えてください。※土地・建物等
・取得した資産の種類（_____）
・取得した資産の取得価額：約_____万円
- (4) 事業用資産の買換えの場合の課税の特例を適用したことに伴い、貴事業所の新たな雇用に寄与しましたか（非正規雇用者の正規雇用化を含む。）。雇用に寄与した場合は、その雇用者数もお答えください。
①雇用に寄与した。新たな雇用者数：（_____）人
②雇用に寄与しなかった。
- (5) 事業用資産の買換えの場合の課税の特例は、貴事業所の経営に効果がありましたか。以下から当てはまるものを選択（チェック✓）してください。
①効果があった。
②どちらとも言えない。
③効果がなかった。（理由：_____）
- (6) 仮に事業用資産の買換えの場合の課税の特例がなかった場合、過疎地域以外から過疎地域内に土地や建物等の買換えを行いましたか。以下から当てはまるものを選択（チェック✓）してください。
①行った。 ②どちらとも言えない。 ③行わなかった。

（次ページに続きます。）

問5. 問3で「②活用したことがない」とお答えいただいた事業者様にお聞きします。事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用したことがない理由について、当てはまるものを選択（チェック✓）してください。（複数回答可）

- ①特例措置の対象となる資産がなかった。
②買換えを行う機会がなかった。
③他に有利な制度を適用した。（制度名：_____）
④特例措置を知らなかった。
⑤その他（理由：_____）

問6. すべての事業者様にお聞きします。事業用資産の買換えの場合の課税の特例について、企業経営の観点から具体的にどのような効果があると考えますか。当てはまるものを選択（チェック✓）してください。（複数回答可）

- ①買換年度の税負担軽減効果により、資金繰りに余裕が生まれる。
②過疎地域における雇用の増大につながる。
③過疎地域の未利用の土地や遊休施設の活用につながる。
④都市部からの企業の移転促進につながる。
⑤その他（_____）

問7. すべての事業者様にお聞きします。今後、条件が整えば、事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用したいと考えますか。当てはまるものを選択（チェック✓）してください。

- ①活用したい。
②わからない。
③活用したいとは思わない。（理由：_____）

問8. すべての事業者様にお聞きします。事業用資産の買換えの場合の課税の特例について、要望等がありましたら、御自由にお書きください。

（次ページに続きます。）

(3) 過疎地域における課税の特例について

問 9. すべての事業者様にお聞きします。過疎地域における税の優遇措置として、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える事業用設備を新增設して事業の用に供した場合、新規事業の立ち上げ時の税負担を軽減するため、1年間の特別償却（初年度特別償却）が可能となる措置（**特定地域（過疎地域）における工業用機械等の特別償却（租税特別措置法第45条1項の表第1号、第68条の27第1項）、以下「過疎地域における事業用設備等の特別償却」という。**）を設けております。（別添資料2参照）

これまでに過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用したことがありますか。当てはまるものを選択（チェック✓）してください。

<input type="checkbox"/> ①活用したことがある <input type="checkbox"/> ②活用したことがない

問 10. 過疎地域における事業用設備等の特別償却について、今後、どのような措置を望みますか。当てはまるものを選択（チェック✓）してください。（複数回答可）

<input type="checkbox"/> ①特別償却の対象となる業種の範囲を拡大する。 具体的にどの業種を対象とすべきか御回答ください。 なお、現在は製造業、旅館業及び農林水産物等販売業が対象となっています。	
<input type="checkbox"/> ②設備の新增設に加え、「更新」も対象に含める。	
<input type="checkbox"/> ③その他（	

問 11. 過疎地域における事業用設備等の特別償却を含め、過疎地域の税制特例について、要望等がありましたら、御自由にお書きください。

アンケート調査に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
		②: 上記以外の税目 (所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合、当該譲渡に係る譲渡益の一部について課税の繰延べを認める特例措置。 繰延べ率:譲渡益の80%
		《要望の内容》 法人税:適用期限を1年間延長し、令和3年3月31日までとする。 所得税:適用期限を3か月間延長し、令和3年3月31日までとする。 ※過疎地域自立促進特別措置法(議員立法)の期限(令和3年3月31日)と同じ適用期限の延長を要望。
		《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条、第65条の7～9、第68条の78～80
5	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年度～令和2年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和45年創設(直近19年間) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という)施行 平成13年度:適用期限の5年延長 平成18年度:適用期限の5年延長 平成22年度:過疎法の延長 平成23年度:適用期限の3年延長 平成24年度:過疎法の延長 平成26年度:適用期限の3年延長 平成29年度:適用期限の3年延長
8	適用又は延長期間	法人税:1年間(令和2年4月1日～令和3年3月31日) 所得税:3か月間(令和3年1月1日～令和3年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1)政策目的 過疎対策については、昭和45年以来、4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、

		<p>もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。</p> <p>過疎法では、過疎地域の自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。その施策の一つとして、事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は過疎地域内に企業を誘致し、過疎地域における産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを政策目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化の進行、若年者の流出に直面し、農林水産業の衰退や、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、就業機会の減少など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。</p> <p>特に、過疎地域の市町村の人口の状況を見ると、国勢調査に基づく平成22年から平成27年までの過疎地域の人口増減率は▲8.1%となっており、東京圏の人口増減率が1.4%増という結果に比べると、著しく人口減少が進んでいる。</p> <p>これらの課題に対応するためには、過疎地域に民間事業者を誘致する中で、産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることが必要である。</p> <p>本特例措置は、過疎地域への企業立地を促進し、産業の振興等を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき施策であることから、適用期間の延長を要望するものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 【過疎地域自立促進特別措置法】 ○第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>○第3条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を行うことにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。</p> <p>○第4条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p>
--	--	--

		<p>○第 29 条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月 21 日閣議決定)】 第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり 3. 地方創生の推進 (5)対流促進型国土の形成 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美・小笠原などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議(平成 22 年3月)】 ○衆議院総務委員会 「過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件」 (前略)政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。 一～三(略) 四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。 五～六(略)</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>令和2年度概算要求における政策体系図 【基本計画(29 年9月策定)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域の自立促進のため、産業を振興し、安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国は、その目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域への企業誘致等を図る中で産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを目標とする。</p> <p>○測定指標: 過疎地域における本特例を活用した企業立地件数</p>

		<p>○目標値: 令和2年4月1日から令和3年3月 31 日までの間に4件以上。 ・根拠: 10①の本特例の適用件数の将来推計に基づく。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間事業者が過疎地域において事業用資産を取得し、事業の用に供すれば、当該取得資産を活用した企業活動が行われることで、産業の振興が図られるとともに、一連の経済活動の中で、過疎地域における就業機会の拡大や所得水準の向上が図られる。</p>														
<p>10: 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>【適用件数(平成 27 年度～令和2年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度(実績)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度(実績)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度(実績)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度(推計)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(推計)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(推計)</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※:下線を付した年度は推計値を記入している。 ○実績の計上根拠について 適用件数の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 31 年第 198 国会提出)」による。</p> <p>○推計値の算出方法 ・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成 29 年度～令和元年度(見込み)の3年平均。</p>		件数	平成 27 年度(実績)	4	平成 28 年度(実績)	8	平成 29 年度(実績)	3	平成 30 年度(推計)	5	令和元年度(推計)	5	令和2年度(推計)	4
	件数															
平成 27 年度(実績)	4															
平成 28 年度(実績)	8															
平成 29 年度(実績)	3															
平成 30 年度(推計)	5															
令和元年度(推計)	5															
令和2年度(推計)	4															
	<p>②: 適用額</p>	<p>【適用額(平成 27 年度～令和2年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度(実績)</td> <td>138,825</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度(実績)</td> <td>1,319,685</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度(実績)</td> <td>778,032</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度(推計)</td> <td>745,514</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(推計)</td> <td>947,744</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(推計)</td> <td>823,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額は本特例による損金算入額である。 ※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について 適用額の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 31 年第 198 国会提出)」による。平成 30 年度以降の適用額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。</p> <p>○推計値の算出方法 ・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成 29 年度～令和元年度(見込み)の3年平均。</p>		適用額(千円)	平成 27 年度(実績)	138,825	平成 28 年度(実績)	1,319,685	平成 29 年度(実績)	778,032	平成 30 年度(推計)	745,514	令和元年度(推計)	947,744	令和2年度(推計)	823,763
	適用額(千円)															
平成 27 年度(実績)	138,825															
平成 28 年度(実績)	1,319,685															
平成 29 年度(実績)	778,032															
平成 30 年度(推計)	745,514															
令和元年度(推計)	947,744															
令和2年度(推計)	823,763															

	<p>○特例の対象の偏在性について</p> <p>本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではない。</p> <p>また、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年第198国会提出)」によると、本特例を適用した3件は、製造業、建設業、不動産業であり、特定の業種に偏ってニーズがあるものではない。なお、この傾向は過年度においても概ね同様である。</p>																																															
<p>③: 減収額</p>	<p>《法人税》</p> <table border="1" data-bbox="443 480 766 667"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度(実績)</td> <td>33,179</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(実績)</td> <td>308,806</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(実績)</td> <td>182,059</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(推計)</td> <td>172,959</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(推計)</td> <td>219,877</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(推計)</td> <td>191,113</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>減収額は、前述の10②の適用額(損算入額)に、基本税率(平成27年度:23.9%、平成28年度~29年度:23.4%、平成30年度以降:23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。</p> <p>《法人住民税、法人事業税》</p> <table border="1" data-bbox="443 858 981 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th colspan="3">地方税の影響額(千円)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">法人住民税</th> <th colspan="2">法人事業税</th> </tr> <tr> <th>事業税</th> <th>地方法人特別税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>4,736</td> <td>8,079</td> <td>4,557</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>40,373</td> <td>81,573</td> <td>35,240</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>23,486</td> <td>48,081</td> <td>20,771</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>22,865</td> <td>45,911</td> <td>20,189</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>28,908</td> <td>58,522</td> <td>25,400</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>25,086</td> <td>50,838</td> <td>22,120</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>平成27年度~29年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成29年第193回国会提出、平成30年第196回国会提出及び平成31年第198国会提出)による。平成30年度以降の影響額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。</p> <p>○推計値の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度:平成27年度~29年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成28年度~30年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成29年度~令和元年度(見込み)の3年平均。 		減収額(千円)	平成27年度(実績)	33,179	平成28年度(実績)	308,806	平成29年度(実績)	182,059	平成30年度(推計)	172,959	令和元年度(推計)	219,877	令和2年度(推計)	191,113	年度	地方税の影響額(千円)			法人住民税	法人事業税		事業税	地方法人特別税	平成27年度	4,736	8,079	4,557	平成28年度	40,373	81,573	35,240	平成29年度	23,486	48,081	20,771	平成30年度	22,865	45,911	20,189	令和元年度	28,908	58,522	25,400	令和2年度	25,086	50,838	22,120
	減収額(千円)																																															
平成27年度(実績)	33,179																																															
平成28年度(実績)	308,806																																															
平成29年度(実績)	182,059																																															
平成30年度(推計)	172,959																																															
令和元年度(推計)	219,877																																															
令和2年度(推計)	191,113																																															
年度	地方税の影響額(千円)																																															
	法人住民税	法人事業税																																														
		事業税	地方法人特別税																																													
平成27年度	4,736	8,079	4,557																																													
平成28年度	40,373	81,573	35,240																																													
平成29年度	23,486	48,081	20,771																																													
平成30年度	22,865	45,911	20,189																																													
令和元年度	28,908	58,522	25,400																																													
令和2年度	25,086	50,838	22,120																																													

<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1" data-bbox="1527 197 2051 300"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">実績</th> <th colspan="2">見込み</th> <th>目標</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成27~29年度の実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年第198国会提出)」による。 2 平成30年度以降は見込み値。 ※推計値の算出方法 ・平成30年度:平成27年度~29年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成28年度~30年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成29年度~令和元年度(見込み)の3年平均。</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>前回の事前評価(平成28年8月)では、平成29年度から平成31年度までの間に過疎地域において本特例を活用した企業立地件数を3件以上と見込んでおり、平成29年度の実績が3件となっていることから、所期の目標は達成している。</p> <p>また、平成28年度と平成29年度の適用実績額を見ると、それぞれ13億1,968万円(減収見込額:3億880万円)、7億7,803万円(同:1億8,205万円)となっており、本特例を適用した民間事業者にとっては、買換え年度における税負担の軽減効果により、円滑な資金繰りに寄与するなど、企業経営に相当な好影響があったものと考えられる。</p> <p>一方で、適用件数が低い状況で推移している現状を踏まえ、過疎地域に所在する602事業者にアンケート調査を実施する際には、本特例の概要をまとめた資料を添付し制度の周知を図ったほか、日本税理士会連合会に対しても本特例の周知依頼を行ったところである。</p> <p>さらに、各種会議等の場や総務省ホームページにおいても、本特例の積極的な活用を促すための周知を行っているところである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例の適用により、過疎地域における企業立地が促進されることで産業の振興が図られ、一連の経済活動の中で過疎地域における就業機会の拡大や所得水準の向上につながるものである。</p> <p>この点、過疎対策室が、過疎地域に所在する約600社の事業者に行ったアンケート調査の結果(別紙)によれば、「条件が整えば本特例を活用したい」と考える事業者が一定数存在(39.5%)する。また、本特例を適用することで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買換え年度の税負担軽減効果により、資金繰りに余裕が生まれる(63.6%) ・過疎地域の未利用の土地や遊休施設の活用につながる(40.6%) ・過疎地域における雇用の増大につながる(36.8%) ・都市部からの企業の移転促進につながる(23.0%) <p>といった意見が多かったところであり、民間事業者においても本特例の政策的効果や有効性に期待しているものと考えている。</p> <p>なお、過疎市町村を対象に行った調査では、</p>	年度	実績			見込み		目標	H27	H28	H29	H30	R1	R2	適用件数	4	8	3	5	5	4
年度	実績			見込み		目標															
	H27	H28	H29	H30	R1	R2															
適用件数	4	8	3	5	5	4															

	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興を図る上で、事業者に対して過疎地域に立地することの利点を訴える際の強みとなるとともに、産業育成につながる支援策として有効である 事業者の施設等の買換え需要を後押しでき、地域経済の活性化につながる <p>といった回答が得られたところであり、過疎市町村においても、本特例の政策的効果を認識した上で適用期限の延長を要望していることが明らかになったところである。</p> <p>【本特例措置による過去の直接的な効果の分析】 実際に本特例措置を活用した事業者を特定し聞き取りを行うことができなかったため、過疎地域の事業者を対象としている他の税制特例措置(過疎地域における事業用設備等に係る特別償却)を活用した事業者のアンケート調査の結果(別紙2)を基に本特例措置の直接的な効果を推計する。 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用した事業者のアンケート調査の結果(別紙2)において、当該措置を活用したと回答した事業者は31事業者であり、そのうち当該措置の活用が雇用の増大にどの程度の影響があったかを尋ねる設問に「①影響があった」と答えたのは12事業者、「②あまり影響はなかった」と答えたのは17事業者、「③全く影響はなかった」と答えたのは2事業者であった。 このうち、「①影響があった」と答えた12事業者はその全社が、「②あまり影響はなかった」と答えた17事業者のうちの半数(8.5事業者)が直接的な効果がある事業者(12事業者+8.5事業者=20.5事業者)であると考え、それが全事業者数31事業者に占める割合66%(20.5事業者/31事業者=0.66)が当該税制特例措置の直接的な効果と考えることができる。 この割合(66%)を類似する本特例措置の企業立地に対する直接的な効果と考え、過去の適用件数(10①適用数を参照)に乘算することで、平成27年度から29年度における本特例措置の直接的な効果を推計した(下表のとおり)。</p> <table border="1" data-bbox="443 1040 969 1216"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数 (件)</th> <th>うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 直接的な効果があったと見なされる適用件数は、小数点以下を四捨五入している。</p> <p>【本特例措置による将来の直接的な効果の推計】 上記(【本特例措置による過去の直接的な効果の分析】)と同様に、上記で算出した66%を過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の適用件数(10①適用数を参照)に乘算すること</p>		適用件数 (件)	うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)	平成27年度	4	3	平成28年度	8	5	平成29年度	3	2
	適用件数 (件)	うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)											
平成27年度	4	3											
平成28年度	8	5											
平成29年度	3	2											

	<p>で、平成30年度から令和2年度における本特例措置の直接的な効果を推計した(下表のとおり)。</p> <p>また、本特例措置の直接的な効果を事後的に把握するため、今後、本特例措置を活用した事業者に聞き取りを行い、本特例措置がなかった場合と比較した分析等を行うこととしたい。</p> <table border="1" data-bbox="1527 341 2056 517"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数 (件)</th> <th>うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 直接的な効果があったと見なされる適用件数は、小数点以下を四捨五入している。</p> <p>○適用件数が想定外に僅少であるか否かについて 平成28年度実績(8件)及び平成29年度実績(3件)は、前回要望時(平成28年)における見込み(平成28年度(1件)、平成29年度(1件))を超えており、想定外に僅少であるとは言えない。 過疎地域に所在する事業者に対して行ったアンケート調査の結果(別紙1)によれば、本特例措置を適用しなかった理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例の対象となる資産がなかった(52.9%) 買換えを行う機会がなかった(35.6%) <p>ことが主な要因として挙げられたところである。 一方で、今後条件が整えば買換え特例を活用したいと回答した事業者が約4割(39.5%)存在したところであり、一定程度のニーズはあるものと考えている。</p> <p>○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域の置かれた厳しい条件の下で、民間企業を過疎地域に誘致するためには、過疎地域に進出する企業等に対する税制上の特例措置を講じることが必要であり、仮に本特例が延長されない場合には、企業等が進出候補地を決定する際の要件を失い、結果として、過疎地域における産業の振興や就業機会の拡大、所得水準の向上の機会を喪失することになる。</p> <p>⑤: 税収減を是認する理由等 《税収減を是認するような効果の有無》 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、産業の振興が重要な課題となっている。過疎地域に企業が立地することで産業の振興が図られ、一連の経済活動の中で就業機会の拡大や所得水準の向上につながる政策目的があることから、減収を是認する正当な理由がある。</p>		適用件数 (件)	うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)	平成30年度	5	3	令和元年度	5	3	令和2年度	4	3
	適用件数 (件)	うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)											
平成30年度	5	3											
令和元年度	5	3											
令和2年度	4	3											

(別紙1)

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、企業の過疎地域への立地を税制面から支援することで、産業の振興を図るとともに、一連の経済活動の中で就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを目的として、過疎法が制定された当初から規定されているものである。</p> <p>本特例は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、事業者にとっては初期投資の負担が軽減されるため、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すインセンティブとなり、過疎地域の産業の振興という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すことで、産業の振興や就業機会の拡大、所得水準の向上を図る必要性は引き続き存在することから、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すインセンティブとなる本特例を継続する必要がある。</p> <p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p> <p>—</p>
12	有識者の見解	—	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月【H28 総務 02】	

事業者アンケートの結果の概要
(令和元年 7 月 26 日現在)

《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象
 - 過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所 (602 事業者を抽出)
 - ・ 実施時期
 - 令和元年 6 月 6 日 (木) ~
 - ・ 送付数 (事業所単位)
 - 602
 - ・ 回答数 (※)
 - 261
 - ・ 回答率 (※)
 - 43.4%
- (※) 今後、未回答の事業者が回答を提出する見込みであり、その場合は、集計データを差し替えることがある。

《事業者アンケートの結果》

- 回答のあった 261 事業者のうち、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例をこれまでに「活用したことがある」と回答した事業者はなかった。ただし、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書によれば、
 - ・ 平成 27 年度 4 件 (適用額 1 億 3,882 万円、減収見込額: 3,317 万円)
 - ・ 平成 28 年度 8 件 (適用額 13 億 1,968 万円、減収見込額: 3 億 880 万円)
 - ・ 平成 29 年度 3 件 (適用額 7 億 7,803 万円、減収見込額: 1 億 8,205 万円)
 の実績がある。
- 「活用したことがない」と回答した事業者にその理由を尋ねたところ、
 - ・ 特例措置の対象となる資産がなかった (52.9%)
 - ・ 買換えを行う機会がなかった (35.6%)
 - ・ 特例措置を知らなかった (20.2%)
 - ・ 他に有利な制度を適用した (1.1%)
 という回答が寄せられた。
- 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例について、企業経営の観点から具体的にどのような効果があるかという問に対し、
 - ・ 買換年度の税負担軽減効果により、資金繰りに余裕が生まれる (63.6%)
 - ・ 過疎地域の未利用の土地や遊休施設の活用につながる (40.6%)
 - ・ 過疎地域における雇用の増大につながる (36.8%)
 - ・ 都市部からの企業の移転促進につながる (23.0%)
 という回答が寄せられた。
- また、今後、条件が整えば事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用したいかという問に対し、「活用したい」と回答する事業者が 103 事業者 (39.5%) あり、相当数の制度活用のニーズを確認した。

(別紙2)

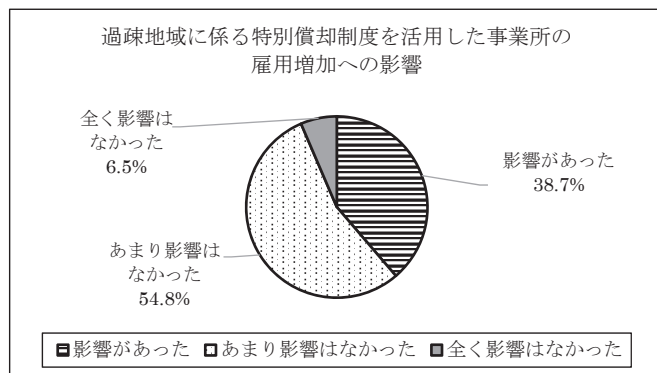
過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用した 事業者のアンケート調査の結果

《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象
過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所（500 事業者を抽出）
- ・ 実施時期
平成 30 年 7 月 6 日（金）～27 日（金）
- ・ 送付数（事業所単位）
500
- ・ 回答数
195
 - ・ 回答率
39.0%

《事業者アンケートの結果》

- 平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に過疎地域に係る特別償却制度を活用したと回答した事業者は 31 事業者であった。
- 上記のうち、「本特例措置は貴事業所の雇用を増加するに当たってどの程度の影響があったと考えられるか。」という問に対し、
 - ①影響があった : 12 事業者 (38.7%)
 - ②あまり影響はなかった : 17 事業者 (54.8%)
 - ③全く影響はなかった : 2 事業者 (6.5%)という回答があった。



<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1総務03)

(評価実施府省: 総務省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地域データセンター整備促進税制の拡充・延長 (一)											
措置の内容	平成29年度時点	-										
	平成30年度税制改正以後	特定通信・放送開発事業実施円滑化法の実施計画(地域特定電気通信設備供用事業の実施に関するものに限る。)について認定を受けたものが、情報流通円滑化設備の取得等をして、これを東京圏以外の区域内においてその法人の事業の用に供した日を含む事業年度において、その情報流通円滑化設備の取得価額の15%相当額の特別償却ができる。										
	令和元年度税制改正以後	従前どおり										
政策目的	インターネットの利用が拡大し、トラフィックが増加している中、更にI o T時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれているところ、情報流通の要となるデータセンターやI X・C D N関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラフィックを分散してトラフィック流通の効率化や国土強靱化を実現すること。											
評価対象税目	義務対象			努力義務対象								
	法人税	法人住民税	法人事業税									
関係条項	-											
要望内容	5GやI o T時代を見据え、今後地域での通信が活発化していく中で、地域におけるデータ処理の核となるデータセンター等の整備を更に促進し、我が国のインターネットの持続可能性を向上させるとともに、地域経済の活性化を図るため、税制措置の拡充・延長を図る。 (1) 現状、排他的な適用となっている助成金事業(地域特定電気通信設備共用事業)と選択的に適用可能とすること。 (2) 対象設備について、現在、サーバーと同時に設置される場合にのみ対象となるルーター・スイッチ等の電気通信設備について、サーバーを設置しない場合についても対象とすること。 (3) 地方税の地理的要件「首都直下型地域緊急対策区域以外の地域」を「東京圏以外」に変更すること。 (4) 国税の対象設備の目的要件「近傍からの利用」、地方税の対象設備の目的要件「首都直下型地域緊急対策区域のバックアップ」を求めないこと。 (5) 令和元年度末までとなっている特別措置を2年間(令和3年度末まで)延長すること。											
創設年度	H30	過去の政策評価の実績	H29総務01								区分	拡充・延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)					
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査に おける適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合(法 人税・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査に おける租税特別 措置ごとの影 響額(地方法人 二税・地方法人 特別税・百万円)	目標					
													「平成30年度末時点での「1都3県のデータセンターのサーバーラーム面積」の全国における比率を令和3年度末までに1.89%下げる(56.79%→54.90%) (令和11年度末までの10年間で50%以下とする)」					
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (%)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度	
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57.85%	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	20	0	0.0%	-	▲557.0	▲0	0.0%	-	不明	▲0	-	-	-	-	57.75%	56.79%	-	-
R1	2	-	-	-	▲40.9	-	-	-	▲17.1	-	-	-	-	56.24%	-	-	-	-
R2	8	-	-	-	▲164.3	-	-	-	▲68.7	-	-	-	-	55.58%	-	-	-	-
R3	9	-	-	-	▲186.8	-	-	-	▲78.1	-	-	-	-	54.90%	54.90%	-	-	-
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R5~/未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50%以下	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	地域データセンター整備促進税制の拡充・延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和元年度の法人税）について、「実施計画の認定実績及び実施計画の認定申請予定（事業者からの聞き取り）により算定」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ② 将来の適用数（令和2年度及び3年度の法人税）について、「令和2年度及び令和3年度の適用数については主要5事業者団体中、3事業者団体による聞き取り結果を反映」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【総務省の補足説明】	① 令和元年度において実際に認定済の社が1社あり、他1社から申請予定であるとの連絡を得ており、令和元年度の適用数を2としているものであるため、計算式等はございません。 ② 税制の延長・拡充を令和3年度まで行った場合、申請を出す意向はあるか主要5事業者団体中、3事業者団体に聞き取りをおこなった結果、申請意向を示した社の数を適用数としているものであるため計算式などはございません。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（本税制により東京圏以外のデータセンターへの投資を後押しし、税制適用期間である令和3年度末までに、東京圏の比率を54.9%とし、地域分散を加速）に対する将来の効果について、年度ごとに地域データセンターの増加割合を推計しているが、その算定の基礎となる「平成30年度の対象設備の投資額」及び「平成30年度の増加サーバールーム面積」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 達成目標（本税制により東京圏以外のデータセンターへの投資を後押しし、税制適用期間である令和3年度末までに、東京圏の比率を54.9%とし、地域分散を加速）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数2件（令和元年度）、8件（令和2年度）及び9件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。 ③ 達成目標（本税制により東京圏以外のデータセンターへの投資を後押しし、税制適用期間である令和3年度末までに、東京圏の比率を54.9%とし、地域分散を加速）に対する将来の直接的な効果について、「税制効果の定量的分析」として算定根拠が説明されているが、これらは、本特例措置がなければ増設されないと見込まれるものであることの確認が行われていないことから、説明に誤りがある。
【総務省の補足説明】	① データセンタービジネス市場調査総覧2019より引用した値になります。 ② 予測される将来の適用数が各年度10件未満となっている原因については、令和元年度については、税制の要件が事業者のニーズにマッチしていなかったため適用数が僅少となっております。令和2年度以降は要件の緩和を要望しているため、要件緩和が認められた際には、適用数は令和元年に比べて大きく伸びることが予測されます。それでもなお10件未満となる原因については、税制優遇を考慮してもなお、東京圏にデータセンターを整備したいという事業者のニーズが強いからです。一方でわずかでも地域のデータセンターの整備が進めば、地域の電力サービスや通信サービス等が整い、地域にデータセンターを整備しやすい環境が整っていくことになり、それがまた地域に新たなデータセンターを誘致するといった流れを生むこととなります。本税制は、こういっ

<p>た地域にデータセンターが整備される流れを生むことを目的とした施策となるため適用見込みが僅少であっても実施する意義があるものになります。</p> <p>③ 評価書7ページに「本税制が適用された場合、各年度の適用数と全国サーバールーム面積に対する1社あたりのサーバールーム増加面積の割合を掛け合わせた以下の割合で地域のデータセンターが増えることが推計される。」といった説明文を追記しました。その他、備考の指摘部分については、評価書14ページに補足説明を追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 「本税制が適用された場合、各年度の適用数と全国サーバールーム面積に対する1社あたりのサーバールーム増加面積の割合を掛け合わせた以下の割合で地域のデータセンターが増えることが推計される」との説明では、本特例措置がなければ増設されないと見込まれるものであることの確認が行われていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていない。</p> <p>また、令和元年度から3年度までに増加すると予測している地域のデータセンターのサーバールームの面積について、その算定の基礎となっている投資額及び増加サーバールーム面積は、本特例措置の対象外である東京圏に所在する事業者を含んだ、全データセンター事業者の投資額及び全国のデータセンターにおける増加サーバールーム面積であり、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域データセンター整備促進税制の拡充・延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
		②: 上記以外の税目 (固定資産税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税の特例(法人税)</p> <p>(ア) 内容 地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、東京圏以外の地域に整備するもので、設置地域近傍からの利用を主たる目的とする一定の設備に限り、取得価格の一定割合を特別償却額として計上することが可能</p> <p>(イ) 対象設備 実施計画に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置、無停電電源装置、非常用発電機※1 ※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(ウ) 措置内容 法人税:取得価格の15%の特別償却</p> <p>(2) 地方税の特例(固定資産税)</p> <p>(ア) 内容 地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、首都直下地震緊急対策区域以外の地域に整備するもので、専ら同区域内のデータセンターのバックアップを目的とする一定の設備に限り、固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能。</p> <p>(イ) 対象設備 実施計画に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置、無停電電源装置、非常用発電機※1 ※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(ウ) 措置内容取得後3年分の課税標準の特例(軽減割合3/4)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>5GやIoT時代を見据え、今後地域での通信が活発化していく中で、地域におけるデータ処理の核となるデータセンター等の整備を更に促進</p>

		<p>し、我が国のインターネットの持続可能性を向上させるとともに、地域経済の活性化を図るため、税制措置の拡充・延長等を図る。</p> <p>(1) 現状、排他的な適用となっている助成金事業(地域特定電気通信設備共用事業)と選択的に適用可能とすること。</p> <p>(2) 対象設備について、現在、サーバーと同時に設置される場合にのみ対象となるルーター・スイッチ等の電気通信設備について、サーバーを設置しない場合についても対象とすること。</p> <p>(3) 地方税の地理的要件「首都直下型地域緊急対策区域以外の地域」を「東京圏以外」に変更すること。</p> <p>(4) 国税の対象設備の目的要件「近傍からの利用」、地方税の対象設備の目的要件「首都直下型地域緊急対策区域のバックアップ」を求めないこと。</p> <p>(5) 令和元年度末までとなっている特例措置を2年間(令和3年度末まで)延長すること</p> <p>(ア) 内容 地域のデータセンターを整備するものとして、総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、東京圏以外の地域に設置するものに限り、取得価格の一定割合を法人税の特別償却額及び固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能</p> <p>(イ) 対象設備 実施計画に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、ルーター、スイッチ、②電源装置、無停電電源装置、非常用発電機※1 ※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(ウ) 措置内容 法人税:取得価格の15%の特別償却 固定資産税:取得後3年分の課税標準の特例(軽減割合3/4)</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信基盤充実臨時措置法第4条 ・租税特別措置法第四十四条の五、第六十八条の二十六 ・地方税法附則第十五条第四十六項
5	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成30年度~令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成30年度要望にて新設
8	適用又は延長期間	令和4年3月31日まで (延長:2年間)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 インターネットの利用が拡大し、トラフィックが増加している中、更にIoT時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれ</p>

	<p>ているところ、情報流通の要となるデータセンターやIX^{※1}・CDN^{※2} 関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラフィックを分散してトラフィック流通の効率化や国土強靱化を実現する。</p> <p>※1 Internet eXchange: インターネットにおけるトラフィックの交換拠点 ※2 Content Delivery Network: ユーザーに効率良くコンテンツを配信するための分散型情報配信システム</p> <p>《政策目的の根拠》 インターネットトラフィックの増加・IoT の普及や官民データ活用推進基本法(平成 28 年法律第 103 号)の施行を踏まえ、今後地域で生まれるデータの急速な増大が予想される。 他方、我が国のインターネットは、その大部分のトラフィックを都市部で交換する一極集中型の構成となっており、本来的には地域内で交換可能なトラフィックも都市部を経由して通信している。このような非効率的な通信により、ネットワークインフラを圧迫していることに加え、災害時等における脆弱性の要因ともなっている。 このため、今後も増加が見込まれている地域の IoT データ及び官民データの蓄積・活用並びに東京圏に集中しがちなデータやトラフィックの分散化を図り、地域内での情報の流通を円滑化するとともに、耐災害性を向上させるため、データセンターを全国に整備することが必要である。</p> <p>○成長戦略フォローアップ(令和元年 6 月 21 日閣議決定) II 経済構造革新への基盤づくり I Society5.0 の実現 1. デジタル市場のルール整備 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii) データ流通の促進 ②流通・活用環境の整備 エ) ICT を活用した災害対応 トラフィックの混雑緩和と都市部での大規模災害発生時のリスク回避を図るため、電気通信事業者やコンテンツ事業者等、幅広い関係者による協議会を本年内に設立し、地域 IX や CDN 等の活用による地域分散型のネットワーク構成への移行を進める。</p> <p>○まち・ひと・しごと創生基本方針 2019(令和元年 6 月 21 日閣議決定) V.各分野の施策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する (2)Society5.0 の実現に向けた技術の活用 地域 IoT データ等の地域内での流通・活用の基盤となる地域データセンターや地域 IX・CDN 等の地域分散型ネットワークの整備を支援する。</p> <p>○世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年 6 月 21 日閣議決定) 目的</p>
--	---

	<p>第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用(以下「官民データ活用」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>○ 国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定) 第 1 章 国土強靱化の基本的考え方 4 特に配慮すべき事項 (民間投資の促進) 民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携(広報・普及啓発、協議会の設置等)により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等(例えば、バックアップの施設やシステムの整備等)を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等)の具体化を着実に進める。</p> <p>② 政策体系における政策目的的位置付け ○ 政策評価体系 平成 29 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 30 年度末時点の「1 都 3 県のデータセンターのサーバールーム面積」^{※1}の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」^{※2}における比率(以下「指標の比率」という。)を、平成 30 年度末時点ですべて約 56.79%であるものを、令和 11(2029)年度末までの 10 年間で 5 割以下に下げることが目標とする。 そのため、本税制により東京圏以外のデータセンターへの投資を後押しし、税制適用期間である令和 3 年度末までに、東京圏の比率を 54.9%とし、地域分散を加速。 ※1 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における 1 都 3 県のサーバールーム面積 ※2 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における全国のサーバールーム面積</p>
--	---

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内データセンターのうち首都直下地震緊急対策区域以外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率を向上させることは、データセンターが東京一極集中している状況に対し、データを同区域外に分散させることとなり、首都直下地震等が発生した場合においてデータセンターが同時被災し、サービスが停止することを最小限の規模に抑えることとなる。これにより、全体として情報通信基盤の機能が損なわれる度が最小限に抑えられ、政策目的である、我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化が実現するものである。
10	有効性等	① 適用数	平成30年度 0社(国税、地方税の適用実績) 令和元年度 2社(国税適用見込み) 0社(地方税適用見込み) 令和2年度 16社(国税及び地方税それぞれ8社適用見込み) 令和3年度 18社(国税及び地方税それぞれ9社適用見込み) ※1 令和元年度の適用数については、実施計画の認定実績及び実施計画の認定申請予定(事業者からの聞き取り)により算定。 ※2 令和2年度及び令和3年度の適用数については主要5事業者団体中、3事業者団体による聞き取り結果を反映。残り2事業者団体からの聞き取り結果により、適用見込み数は増える可能性がある。
		② 適用額	令和元年度:1,174百万円 令和2年度:9,442百万円 令和3年度:10,737百万円 ※算出根拠 別紙参照
		③ 減収額	【法人税】平成30年度:0百万円 令和元年度:40.87百万円 令和2年度:164.3百万円 令和3年度:186.83百万円 【法人住民税】平成30年度:0百万円 令和元年度:5.27百万円(見込み) 令和2年度:21.2百万円(見込み) 令和3年度:24.1百万円(見込み) 【法人事業税】平成30年度:0百万円 令和元年度:11.8百万円(見込み) 令和2年度:47.45百万円(見込み) 令和3年度:53.95百万円(見込み) 【固定資産税】 令和元年度 0(百万円) 令和2年度 0(百万円)(見込み) 令和3年度 13.95(百万円)(見込み)

			令和4年度 25.5(百万円)(見込み) 令和5年度 17.72(百万円)(見込み) 令和6年度 7.66(百万円)(見込み) ※3 算出根拠 別紙参照
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成30(2018)年末時点における指標の比率:56.79%(実績) 令和元(2019)年度末時点における指標の比率:56.24%(目標) 令和2(2020)年度末時点における指標の比率:55.58%(目標) 令和3(2021)年度末時点における指標の比率:54.90%(目標) ※算出根拠は別紙参照 ○初期の目標の達成状況 前回評価時の目標(「1都3県のデータセンターのサーバールーム面積」の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」における比率を、10年間で1%下げる)については、既に達成しているものの、データセンター市場は、今後、年率7%程度の成長が見込まれる成長産業(※)であり、引き続き大きな需要が存在することから、時宜を捉えた政策誘導により、政策目的である地域データセンター整備を更に促進することが可能。 他方で、本税制は、本年度末時点で適用見込みが2件と、事業者のニーズを適切に汲み取れていない状況であり、今般、適用要件の緩和を要望しているもの。(事業者団体へのヒアリングに基づき、要件緩和により大きな適用件数増を見込んでいる) ※データセンタービジネス市場規模の年平均成長率は、2018年から2023年で6.6%と見込まれている。(出典:データセンタービジネス市場規模調査総覧2019年版(株式会社フジキメラ総研)) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 データセンターの整備は、純粋な経済合理性に委ねた場合、東京圏へ集中することとなるため、税制支援により電気通信事業者に東京圏以外にデータセンターを整備するインセンティブを与えることが重要。 また、総務省で実施した「ネットワーク中立性に関する研究会」の中間報告書(H.31.4)においては、「地域におけるトラフィック交換の促進を通じた通信品質や耐災害性の向上を実現するため、これまでのデータセンターの地域分散支援に加え、地域IXやCDNの活用に向けた関係事業者の取組を支援することが望まれる。」との提言がなされており、引き続き本支援策を実施することが求められている。 地域データセンター整備にかかる税制支援に対する電気通信事業者

	<p>のニーズは高いものの、そのニーズに応えられていないことが現行制度の問題点であり、今般の税制改正により是正していく必要がある。</p> <p>なお、定量的に本税制の効果を分析すると以下となる。</p> <p>○税制効果の定量的分析</p> <p>平成30年度の対象設備の投資額は 157,070 百万円 であり、 平成30年度の増加サーバールーム面積が 32,140m² であり、 平成30年度の全国のサーバールーム面積は、 1,378,900m² である。</p> <p>平成30年度の投資額と増加サーバールーム面積の比率より令和元年以降に本税制が適用された場合の1社あたりの地域におけるサーバールーム増加面積を以下のとおり算出できる。</p> <p>令和元年度 120m² 令和2年度 121m² 令和3年度 122m²</p> <p>平成30年度の全国のサーバールーム面積と令和元年以降のサーバールームの面積の増加予測値より、令和元年以降の全国のサーバールーム面積を算出し、上記で算出した1社あたりのサーバールーム増加面積の全国サーバールーム面積に対する割合を算出すると以下となる。</p> <p>令和元年度 0.0085% 令和2年度 0.0083% 令和3年度 0.0082%</p> <p>本税制が適用された場合、各年度の適用数と全国サーバールーム面積に対する1社あたりのサーバールーム増加面積の割合を掛け合わせた以下の割合で地域のデータセンターが増えることが推計される。</p> <p>令和元年度 0.017%(適用見込み数 2(国税のみ)) 令和2年度 0.133%(適用見込み数 16(国税・地方税各 8)) 令和3年度 0.148%(適用見込み数 18(国税・地方税各 9))</p> <p>また、平成 28 年度の1都3県のデータセンターの割合 57.85%が、平成30年度に 56.79%となったことを踏まえると、助成事業等の効果により単年度毎に 0.53%程度地域データセンター割合が増えることが予測できる。</p> <p>よって、本税制と助成事業の効果を合わせた各年度の地域データセン</p>
--	---

		<p>ターの増加割合は以下のとおり推計できる。</p> <p>令和元年度 0.547% 令和2年度 0.663% 令和3年度 0.678%</p> <p>なお、本目標の達成状況については、毎年度発行される「データセンタービジネス市場調査総覧」の1都3県以外のデータセンターの割合により確認するものとする。</p> <p>※算出根拠は、別紙参照</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>地域のデータセンター関連設備への投資促進を図ることにより、地域の情報流通が円滑化され、地域経済の活性化に資する。また、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが可能となり、社会的・経済的損失を与えることができるため、税収減を是認する効果があると考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターは、同区域内のデータセンターとの比較において、通信費用等の面で不利な状況にあることが、データセンターが同区域に一極集中することの主要な要因の一つである。また、本税制の政策目的である情報通信基盤の耐災害性の強化にあたっては、首都直下地震緊急対策区域以外の地域へのデータセンターの新設・増設による、地域データセンターへのバックアップ比率の向上が必要であり、税制措置による公平で幅広い効果を発揮させることが適当であると考ええる。</p> <p>○補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>首都直下地震緊急対策区域のデータセンターは、それぞれ災害に対する備えに違いがあるものの、首都直下地震等での被害、たとえばどの地域が電力供給停止になるのか等は予測することが難しく、どのデータセンターでも被害を受ける可能性がある。この点、広く、首都直下地震緊急対策区域以外に立地するデータセンターの事業者全体の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p> <p>○規制の創設と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>法令に定め規制により地方立地の義務づけ等を行うことについては、データセンター事業者(提供側)または利用する個人・企業等(利用側)に首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターを利用することを求めることとなる。この点、前者については、当該区域においてのみ事業を行う事業者にとって経営や営業の自由を過度に制限することとなり、実現困難である。また、後者では、災害への対応の在り方が業種や事業形態、規模等で異なり、実効性のある規制を創設することは実質的に困難である。さらに、新規の規制の創設が可能であっても、一般的に義務づけ等を行う際には経過措置の期間が設定され、結果、</p>

(別紙)

		相応の期間がかかるため、税制措置による支援は適切であると考え る。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本件租税特別措置により整備される設備を用いる事業は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第4条の「通信の秘密の保護」をはじめ、事業の休廃止等に関する規律(法第18条等)、消費者保護に関する規律(法第26条等)、電気通信設備に関する規律(法第41条等)等が適用される。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価:平成29年8月(H29 総務01)

地域データセンター整備促進税制による減収額及び税制特別装置等の直接的効果について

1. 地域データセンター整備促進税制による減収額

データセンタービジネス市場調査総覧2019のデータを活用し、以下のとおり各税制にかかる1社あたりの減収額が算出できる。

(ア) 法人税

- ① 平成2018年末時点のデータセンター事業者数 292社
② データセンター税制対象設備の投資額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
171,450,000,000	172,330,000,000	174,180,000,000

- ③ 1社あたりのデータセンター税制対象設備の投資額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
587,157,534	590,171,233	596,506,849

※②÷①で各年度の投資額を算出

- ④ 法人税の適用数を踏まえたデータセンター税制対象設備の投資額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,174,315,068	4,721,369,864	5,368,561,641

※③×[各年度の適用数]

- ⑤ 法人税に係る1社あたりの減収額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
20,433,082	20,537,959	20,758,438

※[該当年度の1社あたりの適用額]×[特別償却率15%]×[法人税率23.2%]

- ⑥ 法人税に係る適用数を踏まえた減収額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
40,866,164	164,303,671	186,825,945

※[該当年度の適用見込み数]×[該当年度の1社あたりの適用額]×[特別償却率15%]×[法人税率23.2%]

(イ) 法人住民税

- ① 法人税に係る適用数を踏まえた減収額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
40,866,164	164,303,671	186,825,945

- ② 法人住民税の減収額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
5,271,735	21,195,174	24,100,547

※ [該当年度の法人税減収額] × [法人住民税率 12.9%]

(ウ) 法人事業税

① 適用数を踏まえたデータセンター税制対象設備の投資額 (単位: 円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,174,315,068	4,721,369,864	5,368,561,641

② 法人事業税の減収額 (単位: 円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
11,801,866	47,449,767	53,954,044

※ [該当年度の適用額] × [特別償却率 15%] × [法人事業税率 6.7%]

(エ) 固定資産税

1. サーバー (5年償却)

- ① 令和元年度投資見込額^{*1}: 0 (百万円) ※適用見込み数 0 社あたりの対象設備投資見込額
- ② 令和2年度投資見込額^{*1}: 2,901 (百万円) ※適用見込み数 8 社あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{*1}: 3,350 (百万円) ※適用見込み数 9 社あたりの対象設備投資見込額
- ④ 半年償却率: 0.1845
- ⑤ 償却率: 0.369
- ⑥ 課税標準: 3/4
- ⑦ 固定資産税率: 1.4%
令和2年度減税額: 0 円
令和3年度減税額: $② \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ = 8,281,235$ 円
令和4年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤) + ③ \times (1-④)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 14,788,174$ 円
令和5年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤)^2 + ③ \times (1-④) \times (1-⑤)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 9,331,338$ 円
令和6年度減税額: $③ \times (1-④) \times (1-⑤)^2 \times (1-⑥) \times ⑦ = 3,807,500$ 円

※1 データセンタービジネス市場調査総覧 2019 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額と適用見込み数から計算

2. 無停電電源装置 (UPS) (6年償却)

- ① 令和元年度投資見込額^{*2}: 0 (百万円) ※適用見込み数 0 社あたりの対象設備投資見込額
- ② 令和2年度投資見込額^{*2}: 284 (百万円) ※適用見込み数 8 社あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{*2}: 308 (百万円) ※適用見込み数 9 社あたりの対象設備投資見込額

④ 半年償却率: 0.1595

⑤ 償却率: 0.319

⑥ 課税標準: 3/4

⑦ 固定資産税率: 1.4%

令和2年度減税額: 0 円

令和3年度減税額: $② \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ = 834,167$ 円

令和4年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤) + ③ \times (1-④)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 1,474,772$ 円

令和5年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤)^2 + ③ \times (1-④) \times (1-⑤)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 1,004,320$ 円

令和6年度減税額: $③ \times (1-④) \times (1-⑤)^2 \times (1-⑥) \times ⑦ = 420,494$ 円

※2 データセンタービジネス市場調査総覧 2019 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額と適用見込み数から計算

3. ルーター&スイッチ&電源装置 (9年償却)

- ① 令和元年度投資見込額^{*3}: 0 (百万円) ※適用見込み数 0 社あたりの対象設備投資見込額
- ② 令和2年度投資見込額^{*3}: 1,091 (百万円) ※適用見込み数 8 社あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{*3}: 1,248 (百万円) ※適用見込み数 9 社あたりの対象設備投資見込額
- ④ 半年償却率: 0.113
- ⑤ 償却率: 0.226
- ⑥ 課税標準: 3/4
- ⑦ 固定資産税率: 1.4%
令和2年度減税額: 0 円
令和3年度減税額: $② \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ = 3,387,732$ 円
令和4年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤) + ③ \times (1-④)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 6,495,500$ 円
令和5年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤)^2 + ③ \times (1-④) \times (1-⑤)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 5,027,517$ 円
令和6年度減税額: $③ \times (1-④) \times (1-⑤)^2 \times (1-⑥) \times ⑦ = 2,320,458$ 円

※3 データセンタービジネス市場調査総覧 2019 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額と適用見込み数から計算

4. 非常用発電機 (15年償却)

- ① 令和元年度投資見込額^{*4}: 0 (百万円) ※適用見込み数 0 社あたりの対象設備投資見込額
- ② 令和2年度投資見込額^{*4}: 445 (百万円) ※適用見込み数 8 社あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{*4}: 462 (百万円) ※適用見込み数 9 社あたりの対象設備投資見込額
- ④ 半年償却率: 0.071
- ⑤ 償却率: 0.142
- ⑥ 課税標準: 3/4
- ⑦ 固定資産税率: 1.4%
令和2年度減税額: 0 円
令和3年度減税額: $② \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ = 1,447,586$ 円

$$\begin{aligned} \text{令和4年度減税額} &: (\text{②} \times (1-\text{④})) \times (1-\text{⑤}) + \text{③} \times (1-\text{④}) \times (1-\text{⑥}) \times \text{⑦} \\ &= 2,745,290 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{令和5年度減税額} &: (\text{②} \times (1-\text{④})) (1-\text{⑤})^2 + \text{③} \times (1-\text{④}) (1-\text{⑤}) \times (1-\text{⑥}) \times \text{⑦} \\ &= 2,355,459 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\text{令和6年度減税額} : \text{③} \times (1-\text{④}) (1-\text{⑤})^2 \times (1-\text{⑥}) \times \text{⑦} = 1,106,647 \text{ 円}$$

※4 データセンタービジネス市場調査総覧 2019 ((株)富士カメラ総研) の投資見込額と適用見込み数から計算

以上より、各年度の減収額が以下のとおり算出される。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0	13,950,720	25,503,737	17,718,634	7,655,100

(参考 各年度の各対象設備に係る投資額 (単位: 円))

各年度の各対象設備に係る投資額はデータセンタービジネス事業調査総覧 2019 の実数により、以下となる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サーバー&ストレージ	103,000,000,000	105,900,000,000	108,700,000,000
ルーター・スイッチ・電源装置	39,460,000,000	39,830,000,000	40,480,000,000
UPS	10,240,000,000	10,350,000,000	10,000,000,000
非常用電源	18,750,000,000	16,250,000,000	15,000,000,000

これを、データセンタービジネス事業調査総覧 2019 の平成 2018 年末時点のデータセンター事業者数 292 で割ると、1社あたりの投資額が以下のとおり算出される。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サーバー&ストレージ	352,739,726	362,671,233	372,260,274
ルーター・スイッチ・電源装置	135,136,986	136,404,110	138,630,137
UPS	35,068,493	35,445,205	34,246,575
非常用電源	64,212,329	55,650,685	51,369,863

さらに、各年度の固定資産税にかかる適用数を乗じると以下となる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サーバー&ストレージ	0	2,901,369,863	3,350,342,466
ルーター・スイッチ・電源装置	0	1,091,232,877	1,247,671,233
UPS	0	283,561,644	308,219,178
非常用電源	0	445,205,479	462,328,767

2. 達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果

データセンタービジネス市場調査総覧 2019 より、平成 30 年度の全データセンター事業者の対象設備の投資額は

157,070 百万円

であり、平成 30 年度の全国のデータセンターにおける増加サーバールーム面積は

32,140m²

であり、これよりデータセンター事業者 1社あたりのサーバールーム面積は以下のとおり増加すると予測される

令和元年度	令和2年度	令和3年度
120	121	122

※1 単位は平方メートル

※2 ((該年度の1社あたりのデータセンター税制対象設備の投資額) × { (平成 30 年度の増加サーバールーム面積) ÷ (平成 30 年度のデータセンター税制対象設備の投資額) })

また、データセンター事業者全体のサーバールーム面積は以下のとおり増加すると予測される

令和元年度	令和2年度	令和3年度
35,082	35,263	35,641

※1 単位は平方メートル

※2 ((該年度のデータセンター税制対象設備の投資額) × { (平成 30 年度の増加サーバールーム面積) ÷ (平成 30 年度のデータセンター税制対象設備の投資額) })

データセンタービジネス市場調査総覧 2019 より、平成 30 年度の全国のサーバールーム面積は

1,378,900m²

であるため、令和元年以降の全国のサーバールーム面積は以下のとおり算出できる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,413,982	1,449,245	1,484,886

※1 単位は平方メートル

※2 (該年度のサーバールーム面積) = (前年度のサーバールーム面積) + (該年度のサーバールームの増加面積)

地域データセンター整備促進税制が活用され、東京圏以外の地域においてデータセンター設備が増強された場合には、地域のデータセンターのサーバールームの面積は1社あたり以下の割合増加することが見込まれる

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0.0085	0.0083	0.0082

※1 単位はパーセント

※2 $(\text{データセンター事業者1社あたりのサーバールーム増加面積}) \div (\text{データセンター事業者全体のサーバールーム面積}) \times 100$

これに各年度の適用数をかけて合計すると、以下となる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0.0170	0.1336	0.1479

また、平成28年度の1都3県のデータセンターの割合57.85%が、平成30年度に56.79%となったことを踏まえると、助成事業等の効果により単年度毎に0.53%程度地域データセンターの割合が増えることが予測できる。

よって、本税制と助成事業等の効果を合算すると地域データセンターの割合は各年度以下のとおり増加が見込まれる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0.5470	0.6636	0.6779

上記より、1都3県のデータセンターの割合は、以下のとおり減少することが見込まれる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
56.2430	55.5794	54.9015

令和4年度以降も令和元年から令和3年度までの平均値となる0.63%ずつ地域データセンターの割合が増加すると予測すると、令和11年度末には、1都3県のデータセンターの割合は49.87%となるが見込まれる。

以上より、令和元年度から令和3年度までの目標値及び10年で1都3県のデータセンターの割合を5割以下という目標を掲げている。

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（個人及び法人による、地域との連携に取り組む博物館に対する文化的価値のある美術品の譲渡・寄附を促進することにより、当該博物館のコレクションの充実を図り、一層の魅力向上を実現する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（個人及び法人による、地域との連携に取り組む博物館に対する文化的価値のある美術品の譲渡・寄附を促進することにより、当該博物館のコレクションの充実を図り、一層の魅力向上を実現する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 現在、政策目的である「博物館等と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進する」ための新たな枠組みを検討しているところであり、現時点で達成すべき定量的な水準を示すことは困難。</p> <p>② 現在、政策目的である「博物館等と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進する」ための新たな枠組みを検討しているところであり、現時点で達成すべき時期を明確に示すことは困難であるが、今後新たな枠組みが創設された後に、速やかに新たな目標を検討することが望ましいことから、現在明示されていない目標達成期間については「3年」として設定することとしたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「現時点で達成すべき時期を明確に示すことは困難であるが、今後新たな枠組みが創設された後に、速やかに新たな目標を検討することが望ましいことから、現在明示されていない目標達成期間については『3年』として設定することとしたい」との説明では、目標達成時期が、令和4年度なのか、新たな枠組みが創設された後なのか明らかでなく、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数について、「7件（うち法人税関係3件）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 現在、政策目的である「博物館等と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進する」ための新たな枠組みを検討しているところであり、現時点で年度ごとの適用数を予測することは困難である。</p> <p>② 聞き取り調査において確認できる具体的なニーズとして、現時点で把握している数を記載しているもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 補足説明により、分析・内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 現在、政策目的である「博物館等と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進する」ための新たな枠組みを検討しているところであり、現時点で年度ごとの減収額を予測することは困難である。</p> <p>② 聞き取り調査において確認できる具体的なニーズとして、現時点で把握している数を基に、減収額を算定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「聞き取り調査において確認できる具体的なニーズとして、現時点で把握している数を基に、減収額を算定している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（個人及び法人による、地域との連携に取り組む博物館に対する文化的価値のある美術品の譲渡・寄附を促進することにより、当該博物館のコレクションの充実を図り、一層の魅力向上を実現する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 現在、政策目的である「博物館等と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進する」ための新たな枠組みを検討しているところであり、現時点で将来の効果及び達成目標の実現に向けた寄与度を明らかにすることは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税2) (法人住民税:義)(地方税1) (法人事業税:義)(地方税1)
		②: 上記以外の税目 所得税 相続税 個人住民税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 博物館と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進するため、博物館のコレクションの充実による一層の魅力向上が必要。そのため、個人及び法人が所有する文化的価値のある美術品を博物館に譲渡・寄附しやすくなる環境を整備する。 具体的には、一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等について、譲渡所得が非課税となる美術品・譲渡先博物館の範囲拡大、寄附手続きの簡素化等の優遇措置を創設など、所要の特例措置を創設する。
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第40条、第40条の2 ・法人税法(昭和四十年法律第三十四条)第37条 等
5	担当部局	文化庁 文化経済・国際課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 令和2年4月1日以降令和5年3月31日まで
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久的措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 博物館と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進する。 《政策目的の根拠》 〇「文化経済戦略」(2017年12月27日 内閣官房・文化庁策定) 3. 文化経済活動を通じた地域の活性化 地域における文化財の保存・活用をはじめ、芸術祭の開催や文化施設等における文化芸術活動は、地域の商店街やものづくり企業、レストラン、宿泊施設など関連産業や地域経済との相乗効果が極めて大きいことから、これらの関係者が連携して行う文化経済活動を積極的に推進し、さらに競争力のあるものとして発展させていくことにより、一層

		大きな経済波及効果を創出することが可能となる。 例えば、地域の文化芸術資源の面的・一体的整備を推進するための新たな仕組みの創設や集中的支援をはじめ、2020年をターゲットイヤーとして、地域の文化芸術資源を活かした文化プログラムを全国各地で展開し、地域活性化や共生社会の構築につなげていくことは、地域の文化芸術振興はもとより、地方創生にも大きく寄与するものである。 そのため、地域における文化経済活動を戦略的に推進するための体制や制度を整備し、地域文化資源を核とした地域活性化・インバウンド拡大の実現を目指して、関係府省庁や地方自治体等関係者相互の連携・協働を一層強化していく必要がある。 〇成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) ②文化芸術資源を核とした地域活性化 ・地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用する取組を促進するとともに、日本遺産の磨き上げや、文化資源の新たな経済的価値を活かした活用モデルを構築し、文化財保存・活用の好循環を実現する。また、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ文化財の適切な周期での修理等を行うとともに、散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報収集・把握や防火・防災・防犯対策への支援、文化財の買上げ・活用を行う。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 12 文化芸術の振興 施策目標 12-1 文化芸術を推進するプラットフォームの形成
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 個人及び法人による、地域との連携に取り組む博物館に対する文化的価値のある美術品の譲渡・寄附を促進することにより、当該博物館のコレクションの充実を図り、一層の魅力向上を実現する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 博物館と地域との連携を図り、インバウンド対応も含めた文化観光を推進するにあたっては、大前提として、当該博物館が観光拠点として魅力的である必要がある。そのためには、博物館が多くの観光客を惹きつけられるよう、所蔵する美術品のコレクションが充実していることが必要不可欠である。 現行制度では、重要文化財・国宝の国・地方公共団体等への譲渡等に係る特例措置等が既に設けられているが、今回要望する新たな特例措置により、個人及び法人が所有する文化的価値のある美術品を博物館に移転させることを更に促し、当該博物館のコレクションの充実化を通じた魅力向上を実現することにより、文化観光を強力に推進することができる。
10	有効性等	①: 適用数 7件 (うち法人税関係3件)
		②: 適用額 321百万円

		③: 減収額	合計 : 87 百万円 －法人税 : 71 百万円 －法人住民税 : 5 百万円 －法人事業税 : 10 百万円
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 － 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、地域との連携に取り組む博物館のコレクションが充実し、一層の魅力向上が図られる。それにより、当該博物館への訪日外国人を含めた来館者数の増加等を通じて、地域経済への好影響が生じることが期待される。
		⑤: 税収減を是認する理由等	今回の要望は、個人及び法人から博物館への美術品の譲渡・寄附に対してインセンティブを付与するものであるが、これまで譲渡・寄附がなされていなかった美術品の博物館への移転を促すことによって、更なるコレクションの充実化を促進することが可能である。それにより、当該博物館及びその周辺地域を訪れる観光者数が増加することを通じて、税収減を補うに足る地域経済の活性化が見込まれる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	文化経済立国を目指す我が国にとって、博物館と地域の連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進し、地域経済の活性化を実現することは、政府全体の極めて重要な課題であり、税制措置も含めたあらゆる政策手段を総動員して実現することが求められる。 特に、個人及び法人が所有する美術品を譲渡・寄附する際に生じる課税負担が、譲渡や寄附といった行動を著しく阻害し、文化的価値のある美術品が必ずしも十分ではない保存環境に置かれてきた可能性がある。 こうした中で、個人及び法人が既に保有している美術品を、自発的に譲渡・寄附することへのインセンティブを高めるためには、租税特別措置を設けることが妥当である。なお、既に国・地方公共団体等への重要文化財等の譲渡等に当たって非課税措置が講じられている。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	博物館と地域の連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進することを目的として、博物館の機能強化に対する支援措置など所要の手当てを措置することを検討している。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地域との連携を図る博物館への支援を図ることにより、当該博物館及びその周辺地域を訪れる観光者数が増加することが見込まれるため、当該博物館が位置する地方公共団体の重要課題である地域経済の活性化を実現することができる。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
厚労02	社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続
厚労03	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法定雇用率の達成）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 政策目的（障害者を多数雇用する企業の設備投資等に対するインセンティブを喚起し、設備投資の促進を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている）に対する達成目標（法定雇用率の達成）の寄与について、「民間企業における障害者の実雇用率は、前回要望時（平成28年6月1日現在）1.92%であったところ、平成30年6月1日現在は2.05%まで上昇しており、雇用されている障害者の数も前年に比べて7.9%（約3万9千人）増加し、約53.5万人となっている」と説明されているが、過去の障害者実雇用率及び雇用者数を述べるにとどまっており、本特例措置の適用期間の最終年度までにどのように政策目的に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①・② 法定雇用率については、平成30年4月から2.2%に引き上げ、その後3年を経過する前（令和3（2021）年3月31日まで）に2.3%に引き上げることとしている。「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、2022年の障害者の実雇用率2.3%をKPIとして掲げている。本特例措置により、施設・設備の整備に関する費用負担の軽減を図ることでも今後も引き続き民間企業における障害者雇用を拡大していく必要がある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人税）について、「特別償却額に法人税率（23.4%）を乗じることで推計」と説明されているが、平成30年度の法人税率は23.2%であり、説明に誤りがある。</p>																								
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載されている計算方法を基に以下のとおり推計を行った。結果は表のとおり。</p> <p>○ 法人住民税＝都道府県民税＋市町村民税 ＝特別償却額×法人税率×（都道府県民税率＋市町村民税率） ＝本特例措置の減収額×（都道府県住民税率＋市町村民税率） ※ 都道府県民税率：3.2%、市町村民税率：9.7%</p> <p>○ 法人事業税＝事業税＋地方法人特別税 ＝特別償却額×事業税率＋特別償却額×事業税率×地方特別法人税率 ＝（特別償却額×事業税率）×（1＋地方特別法人税率） ※ 事業税率：1.9%（H27年度は3.82%）、地方特別法人税414.2%（H27年度は93.5%）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>24</td> <td>6</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>60</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	法人住民税	24	6	1.3	1.3	1.4	1.3	1.3	法人事業税	60	20	4	4	5	4	4
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度																	
法人住民税	24	6	1.3	1.3	1.4	1.3	1.3																	
法人事業税	60	20	4	4	5	4	4																	
<p>② 御指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。</p> <p>【減収額について】</p> <p>○ 特別償却額に法人税率（23.2%）を乗じることで推計。 ・機械等：26,010千円×0.232＝6,034千円 ・建物等：17,776千円×0.232＝4,124千円</p>																								
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																								

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和元年度から3年度までの法人税）について、「特別償却額に法人税率（23.4%）を乗じることで推計」と説明されているが、当該年度の法人税率は23.2%であり、説明に誤りがある。</p> <p>③ 将来の減収額（令和元年度から3年度までの法人税）について、評価書上、百万円未満を端数処理しているが、別紙の算定過程で示されている数値（千円単位まで記載）と照らし合わせると、四捨五入と切捨てが混在しているため、修正する必要がある。また、別紙の算定過程で示されている数値についても、千円未満の端数処理に四捨五入と切捨てが混在しているため、併せて修正されたい。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① (4) ①のとおり。</p> <p>②・③ 御指摘を踏まえ、四捨五入で統一し、以下のとおり修正する。</p> <p>【減収額について】</p> <p>○ 特別償却額に法人税率（23.2%）を乗じることで推計。 ・R元年度：46,806千円×0.232＝10,859千円 → 11百万円 ・R2年度：43,786千円×0.232＝10,158千円 → 10百万円 ・R3年度：45,296千円×0.232＝10,509千円 → 11百万円</p>

【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（法定雇用率の達成）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
② 過去の適用数29件（平成30年度）が前回評価時の将来予測58件とかい離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標（法定雇用率の達成）の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
③ 達成目標（法定雇用率の達成）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【厚生労働省の補足説明】
① 平成28年6月1日の民間企業（50人以上）の障害者の実雇用率は1.92%、平成29年6月1日では1.97%であり、それぞれ前年から0.04ポイント、0.05ポイント伸びている。雇用されている障害者の数は、平成28年は前年に比べて4.7%（約2万1千人）増加し、約47.4万人、平成29年は前年に比べて4.5%（約2万1千人）増加し、約49.5万人となっている。
②・③ 平成30年度に本特例措置の適用を受けるために、必要な「障害者等雇用証明書」等をハローワークに申請した企業25社に対して、アンケート調査を実施した結果、回答があった11社のうち、適用があった旨の回答のあった8社について以下のような回答があり、本特例措置が障害者雇用の拡大、ひいては法定雇用率の達成に寄与したものと考えられる。

Q 仮に、この税制措置が廃止された場合、障害者雇用との関係で、何か問題が生じますか。
→ 8社中7社が「問題が生じると思う」を選択。
具体的には、
・ 早期に費用化が図れないことで、機性能性が向上された機械への更新が遅れ、障害対象を狭めることにつながる
・ これまでの設備投資で障害者でも作業を可能とした実績があるが、税制措置が廃止されれば新規の投資や先進的取組への意欲が向上しない
・ 収支に影響が生じる
・ 障害者の高齢化に向けた環境整備、設備導入等への支援が難しくなるのではないかと、さらには雇用拡大への影響につながる。
との理由の記載があった。

Q 今後、この税制を活用しますか。
→ 8社中全8社が「活用すると思う」を選択。
具体的には、
・ 早期に費用化することで、固定資産の陳腐化や機性能性が向上されたものへの買い替えをスムーズに行うことができる
・ 設備の老朽化とともに障害者に配慮した整備、環境整備につなげていきたい
・ 税制上のメリットが大きい
・ 仕事量が増えた場合、新たな施設投資が必要になる
との理由の記載があった。

Q 直近で本特例措置を利用した年度について、仮に特例措置を利用しなかった場合、障害者の雇入れ又は雇用継続にどのような影響があったと考えられますか。
→ 8社中5社が、「税制を利用しなかったら、「そもそも対象資産を取得することができず、」又は「法人税額が大きくなってしまったため、企業の財政に影響が生

じ、」障害者の雇入れ又は雇用継続に支障が出ていたと思う。」を選択。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、把握された適用数が前回評価時の将来予測とかい離している原因が明らかになっていないため、この点を課題とする。
③ アンケート調査の結果と過去の効果（「平成28年6月1日の民間企業（50人以上）の障害者の実雇用率は1.92%、平成29年6月1日では1.97%であり、それぞれ前年から0.04ポイント、0.05ポイント伸びている」及び「平成30年6月1日の民間企業（45.5人以上）の障害者の実雇用率は2.05%であり、前年の1.97%から0.08ポイント伸びて」いる）との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（法定雇用率の達成）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
① (6) ②・③のとおり、本特例措置を利用している企業からは、本特例措置が障害者雇用の拡大に寄与している旨の声が上がっているところ、今後も新たに対象資産を所持する等により本特例措置を利用する企業があると考えられるところ、本特例措置により障害者雇用の拡大、ひいては法定雇用率の達成に寄与するものと考えられる。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置を利用している企業からは、本特例措置が障害者雇用の拡大に寄与している旨の声が上がっているところ、今後も新たに対象資産を所持する等により本特例措置を利用する企業があると考えられるところ、本特例措置により障害者雇用の拡大、ひいては法定雇用率の達成に寄与するものと考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税11) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
		②: 上記以外の税目 (所得税:外)(国税11)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>①障害者雇用割合が50%以上※1 ②障害者雇用割合が25%以上※1かつ障害者を20人以上雇用※1 ③20人以上※2の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者※3の割合が55%以上※2(法定雇用率を達成しているものに限る。)</p> <p>のいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%(工場用建物32%)の割増償却ができる。</p> <p>※1 ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※2 ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者</p> <p>《要望の内容》 当該特例措置の適用期限(令和2年3月31日)を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》 ○ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第13条、第46条、第68条の31 ○ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の5、第29条、第39条の60 ○ 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第5条の15、第20条の17、第22条の38</p>
5	担当部局	職業安定局障害者雇用対策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和48年度の制度創設以来、令和元年度まで適用期限の延長を重ねてきている。 昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度、平成22年度及び平成29年度には、法改正に併せて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
8	適用又は延長期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることとしている。民間企業が障害者を雇用している率は、平成30年6月現在2.05%と法定雇用率(2.2%)を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。</p> <p>このため、本税制は、障害者を多数雇用する企業の設備投資等に対するインセンティブを喚起し、設備投資の促進を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○障害者雇用促進法第43条(一般事業主の雇用義務)</p>																											
		②: 政策体系における政策目的的位置付け	<p>基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において、労働者の職業の安定を図ること 施策大目標3:労働者等の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること 施策目標3-1:高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p> <p>基本目標IX:障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること 施策目標1-2:障害者の雇用を促進すること</p>																											
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法定雇用率の達成</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間企業における障害者の実雇用率は、前回要望時(平成28年6月1日現在)1.92%であったところ、平成30年6月1日現在は2.05%まで上昇しており、雇用されている障害者の数も前年に比べて7.9%(約3万9千人)増加し、約53.5万人となっている。</p>																											
10	有効性等	①: 適用数	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27 年度</td> <td>H28 年度</td> <td>H29 年度</td> <td>H30 年度</td> <td>R元 年度</td> <td>R2 年度</td> <td>R3 年度</td> </tr> <tr> <td>適用 件数</td> <td>機械等 建物等</td> <td>39</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>18</td> <td>31</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※H27～29年度については、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より ※H30年度以降については、アンケート調査等から推計(別紙参照)</p>			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	適用 件数	機械等 建物等	39	37	28	18	31	29	30						11			
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度																						
適用 件数	機械等 建物等	39	37	28	18	31	29	30																						
					11																									

②: 適用額	<p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>808</td> <td>208</td> <td>42</td> <td>26</td> <td>47</td> <td>44</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>機械等 建物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>17</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※H27～29年度については、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より ※H30年度以降については、アンケート調査等から推計(別紙参照)</p>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	適用額	808	208	42	26	47	44	45	機械等 建物等				17			
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度																		
適用額	808	208	42	26	47	44	45																		
機械等 建物等				17																					
③: 減収額	<p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>189</td> <td>49</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>機械等 建物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※H27～29年度については、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の数値より推計(別紙参照) ※H30年度以降については、アンケート調査等から推計(別紙参照)</p>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	減収額	189	49	10	6	11	10	11	機械等 建物等				4			
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度																		
減収額	189	49	10	6	11	10	11																		
機械等 建物等				4																					
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成30年6月1日の民間企業(45.5人以上)の障害者の実雇用率は2.05%であり、前年の1.97%から0.08ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて7.9%(約3万9千人)増加し、約53.8万人となっている。また、当該特例措置の延長適用により、障害者の雇用が維持・拡大され、政策目標の法定雇用率2.2%に寄与したものである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○ 障害者雇用の経験の有無に関わらず、課題や制約となる事項として、「物理的な環境整備」(約2割が課題や制約となる事項として回答)が、「作業内容・手順の改善」(費用は原則かからない。)に次ぐ第2位となっており^{※1}、施設・設備の整備に対する費用負担軽減の措置の重要性は非常に高い。</p> <p>○ 特に、障害者雇用ゼロ企業の問題が深刻である^{※2}中、「これまで障害者を雇用したことがない」企業の方が、「現在、障害者を雇用している」企業よりも、「物理的な環境整備」を課題や制約となる事項として回答する企業の割合が高い^{※1}ことも踏まえ、本措置を継続する必要性の高さも確認できる。</p> <p>※1 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「中小企業における障害者雇用促進の方策に関する研究報告書」(2013年)P.59</p>																								

		<p>※2 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、「障害者雇用ゼロ企業をはじめとする中小企業による雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援の推進、地域における障害者就労支援の推進等を図る。」とされている。</p>
	⑥: 税収減を是認する理由等	<p>平成30年6月1日の民間企業(45.5人以上)の障害者の実雇用率は2.05%であり、前年の1.97%から0.08ポイント伸びたところであるが、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する企業の競争力の確保、経営地盤の安定化やそれによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
11 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>障害者を多数雇用する企業は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、障害者多数雇用事業所は、通常必要な設備投資とは別に障害者の雇用のための設備投資が必要なため、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、もって事業主が障害者を雇用することにつながるものが期待できるものである。</p> <p>障害者を多数雇用する事業所は、障害者の特性に配慮して働きやすい環境を整備するため、多額の設備投資等を要しており、障害者を多数雇用していない事業所に比べ、より多額の経済的負担を負っている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者を多数雇用事業所の施設投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることが、障害者の雇用の安定・促進につながる。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年8月(H29 厚労 06)

別紙

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度に係る推計について

1. 平成30年度の適用件数、特別償却額及び減収額について

【適用件数について】

- 平成30年度に本特例措置の適用を受けるために、必要な「障害者等雇用証明書」等をハローワークに申請した企業25社に対して、アンケート調査を実施した。

回答があった11社のうち、機械等については8社、建物等については5社、本特例の措置の適用があった旨の回答があった。

これを踏まえ、以下のとおり、適用数の推計を行った。

調査対象	回答有	適用有		未回答
25社	11社	8社	機械等 8社	14社
			建物等 5社	

・ 機械等

14社（未回答企業）× 8社（適用有の企業）／11社（回答企業）
 $\div 10$ 社
 8社 + 10社 = 18社

・ 建物等

14社（未回答企業）× 5社（適用有の企業）／11社（回答企業）
 $\div 6$ 社
 5社 + 6社 = 11社

【特別償却額について】

- アンケート調査から集計した1社ごとの特別償却額の平均値に、適用件数を乗じて特別償却額を推計。

・ 機械等：1,445千円（平均特別償却額）^{*1} × 18社 = 26,010千円
 ・ 建物等：1,616千円（平均特別償却額）^{*2} × 11社 = 17,776千円

※1 アンケート調査により機械等について適用したと回答いただいた8社の特別償却額の合計額：11,562千円を8で除したもの。

※2 アンケート調査により建物等について適用したと回答いただいた5社の特別償却額の合計額：8,081千円を5で除したもの。

【減収額について】

- 特別償却額に法人税率（23.2%）を乗じて推計。
 ・ 機械等：26,010千円 × 0.232 = 6,034千円
 ・ 建物等：17,776千円 × 0.232 = 4,124千円

2. 平成27～29年度の適用件数、特別償却額及び減収額について

【適用件数及び特別償却額について】

- 平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より記載

【減収額について】

- 1と同様の方法により、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書に記載の特別償却額に法人税率（23.4%）を乗じて推計。

3. 令和元年度以降の適用件数、特別償却額及び減収額について

【適用件数について】

- 各年度の前3年度分の実績（推計値*）を平均したものと推計。
 ※ 平成30年度分は、機械等の18と建物等の11を足した29で計算。

・ R元年度：

(H28実績(37) + H29実績(28) + H30推計値(29)) / 3 = 31

・ R2年度：

(H29実績(28) + H30推計値(29) + R元推計値(31)) / 3 = 29

・ R3年度：

(H30推計値(29) + R元推計値(31) + R2推計値(29)) / 3 = 30

【特別償却額について】

- 上記で算出した適用件数について、機械等と建物等の割合を平成30年度の割合から機械的に算出し、機械等・建物等それぞれの平成30年度の平均特別償却額を、上記で算出した適用件数に乗じて推計。

・ R元年度：

(機械等) (建物等)

31 × 18 / 29 × 1,445千円 + 31 × 11 / 29 × 1,616千円 = 46,806千円

・ R2年度：

(機械等) (建物等)

29 × 18 / 29 × 1,445千円 + 29 × 11 / 29 × 1,616千円 = 43,786千円

- ・ R 3 年度：
 (機械等) (建物等)
 $30 \times 18 / 29 \times 1,445 \text{ 千円} + 30 \times 11 / 29 \times 1,616 \text{ 千円} = 45,296 \text{ 千円}$

【減収額について】

- 1 と同様の方法により、上記で算出した特別償却額に法人税率 (23.2%) を乗じることで推計。
 - ・ R 元年度： $46,806 \text{ 千円} \times 0.232 = 10,859 \text{ 千円}$
 - ・ R 2 年度： $43,786 \text{ 千円} \times 0.232 = 10,158 \text{ 千円}$
 - ・ R 3 年度： $45,296 \text{ 千円} \times 0.232 = 10,509 \text{ 千円}$

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘の通り不足分を追記。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成25年度から30年度までの法人事業税）が年度ごとに把握されていない。
② 過去の適用数（平成25年度から29年度までの法人事業税）について、「平成29年11月実施第21回医療経済実態調査及び平成29年医療施設調査より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘の通り不足分を追記。
② 算定根拠は別紙「社会保険料診療報酬に係る非課税措置」に係る適用見込み数の推計及び減収額（試算）を参照頂きたい。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成30年度の適用数が明らかにされておらず、また、法人事業税と個人事業税の適用数が書き分けられていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成25年度から28年度までの算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している」との説明では、将来の適用数が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
② 過去の減収額（平成25年度から27年度まで及び30年度の法人事業税）が把握されていない。
③ 過去の減収額（平成28年度及び29年度）について、「実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘の通り不足分を追記。
② ご指摘の通り不足分を追記。
③ 課税標準額に年800万超の標準税率4.6%を乗じた額を概算値として記載。
【点検結果】
① 法人事業税と個人事業税の減収額が書き分けられておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 平成30年度の減収額が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定の基礎となっている適用額について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第198回国会提出）」に記載されているのは平成27年度から29年度までの税目ごとの適用総額であり、平成25年度及び26年度の算定根拠が不明である。また、同報告書によれば、平成27年度の法人事業税の適用総額は5,825億5,016万5千円であり、補足説明により追記した数値に誤りがある。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する過去の効果（平成30年度）が把握されていない。
② 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する過去の直接的な効果（平成25年度から29年度まで）について、「本措置の適用により、平成25年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている」と説明されているが、過去の効果（医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘の通り不足分を追記。
② 指標の性質上、他の要因等を排除できるものではないと認識している。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する将来の効果が予測されており、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかでない。
【厚生労働省の補足説明】
① 地域における医療体制を維持することを将来の効果としており、医療機関数の推移で効果を検証していきたい。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「地域における医療体制を維持することを将来の効果としており、医療機関数の推移で効果を検証していきたい」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び(減税額(試算))

令和2年税制改正要望
単位：千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,720,119	703,774	172,067	89,329
社会保険診療報酬(年間)②	1,603,747	625,916	145,192	78,599
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	88.9%	84.4%	88.0%
医療費用(年間)④	1,684,726	671,818	158,624	60,456
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,570,165	597,247	133,879	53,201
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	33,582	28,669	11,313	25,398
開設者別施設数⑦	5,766	210	41,927	41,892
黒字率⑧:注1	56.7%	69.0%	70.9%	95.6%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,269	145	29,726	40,049
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	108,790,428	3,733,924	336,303,213	901,005,609
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	7,232,115	186,696	22,152,965	45,050,280

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	92,037	40,686
社会保険診療報酬(年間)②	66,127	35,818
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.8%	88.0%
医療費用(年間)④	86,572	28,807
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	62,200	25,360
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,927	10,458
開設者別施設数⑦	13,871	54,133
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,890	52,563
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	38,833,259	397,256,517
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	2,558,024	19,862,826

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	97,042,907
要望の措置の適用対象見込み	135,642

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1：医療法人・個人の黒字率は平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表－損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2：個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税 16)
		②: 上記以外の税目 個人事業税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。
		《要望の内容》 現行制度の延長
		《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 8 月 分析対象期間:平成 25~29 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
		①: 適用数 平成 29 年度 135,642 件/年※ 平成 28 年度 136,371 件/年 平成 27 年度 136,482 件/年 平成 26 年度 136,429 件/年 平成 25 年度 135,449 件/年 ※平成 29 年 11 月実施第 21 回医療経済実態調査及び平成 29 年医療施設調査より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年 11 月の為、今回は平成 29 年度が最新のデータ
		②: 適用額 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 平成 28 年度 課税標準額 1,824,735 百万円 (個人事業税 1,273,354 百万円) (法人事業税 551,381 百万円) 平成 27 年度 課税標準額 1,849,971 百万円 (個人事業税 1,272,901 百万円) (法人事業税 577,070 百万円) 平成 26 年度 課税標準額 1,893,022 百万円 (個人事業税 1,299,395 百万円) (法人事業税 593,627 百万円) 平成 25 年度 課税標準額 2,037,371 百万円 (個人事業税 1,347,584 百万円) (法人事業税 689,787 百万円) ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 198 回国会提出)参照
	③: 減収額 (実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 平成 29 年度 1,732,211 百万 × 4.6% = 79,682 百万 平成 28 年度 1,824,735 百万 × 4.6% = 83,938 百万 平成 27 年度 1,849,971 百万 × 4.6% = 85,099 百万 平成 26 年度 1,893,022 百万 × 4.6% = 87,079 百万 平成 25 年度 2,037,371 百万 × 4.6% = 93,719 百万	

	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 25 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td> <td>177,769</td> <td>177,546</td> <td>178,212</td> <td>178,911</td> <td>178,492</td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)</p>		25	26	27	28	29	医療機関数	177,769	177,546	178,212
	25	26	27	28	29							
医療機関数	177,769	177,546	178,212	178,911	178,492							
	⑤: 税収減を是認する理由等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。										
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本措置による下支えが必要である。									
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—									
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—									
12	有識者の見解	—										
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 点検番号「H27 厚労 09」										

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>② 前回評価時（平成27年度）は達成目標に係る測定指標を「医療法人数」の推移とし、今回は「医療機関数」の推移としている理由を示されたい。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通り文言を追記。</p> <p>② 前回評価時も医療機関数としており、特段の変更はない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 前回評価時（平成27年度）は達成目標に係る測定指標が「医療法人数」の推移と記載されており、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成25年度から30年度までの法人事業税）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成25年度から29年度までの法人事業税）について、「平成29年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通り文言を追記。</p> <p>② 算定根拠は別紙、「医療法人に係る事業税（社会保険診療報酬以外分）の軽減措置にかかる減収見込み及び適用見込数」を参照頂きたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成30年度の適用数が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 推計方法が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している」との説明では、将来の適用数が定量的に予測されていないため、この点を課</p>

題とする。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成25年度、26年度及び30年度の法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人事業税）について、「地方税法に基づく適用実態調査結果」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通り不足分を追記。</p> <p>② 地方税法に基づく適用実態調査結果を引用しているもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成30年度の減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。なお、「地方税に係る税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載されているのは、適用総額であることから、当該金額は評価書の「適用額」欄に記載した上で、適用額と減収額が同一となるのであれば、その説明を記載することが望ましい。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する過去の効果（平成30年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する過去の直接的な効果（平成25年度から29年度まで）について、「本措置の適用により、平成25年度以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている」と説明されているが、過去の効果（医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通り不足分を追記。</p> <p>② 指標の性質上、他の要因等を排除できるものではないと認識している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する将来の効果が予測されて</p>
--

おらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 地域における医療体制を維持することを将来の効果としており、医療機関数の推移で効果を検証していきたい。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「地域における医療体制を維持することを将来の効果としており、医療機関数の推移で効果を検証していきたい」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数
 ★医療法人所得を「平成29年税務統計から見た法人企業の実態」第9表から引用

令和2年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,749	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	706	2,193	2,899
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	802	244	756	1,000
影響額合計(百万円)⑨	3,128	950	2,949	3,899

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,749	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	764	3,132	3,896
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	860	283	1,159	1,442
影響額合計(百万円)⑨	3,186	1,046	4,291	5,338

○減収見込額

法人事業税 : 3,896百万円－2,899百万円＝997百万円
 地方法人特別税 : 1,442百万円－1,000百万円＝442百万円

合計

1,439百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,000万円、800万÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
 2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年税務統計から見た法人企業の実態」第9表(国税庁)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税 17)
	②: 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を講じる。 《要望の内容》 現行制度の延長 《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年 8 月 分析対象期間:平成 25~29 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		②: 政策体系における政策目的の位置付け

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)											
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。											
10	有効性等	①: 適用数 平成 29 年度 7,582 件/年※ 平成 28 年度 8,430 件/年 平成 27 年度 8,774 件/年 平成 26 年度 9,102 件/年 平成 25 年度 8,597 件/年 ※平成 29 年分税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年 11 月の為、今回は平成 29 年度が最新データ											
		②: 適用額 ③減収額参照											
	③: 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 平成 29 年度 税額 2,124 百万円 平成 28 年度 税額 2,523 百万円 平成 27 年度 税額 1,979 百万円 平成 26 年度 税額 1,718 百万円 平成 25 年度 税額 1,961 百万円											
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 25 年度以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関数</td> <td>56,180</td> <td>57,569</td> <td>58,837</td> <td>60,287</td> <td>61,564</td> </tr> </tbody> </table> ※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)		25	26	27	28	29	開設者が医療法人の医療機関数	56,180	57,569	58,837	60,287
	25	26	27	28	29								
開設者が医療法人の医療機関数	56,180	57,569	58,837	60,287	61,564								
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への本措置による経営の下支えが必要である。											

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 点検番号「H27 厚労 10」

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
農水02	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
農水03	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

＜令和2年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1農水01)

(評価実施府省：農林水産省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)				
措置の内容	平成29年度時点	青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者であるものが、その認定事業再編計画に係る実施期間内に、事業再編促進機械等の取得等をして、これをその法人の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、その用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において、その事業再編促進機械等の普通償却限度額の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、45%）相当額の割増償却ができる。			
	平成30年度税制改正以後	従前どおり			
	令和元年度税制改正以後	従前どおり			
政策的目的	農業競争力強化支援法に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図ること。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項	措法第46条の2、第68条の33				
要望内容	事業再編に係る取組を強化する観点から、本特別措置の対象業種に「農業資材（肥料・農薬・配合飼料・農業機械）の卸売・小売事業」を追加する。				
創設年度	H29	過去の政策評価の実績	H28農水（認定事業再編事業者を対象とする割増償却の特例）、H30農水01	区分	拡充

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）							
	適用件数 (法人税・件)			(参考)		減収額 (法人税・百万円)			(参考)		減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考)		目標 「令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる」				
				適用実態調査における適用件数（法人税・件）					適用実態調査における適用額の上位10社割合（法人税・%）					適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額（地方法人二税・地方法人特別税・百万円）						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (%)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度			
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H29	-	1	-	1	-	▲0.0	-	-	-	▲0.0	-	▲0.0	-	-	-	▲1.6%	不明	-		
H30	17	5	29.4%	-	▲97.5	▲15.7	16.1%	-	▲66.3	▲10.6	16.0%	-	-	不明	不明	不明	-			
R1	44	-	-	-	▲646.5	-	-	-	▲513.7	-	-	-	不明	▲0.2%	-	-	-			
R2	85	-	-	-	▲940.8	-	-	-	▲747.4	-	-	-	不明	▲0.2%	-	-	-			
R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲0.2%	-	-	-			
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲0.2%	-	-	-			
R5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲2.5%	▲0.2%	-	-	-			

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 本特例は農業競争力強化支援法による認定事業再編計画に基づき機械装置等を取得した場合に、5年間の各年度における割増償却が可能となるものであることから、昨年度要望時の評価書と同様に、特例の適用が受けられる期間を目標達成期間（令和5年度）としました。（令和2年度はいずれの認定計画についても取組期間中であり、期間の途中での目標設定は難しい。）
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成29年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 指摘を踏まえ、租特透明化法に基づき把握されている情報を活用します。なお、適用件数については、修正はありません。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（法人住民税及び法人事業税）について、「農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 別紙「将来の適用数及び減収額（令和元年度及び令和2年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値の出典）について」のとおりです。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 指摘を踏まえ、租特透明化法及び地方税法に基づき把握されている情報を活用し、評価書を修正します。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 別紙「将来の適用数及び減収額（令和元年度及び令和2年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値の出典）について」のとおりです。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）に対する過去の効果（平成30年度）が把握されていない。
② 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）に対する過去の効果について、過去の適用数5件（平成30年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、「農業競争力強化支援法が施行されてから、ほぼ月に1件のペースで認定が行われているため、本実績の値を以て、適用数が僅少とは言えない」との記載はあるものの、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
③ 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）に対する過去の直接的な効果について、「これまでに本特例措置を活用した事業者からは、「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役立った。」（100%）、「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」（80%）との報告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備投資の推進に大きく寄与している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 達成目標を農業資材価格の低減としており、その実績は農林水産省で毎年公表している「農業経営統計調査」により明らかとなります。（例年、対象年度の翌年度の10月に速報値公表）
② 平成29年度及び平成30年度については、運用開始初期であり、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたため、平成30年度の適用数は5件となっているものの、今後、事業者の理解も進み、平成30年度末までの事業再編計画の認定件数は9件あり、この計画期間中に認定件数1件に対して1から複数件の設備投資が予定されていることから、本措置の適用が進むものと考えています。（本旨を評価書に記載します。）

<p>③ 本措置は、良質で低廉な農業資材の供給を目的とする農業競争力強化支援法に基づき、事業再編等の取組を支援するためのものです。本法を適切に運用し、農業の競争力を強化していくためには本措置のみでなく、他のあらゆる手段も講じて推進・支援をしていく必要があります。このため、他の要因の影響を除いた（本措置に特化した）本特例の直接的な効果の把握は困難です。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 評価書に当初の指摘を踏まえた記載が見られず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

題とする。

点検項目 (1)、(6) 及び (7) に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の効果について、「令和元年度以降見込み（単年度）▲0.2%」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の適用数44件（令和元年度）及び85件（令和2年度）が過去の実績1件（平成29年度）及び5件（平成30年度）とかけ離れているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）に対する将来の効果について、「令和元年度についても、対象となる事業全体で約800億円の設備投資が見込まれているが、これにより事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 平成29年度に1.6%低減したことに加え、令和5年度までの5年間に毎年0.2%（合計1.0%）資材費が低減すると見込んでいます。（本旨を評価書に記載します。）</p> <p>② 令和元年度以降5年度までの5年間で資材費が1.0%低減すると見込んでいます。（本旨を評価書に記載します。）</p> <p>③ 平成29年度及び平成30年度については、運用開始初期であり、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたが、今後は事業者の理解も進み、平成30年度末までの事業再編計画の認定件数は9件あり、この計画期間中に認定件数1件に対して1から複数件の設備投資が予定されており、今後、本措置の適用が進むものと考えています。（本旨を評価書に記載します。）</p> <p>④ 本措置は、良質で低廉な農業資材の供給を目的とする農業競争力強化支援法に基づき、事業再編等の取組を支援するためのものです。本法を適切に運用し、農業の競争力を強化していくためには本措置のみでなく、他のあらゆる手段も講じて推進・支援をしていく必要があります。このため、他の要因の影響を除いた（本措置に特化した）本特例の直接的な効果の予測は困難です。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「令和元年度以降5年度までの5年間で資材費が1.0%低減すると見込んでいます」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

将来の適用数及び減収額（令和元年度及び令和2年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値の出典）について

（令和元年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

1,883.8 百万円（取得額）×0.027（償却率）×16 件＝813.8 百万円
 700 百万円（取得額）×0.033（償却率）×1 件＝23.1 百万円
 145 百万円（取得額）×0.067（償却率）×8 件＝77.7 百万円
 93.3 百万円（取得額）×0.1（償却率）×3 件＝28 百万円
 46.7 百万円（取得額）×0.125（償却率）×3 件＝17.5 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 38 年の建物・建物附属設備（工場建屋など 1 6 件）
 6,000 百万円＋6,000 百万円＋100 百万円＋10 百万円＋300 百万円＋90 百万円＋150 百万円
 ＋150 百万円＋4,080 百万円＋4,080 百万円＋4,080 百万円＋150 百万円＋150 百万円＋100
 百万円＋50 百万円＋4,650 百万円＝30,140 百万円
 30,140 百万円÷16 件＝1,883.8 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 31 年の建物・建物附属設備（製品貯蔵施設 1 件）
 700 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 15 年の建物附属設備（電気設備など 8 件）
 200 百万円＋200 百万円＋110 百万円＋60 百万円＋200 百万円＋200 百万円＋150 百万円＋
 40 百万円＝1,160 百万円
 1,160 百万円÷8 件＝145 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 10 年の構築物（薬品貯槽など 3 件）
 100 百万円＋100 百万円＋80 百万円＝280 百万円
 280 百万円÷3 件＝93.3 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 8 年の建物附属設備（災害報知設備など 3 件）
 50 百万円＋50 百万円＋40 百万円＝140 百万円
 140 百万円÷3 件＝46.7 百万円（1 件当たり取得額）

○機械装置

2,659.2 百万円（取得額）×0.1（償却率）×18 件＝4,786.6 百万円
 1,862.5 百万円（取得額）×0.125（償却率）×4 件＝931.3 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 10 年の機械装置（調理加工機械など 1 8 件）
 4,000 百万円＋4,000 百万円＋1,000 百万円＋426 百万円＋270 百万円＋2,040 百万円＋2,040
 百万円＋2,040 百万円＋5,100 百万円＋5,100 百万円＋5,100 百万円＋5,100 百万円＋5,100 百
 万円＋5,100 百万円＋250 百万円＋900 百万円＋90 百万円＋210 百万円＝47,866 百万円
 47,866 百万円÷18 件＝2,659.2 百万円（1 件当たり取得額）

- ・耐用年数 8 年の機械装置（農業用資材製造機械など 4 件）
 3,500 百万円＋3,500 百万円＋400 百万円＋50 百万円＝7,450 百万円
 7,450 百万円÷4 件＝1,862.5 百万円（1 件当たり取得額）

（令和2年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

1,647 百万円（取得額）×0.027（償却率）×14 件＝622.6 百万円
 236.5 百万円（取得額）×0.033（償却率）×4 件＝31.2 百万円
 75 百万円（取得額）×0.038（償却率）×1 件＝2.9 百万円
 100 百万円（取得額）×0.059（償却率）×2 件＝11.8 百万円
 98 百万円（取得額）×0.067（償却率）×9 件＝59.1 百万円
 100 百万円（取得額）×0.1（償却率）×2 件＝20 百万円
 45 百万円（取得額）×0.125（償却率）×2 件＝11.3 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 38 年の建物・建物附属設備（工場建屋など 1 4 件）
 （製造事業者分）
 6,000 百万円＋6,000 百万円＋100 百万円＋10 百万円＋300 百万円＋90 百万円＋150 百万円
 ＋150 百万円＋150 百万円＋100 百万円＋228 百万円＋4,980 百万円＋4,650 百万円＝22,908
 百万円
 （卸売・小売事業者分）
 150 百万円
 （合計）
 22,908 百万円＋150 百万円＝23,058 百万円
 23,058 百万円÷14 件＝1,647 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 31 年の建物・建物附属設備（製品貯蔵施設など 4 件）
 （製造事業者分）
 700 百万円
 （卸売・小売事業者分）
 82 百万円＋82 百万円＋82 百万円＝246 百万円
 （合計）
 700 百万円＋246 百万円＝946 百万円
 946 百万円÷4 件＝236.5 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 27 年の建物（配送倉庫 1 件）
 75 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 17 年の建物（建屋など 2 件）
 100 百万円＋100 百万円＝200 百万円
 200 百万円÷2 件＝100 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 15 年の建物附属設備（電気設備など 9 件）

(製造事業者分)

200百万円+110百万円+200百万円+150百万円+22百万円=682百万円

(卸売・小売事業者分)

50百万円+50百万円+50百万円+50百万円=200百万円

(合計)

682百万円+200百万円=882百万円

882百万円÷9件=98百万円(1件当たり取得額)

- ・耐用年数10年の構築物(薬品貯槽など2件)

100百万円+100百万円=200百万円

200百万円÷2件=100百万円(1件当たり取得額)

- ・耐用年数8年の建物附属設備(災害報知設備など2件)

50百万円+40百万円=90百万円

90百万円÷2件=45百万円(1件当たり取得額)

○機械装置

20百万円(取得額)×0.084(償却率)×2件=3.4百万円

1,671.6百万円(取得額)×0.1(償却率)×10件=1,671.6百万円

1,275百万円(取得額)×0.125(償却率)×4件=637.5百万円

12.3百万円(取得額)×0.143(償却率)×3件=5.3百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数12年の機械装置(荷役用機械など2件)

20百万円+20百万円=40百万円

40百万円÷2件=20百万円(1件当たり取得額)

- ・耐用年数10年の機械装置(調理加工機械など10件)

4,000百万円+4,000百万円+1,000百万円+426百万円+270百万円+250百万円+900百万円+90百万円+210百万円+5,570百万円=16,716百万円

16,716百万円÷10件=1,671.6百万円(1件当たり取得額)

- ・耐用年数8年の機械装置(農業用資材製造機械など4件)

3,800百万円+500百万円+400百万円+400百万円=5,100百万円

5,100百万円÷4件=1,275百万円(1件当たり取得額)

- ・耐用年数7年の機械装置(農業用資材製造機械など3件)

(製造事業者分)

2百万円

(卸売・小売事業者分)

30百万円+5百万円=35百万円

(合計)

2百万円+35百万円=37百万円

37百万円÷3件=12.3百万円(1件当たり取得額)

※1 対象設備及び取得額は、当該税制の活用を検討している事業者からの事前相談やヒアリング等による聞き取り。

※2 令和2年度については、拡充要望の対象となる「農業資材の卸売・小売事業者」分を含む。

※3 いずれについても、償却方法は定額法にて試算。

償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8による。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税1) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
		②: 上記以外の税目 (所得税：外) (地方税)
3	要望区分等の別	【新設 拡充 ・延長】 単独 ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40% (建物及びその附属設備並びに構築物は45%) を割増償却
		《要望の内容》 事業再編に係る取組を強化する観点から、本特例措置の対象業種に「農業資材 (肥料・農薬・配合飼料・農業機械) の卸売・小売事業」を追加する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第13条の2 法人税 租税特別措置法第46の2、第68条の33
5	担当部局	農林水産省生産局技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成29年度～令和2年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度創設 平成31年度延長
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。 このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して

	<p>選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成29年5月19日に可決・成立し、同年8月1日より施行された。</p> <p>本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。</p> <p>農業資材の卸・小売事業者は、農業者に適時に資材を安定供給する役割を担っているが、この他にも農業資材の価格や品質、使いに関する助言、農畜産物の生産に関する技術指導や経営支援等のきめ細やかなサービスを行っており、農業者にとって必要不可欠な存在であるが、現状は小規模な事業者が大多数 (約9割を中小零細企業が占める) であり、流通が多段階で高コストな構造となっていることに加え、経営者の高齢化や担い手の集約による顧客の減少等により、事業再編の必要性が強まっている状況にある。</p> <p>また、農業競争力強化支援法に基づく海外調査において、海外では農業資材の流通がシンプルな構造となっている。</p> <p>こうした中で、将来にわたり農業者に良質かつ低廉な農業資材を安定的に供給していくためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 多段階構造の改善により、中間マージンを削減 ② 効率的な物流拠点の整備により、流通の合理化を図り、流通コストを削減 ③ 中小の卸・小売事業者の合併等を促進することにより、事業規模の大型化を図り、スケールメリットによる製造事業者との価格交渉力を強化 ④ パレット流通やバラ流通等に対応するための設備投資を促すことにより、生産性の向上を図る <p>等の農業資材の卸・小売事業者の再編を後押しする必要がある。</p> <p>なお、農業競争力強化支援法においては附則第2条において、「施行後おおむね2年以内に施策の在り方について検討を行うこと」とされており、また、成長戦略 (2019年) のフォローアップ (令和元年6月21日閣議決定) においても、「農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を2019年度に見直し、生産資材業界の再編などの取組を強化する。」とされている。</p> <p>《政策目的の根拠》 「農業競争力強化支援法」 (抄) (平成29年法律第35号)</p> <p>第1条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
--	---

	<p>第16条 (略)</p> <p>2 政府はおおむね5年ごとに、前2節に定める施策を含め、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附則 第2条 (略)</p> <p>2 第16条第2項の規定による最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね2年以内に行うものとする。</p> <p>「成長戦略(2019年)成長戦略フォローアップ」 (令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>Ⅲ 人口減少下での地方施策の強化</p> <p>7 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>イ) 農業改革の加速</p> <p>②バリューチェーンにおける改革の推進</p> <p>ア) 流通・加工等の改革</p> <p>・農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を2019年度に見直し、生産資材業界の再編などの取組を強化する。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2019」 (令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり</p> <p>3 地方創生の推進</p> <p>(2) 地域産業の活性化</p> <p>② 農林水産業の活性化</p> <p>農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と自らの努力では解決できない構造的な問題を解決していく。</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>1 食料の安定供給の確保</p> <p>2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>1-③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓</p> <p>2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給等を図るため、農業資材の卸売・小売業者の設備投資や事業再編による供給体制の合理化を進めることにより、令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる。</p> <p>(目標の算定基準)</p> <p>平成28年度産米における10a当たりの資材費18,719円 (農業経営統計調査 平成28年度産米生産費の肥料費9,313円+農業薬剤費7,464円+その他諸材料費1,942円=18,719円)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>農業資材にかかる経営の合理化が図られることにより、生産量の増加、収益力の向上、製造コストの低減等へとつながり、それが資材価格へと反映され、資材費の低減が期待される。また、これにより、農業者のコスト負担が減少するため、経営の安定に寄与する。</p> <p>なお、農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日であり、同法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではない。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>《本措置を利用した適用数》 (適用数)</p> <p>平成29年度 1件 平成30年度 5件</p> <p>※ 平成29年度については、農業競争力強化支援法が施行(平成29年8月)されてから平成30年3月31日(8ヶ月間)までに適用を受けた件数。</p> <p>《今後の適用見込み》</p> <p>令和元年度 44件 令和2年度 85件 うち拡充分 11件</p> <p>※ 農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※ 別添1参照</p> <p>農業競争力強化支援法が施行されてから、ほぼ月に1件のペースで認定が行われているため、本実績の値を以て、適用数が僅少とは言えない。</p> <p>なお、平成30年度末までの計画認定は9件あり、この計画期間中に当該税制を活用することとなっている。(これら計画中に認定件数1件に対して1から複数件の適用が予定されているため、今後、計画に沿って活用が進むものと見込まれる。)</p>

②: 適用額	<p>《適用額》 平成 29 年度 4.1 万円 平成 30 年度 67.5 百万円 ※ 平成 29 年度については、農業競争力強化支援法が施行（平成 29 年 8 月）されてから平成 30 年 3 月 31 日（8 ヶ月間）までに適用を受けた額。</p> <p>《今後の見込み》 令和元年度 2,786.7 百万円 令和 2 年度 4,055.3 百万円 うち拡充分 21.5 百万円 ※ 農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※ 別添 1 参照</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていないものと判断される。</p>
③: 減収額	<p>《減収額》 平成 29 年度 1.5 万円 平成 30 年度 26.3 百万円 ※ 平成 29 年度については、農業競争力強化支援法が施行（平成 29 年 8 月）されてから平成 30 年 3 月 31 日（8 ヶ月間）までに適用を受けたものの減収額。</p> <p>《今後の見込み》 令和元年度 1,160.2 百万円 令和 2 年度 1,688.2 百万円 うち拡充分 9 百万円 ※ 農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※ 別添 1 参照</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 農業競争力強化支援法の施行は平成 29 年 8 月 1 日であるが、平成 29 年度には 5 件、平成 30 年度には 11 件の事業再編計画の認定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところであり、事業者の経営体質の強化に効果を上げている。 なお、各年産にかかる米の資材費（生産費）は例年 10 月頃明らかとなる予定。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 前回（昨年度税制改正）からの目標として「平成 28 年産米における 10a 当たりの資材費を令和 5 年度までに 2.5%低減する。」こととしており、平成 29 年度の実績としては 1.6%の低減となっている（※ 1）。</p>

	<p>また、令和元年度についても、対象となる事業全体で約 800 億円 の設備投資が見込まれているが、これにより事業者の生産能力が 向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考え られる（※ 2）。</p> <p>さらに、農業競争力強化支援法の施行は平成 29 年 8 月 1 日 であり、同法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではないが、 これまでに本特例措置を活用した事業者からは、「本特例措置は 設備投資直後の資金繰りの改善に役だった。」（100%）、「本特 例措置が事業再編のインセンティブとなった。」（80%）との報 告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備 投資の推進に大きく寄与している。（※ 3）。</p> <p>※ 1 平成 29 年度の資材費低減実績 平成 29 年度実績（単年度）▲1.6% 農業経営統計調査の平成 29 年産米生産費の肥料費 8,872 円＋農業薬剤費 7,639 円＋その他諸材料費 1,904 円＝ 18,415 円 （18,415 円÷18,719 円）-1＝▲1.6%（増減率）</p> <p>※ 2 令和元年度以降の資材費低減見込み 新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資 材の供給体制の合理化が進み、以下の効果を見込む。 令和元年度以降見込み（単年度）▲0.2% 令和 5 年度までに ▲0.2%×5 年間＝▲1.0% 上記平成 29 年度実績と併せて ▲2.5%とする。</p> <p>農業経営統計調査の平成 28 年産米生産費の肥料費 ＋農業薬剤費＋その他諸材料費＝18,719 円 18,719 円×0.2%＝37 円（低減額）</p> <p>* 農業競争力強化支援法により設備投資や業界再編を進 め、農業資材の供給体制の合理化を図ることにより、令和 5 年度までに資材費を 2.5%低減（平成 25 年度資材費 18,875 円/10a（農業経営統計調査の平成 25 年産米生産費 の肥料費 9,500 円/10a＋農業薬剤費 7,555 円/10a＋その他 諸材料費 1,820 円/10a）→平成 28 年度資材費 18,719 円 /10a（低減率▲0.8%）。本割合での概ね 2 倍の低減（▲ 0.8%×5/3×2＝▲2.5%）を目指す。）させる。</p> <p>※ 3 本特例措置の事業再編等への取組に対する寄与状況 「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役だった。」 100% 「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」 80% 「本特例措置の活用により、事業目標の達成が見込めるようになった。」 60% （※活用事業者からの「課税の特例に関する報告」による。）</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法による認定事業再編計画 に基づく取組が対象となっており、上記のとおり、設備投資や事</p>
--	--

	<p>業再編のインセンティブとなるものであることから本特例措置について、事業再編に係る取組を強化する観点から対象業種に「農業資材の卸売・小売事業」を追加し、農業者の努力だけでは解決できない農業資材価格の引き下げ等という構造的な課題に対し支援し、農業競争力の強化の加速を図ることが重要である。</p> <p>平成 29 年度及び平成 30 年度については、運用開始初期であり、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたが、今後については、事業者の理解醸成も進み、各業界からの問い合わせも増えてきている状況であることから、本特例の活用が進むことにより資材価格の低減が進むものと考えられる。</p> <p>仮に本特例措置が拡充されない場合、経営環境の厳しい農業資材の販売業者が多い中で、設備投資や事業再編の意欲が減退し、良質で低廉な農業資材の供給等が阻害され、農業の競争力強化に支障をきたすこととなる。</p>
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>これまで（平成 29～30 年度）に農業競争力強化支援法の計画申請があったものの半数以上で本特例措置が活用されることとなり、設備投資のための有効な措置として機能している。</p> <p>また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p><経済波及効果の試算></p> <p>平成 29 年度については、6.3 百万円（設備の取得価額）を設備投資額とし、その 8 割（寄与率）の 5 百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。（平成 30 年度以降についても、同様に算出。）</p> <p>平成 29 年度（実績） 減収額 1.5 万円 投資額 5 百万円 経済波及効果 9 百万円</p> <p>平成 30 年度（実績） 減収額 26.3 百万円 投資額 1,664 百万円 経済波及効果 3,030 百万円</p> <p>令和元年度（見込み） 減収額 1,160.2 百万円 投資額 71,856 百万円 経済波及効果 133,799 百万円</p> <p>令和 2 年度（見込み） 減収額 1,688.2 百万円 投資額 109,733 百万円 経済波及効果 205,243 百万円</p> <p>※ 経済波及効果の算出には、「平成 23 年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（100 部門）を使用。</p>

		<p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 2 参照。</p> <p>※ 寄与度について、本特例措置の適用を受けた事業者及び活用を計画している認定事業者に聞き取りを行ったところ、税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果として約 8 割の企業が投資判断を後押ししたとの回答があったため、寄与率を 8 割と仮定して効果を算出した。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給等を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちで、今後大幅に売上を拡大できる見込みがないといった事情から、設備投資に踏み切れず設備の老朽化が進み、結果として事業再編が進まない状況にある。</p> <p>こうした業界の事業再編を進めていく上では、特に資金面での対応が重要であることから、設備投資の際のキャッシュフローの改善に寄与する本措置のような税制措置が政策手段として妥当である。</p> <p>また、農業関連事業には、多くの生産資材や農産品目があるが、これらに関連する各事業者の資金状況や需給の状況などにより設備投資は左右される。このため、対象者、対象設備が限定される補助金や財投融資ではなく、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業者への良質で低廉な農業資材の供給等に繋がる農業生産関連事業者の事業再編を支援することは、農業の競争力の強化に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献するため。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月（農水 01）

別添1

○減税見込額積算資料

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用実績

農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日のため、28年度までは実績なし。

(平成29年度実績)

- ① 対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：1 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告)
- ③ 適用額：4.1万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告)
- ④ 減収額：1.5万円 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告」にある適用額から、法人税減収額を算出。地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告」)

○法人税減収額

4.1万円 (適用額) × 23.4% (税率) = 1万円

○事業税 3千円

○市町村民税 1千円

○地方法人特別税 1千円

(平成30年度実績)

- ① 対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：5 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③ 適用額：67.5百万円 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ④ 減収額：26.3百万円 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

○法人住民税

15.7百万円 (法人税減収額) × 12.9% (税率) = 2百万円

○法人事業税

67.5百万円 (割増償却による所得減収額) × 3.8% (税率) = 2.6百万円 (所得割減収額)
 2.6百万円 × 219.9% (地方法人特別税税率) = 5.6百万円 (地方法人特別税減収額)
 67.5百万円 × 0.61% (付加価値割税率) = 0.4百万円 (付加価値割減収額)
 合計 8.6百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(2) 適用見込み

(令和元年度推計)

- ① 対象者数：94,172 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：元年度新規分 39 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
 30年度からの継続分 4 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)

- 29年度からの継続分 1 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告)
- ③ 適用額：2,786.7百万円 (平成29年度分は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告、平成30年度分は事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告、令和元年度分については認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果からの推計)
- ④ 減収額：1,160.2百万円

a 元年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

1,883.8百万円 (取得額) × 0.027 (償却率) × 16件 = 813.8百万円
 700百万円 (取得額) × 0.033 (償却率) × 1件 = 23.1百万円
 145百万円 (取得額) × 0.067 (償却率) × 8件 = 77.7百万円
 93.3百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 3件 = 28百万円
 46.7百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 3件 = 17.5百万円
 合計 = 960.1百万円

機械装置

2,659.2百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 18件 = 4,786.6百万円
 1,862.5百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 4件 = 931.3百万円
 合計 = 5,717.9百万円

b 減収額

元年度新規分

960.1百万円 (普通償却額) × 45% (割増償却率) × 23.2% = 100.2百万円…A
 5,717.9百万円 (普通償却額) × 40% (割増償却率) × 23.2% = 530.6百万円…B
 30年度からの継続分 = 15.7百万円…C
 29年度からの継続分 = 1万円…D

A+B+C+D = 646.5百万円 (法人税減収額)

○法人住民税

646.5百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 45.3百万円

○法人事業税

2,786.7百万円 (割増償却による所得減収額) × 5.6% (税率) = 156.1百万円 (所得割減収額)
 156.1百万円 × 189.4% (地方法人特別税税率) = 295.6百万円 (地方法人特別税減収額)
 2,786.7百万円 × 0.6% (付加価値割税率) = 16.7百万円 (付加価値割減収額)
 合計 468.4百万円

※割増償却による所得減収額については、平成29年度から令和元年度までの合計

(令和2年度推計)

- ① 対象者数：101,303 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：2年度新規分 41 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
 元年度からの継続分 39 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)

30 年度からの継続分 4 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
29 年度からの継続分 1 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告)

- ③ 適用額 : 4,055.3 百万円 (平成 29 年度分は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告、平成 30 年度分は事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告、令和元年度及び令和 2 年度分については認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果からの推計)
- ④ 減収額 : 1,688.2 百万円

a 2 年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

1,647 百万円 (取得額) × 0.027 (償却率) × 14 件 = 622.6 百万円
 236.5 百万円 (取得額) × 0.033 (償却率) × 4 件 = 31.2 百万円
 75 百万円 (取得額) × 0.038 (償却率) × 1 件 = 2.9 百万円
 100 百万円 (取得額) × 0.059 (償却率) × 2 件 = 11.8 百万円
 98 百万円 (取得額) × 0.067 (償却率) × 9 件 = 59.1 百万円
 100 百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 2 件 = 20 百万円
 45 百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 2 件 = 11.3 百万円
 合計 = 758.9 百万円

機械装置

20 百万円 (取得額) × 0.084 (償却率) × 2 件 = 3.4 百万円
 1,671.6 百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 10 件 = 1,671.6 百万円
 1,275 百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 4 件 = 637.5 百万円
 12.3 百万円 (取得額) × 0.143 (償却率) × 3 件 = 5.3 百万円
 合計 = 2,317.8 百万円

b 減収額

2 年度新規分

758.9 百万円 (普通償却額) × 45% (割増償却率) × 23.2% = 79.2 百万円…A
 2,317.8 百万円 (普通償却額) × 40% (割増償却率) × 23.2% = 215.1 百万円…B
 元年度からの継続分 = 630.8 百万円…C
 30 年度からの継続分 = 15.7 百万円…D
 29 年度からの継続分 = 1 万円…E

A+B+C+D+E=940.8 百万円

○法人住民税

940.8 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 65.9 百万円

○法人事業税

4,055.3 百万円 (割増償却による所得減収額) × 5.6% (税率) = 227.1 百万円 (所得割減収額)
 227.1 百万円 × 189.4% (地方法人特別税率) = 430.1 百万円 (地方法人特別税減収額)
 4,055.3 百万円 × 0.6% (付加価値割税率) = 24.3 百万円 (付加価値割減収額)
 合計 681.5 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度から令和 2 年度までの合計

※うち拡充にかかる分

- ① 対象者数 : 7,131 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数 : 11 (対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
- ③ 適用額 : 21.5 百万円 (対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果からの推計)
- ④ 減収額 : 9 百万円

a 2 年度拡充分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

150 百万円 (取得額) × 0.027 (償却率) × 1 件 = 4.1 百万円
 82 百万円 (取得額) × 0.033 (償却率) × 3 件 = 8.1 百万円
 75 百万円 (取得額) × 0.038 (償却率) × 1 件 = 2.9 百万円
 100 百万円 (取得額) × 0.059 (償却率) × 2 件 = 11.8 百万円
 50 百万円 (取得額) × 0.067 (償却率) × 4 件 = 13.4 百万円
 合計 = 40.3 百万円

機械装置

20 百万円 (取得額) × 0.084 (償却率) × 2 件 = 3.4 百万円
 17.5 百万円 (取得額) × 0.143 (償却率) × 2 件 = 5 百万円
 合計 = 8.4 百万円

b 減収額

2 年度拡充分

40.3 百万円 (普通償却額) × 45% (割増償却率) × 23.2% = 4.2 百万円…A
 8.4 百万円 (普通償却額) × 40% (割増償却率) × 23.2% = 0.8 百万円…B

A+B=5 百万円

○法人住民税

5 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 0.4 百万円

○法人事業税

21.5 百万円 (割増償却による所得減収額) × 5.6% (税率) = 1.2 百万円 (所得割減収額)
 1.2 百万円 × 189.4% (地方法人特別税率) = 2.3 百万円 (地方法人特別税減収額)
 21.5 百万円 × 0.6% (付加価値割税率) = 0.1 百万円 (付加価値割減収額)
 合計 3.6 百万円

※償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 8 による。
 ※適用件数について、1 件の工場で複数 (建屋や附属設備等) の割増償却が活用された (される) 場合などは一式 (1 件) として整理。

2. 適用実績及び適用見込み

	29年度 実績	30年度 実績	元年度 見込み	2年度 見込み	左のうち 拡充分
適用件数（件）	1	5	44	85	11
適用額（百万円）	0.041	67.5	2,786.7	4,055.3	21.5
減収額合計（百万円）	0.015	26.3	1,160.2	1,688.2	9

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 （金額）	②投入部門 （金額）	③投入部門 （金額）
29年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (0)	建築・建設補修 (0)
30年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,544)	建築・建設補修 (115)
元年度	生活関連産業用機械 (8,925)	その他の機械 (36,880)	建築・建設補修 (26,051)
2年度	生活関連産業用機械 (17,845)	その他の機械 (45,476)	建築・建設補修 (46,412)

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 新たな達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha、最終年度（2年間）で29.8万haを増加させることを目指す）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）では、政策目的（経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（官邸「農林水産業・地域の活力創造本部」平成30年11月27日改訂）においては、「多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する」ための各種施策に対する具体的な数値目標として「2023年までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を掲げている。</p> <p>農業経営基盤強化準備金制度の直接的な目的は、担い手である認定農業者等による交付金の積立、農用地等への計画的な投資を促すことにあるが、その結果、農用地取得が進めば直接、担い手への農地集積・集約に資するほか、機械等の取得が進めば生産性が向上し更なる農地の引受けが可能となることで担い手への農地集積・集約に資する。このため、「担い手の農地利用が全農地の8割」の実現に必要な面積のうち、本制度の実施期間である2年間での29.8万ha増加を本制度の目標として追加したものの。</p> <p>また、税制当局に対しては、前回要望時（平成30年度税制改正要望）にも本制度の政策達成目標として当該目標（担い手が利用する農地面積割合80%）を設定していることから、今回、本評価にも当該目標を追加することで両者の整合性を定るとしたところ。</p> <p>なお、「新たな農業経営指標」に基づく自己チェックについては、簡易な方式を採用していたことからその効果を実感されにくい部分があったため、今後、各都道府県段階に設置した農業経営相談所において専門家も活用し、個々の経営状況を踏まえて進捗をチェックする方式に移行する予定としている。今後、具体化していく予定のため、今回、本制度に関する指標とするのは難しい状況。自己チェックの結果については、平成30年度から農業経営相談所が設置されたのに合わせ、移行期間として従来のクラウド方式からアプリによる方式に変更し、暫定的に実施しているため、30年度以降は個々のチェックの結果を把握していない状況。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度の法人税）について、別添1にて「平成30年度の適用件数は、平成29年度実績に1（2）で算出した適用件数5か年の増加率平均を乗じて算出した。令和元年度以降も同様の方法で算出し、令和2年度以降は令和元年度と同額とした」と説明されているが、算出結果に疑義がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 算出に用いた適用件数5か年の平均増加率は、小数点第2の位（第3の位を四捨五入）までを用いたため、ご指摘のずれが生じた。別添1には適用件数5か年の平均増加率として小数点第1の位までを記載していたため、算出に用いた小数点第2の位までの記載に修正した。具体的には以下のとおり算出したところ。</p> <p><農業経営基盤強化準備金> $\text{平成30年度の適用件数} = \text{平成29年度実績} \times \text{適用件数5か年の増加率平均}$ $= 3,165 \times 1.1405 = 3609.6825$ 約3,610件（小数点第1の位を四捨五入）</p> <p><農用地等を取得した場合の課税の特例> $\text{平成30年度の適用件数} = \text{平成29年度実績} \times \text{適用件数5か年の増加率平均}$ $= 1,724 \times 1.1593 = 1998.6332$ 約1,999件（小数点第1の位を四捨五入）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税）について、別添1にて「平成30年度の適用件数は、平成29年度実績に1（2）で算出した適用件数5か年の増加率平均を乗じて算出した。令和元年度以降も同様の方法で算出し、令和2年度以降は令和元年度と同額とした」と説明されているが、算出結果に誤りがある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 「(2)過去の適用数」の補足説明と同様に、算出に用いた適用件数5か年の平均増加率は、小数点第2の位（第3の位を四捨五入）までを用いたため、ご指摘のずれが生じた。別添1には適用件数5か年の平均増加率として小数点第1の位までを記載していたため、算出に用いた小数点第2の位までの記載に修正した。具体的には以下のとおり算出したところ。</p> <p><農業経営基盤強化準備金> $\text{令和元年度の適用件数} = \text{平成30年度実績} \times \text{適用件数5か年の増加率平均}$ $= 3,610 \times 1.1405 = 4117.205$ 約4,117件（小数点第1の位を四捨五入）</p> <p><農用地等を取得した場合の課税の特例> $\text{令和元年度の適用件数} = \text{平成30年度実績} \times \text{適用件数5か年の増加率平均}$ $= 1,999 \times 1.1593 = 2317.4407$ 約2,317件（小数点第1の位を四捨五入）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p>

② 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、別添1にて「減収見込額については、平成29年度までは、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告等）の適用総額より試算した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】

① 別添1の2 (2) 地方税の表内に税目の内訳（道府県民税、市町村民税、事業税、地方特別法人税）を追記した。

② 別添1の2 (1) 及び2 (2) に算出根拠（計算に用いた数値及びその出典）を追記した。

<法人税>

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第196回・第198回提出）」の適用総額に法人税率（15%）を乗じて算出している。計算式は別添1の1(3)法人税の適用総額・減収見込額の算出に記載のとおり。

<法人住民税及び法人事業税>

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書（第196回・第198回提出）」の税目ごとの減収額を記載している。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。

【農林水産省の補足説明】

① 別添1の2 (2) 地方税の表内に税目の内訳（道府県民税、市町村民税、事業税、地方特別法人税）を追記した。

算出方法は、以下のとおり。

平成30年度：H29年度実績×（1+対象交付金の増減率：平成29年→平成30年：▲6.78%）

平成30年度以降：H30年度見込み値×（1+対象交付金の増減率：平成30年→令和元年度：▲2.63%）

*対象交付金増減率は別添1の1 (1) に記載のとおり。減収額は小数点第1の位を四捨五入

具体的には以下のとおり算出。

<農業経営基盤強化準備金>

平成30年度

道府県民税=179百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=167百万円

市町村民税=542百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=505百万円

事業税=1,475百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=1,375百万円

地方特別法人税=637百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=594百万円

令和元年度

道府県民税=167百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=162百万円

市町村民税=505百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=492百万円

事業税=1,375百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=1,339百万円

地方特別法人税=594百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=578百万円

<農用地等を取得した場合の課税の特例>

平成30年度

道府県民税=107百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=100百万円

市町村民税=325百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=303百万円

事業税=884百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=824百万円

地方特別法人税=382百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=356百万円

令和元年度

道府県民税=100百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=97百万円

市町村民税=303百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=295百万円

事業税=824百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=802百万円

地方特別法人税=356百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=347百万円

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する過去の直接的な効果について、「農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成30年度に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケート結果によると、農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたとの回答が782件あったことから、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があったと考えられる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【農林水産省の補足説明】

① アンケート結果として記載した農業経営の改善に向けては、本制度のみでなく制度融資や各種補助事業等を総合的に講じていることから、本制度のみの効果を把握するのは困難である。本制度を通じ、平成30年度においては、農用地1,183ha、農業用機械等5,073台の取得が行われたところ、本制度は規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしたと考えている。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の効果について、「R元年度～R3年度の推計値は、H30年度とR元年度予算の交付金増減率により算出し、R2・R3年度は同数とした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

② 達成目標（本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の直接的な効果について、「アンケートで、今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいと回答している者が833件あり、同年度に農業経営改善計画の認定を新規に受けた者に対するアンケート結果によると今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいとの回答が620件、合計1,453件あったことから、今後、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があるものと推測される」と説明されているが、過去の効果（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

③ 達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha、最終年度（2年間）で29.8万haを増加させることを目指す）に対する将来の効果について、「R元年度以降の推計値については、H28年度からH30年度までの3カ年平均値とした」と説明されているが、

<p>算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha、最終年度（2年間）で29.8万haを増加させることを目指す）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① R元年度の推計値は平成30年度の取得計画と取得実績（農政局を毎年行っている税制特例適用実績調査（悉皆調査））に対象交付金増減額を乗じて算出した。令和2年度以降については、令和元年度と同額としている。対象交付金増減率は別添1の1（1）に記載のとおり。（平成30年→令和元年：▲2.63%、小数点第一の位を四捨五入）</p> <p><令和元年度見込></p> <p>農用地</p> <p>取得計画＝1,185ha（H30年度計画）×（1＋▲2.63%）＝1,154ha</p> <p>取得実績＝1,183ha（H30年度実績）×（1＋▲2.63%）＝1,152ha</p> <p>農業用機械等</p> <p>取得計画＝5,106台（H30年度計画）×（1＋▲2.63%）＝4,972台</p> <p>取得実績＝5,073台（H30年度実績）×（1＋▲2.63%）＝4,940台</p> <p>②・④ 本制度の直接的な効果として、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指すこととしたが、本特例措置による効果として本確認表（1）で述べたとおり、新たな達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha、最終年度（2年間）で29.8万haを増加させることを目指す）を追加したところである。</p> <p>他方、担い手への農地の集積・集約は、農地中間管理機構を通じた利用権設定など各種施策を総合的に講ずることによって達成を目指すものであることから、本特例措置のみの効果を把握するのは困難である。本制度を通じ、平成30年度においては、農用地1,183ha、農業用機械等5,073台の取得が行われたところ、本制度は規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしたと考えている。</p> <p>③ 集積増加面積過去3年間の平均値を算出し、R1年度以降の見込値としている。</p> <p>集積増加面積見込</p> $= (62,460\text{ha (H28実績)} + 41,014\text{ha (H29実績)} + 31,304\text{ha (H30実績)}) \div 3$ $= 44,926\text{ha}$ <p>令和元年度達成率見込</p> $= 44,926\text{ha (R1見込)} \div 149,210\text{ha (R1目標増加面積)}$ $= 30.109\cdots\% \text{ 約}30\% \text{ (小数点第1の位を四捨五入)}$
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>②・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目（1）、（6）及び（7）に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税4) (法人住民税、法人事業税：義(自動連動)) (地方税6)
		② 上記以外の税目 (所得税：外) (国税4) (個人住民税：外(自動連動)) (地方税6)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ 延長 】 【単独 ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。
		《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。
		《関係条項》 法人：租税特別措置法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65 個人：租税特別措置法第24条の2及び24条の3
5	担当部局	経営局経営政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成31年4月～令和元年8月 分析対象期間：平成28年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成19年度 創設 平成21年度 2年延長・拡充 ① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税） ② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税） 平成22年度 拡充・縮減 ① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し

		平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更 平成26年度 対象交付金の見直し 平成27年度 2年延長・拡充・縮減 ① 対象者に認定新規就農者（個人）を追加 ② 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 ③ 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 ④ 特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外 平成29年度 1年延長 平成30年度 2年延長・縮減 ① 米の直接支払交付金を対象交付金から除外 ② 特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外
8	適用又は延長期間	令和2年4月～令和4年3月
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 ①法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等
		③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農地中間管理機構を通じた利用権設定等の支援措置と併せ、本措置の活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促すことにより、認定農業者等の規模拡大を実現し、担い手への農地集積・集約化を加速する。 具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の

		<p>当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す。</p> <p>また、農地中間管理機構を通じた利用権設定と相まって、本措置を活用した担い手への農地集積・集約化を進めることで、令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha、最終年度（2年間）で29.8万haを増加させることを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約化に資する。</p>																					
10 有効性等	① 適用数	<p>適用件数</p> <p style="text-align: right;">単位：法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28</td> <td>2,903</td> <td>1,304</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>3,165</td> <td>1,724</td> </tr> <tr> <td>30（見込）</td> <td>3,610</td> <td>1,999</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>4,117</td> <td>2,317</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>4,117</td> <td>2,317</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>4,117</td> <td>2,317</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告等）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数。見込みの算定根拠は別添1参照。</p>	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	平成28	2,903	1,304	29	3,165	1,724	30（見込）	3,610	1,999	令和元（見込）	4,117	2,317	2（見込）	4,117	2,317	3（見込）	4,117	2,317
	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																				
平成28	2,903	1,304																					
29	3,165	1,724																					
30（見込）	3,610	1,999																					
令和元（見込）	4,117	2,317																					
2（見込）	4,117	2,317																					
3（見込）	4,117	2,317																					
② 適用額	<p>国税における適用額</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28</td> <td>222</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>239</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>30（見込）</td> <td>223</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>217</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>217</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>217</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告等）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。見込みの算定根拠は別添1参照。</p>	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	平成28	222	105	29	239	143	30（見込）	223	133	令和元（見込）	217	130	2（見込）	217	130	3（見込）	217	130	
年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																					
平成28	222	105																					
29	239	143																					
30（見込）	223	133																					
令和元（見込）	217	130																					
2（見込）	217	130																					
3（見込）	217	130																					

③ 減収額	<p>国税及び地方税における減収額</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">農業経営基盤強化準備金</th> <th colspan="2">農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> <tr> <th>国税</th> <th>地方税</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28</td> <td>33.3</td> <td>26.5</td> <td>15.8</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>35.9</td> <td>28.3</td> <td>21.5</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>30（見込）</td> <td>33.4</td> <td>26.4</td> <td>20.0</td> <td>15.8</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>32.5</td> <td>25.7</td> <td>19.5</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>32.5</td> <td>25.7</td> <td>19.5</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>32.5</td> <td>25.7</td> <td>19.5</td> <td>15.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第198回国会報告等）による。見込みの算定根拠及び地方税の税目ごと（道府県民税、市町村民税、事業税、地方法人特別税）の内訳については別添1参照。）</p>	年度	農業経営基盤強化準備金		農用地等を取得した場合の課税の特例		国税	地方税	国税	地方税	平成28	33.3	26.5	15.8	12.5	29	35.9	28.3	21.5	17.0	30（見込）	33.4	26.4	20.0	15.8	令和元（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4	2（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4	3（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4
	年度		農業経営基盤強化準備金		農用地等を取得した場合の課税の特例																																			
国税		地方税	国税	地方税																																				
平成28	33.3	26.5	15.8	12.5																																				
29	35.9	28.3	21.5	17.0																																				
30（見込）	33.4	26.4	20.0	15.8																																				
令和元（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4																																				
2（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4																																				
3（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4																																				
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するもの。</p> <p>測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、H30年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で99%、農業用機械等で99%となっており、本措置は、分析対象期間であるH28年度から継続して農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、平成30年度までは、各年度において目標を達成している。</p> <p>今後とも、本措置を活用した継続的な農用地等の取得が行われることにより、最終年度（2年間）で、農用地は約2,300ha、農業用機械等は約10,000台の取得が見込まれる。経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年に渡ることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>担い手が利用する農地面積については、農地中間管理機構や各種事業等を総合的に講じることで担い手への農地の集積・集約化を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、地域の未来の設計図である人・農地プランによる地域の話合いを活性化すること等により取組の加速化を図りつつ、引き続き本制度により地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大を促す必要がある。</p>																																							

(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）と取得実績（H30年度）

①農用地	取得計画面積 A	1,185ha
	取得実績 B	1,183ha
	達成率 (B/A)	99.9%
②農業用機械等	取得計画台数 A	5,106台
	取得実績 B	5,073台
	達成率 (B/A)	99.4%

(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度 (推計)	R2年度 (推計)	R3年度 (推計)
農用地	取得計画	1,739ha	1,483ha	1,185ha	1,154ha	1,154ha	1,154ha
	取得実績	1,583ha	1,389ha	1,183ha	1,152ha	1,152ha	1,152ha
	(達成率)	91%	94%	99%	99%	99%	99%
農業用機械等	取得計画	3,157台	4,202台	5,106台	4,972台	4,972台	4,972台
	取得実績	2,877台	3,987台	5,073台	4,940台	4,940台	4,940台
	(達成率)	91%	95%	99%	99%	99%	99%

(注) (1)～(2)のH30年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。R元年度～R3年度の推計値は、H30年度とR元年度予算の交付金増減率により算出し、R2・R3年度は同数とした。

本措置はH19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、R元年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。

(3) 担い手が利用する農地面積の推移

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度 (推計)	R2年度 (推計)	R3年度 (推計)
年間集積目標面積		149,210ha	149,210ha	149,210ha	149,210ha	149,210ha	149,210ha
集積増加面積		62,460ha	41,014ha	31,304ha	44,926ha	44,926ha	44,926ha
(達成率)		42%	27%	21%	30%	30%	30%

農林水産省調べ

(注) R元年度は機構法等の改正により、人・農地プランの実質化、円滑化団体と農地バンクの統合一体化、農地バンクの手続きの簡素化等の見直しを行ったところであり、今後より一層農地集積に向けた取組みが強化され、担い手への集積面積の増加の可能性が見込まれるが、現時点で正確に算出することは困難。このため、R元年度以降の推計値については、H28年度からH30年度までの3カ年平均値とした。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》
(分析対象期間：R1～R3年度)
本措置の今後の活用計画（平成30年度末ベース）は、以下のとおり。

農地等の取得計画 1,066億円
準備金積立残高 728億円
今後の積立等必要額 338億円

(注) 1 税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。
2 「本措置の今後の活用計画（平成30年度末ベース）」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

本措置が延長されない場合には、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まないことから、経営規模の拡大が困難となり、担い手への農地利用の集積に甚大な支障が生じるものと推測される。

⑤ 税収減を是認する理由等

《経済波及効果の試算》
ある要件を満たした農業経営基盤強化準備金を積み立てた損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農地への投資及び農業用機械等への投資による減収額が9,564百万円となる（H30年度）。

農地への投資が2,906百万円、農業用機械等への投資が20,576百万円となり、農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として33,423百万円となる。

生産誘発額の内訳

- ・（直接効果）対象農地・機械等の生産増加額16,711百万円
- ・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金蔵製品等で16,712百万円

(単位：百万円)

		H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (見込)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)
減収額	国税	4,905	5,730	5,341	5,201	5,201	5,201
	地方税	3,900	4,530	4,223	4,112	4,112	4,112
	計	8,805	10,260	9,564	9,313	9,313	9,313
波及効果 (総額)		20,925	28,153	33,423	32,545	32,545	32,545

算出根拠：別添1参照

		<p>《アンケート調査結果》</p> <p>農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成30年度に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケート結果によると、農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたとの回答が782件あったことから、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があったと考えられる。</p> <p>また、アンケートで、今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいと回答している者が833件あり、同年度に農業経営改善計画の認定を新規に受けた者に対するアンケート結果によると今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいとの回答が620件、合計1,453件あったことから、今後、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があるとの推測される。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>経営所得安定対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。</p> <p>一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価 平成29年8月（農水01）

1. 減税見込額算

(1) 対象交付金増減率

対象交付金総額のH29年度予算額+H30年度予算額の増減率：(611,430百万円-655,922百万円)÷655,922百万円≒▲6.78%
 対象交付金総額のH30年度予算額-R元年度予算額の増減率：(595,366百万円-611,430百万円)÷611,430百万円≒▲2.63%

(2) 適用件数の算出

適用件数の算出 5ヵ年増加率平均

	H24年度	H29年度	平均増加率
適用件数計	2,483	4,889	14.70%
農業経営基盤強化準備金	1,640	3,165	14.05%
農用地等を取得した場合の課税の特例	823	1,724	15.94%

(3) 法人税の適用総額・減税見込額の算出

H28年度	農業経営基盤強化準備金	222億円(H28年度適用総額)×15%(税率)=33.3億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	105億円(H28年度適用総額)×15%(税率)=15.8億円(減税額)
H29年度	農業経営基盤強化準備金	230億円(H29年度適用総額)×15%(税率)=34.5億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	143億円(H29年度適用総額)×15%(税率)=21.5億円(減税額)
H30年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	230億円(H30年度適用総額)×(100%+▲6.78%)(交付金増加率)=223億円(H30年度適用見込額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	223億円(H30年度適用総額)×15%(税率)=33.4億円(減税額)
	農業経営基盤強化準備金	143億円(H30年度適用総額)×(100%+▲6.78%)(交付金増加率)=133億円(H30年度適用見込額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	133億円(H28年度適用総額)×15%(税率)=20.0億円(減税額)
R元年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	223億円(H30年度適用総額)×(100%+▲2.63%)(交付金増加率)=217億円(R元年度適用見込額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	217億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=32.5億円(減税額・見込)
R2年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	133億円(H30年度適用総額)×(100%+▲2.63%)(交付金増加率)=130億円(R元年度適用見込額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	130億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=19.5億円(減税額・見込)
R3年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	217億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=32.5億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	130億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=19.5億円(減税額・見込)

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

(1) 国税

区分	H28年度(実績)	H29年度(実績)	H30年度(見込)	R元年度(見込)	R2年度(見込)	R3年度(見込)
対象者数注1	17,402	18,514	19,645	20,845	20,845	20,845
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金	2,903	3,165	3,610	4,117	4,117
	農用地等を取得した場合の課税の特例	1,304	1,724	1,999	2,317	2,317
適用総額(億円)注3	農業経営基盤強化準備金	222	239	223	217	217
	農用地等を取得した場合の課税の特例	105	143	133	130	130
減税見込額(億円)注4	農業経営基盤強化準備金	33.3	35.9	33.4	32.5	32.5
	農用地等を取得した場合の課税の特例	15.8	21.5	20.0	19.5	19.5

注1)対象者数は、農地保有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、H30年度以降は見込み値。
 注2)H28年度とH29年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の適用件数を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(2)で算出した適用件数5ヵ年の増加率平均を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。
 注3)H28年度とH29年度の適用総額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の適用総額を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。計算式は1(3)のとおり。
 注4)減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率(15%)を乗じて算出した。計算式は1(3)のとおり。

(2) 地方税

区分	H28年度(実績)	H29年度(実績)	H30年度(見込)	R元年度(見込)	R2年度(見込)	R3年度(見込)
対象者数注1	17,402	18,514	19,645	20,845	22,373	23,470
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金	2,903	3,165	3,610	4,117	4,117
	農用地等を取得した場合の課税の特例	1,304	1,724	1,999	2,317	2,317
減税見込額(百万円)注3	計	2,650	2,833	2,641	2,571	2,571
	道府県民税	169	179	167	162	162
	市町村民税	512	542	505	492	492
	事業税	1,375	1,475	1,375	1,339	1,339
	地方法人特別税	594	637	594	578	578
	計	1,251	1,698	1,563	1,541	1,541
農用地等を取得した場合の課税の特例	道府県民税	80	107	100	97	97
	市町村民税	242	325	303	295	295
	事業税	649	884	824	802	802
	地方法人特別税	280	382	382	347	347

注1)対象者数は、農地保有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、平成30年度以降は見込み値。
 注2)H28年度とH29年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の適用件数を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(2)で算出した適用件数5ヵ年の増加率平均を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。
 注3)H28年度とH29年度の減税見込額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の影響額を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。計算式は以下の通り。(農業経営基盤強化準備金の地方税計の計算式。その他の税目と農用地等を取得した場合の課税の特例も同様の方法で算出した。)
 【農業経営基盤強化準備金】
 H30見込=2,833(H29実績)×(100-6.78)%=2,641
 R1見込=2,641(H30見込)×(100-2.63)%=2,571

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

○「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の影響額

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1農水03)

(評価実施府省：農林水産省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)										
措置の内容	平成29年度時点	農地所有適格法人が、飼育した肉用牛を家畜市場等で売却した場合において、その肉用牛のうち免税対象飼育牛があるときは、売却による利益の額（売却頭数が年間1,500頭を超える場合のそのを超える部分の売却利益の額を除く。）の損金算入ができる。									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
	令和元年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画」において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「攻めの農林水産業」の重要項目である牛肉の輸出の拡大に資すること。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税						
関係条項	措法第67条の3、第68条の101										
要望内容	措置の適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長する。										
創設年度	S42	過去の政策評価の実績	H22農水24、H25農水07、H28農水01							区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）						
	適用件数 (法人税・件)			(参考)	減収額 (法人税・百万円)				(参考)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)				(参考)	目標				
	将来予測	実績	実績÷将来予測	適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	将来予測	実績	実績÷将来予測	適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)	将来予測	実績	実績÷将来予測	適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)	目標値 (万トン)	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度		
																		実績	実績
H23	882	951	107.8%	951	▲1,470.0	▲600.0	40.8%	18.7%	不明	▲2,335.1	-	▲2,335.1	不明	不明	51.0	不明	-		
H24	不明	1,020	-	1,020	不明	▲1,500.0	-	18.3%	不明	▲2,850.4	-	▲2,850.4	不明	不明	52.0	不明	-		
H25	951	1,117	117.5%	1,117	▲600.0	▲1,400.0	233.3%	17.8%	▲1,954.0	▲3,025.4	154.8%	▲3,025.4	不明	51.0	51.0	不明	-		
H26	951	1,224	128.7%	1,224	▲600.0	▲1,000.0	166.7%	13.5%	▲1,954.0	▲3,094.5	158.4%	▲3,094.5	不明	51.0	50.0	不明	-		
H27	951	1,417	149.0%	1,417	▲600.0	▲2,100.0	350.0%	11.2%	▲1,954.0	▲3,721.7	190.5%	▲3,721.7	不明	51.0	47.0	不明	-		
H28	1,204	1,581	131.3%	1,581	▲1,125.0	▲2,900.0	257.8%	11.6%	▲2,826.4	▲4,240.8	150.0%	▲4,240.8	不明	不明	46.0	不明	-		
H29	1,241	1,708	137.6%	1,708	▲1,125.0	▲2,700.0	240.0%	12.5%	▲2,826.4	▲4,042.9	143.0%	▲4,042.9	不明	不明	47.0	不明	-		
H30	1,278	1,288	100.8%	-	▲1,125.0	▲1,742.9	154.9%	-	▲2,826.4	▲3,330.1	117.8%	-	不明	不明	48.0	不明	-		
R1	1,288	-	-	-	▲1,742.9	-	-	-	▲3,330.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-		
R2	1,288	-	-	-	▲1,742.9	-	-	-	▲3,330.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-		
R3	1,288	-	-	-	▲1,742.9	-	-	-	▲3,330.1	-	-	-	-	不明	-	-	-		
R4	1,288	-	-	-	▲1,742.9	-	-	-	▲3,330.1	-	-	-	-	不明	-	-	-		
R5～ 未定	1,288	-	-	-	▲1,742.9	-	-	-	▲3,330.1	-	-	-	51.9	-	-	-	-		

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（平成37年度の牛肉（枝肉）生産量）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 令和6年度の牛肉（枝肉）生産量の目標は、51.9万トンと設定しています。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和6年度の法人住民税、法人事業税及び個人住民税）が予測されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 令和6年度の適用数は、法人1,288件、個人20,159件の見込みとなっています。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和6年度の法人住民税、法人事業税及び個人住民税）が予測されていない。

【農林水産省の補足説明】

① 令和6年度の減収額は、法人5,073百万円、個人21,444百万円の見込みとなっています。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（平成37年度の牛肉（枝肉）生産量）に対する過去の直接的な効果について、「特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量（推計）が増加し規模拡大は進んでおり、特例措置非適用者との規模の比較でも、個人では約3.5倍、法人では約3.9倍の水準にある」と説明されているが、過去の効果から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 牛肉の生産数量の目標達成に向けては、本特例措置による税負担の軽減のほか、他の振興施策等のあらゆる手段を講じて生産基盤を強化する必要があります。このため、他の要因の影響を除いた本特例措置のみによる直接的効果の把握は困難です。 なお、現在は肉用牛の価格が好調であり、生産農家の投資意欲が上昇していることから、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、今後、更なる規模拡大が進められることで、他の振興施策（肉用子牛生産者補給金制度等の離農を防ぐためのセーフティネット等）とあいまって生産農家各戸における生産基盤の強化が図られ、増頭へ繋がります。また、「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（平成30年）」（食肉鶏卵課実施）によれば、免税金の使途として「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」と規模拡大に充てたと回答した者の割合は全体の88%（法人）を占める結果であり、免税金は規模拡大に向けた投資に向けられています。よって、本特例措置を継続していくことにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である平成37年度時点における牛肉（枝肉）の生産量の達成に寄与するものと考えています。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（平成37年度の牛肉（枝肉）生産量）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 牛肉の生産数量の目標達成に向けては、本特例措置による税負担の軽減のほか、他の振興施策等のあらゆる手段を講じて生産基盤を強化する必要があります。このため、他の要因の影響を除いた本特例措置のみによる直接的効果の把握は困難です。 なお、現在は肉用牛の価格が好調であり、生産農家の投資意欲が上昇していることから、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、今後、更なる規模拡大が進められることで、他の振興施策（肉用子牛生産者補給金制度等の離農を防ぐためのセーフティネット等）とあいまって生産農家各戸における生産基盤の強化が図られ、増頭へ繋がります。また、「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（平成30年）」（食肉鶏卵課実施）によれば、免税金の使途として「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」と規模拡大に充てたと回答した者の割合は全体の88%（法人）を占める結果であり、免税金は規模拡大に向けた投資に向けられています。よって、本特例措置を継続していくことにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である平成37年度時点における牛肉（枝肉）の生産量の達成に寄与するものと考えています。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目（6）及び（7）に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	
2	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税8) (法人住民税、法人事業税：義(自動連動)) (地方税8) (所得税：外) (国税8) (個人住民税：外(自動連動)) (地方税8)	
	② 上記以外の税目	—	
3	要望区分等の別	【延長】【単独】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価額が100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、個人にあつては、その肉用牛の売却により生じた事業所得について所得税及び住民税を免税し、法人にあつては、その肉用牛の売却により生じた利益の額を損金の額に算入する。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>肉用牛の売却による農業所得の特例の適用期限を3年延長すること。</p> <p>なお、卸売市場法の改正を踏まえ、現在売却証明書の発行市場として認定を受けている地方卸売市場が引き続き認定対象となるよう所要の措置を講じること。</p> <p>《関係条項》</p> <p>(法人) 租税特別措置法第67条の3及び第68条の101 (個人) 租税特別措置法第25条、地方税法附則第6条</p>	
	5	担当部局	生産局畜産部食肉鶏卵課
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成31年4月～令和元年8月 分析対象期間：各項目に記載
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・創設年度：昭和42年度創設(地方税は昭和43年度) ・改正経緯： 平成29年度：3年延長。 平成23年度：3年延長、1戸当たりの売却頭数の上限を見直し(2,000頭から1,500頭)、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(交雑種の売却価額の上限を100万円から80万円)。 	

		平成20年度：3年延長、1戸当たりの売却頭数に上限(2,000頭)を設定、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(乳用種の売却価額の上限を100万円から50万円)。 平成17年度：3年延長、適用期間を5年間から3年間に短縮。 昭和55年度：5年延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1頭当たりの売却価額に上限(100万円)を設定。
8	適用又は延長期間	各3年間延長 ・所得税 令和3年1月1日～令和5年12月31日 ・法人税 令和3年4月1日～令和6年3月31日 ・地方税 令和4年度～令和6年度
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。また、高齢化に伴う離農が進展する中、飼料コストの高止まり、繁殖基盤の脆弱化、さらにはTPP11や日EU・EPAの発効及び日米TAG交渉等の国際化の進展により、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」における輸出目標額(2019年目標：250億円)については、2020年以降引き上げが見込まれる状況にあり、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。</p> <p>このような中、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定)」(目標年度平成37年度)において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「攻めの農林水産業」の重要項目である牛肉の輸出の拡大に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定)」 ・「農業生産については、農業者その他関係者が、国内生産による食料生産能力の維持向上を図りつつ、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応した国内農業の生産を拡大することが重要」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定めている。</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(平成27年3月農林水産省)」 ・「酪農及び肉用牛生産は、関連産業の裾野が広いことから、その振興は、関連産業の発展等を通じて地域の雇用と所得の創出に資する。」「酪農及び肉用牛生産は、良質な動物性たんぱく質の供</p>

		<p>給のほか、地域資源の活用による国土の保全や景観形成、堆肥の土壌への還元による資源循環の促進、雇用の創出による地域の活性化に資する」とされている。</p> <p>「農林水産業の輸出力強化戦略（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出拡大に向けて、「市場開拓・需要創出」に取り組むとともに、「供給力の強化」として、「和牛生産量の維持・拡大【平成37年度までに和牛の飼養頭数を186万頭（平成27年：166万頭）まで増頭】」に取り組むこととされている。 <p>「未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> KPIとして「2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する（2012年：4,497億円）」（※）と定められ、「『農林水産業の輸出力強化戦略』（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）及び『農林水産物輸出インフラ整備プログラム』（同年11月29日同本部決定）に基づく輸出促進の取組を着実に実行する」とされている。 <p>※「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年11月27日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標」を掲げている。 <p>「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「農林水産業の輸出力強化に向け、輸出先国の輸入規制に対して政府一体となって戦略的に取り組むための『輸出促進本部（仮称）』を農林水産省に創設し、「輸出のための施設認定や証明書発行を農林水産省も行えることとし、厚生労働省とも連携して迅速に手続を進める」ことで更なる輸出促進に取り組むこととされている。
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野] 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）」において、平成37年度*の牛肉（枝肉）の生産量を達成目標としている。</p> <p>※ 目標年度については、食料・農業・農村基本計画において10年後の数値目標が設定されることから平成37年度とした（5年毎に見直し）。</p> <p>※ 中間目標については、租税特別措置の延長期間である令和6年度における生産量を年平均伸び率から推計した。</p> <table border="1" data-bbox="1512 446 2049 622"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">目 標</th> <th rowspan="2">中間目標 R6 年度</th> </tr> <tr> <th>H25 年度 (A)</th> <th>H37 年度 (B)</th> <th>年平均伸び率 (%) (25~37年度)</th> <th>比率 (%) (B)/(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>0.16</td> <td>102</td> <td>51.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 [測定指標] 牛肉（枝肉）生産量、肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数</p> <p>[達成目標実現による寄与] 本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するとともに、供給制約によるボトルネックを解消することにより、国産牛肉の輸出拡大にも寄与する。</p>		目 標				中間目標 R6 年度	H25 年度 (A)	H37 年度 (B)	年平均伸び率 (%) (25~37年度)	比率 (%) (B)/(A)	牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)	51	52	0.16	102	51.9																				
	目 標				中間目標 R6 年度																																	
	H25 年度 (A)	H37 年度 (B)	年平均伸び率 (%) (25~37年度)	比率 (%) (B)/(A)																																		
牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)	51	52	0.16	102	51.9																																	
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>【法人】 (単位：法人、件)</p> <table border="1" data-bbox="1512 1013 2049 1252"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績/見込</th> <th>H29年度 実績/見込</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>3,514</td> <td>3,625</td> <td>3,735</td> <td>3,846</td> <td>3,956</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,417</td> <td>1,581</td> <td>1,708</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>4,067</td> <td>4,178</td> <td>4,288</td> <td>4,399</td> <td>4,509</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用の範囲、適用件数の算出根拠は別添3～5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地所有適格法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 前回要望時において想定した29年度の適用者数は1,241であったが、29年度の実績は1,708であり、想定を上回った。 		H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込	適用の範囲	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956	適用件数	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	適用の範囲	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509	適用件数	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
	H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込																																	
適用の範囲	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956																																	
適用件数	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288																																	
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																	
適用の範囲	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509																																	
適用件数	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288																																	

	<p>【個人】 (単位：人、件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績/見込</th> <th>H29年度 実績/見込</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>65,514</td> <td>61,336</td> <td>57,158</td> <td>52,979</td> <td>48,801</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>21,291</td> <td>23,256</td> <td>21,282</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>44,623</td> <td>40,445</td> <td>36,267</td> <td>32,088</td> <td>27,910</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用の範囲、適用件数の算出根拠は別添6、7のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業を営む個人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 前回要望時において想定した29年度の適用者数は18,589であったが、29年度の実績は21,282であり、想定を上回った。 		H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込	適用の範囲	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801	適用件数	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	適用の範囲	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910	適用件数	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159
	H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込																																
適用の範囲	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801																																
適用件数	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159																																
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																
適用の範囲	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910																																
適用件数	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159																																
② 適用額	<p>【法人】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績</th> <th>H29年度 実績</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>29,748</td> <td>35,606</td> <td>34,106</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用額の算出根拠は別添3～5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回要望時において想定した適用額は21,154百万円であったが、適用額は個々の経営における収益性の変動等にも左右されるため、29年度の実績は34,106百万円であり、想定を上回った。 		H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込	適用額	29,748	35,606	34,106	26,297	26,297		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	適用額	26,297	26,297	26,297	26,297	26,297												
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込																																
適用額	29,748	35,606	34,106	26,297	26,297																																
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																
適用額	26,297	26,297	26,297	26,297	26,297																																
③ 減収額	<p>【法人】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績</th> <th>H29年度 実績</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>5,822</td> <td>7,141</td> <td>6,743</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 減収額は法人税、法人住民税及び法人事業税の合計（各税の減収額は別添3～5のとおり）。</p>		H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込	減収額	5,822	7,141	6,743	5,073	5,073		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	減収額	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073												
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込																																
減収額	5,822	7,141	6,743	5,073	5,073																																
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																
減収額	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073																																

	<p>【個人】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績</th> <th>H29年度 実績</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>20,625</td> <td>30,991</td> <td>25,078</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 減収額は所得税、個人住民税の合計（各税の減収額は別添6、7のとおり）。</p>		H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込	減収額	20,625	30,991	25,078	21,444	21,444		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	減収額	21,444	21,444	21,444	21,444	21,444
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込																				
減収額	20,625	30,991	25,078	21,444	21,444																				
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																				
減収額	21,444	21,444	21,444	21,444	21,444																				
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減収額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。</p> <p>しかしながら、前回要望時（平成28年）において平成37年度の目標としていた牛肉生産量52万トンと設定しているが、平成30年度実績は48万トンにとどまった。目標を下回った理由は、肉用子牛生産者の高齢化等の進展により、小規模層を中心に飼養戸数が減少していることもあるが、平成22年の口蹄疫、平成23年の東日本大震災の発生の影響も受けて、肉用牛の生産頭数が減少傾向で推移してきた影響が大きいと考えられる。</p> <p>〔牛肉生産量の推移〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>H37年度 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)</td> <td>47</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>48</td> <td>52 (目標)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省：食肉流通統計)</p> <p>肉用子牛生産者の高齢化等の進展により、小規模層を中心に飼養戸数が減少していることもあるが、平成22年の口蹄疫、平成23年の東日本大震災の発生の影響も受けて、肉用牛の飼養頭数が減少し、それに伴い一時的に生産量が減少したものの、生産基盤の強化に取り組み繁殖雌牛頭数が平成28年から増加に転じ、牛肉生産量も平成29年度から回復に転じた。このような中、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減収額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。</p>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H37年度 (R7)	牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)	47	46	47	48	52 (目標)												
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H37年度 (R7)																				
牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)	47	46	47	48	52 (目標)																				

[肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数の推移]				
	H27年 実績	H28年 実績	H29年 実績	H30年 実績
1戸当たりの頭数	45.8	47.8	49.9	52.0

(農林水産省：畜産統計)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 本租特の要望に当たり、肉用牛経営者を対象とした実態調査（有効回答数約1,800件）によれば、特例措置の適用者は非適用者に比べて1戸当たり飼養頭数の対前年比増加率が1.5ポイント程度高くなっており、特例措置の適用者は非適用者に比べて飼養頭数の増加割合が高くなると見込まれる。

[特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数等の推移]			
	H29年 実績	H30年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	54.4	55.7	102.3%
1戸当たりの牛肉生産量（※1） （個人）（単位：トン）	16.1	16.5	
1戸当たりの頭数（法人）	1090.5	1153.9	105.8%
1戸当たりの牛肉生産量 （法人）（単位：トン）	322.7	341.5	

(食肉鶏卵課：肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（平成30年）)

[特例措置非適用者（※2）の1戸当たりの飼養頭数等の推移]			
	H29年 実績	H30年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	15.4	15.5	100.8%
1戸当たりの牛肉生産量 （個人）（単位：トン）	4.5	4.6	
1戸当たりの頭数（法人）	256.6	266.9	104.0%
1戸当たりの牛肉生産量 （法人）（単位：トン）	75.9	79.0	

(食肉鶏卵課：肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（平成30年）)

(※1) 1戸当たりの牛肉生産量(推計) = (1戸当たりの飼養頭数) × (飼養頭数のうち販売される頭数の割合) × (1戸当たりの平均枝肉重量)
 ・ 飼養頭数のうち販売される頭数の割合（1戸当たりの平均）
 : 畜産物生産費統計より、1経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出
 ・ 1戸当たりの平均枝肉重量
 : 食肉流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を頭数で除して算出

	<p>(※2) 特例措置非適用者 : 実態調査において特例措置を利用しなかった者（赤字経営であった者、総合課税を選択した者等は含まない）</p> <p>飼養戸数が減少する中、飼養頭数の増加を支えているのは各経営体の規模拡大（1戸当たり飼養頭数の増大）であり、目標達成に向けては直近の牛肉生産量の増加基調を維持・向上する必要があり、特例措置の適用者による規模拡大が不可欠と考えられる。</p> <p>特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量（推計）が増加し規模拡大は進んでおり、特例措置非適用者との規模の比較でも、個人では約3.5倍、法人では約3.9倍の水準にある。今後も、引き続き本措置を講ずることで、特例措置適用者は非適用者に比して、積極的に規模拡大が図られることとなる。また、特例措置適用者数は2万件程度で推移しており、本特例措置適用者は、国産牛肉の安定供給に貢献している。</p>
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》 （分析対象期間：平成27年度～令和6年度）</p> <p><経済波及効果の試算> 平成29年度の法人における推定減収額6,743百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合（82%）に当たる5,529百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約13,576百万円となる。</p> <p>生産誘発額の内訳 第1次波及効果 ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額5,155百万円 ・（間接効果）飼料・運輸等で8,421百万円</p> <p>減収額の6,743百万円に対し、経済波及効果は13,576百万円と減収額を上回るため、是認できる。</p> <p>※ 経済波及効果の計算方法として、「平成23年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（100部門）」を使用 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2-1参照 ※ 実態調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（30年度農林水産省食肉鶏卵課実施）」を使用</p> <p>また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。</p>

【法人】 (単位：百万円)				
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込
減収額	5,822	7,141	6,743	5,073
経済波及効果	11,722	14,379	13,576	10,214
	R元年度 見込	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込
減収額	5,073	5,073	5,073	5,073
経済波及効果	10,214	10,214	10,214	10,214
	R5年度 見込	R6年度 見込		
減収額	5,073	5,073		
経済波及効果	10,214	10,214		

一方、個人においても同様に試算すると、平成29年度の推定減収額25,078百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合(88%)に当たる22,069百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約54,187百万円となる。

生産誘発額の内訳
第1次波及効果
・(直接効果)肉用牛部門の生産増加額20,574百万円
・(間接効果)飼料・運輸等で33,613百万円

減収額の25,078百万円に対し、経済波及効果は54,187百万円と減収額を上回るため、是認できる。

※ 経済波及効果の計算方法として、「平成23年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行行列係数(100部門)」を使用
※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2-2参照
※ 実態調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(30年度農林水産省食肉鶏卵課実施)」を使用

また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【個人】 (単位：百万円)				
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込
減収額	20,625	30,991	25,078	21,444
経済波及効果	44,565	66,963	54,187	46,335
	R元年度 見込	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込
減収額	21,444	21,444	21,444	21,444
経済波及効果	46,335	46,335	46,335	46,335
	R5年度 見込	R6年度 見込		
減収額	21,444	21,444		
経済波及効果	46,335	46,335		

本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業の発展等を通じた地域の雇用と所得の創出に資するため、関連産業を含め多大な経済波及効果があると見込まれる。

11 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山村地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。

これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農が進展する中、飼料コストの高止まり、繁殖基盤の脆弱化、さらにはTPP11や日EU・EPAの発効及び日米TAG交渉等の国際化の進展により、最近の肉用牛経営をめぐる状況は極めて不安定な状況にある。また、政府の「農林水産業の輸出強化戦略」における輸出目標額(2019年目標：250億円)については、2020年以降引き上げが見込まれる状況にあり、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。

また、肉用牛経営は相場の変動等を踏まえつつ設備等の投資を臨機応変に行う必要があるが、本特例措置により得られた原資は、個々の経営判断で最適と判断する時期に投資に充てることができるため、経営体質強化に向けた効率的な投資を可能とする。

このため、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持、新たな雇用の創出を促し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。

他の支援措置や義務付け等との役割分担

肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。

そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。また、肉用牛肥育経営安定交付金制度では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金と

別添1

	②:	<p>して交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が一時的に大きく悪化した際に離農を防ぐためのセーフティーネットとして機能している。</p> <p>一方、本特例措置は、牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受ける肉用牛経営において、前向きな投資による規模拡大等によって経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>肉用牛経営は、畑作物等の耕種経営が困難な離島、山村地域等の条件不利地域を含め、林地や傾斜地における草資源を利用した飼養等により国土の保全・有効活用に資する。また、肉用牛はと畜後の加工・流通など関連産業の裾野が広く地域の雇用創出に貢献し地域経済の活力維持に資するものである。加えて、都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の振興を図っており、その実現を図るためにも地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月（農水 01）

1. 減税見込額積算

H27年度

H27年度の法人税適用件数: 1,417件 ※1 H27年度の所得税適用件数: 21,291件 ※4

・法人税……①	2,100 百万円	※2	・所得税……④	12,884 百万円	※4
・法人住民税……②	1,015 百万円	※3	・個人住民税……⑤	7,741 百万円	※5
・法人事業税……③	2,707 百万円	※3			

※1「平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第193回国会報告)」(財務省)より
 ※2「平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第193回国会報告)」を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)より
 ※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第193回国会報告)」(総務省)より
 ※4「統計年報」(国税庁)より
 ※5「統計年報」(国税庁)の総所得金額等額より算出

○減税見込み額

(法人)		
①+②+③	=	5,822 百万円
(個人)		
④+⑤	=	20,625 百万円

2. 適用実績及び適用見込

(法人)

区分(年度)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (見込)	R元 (見込)	R2 (見込)
適用件数	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288	1,288
減税見込額(単位:百万円)	5,822	7,141	6,743	5,073	5,073	5,073
区分(年度)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)		
適用件数	1,288	1,288	1,288	1,288		
減税見込額(単位:百万円)	5,073	5,073	5,073	5,073		

(個人)

区分(年度)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (見込)	R元 (見込)	R2 (見込)
適用件数	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159	20,159
減税見込額(単位:百万円)	20,625	30,991	25,078	21,444	21,444	21,444
区分(年度)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)		
適用件数	20,159	20,159	20,159	20,159		
減税見込額(単位:百万円)	21,444	21,444	21,444	21,444		

・H28～R6年度の適用件数及び減収見込額の実績又は見込みの算出方法は、別添3～7のとおり。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(法人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成27年度	肉用牛 (4,774)		
平成28年度	肉用牛 (5,856)		
平成29年度	肉用牛 (5,529)		
平成30年度	肉用牛 (4,160)		
令和元年度	肉用牛 (4,160)		
令和2年度	肉用牛 (4,160)		
令和3年度	肉用牛 (4,160)		
令和4年度	肉用牛 (4,160)		
令和5年度	肉用牛 (4,160)		
令和6年度	肉用牛 (4,160)		

投入額の考え方

平成30年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が82%であった。平成29年度の減収額6,743百万円の82%に当たる5,529百万円を投入額とした。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(個人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成27年度	肉用牛 (18,150)		
平成28年度	肉用牛 (27,272)		
平成29年度	肉用牛 (22,069)		
平成30年度	肉用牛 (18,871)		
令和元年度	肉用牛 (18,871)		
令和2年度	肉用牛 (18,871)		
令和3年度	肉用牛 (18,871)		
令和4年度	肉用牛 (18,871)		
令和5年度	肉用牛 (18,871)		
令和6年度	肉用牛 (18,871)		

投入額の考え方

平成30年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が88%であった。平成29年度の減収額25,078百万円の88%に当たる22,069百万円を投入額とした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税目	法人税
根拠法	措法 67 の 3 の 1、68 の 101 の 1

1 適用実績及び適用見込み

	27年度 実績	28年度 実績/見込み	29年度 実績/見込み	30年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956
適用件数 (件)	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288
適用額 (千円)	29,748,367	35,605,934	34,106,372	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	2,100,000	2,900,000	2,700,000	1,742,857	1,742,857
1件当たり 減収額(千円)	1,482	1,834	1,581	1,353	1,353
	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み	6年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509
適用件数 (件)	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
適用額 (千円)	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	1,742,857	1,742,857	1,742,857	1,742,857	1,742,857
1件当たり 減収額(千円)	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(27年度)：「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ③ 適用額(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ④ 減収額合計(27～29年度)：「租税特別措置の増減収額試算(財務省)」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲(27を除く各年度)：
 $(3,514^{*1} - 2,961^{*2}) \div 5 = 110.6$ …1年当たりの増加数
 1年当たり110.6法人増加する見込みで推計
 ※1「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
 ※2「平成22年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用件数の平均
 (23年度：951件、24年度：1,020件、25年度：1,117件、26年度：1,224件)
- ③ 適用額(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用額の平均
 (23年度：16,786,767千円、24年度：21,448,395千円、25年度：22,942,032千円、26年度：23,437,643千円)
- ④ 減収額合計(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の減収額の平均
 (23年度：600,000千円、24年度：1,500,000千円、25年度：1,400,000千円、26年度：1,000,000千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

別添4

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税目	法人住民税
根拠法	地法 51、措法 67 の 3、68 の 101

1 適用実績及び適用見込み

	27年度 実績	28年度 実績/見込み	29年度 実績/見込み	30年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956
適用件数 (件)	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288
適用額 (千円)	29,748,367	35,605,934	34,106,372	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	1,014,806	1,089,292	1,029,535	999,586	999,586
1件当たり 減収額(千円)	716	689	603	776	776
	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み	6年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509
適用件数 (件)	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
適用額 (千円)	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	999,586	999,586	999,586	999,586	999,586
1件当たり 減収額(千円)	776	776	776	776	776

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(27年度)：「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計。
- ② 適用件数(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ③ 適用額(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ④ 減収額合計(27～29年度)：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲(27を除く各年度)：

$$(3,514^{*1} - 2,961^{*2}) \div 5 = 110.6$$
 …1年当たりの増加数
 1年当たり110.6法人増加する見込みで推計
 ※1「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
 ※2「平成22年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用件数の平均
 (23年度：951件、24年度：1,020件、25年度：1,117件、26年度：1,224件)
- ③ 適用額(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用額の平均
 (23年度：16,786,767千円、24年度：21,448,395千円、25年度：22,942,032千円、26年度：23,437,643千円)
- ④ 減収額合計(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の減収額の平均
 (23年度：871,234千円、24年度：946,196千円、25年度：1,012,088千円、26年度：1,033,952千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税目	法人事業税
根拠法	地法 72

1 適用実績及び適用見込み

	27年度 実績	28年度 実績/見込み	29年度 実績/見込み	30年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956
適用件数 (件)	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288
適用額 (千円)	29,748,367	35,605,934	34,106,372	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	2,706,931	3,151,527	3,013,318	2,330,539	2,330,539
1件当たり 減収額(千円)	1,910	1,993	1,764	1,809	1,809
	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み	6年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509
適用件数 (件)	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
適用額 (千円)	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	2,330,539	2,330,539	2,330,539	2,330,539	2,330,539
1件当たり 減収額(千円)	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(27年度)：「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計。
- ② 適用件数(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ③ 適用額(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ④ 減収額合計(27～29年度)：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲(27を除く各年度)：
 $(3,514^{*1} - 2,961^{*2}) \div 5 = 110.6$ …1年当たりの増加数
 1年当たり110.6法人増加する見込みで推計
 ※1「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
 ※2「平成22年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用件数の平均
 (23年度：951件、24年度：1,020件、25年度：1,117件、26年度：1,224件)
- ③ 適用額(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用額の平均
 (23年度：16,786,767千円、24年度：21,448,395千円、25年度：22,942,032千円、26年度：23,437,643千円)
- ④ 減収額合計(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の減収額の平均
 (23年度：1,463,890千円、24年度：1,904,161千円、25年度：2,013,356千円、26年度：2,060,591千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

別添6

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税目	所得税
根拠法	措法 25

1 適用実績及び適用見込み

	27年度 実績	28年度 実績/見込み	29年度 実績/見込み	30年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801
適用件数 (件)	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	12,884,000	20,040,000	15,402,000	15,000,000	15,000,000
1件当たり 減収額(千円)	605	862	724	744	744
	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み	6年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910
適用件数 (件)	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
1件当たり 減収額(千円)	744	744	744	744	744

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(27年度) : 「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数(27~29年度) : 「統計年報(国税庁)」
- ③ 減収額合計(27~29年度) : 「統計年報(国税庁)」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲(27を除く各年度) :
 $(86,405^{*1} - 65,514^{*2}) \div 5 = 4,178.2$...1年当たりの減少数
 1年当たり4,178.2人減少する見込みで推計
 ※1「平成22年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
 ※2「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数(30~6年度) : 直近7カ年(23~29年度)の適用件数の平均
 (23年度:18,332件、24年度:18,253件、25年度:19,692件、26年度:19,005件)
- ③ 減収額合計(30~6年度) : 財務省「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額(令和元年7月)」

別添 7

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税 目	個人住民税
根拠法	地法附 6

1 適用実績及び適用見込み

	27年度 実績	28年度 実績/見込み	29年度 実績/見込み	30年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801
適用件数 (件)	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	7,740,700	10,951,300	9,676,000	6,443,586	6,443,586
1件当たり 減収額(千円)	364	471	455	320	320
	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み	6年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910
適用件数 (件)	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	6,443,586	6,443,586	6,443,586	6,443,586	6,443,586
1件当たり 減収額(千円)	320	320	320	320	320

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(27年度) : 「平成 27 年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数(27~29年度) : 「統計年報(国税庁)」
- ③ 減収額合計(27~29年度) :

$$[\text{総所得金額等額}^{\ast 1}] \times [\text{税率(都道府県、市町村)}^{\ast 2}]$$
 - ※1「統計年報(国税庁)」
 - ※2 都道府県 4%、市町村 6%

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲(27を除く各年度) :

$$(86,405^{\ast 1} - 65,514^{\ast 2}) \div 5 = 4,178.2 \dots 1 \text{年当たりの減少数}$$
 - 1年当たり 4,178.2人減少する見込みで推計
 - ※1「平成 22 年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
 - ※2「平成 27 年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数(30~6年度) : 直近 7 力年(23~29年度)の適用件数の平均
 (23年度 : 18,332 件、24年度 : 18,253 件、25年度 : 19,692 件、26年度 : 19,005 件)
- ③ 減収額合計(30~6年度) : 直近 7 力年(23~29年度)の減収額の平均
 (23年度 : 3,196,400 千円、24年度 : 3,993,300 千円、25年度 : 4,575,700 千円、26年度 : 4,971,700 千円)

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	オープン・イノベーションを促進するための税制措置の創設
経産02	金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長
経産03	海外投資等損失準備金の延長
経産04	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
経産05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
経産06	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長 (省エネルギー、再生可能エネルギー)
経産07	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
経産08	第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設
経産09	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置等

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	オープン・イノベーションを促進するための税制措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

【経済産業省の補足説明】

① 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、定量的な達成目標を現時点で設定することは困難。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、定量的な達成目標及び目標達成時期を現時点で設定することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、将来の適用数を現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、将来の減収額を現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果は予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	オープン・イノベーションを促進するための税制措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税8) (法人住民税:義、事業税:義)(地方税6(自動連動))
		②: 上記以外の税目 (所得税:外)(国税8) (個人住民税:外)(地方税6(自動連動))
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《制度概要》 —
		《要望の内容》 我が国における人材・技術・資本のオープン・イノベーションを促進し国際競争力を強化するため、一定の要件を満たしたベンチャー投資を行う既存企業を対象とした税制優遇措置の創設を要望する。
		《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:令和2年度～3年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「成長戦略実行計画」(令和元年6月21日閣議決定)において、「第4次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある」とされている。そこで既存企業の有するリソースを最大限活用したオープン・イノベーションを促進するとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、第4次産業革命における我が国企業の国際競争力を強化することを目的とする。 《政策目的の根拠》 「成長戦略実行計画(令和元年6月21日閣議決定)」 第1章 基本的考え方 (5)オープン・イノベーションの推進 ③オープン・イノベーションの推進 第4次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、新たなベンチャー企業の創業支援を図るとともに、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。

②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 新陳代謝</p> <p>【統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定)】 第3章 知の社会実装 (2)創業 ○目指すべき将来像 ・我が国の強みである大企業・大学等の優れた人材、研究開発力、資金等を生かした日本型の研究開発型スタートアップ・エコシステムの構築等により世界と伍する拠点を形成し、研究開発成果が社会実装につながる社会を実現 ○目標 ・我が国の研究開発型スタートアップの創業に係る環境を、世界最高水準の米国又は中国並みに整備 <資金> ・ベンチャー投資額の対名目GDP比率を世界最高水準並みに向上</p> <p>【成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)】 8. Society5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築 (1)KPIの主な進捗状況 《KPI》企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 第4次産業革命に伴う急激な事業環境変化に対応し、日本企業の競争力を強化するには、まずもって、生産性の向上が課題。売り値とコストを比較した「マークアップ率」を分析すると、この10年で欧米との差は急速に開く一方であり、日本企業は、十分な付加価値を乗せることができていない。 製品・サービスの付加価値を高めるためにも、オープン・イノベーションの促進を急ぐ必要がある。しかし現在、日本では、大学や公的研究機関との連携については欧米並みであるものの、①既存企業同士の連携には欧米の半分程度、②既存企業とスタートアップとの連携に至っては、欧米の1/3以下の水準、と大きく後れを取っている。 こうした企業間の連携によるオープン・イノベーションを促進するためにも、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。 このため、既存企業が行う一定の要件を満たしたベンチャー投資に対して税制措置を講ずることで、既存企業に対し投資インセンティブを付与し、オープン・イノベーションの促進を図ることが必要といえる。</p>

10	有効性等	①: 適用数	精査中
		②: 適用額	精査中
		③: 減収額	精査中
		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>現在、日本では、大学や公的研究機関との連携については欧米並みであるものの、①既存企業同士の連携には欧米の半分程度、②既存企業とスタートアップとの連携に至っては、欧米の 1/3 以下の水準、と大きく後れを取っている。</p> <p>こうした企業間の連携によるオープン・イノベーションを促進するためにも、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>既存企業が行う一定の要件を満たしたベンチャー投資に対して税制措置を講ずることで、既存企業に対し投資インセンティブを付与し、オープン・イノベーションの促進を図ることができる。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>「成長戦略実行計画(令和元年 6 月 21 日閣議決定)」にあるとおり、第 4 次産業革命の変化のスピードは早く、かつ、急激であり、世界は大きく変化している。政府が、早期に、かつ、具体的に対応策を打ち出し、民間がこれに応じて具体的なアクションを起こせるかどうか、日本が第 4 次産業革命をリードできるかどうかを決する。この 1、2 年が勝負である。</p> <p>既存企業とベンチャー企業とのオープン・イノベーションの推進は、第 4 次産業革命を実現するためには不可欠であり、本税制措置により既存企業が行う一定の要件を満たしたベンチャー投資へのインセンティブを付与し、人材・技術・資本を開放したオープン・イノベーションを促進することは、政策的に極めて重要といえる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	第 4 次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある、既存企業が行うベンチャー投資について、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じ投資インセンティブを付与することは、政策手段として有効かつ必要最小限である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置として、政府全体で様々なオープン・イノベーションの促進に資する予算等の要求が行われる予定であるが、予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者を設定することで、より特定された分野又はオープン・イノベーションによる成果の獲得を目指す制度である。一方で、本税制措置は、民間活力によるオープン・イ

		ノベーションに資する投資を幅広く、中立的に促進するものであるため支援目的と対象が異なる。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、既存企業の有する人材・技術・資本を最大限活用したオープン・イノベーションの促進とユニコーン級ベンチャーの育成を図り、我が国企業の成長に繋げることは地域経済の活性化にも繋がることから、これらを目的とする本税制措置は地方公共団体の協力について相当性を有する。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）では、政策目的（鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、積立残高が閉山後等の鉱害防止事業の確実な実施という観点からどの程度の水準にあるかを分析するなどして、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 鉱害防止積立金制度は、対象施設の使用終了時に鉱害防止事業に必要な費用が積み上がるよう、対象施設の使用期間中に、省令に規定されている算定式により産業保安監督部長が毎年度算定して通知した額を積み立てる制度であり、施設ごとに使用開始年や使用期間等が異なるため、施設ごとに毎年度の積立額や積立期間も違ってきます。したがって、毎年度の達成目標を、「産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする」とすることが適当であり、本特例措置の最終年度（令和3年度）においても同じくその目標を達成すべきものと考えます。</p> <p>② 制度開始以来、毎年度の達成目標は達成しており、現時点で積み立てるべき積立金は積み立てられております。汚染者負担の原則を全うさせ、鉱害発生を防ぐという政策目的を実現するためには、今後も全ての対象施設において、使用終了時に鉱害防止事業に必要な費用が積み上げられ、必要と考えられる鉱害防止事業が確実に実施されることが必要であり、そのためには毎年度の達成目標を「産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする」とすることが必須であると考えています。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成30年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の詳細が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 当該期間において積立てた者は全て法人のため、所得税については適用数が0件となります。</p> <p>② 平成30年度の適用数については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行っており、当該調査によって明らかになった積立ての対象となった事業</p>

<p>者数及び積立額を記載しております。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、①及び②の補足説明では、過去の適用数（平成28年度及び29年度の所得税）について、算定根拠（出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の詳細が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在見込まれている積立てる予定の者は全て法人のため、所得税については適用数が0件となる見込みです。</p> <p>② 将来の適用数については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行っており、当該調査によって明らかになった積立ての対象となる見込みの事業者数及び積立見込み額を記載しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税、法人事業税、所得税及び個人住民税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税、法人事業税、所得税及び個人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））の詳細が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額の税目ごとの内訳は以下のとおりです。</p> <p>なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を確認したところ、平成28年度の減収額に誤りがございましたので修正いたします。</p>

(単位：千円)

	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税	合計
H28年度	830	372	149	0	0	1,351
H29年度	507	156	59	0	0	722

② 平成30年度減収見込額の算定根拠は以下のとおりです。

平成30年度積立額：10,703百万円
 ※平成30年度の積立額については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行い、積立額の把握をしております。
 法人税：10,703×0.8×0.232=1,986百万円
 法人住民税：1,986×0.129=0,256百万円
 法人事業税：2,167百万円
 所得割 10,703×0.8×0.055=0,471百万円
 地方法人特別税 0,471×3.491=1,644百万円
 付加価値割 10,703×0.8×0.0061=0,052百万円
 所得税：0百万円
 個人住民税：0百万円

合計：4,409百万円
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（平成28年度及び29年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人税、法人住民税、法人事業税、所得税及び個人住民税）が税目ごとに予測されていない。
② 将来の減収額（法人税、法人住民税、所得税及び個人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））の詳細が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
 ① 将来の減収額の税目ごとの内訳は以下のとおりです。
 なお、再度計算式を確認したところ、R1年度、R2年度及びR3年度の減収額に誤りがございましたので修正いたします。

(単位：千円)

	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税	合計
R1年度	1,410	182	776	0	0	2,368
R2年度	1,757	123	1,273	0	0	3,153
R3年度	1,634	114	1,183	0	0	2,931

② 将来の減収額の各年度の算定根拠は以下のとおりです。

●令和元年度積立見込額：7,599百万円
 ※令和元年度の積立見込額については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行い、積立見込額の把握をしております。
 法人税：7,599×0.8×0.232=1,410百万円
 法人住民税：1,410×0.129=0.182百万円
 法人事業税：0.776百万円
 所得割 7,599×0.8×0.038=0.231百万円
 特別法人事業税 0.231×2.199=0.508百万円
 付加価値割 7,599×0.8×0.0061=0.037百万円
 所得税：0百万円
 個人住民税：0百万円
 合計：2,368百万円

●令和2年度積立見込額：9,465百万円
 ※令和2年度の積立見込額については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行い、積立見込額の把握をしております。
 法人税：9,465×0.8×0.232=1,757百万円
 法人住民税：1,757×0.07=0.123百万円
 法人事業税：1,273百万円
 所得割 9,465×0.8×0.056=0.424百万円
 特別法人事業税 0.424×1.894=0.803百万円
 付加価値割 9,465×0.8×0.006=0.045百万円
 所得税：0百万円
 個人住民税：0百万円
 合計：3,153百万円

●令和3年度積立見込額：8,802百万円
 ※令和3年度の積立見込額については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行い、積立見込額の把握をしております。
 法人税：8,802×0.8×0.232=1,634百万円
 法人住民税：1,634×0.07=0.114百万円
 法人事業税：1,183百万円
 所得割 8,802×0.8×0.056=0.394百万円
 特別法人事業税 0.394×1.894=0.747百万円
 付加価値割 8,802×0.8×0.006=0.042百万円
 所得税：0百万円
 個人住民税：0百万円
 合計：2,931百万円

【点検結果】
 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
 ② 達成目標（産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
 ③ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数5件（平成29年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
 ① 達成目標に対する過去の効果については、（実際に採掘権者等が積み立てた額※1）／（産業保安監督部長が毎年度通知した額※2）を計算したものを用いています。
 ※1 積立先である独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に確認することで採掘権者等が積み立てた額の把握をしています。
 ※2 経済産業省産業保安監督部にて通知した額の把握をしています。
 ② 本税制措置があることで事業者は積立制度に理解を示しながら積立に対応しており、その結果、施設の使用終了後に積立金を活用して適時かつ的確な鉱害防止工事が実施されていることをもって、鉱害発生の未然防止が図られていると考えております。
 ③ 鉱害防止積立金制度創設（昭和49年度）以来、40年以上経過したため、積立が終了した鉱山も増えてきたことから、本制度の適用件数は制度設立時と比べて減少しております。他方で、現在もお稼行中の鉱山は存在しており、事業者は積立制度に理解を示しながら積立に対応しており、本特例措置による寄与は十分にあるものと考えております。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「他方で、現在もお稼行中の鉱山は存在しており、事業者は積立制度に理解を示しながら積立に対応しており、本特例措置による寄与は十分にあるものと考えております」との説明では、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 毎年度の達成目標である「産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする」を達成することにより、全ての積立対象施設において、使用終了時に鉱害防止事業に必要な費用が積み上げられ、適時かつ的確な鉱害防止事業が実施されることにより、鉱害発生未然防止が図られるものと考えています。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税 17・地方税 14(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、個人住民税:外、事業税:義)
		②: 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 金属鉱山等における閉山後等の鉱害を防止するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条の規定に基づき、産業保安監督部長が採掘権者等に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の鉱害防止積立金として通知した額について、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、その積立額の80%を限度に損金算入ができる本制度は、令和2年3月31日が適用期限となっている。
		《要望の内容》 本制度の適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第20条、第55条の2、第68条の44 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第32条第1項、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
5	担当部局	産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和49年度 制度創設 平成8年度 2年間延長
		昭和51年度 2年間延長 平成10年度 //
		昭和53年度 // 平成12年度 //
		昭和55年度 // 平成14年度 //
		昭和57年度 // 平成16年度 //
		昭和59年度 // 平成18年度 //
		昭和61年度 // 平成20年度 //
		昭和63年度 // 平成22年度 //
		平成2年度 // 平成24年度 //
		平成4年度 // 平成26年度 //
平成6年度 // 平成28年度 2年間延長・縮減 (損金算入額を積立額の100%→80%) 平成30年度 2年間延長		
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年度～3年度)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。 《政策目的の根拠》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和48年法律第26号)第1条「金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「金属鉱業等」という。)の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実かつ持続的な実施を図るため、使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金の制度を設けて、鉱害を防止するための事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、金属鉱業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。」														
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	産業セキュリティ 産業保安・危機管理														
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法による規制と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。														
10	有効性等	①: 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R1(見込)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R2(見込)</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>R3(見込)</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H28～29年度は租税特別措置の適用実態調査の結果より引用。 H30～R3年度は積立(見込)法人数(経済産業省調べ)を記載。</p>	年度	法人数	H28	8	H29	5	H30	10	R1(見込)	10	R2(見込)	11	R3(見込)	11
		年度	法人数														
H28	8																
H29	5																
H30	10																
R1(見込)	10																
R2(見込)	11																
R3(見込)	11																
②: 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>R1(見込)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R2(見込)</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>R3(見込)</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	適用額(百万円)	H28	4	H29	3	H30	11	R1(見込)	8	R2(見込)	9	R3(見込)	9		
年度	適用額(百万円)																
H28	4																
H29	3																
H30	11																
R1(見込)	8																
R2(見込)	9																
R3(見込)	9																

		<p>※H28～29年度は租税特別措置の適用実態調査の結果より引用。 H30～R3年度は積立(見込)額(経済産業省調べ)を記載。</p>														
	③ 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額(国税+地方税) (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R1(見込)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R2(見込)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R3(見込)</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H28～29年度は租税特別措置の適用実態調査の結果より引用。 H30～R3年度は積立(見込)額より経済産業省試算。</p>	年度	減収額(国税+地方税) (百万円)	H28	1	H29	1	H30	4	R1(見込)	2	R2(見込)	3	R3(見込)	3
年度	減収額(国税+地方税) (百万円)															
H28	1															
H29	1															
H30	4															
R1(見込)	2															
R2(見込)	3															
R3(見込)	3															
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 積立実績 平成26年度 100% 平成27年度 100% 平成28年度 100% 平成29年度 100% 平成30年度 100%</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 閉山後の鉱害防止事業は円滑に実施された。</p>														
	⑤ 税収減を是認する理由等	閉山後の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られたため。														
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>鉱害防止事業は、イタイイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、使用中の集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項に基づく法律上の義務である。また、同法第7条第2項に基づき鉱害防止積立金はJOGMECに積み立てなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。</p> <p>なお、制度創設(昭和49年度)以来、40年以上経過したため、積立が終了した鉱山も増えてきたことから、本制度の適用件数は制度設立時と比べて減少はしているものの、現在もお稼行中の鉱山は存在し、かつ厳しい経営状態にある採掘権者等もいるため、鉱害防止事業の確実な実施のためには引き続き税制措置が必要である。</p>														

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>使用中の集積場等の施設の鉱害防止工事費の確保を支援する本制度のほかに、鉱害防止工事が完了してもなお永続的に坑廃水が流出する場合等に以下の支援措置を実施。</p> <p>○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【予算措置】 倒産等により鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体等が鉱害防止事業を実施する場合に、国はその事業費の4分の3を補助する。 ○鉱害防止事業基金に充てるための負担金の損金算入の特例【租税特別措置法第28条第1項第3号、第66条の11第1項第3号、第68条の95】 鉱害防止義務者が存在する鉱山について永続的に流出する坑廃水を処理するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき鉱害防止事業基金に採掘権者等が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	鉱害防止積立金の積立を行わず、企業倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により確実に積立が行われることで、そのような事態になった場合の負担の軽減が図られる。
12	有識者の見解	<p>(参考)金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議(昭和48年3月28日 衆議院商工委員会) 将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、的確かつ厳格な指導監督を行うとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年8月(H29 経産04)

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1経産03)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	海外投資等損失準備金の延長 (海外投資等損失準備金)																						
措置の内容	平成29年度時点	次の法人(特定法人)の株式等(設立又は増資により取得するものに限る。)の取得をした場合に、その価格の低落による損失に備えるため、取得価額にそれぞれ次の割合を乗じた金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。 ① 資源開発事業法人：30% ② 資源開発投資法人：30% ③ 資源探鉱事業法人：70% ④ 資源探鉱投資法人：70%																					
	平成30年度税制改正以後	上記①及び②の法人の株式等に係る準備金の積立率を20%に、上記③及び④の法人の株式等に係る準備金の積立率を50%に、それぞれ引き下げるとともに、準備金の取崩し事由を見直し																					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり																					
政策目的	資源の自主開発を推進すること等を通じて、我が国に必要な資源の安定供給を確保すること。																						
評価対象税目	義務対象						努力義務対象																
	法人税	法人住民税																					
関係条項	措法第55条、第68条の43																						
要望内容	措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年間延長する。																						
創設年度	S39	過去の政策評価の実績	H23経産08、H25経産08、H27経産06、H29経産05																	区分	延長		

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)														
	(参考)				(参考)				(参考)				目標①				目標②				目標③						
	適用件数 (法人税・件)		適用実態調査における適用件数 (法人税・件)		減収額 (法人税・百万円)		適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)		減収額 (法人住民税・百万円)		適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (法人住民税・百万円)		「石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる」		「自主開発鉱石の輸入を促進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年に80%以上に引き上げる)」		「自主開発鉱石の輸入を促進する(2030年までにレアメタル自給率50%)」(平成29年度評価時)										
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値(%)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値(%)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値(%)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度
H23	不明	14	-	14	▲6,500.0	▲11,000.0	169.2%	98.7%	不明	▲2,000.0	-	▲1,992.9	不明	不明	22.6%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H24	不明	10	-	10	▲4,467.0	▲4,800.0	107.5%	-	不明	▲800.0	-	▲778.5	不明	不明	22.1%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H25	不明	12	-	12	▲11,000.0	▲2,300.0	20.9%	-	不明	▲500.0	-	▲499.7	不明	不明	23.3%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H26	不明	9	-	7	▲6,160.0	▲5,679.0	92.2%	-	不明	▲1,176.0	-	▲811.9	不明	不明	24.7%	不明	-	不明	不明	54.9%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H27	10	5	50.0%	5	▲4,100.0	▲3,300.0	80.5%	-	▲500.0	▲470.8	94.2%	▲470.8	不明	不明	27.2%	不明	-	不明	不明	52.1%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H28	10	5	50.0%	5	▲4,000.0	▲1,300.0	32.5%	-	▲500.0	▲169.7	33.9%	▲169.7	不明	不明	27.4%	不明	-	不明	不明	51.3%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H29	8	5	62.5%	5	▲1,457.0	▲600.0	41.2%	-	▲302.0	▲77.7	25.7%	▲77.7	不明	不明	26.6%	不明	-	不明	不明	50.6%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H30	不明	5	-	-	▲2,716.0	▲1,700.0	62.6%	-	▲562.0	▲239.4	42.6%	-	不明	不明	29.4%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
R1	5	-	-	-	▲1,200.0	-	-	-	▲162.2	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R2	5	-	-	-	▲1,200.0	-	-	-	▲159.8	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-
R3	5	-	-	-	▲1,300.0	-	-	-	▲187.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R5~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40.0%	-	-	-	-	80.0%	-	-	-	-	50.0%	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	海外投資等損失準備金の延長		
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（2030年までにレアメタルは自給率50%）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要する上、既に生産を開始しているプロジェクトについても時間の経過とともに生産量が低減していくものである。このため、政策目標に対し本特例措置の適用期間ごとの達成目標を設定することはなじまないことから、本特例措置の達成目標は、引き続き石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上、鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上とすることとしたい。</p> <p>③ 鉱物資源の自給率に関する最新の達成目標を定めた「第5次エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）に倣い、レアメタルの自給率については測定指標から削除した。</p> <p>なお、第5次エネルギー基本計画においてレアメタルの自給率が削除されているのは、その取引量が僅少であり、当該数値を公表した場合取引市場に対して影響を及ぼすおそれがあることから、達成状況を公表できない指標となってしまうためである。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
--

【点検結果】

なし。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人住民税）について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成27年度から平成29年度までの法人住民税の減収額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（第198回国会提出）に基づき、それぞれ平成27年度は470,810千円、平成28年度は169,659千円、及び平成29年度は77,686千円にそれぞれ修正したい。また、これに伴い、別紙は削除したい。</p> <p>② 平成30年度の法人住民税の減収額は、評価書に「前3年度の平均値によって推計」する旨を記したとおり、平成27年度から平成29年度までの平均値である239,385千円と修正したい。</p> <p>③ ①のとおり修正したい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和元年度から3年度までの法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度から令和3年度までの法人住民税の減収額は、評価書に「前3年度の平均値によって推計」する旨を記したとおり、令和元年度は平成28年度から平成30年度までの平均値である162,243千円、令和2年度は平成29年度から令和元年度までの平均値である159,771千円、令和3年度は平成30年度から令和2年度までの平均値である187,133千円にそれぞれ修正したい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果（平成30年度）が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
--

<p>⑤ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑥ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（2030年までにレアメタルは自給率50%））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑦ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数は5件（平成29年度）であり、その原因については、「リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある」と説明されているが、そのような適用実態を踏まえても、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 石油・天然ガス（平成30年度）については、以下のとおり。 自主開発比率＝（我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量） ÷（輸入量及び国内生産量） ＝（147.5万boe/d＋5.7万boe/d）÷（515.5万boe/d＋5.7万boe/d） ＝29.4% （出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート）</p> <p>② 我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガスの引取量は、平成28年度は60.4%、平成29年度は58.4%、平成30年度は55.5%と、一貫して6割程度を占めている。また、上記のとおり、本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>③ 平成30年度の鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、現在、集計中である。</p> <p>④ 鉱物資源（ベースメタル）（平成29年度）については、以下のとおり。 自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量） ÷（国内金属需要量） ＝50.6% ※計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しているために省略する。 （出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）</p> <p>⑤ 我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの金属鉱物の自給率は、平成28年度は51.3%、平成29年度は50.6%と、一貫して5割程度を占めている。</p> <p>⑥ レアメタルの自給率については、その取引量が僅少であり、当該数値を公表した場合取引市場に対して影響を及ぼすおそれがあるため、公表できない。</p> <p>⑦ リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の数が本来的に多くない中で、上記②及び④のとおり、本税制を利用した事業者が石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に大きく貢献していると言える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、依然として平成27年度から29年度までの達成目標に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の詳細が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガスの引取量は、平成28年度は60.4%、平成29年度は58.4%、平成30年度は55.5%と、一貫して6割程度を占めている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思</p>

<p>われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 「我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの金属鉱物の自給率は、平成28年度は51.3%、平成29年度は50.6%と、一貫して5割程度を占めている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 「レアメタルの自給率については、その取引量が僅少であり、当該数値を公表した場合取引市場に対して影響を及ぼすおそれがあるため、公表できない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 「リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の数が本来的に多くない中で、上記②及び④のとおり、本税制を利用した事業者が石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に大きく貢献していると言える」との説明では、本特例措置が達成目標の実現にどの程度寄与しているのかについて分析が十分にされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 上記のとおり、我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）の引取量は、一貫して5～6割を占めており、今後とも、これらが自主開発比率及び自給率の維持・向上に大きく寄与していくと考える。 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本制度を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の維持・促進を図る意義は高まっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 また、達成目標に対する将来の効果について、「我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）の引取量は、一貫して5～6割を占めており、今後とも、これらが自主開発比率及び自給率の維持・向上に大きく寄与していくと考える」と説明されているが、予測される将来の適用数5件（令和元年度）、5件（令和2年度）及び5件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、そのような適用見込みを踏まえても、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すること明らかにされていないため、こ</p>

の点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海外投資等損失準備金の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税 18・地方税 13(自動運動))(法人税:義、法人住民税:義)
		②: 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 海外で資源の探鉱・開発事業を行う内国法人に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認める制度。
		《要望の内容》 令和 2 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 2 年間延長する。
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 55 条、第 68 条の 43、同法施行令第 32 条の 2、第 39 条の 72、同法施行規則第 21 条、第 22 条の 45 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 2 項、第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～令和 3 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 39 年度 「海外投資損失準備金」創設(3 年間) 昭和 42 年度 延長(2 年間) 昭和 44 年度 延長(2 年間) 昭和 45 年度 「石油開発投資損失準備金」創設(2 年間) 昭和 46 年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組(3 年間) 昭和 48 年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。 昭和 49 年度 延長(2 年間) 昭和 51 年度 延長(2 年間)(開発の積立率:50%→40%) 昭和 53 年度 延長(2 年間) 昭和 55 年度 延長(2 年間) 昭和 57 年度 延長(2 年間) 昭和 59 年度 延長(2 年間) 昭和 61 年度 延長(2 年間) 昭和 63 年度 延長(2 年間)

			平成 2 年度 延長(2 年間) 平成 4 年度 延長(2 年間) 平成 6 年度 延長(2 年間) 平成 8 年度 延長(2 年間) 平成 10 年度 延長(2 年間)(開発の積立率:40%→30%) 平成 12 年度 延長(2 年間) 平成 14 年度 延長(2 年間) 平成 16 年度 延長(2 年間) 平成 18 年度 延長(2 年間) 平成 20 年度 延長(2 年間) 平成 22 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:100%→90%) (石炭、木材を除外) 平成 24 年度 延長(2 年間) 平成 26 年度 延長(2 年間) 平成 28 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:90%→70%) 平成 30 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:70%→50%) (開発の積立率:30%→20%)
8	適用又は延長期間		令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーはあらゆる活動を支える基盤であり、安定的なエネルギー供給は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件である。しかしながら、我が国は、海外からの資源に対する依存度が高く、供給不安に直面するリスクを常に抱えている。また、金属鉱物についても、我が国産業に不可欠なものであるところ、国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネ機器の普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれている中で、やはりほぼ全量を海外からの輸入に依存している。こうした脆弱性を克服するため、資源の自主開発を推進すること等を通じて、我が国に必要な資源の安定供給を確保する。
			《政策目的の根拠》 ・エネルギー基本計画(平成 30 年 7 月 3 日閣議決定) 第 2 章 2030 年に向けた基本的な方針と政策対応 第 1 節 基本的な方針 2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向 (5) 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善 我が国は、海外からの資源に対する依存度が高く、資源調達における交渉力の限界等の課題や、資源国やシーレーンにおける情勢変化の影響などを背景として、供給不安に直面するリスクを常に抱えており、エネルギー安全保障の確保は、我が国が抱える大きな課題であり続けている。… また、こうした中で、例えば、海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。… 第 2 節 2030 年に向けた政策対応

		<p>1. 資源確保の推進</p> <p>(1) 化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立</p> <p>資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。・・・</p> <p>近年は、資源開発における技術的難易度の高度化・複雑化に加え、中国・インド等、化石燃料需要の増加著しい国々の国営石油企業と我が国資源開発企業との競争がますます激化している。しかしながら、我が国資源開発企業の生産規模や財務基盤は欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さく、国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。一方、エネルギーミックスでは 2030 年においても化石燃料は一次エネルギー供給の約8割を占める見込みであり、エネルギー小国である我が国において、石油・天然ガス・石炭の安定供給の確保は引き続き重要な課題である。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率(2016年度は27%)を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率(2016年度は61%)は2030年に60%を維持することを目指す。・・・</p> <p>(5) 鉱物資源の安定供給確保</p> <p>国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネ機器の普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれる一方、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国において必要な鉱物資源の安定供給確保に関する支援策を一層拡充していく必要がある。JOGMEC によるリスクマネー供給機能や、開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組み、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。</p> <p>金属鉱物の安定供給確保のためには、供給源の多角化に加え、使用済製品から金属鉱物の回収を着実に進めるとともに、回収技術が確立されていない鉱種についても積極的に技術開発を進めていくことが重要である。また、カントリーリスクの高い地域に偏在する金属鉱物については、代替材料開発や省資源に向けた取組を進めていく。我が国産業に不可欠な金属鉱物について、急激な価格高騰や需給のひっ迫に際しても安定供給が確保されるよう、このような取組と上流開発を併せて、鉱物資源(ベースメタル)の自給率(2016年度は50%)を2030年に80%以上に引き上げることを目指す。・・・</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>エネルギー・環境 資源・燃料</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱物の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>我が国企業による投資が維持・促進されることで、自主開発比率等の向上に繋がり、我が国に必要な資源の安定供給の確保に寄与することになる。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>○適用数</p> <p>平成27年度: 5件 平成28年度: 5件 平成29年度: 5件 平成30年度: 5件 令和元年度: 5件 令和2年度: 5件 令和3年度: 5件</p> <p>※平成27年度～平成29年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回国会提出)における実績を引用。 ※平成30年度～令和3年度については、前3年度の平均値によって推計。</p>
	<p>②: 適用額</p>	<p>○適用額</p> <p>平成27年度: 138億円 平成28年度: 55億円 平成29年度: 26億円 平成30年度: 73億円 令和元年度: 51億円 令和2年度: 50億円 令和3年度: 58億円</p> <p>※平成27年度～平成29年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回国会提出)における実績を引用。 ※平成30年度～令和3年度については、前3年度の平均値によって推計。</p>

	③: 減収額	<p>○減収額</p> <p>平成 27 年度 国税:33 億円、地方税:470,810 千円 平成 28 年度 国税:13 億円、地方税:169,659 千円 平成 29 年度 国税:6 億円、地方税:77,686 千円 平成 30 年度 国税:17 億円、地方税:239,385 千円 令和元 年度 国税:12 億円、地方税:162,243 千円 令和 2 年度 国税:12 億円、地方税:159,771 千円 令和 3 年度 国税:13 億円、地方税:187,133 千円</p> <p>※平成 27 年度～平成 29 年度の国税の減収額については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)の適用額に各年度の法人税率を乗じることで試算。また、地方税の減収額については、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 198 回国会提出)における実績を引用。 ※平成 30 年度～令和 3 年度については、前 3 年度の平均値によって推計。</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○石油・天然ガスの自主開発比率(注 1)</p> <p>平成 26 年度: 24.7% 平成 27 年度: 27.2% 平成 28 年度: 27.4% 平成 29 年度: 26.6% 平成 30 年度: 29.4%(達成率:73.5%)</p> <p>○鉱物資源(ベースメタル)の自給率(注 2)</p> <p>平成 26 年度: 54.9% 平成 27 年度: 52.1% 平成 28 年度: 51.3% 平成 29 年度: 50.6%(達成率:63.3%) 平成 30 年度: 集計中</p> <p>※平成 27 年度以降、品位低下により我が国製錬所への受入基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下している。</p> <p>(注 1)石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>(注 2)鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」については、事業者からの聞き取り調査による。「金属需要量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、非鉄金属等需給動態統計調査(政府統計)による。</p>

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)によると、本制度の適用事業者(法人)数は、平成 27 年度～平成 29 年度の平均で 5 社、また、本制度の適用額は、平成 27 年度～平成 29 年度の平均で 73 億円となっている。この間、法人実効税率は約 30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1 社あたり年間で約 5 億円ものキャッシュフロー改善効果が生じていることになる。</p> <p>資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならぬフェーズだが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、一貫して上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>エネルギーや金属鉱物は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国では現状、こうした資源のほとんどを海外からの輸入に頼っているため、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性を抱えている。</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものであるが、我が国に必要な資源の安定供給の確保という公益性に鑑みれば、本制度による税収減は是認されるものと考えられる。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく掘削期間(5 年)を経過した場合、その後 5 年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく掘置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じく独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。</p> <p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。</p> <p>一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度)がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない。(租税特別措置法第58条第14項)</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、本措置を通じて自主開発比率等が向上することにより、地域経済に不可欠な資源の安定供給の確保に寄与することとなる。</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年8月(H29 経産05)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事故炉廃炉等のために必要な資金を確保した上で機構に積み立てること、事故事業者に安全かつ着実な事故炉廃炉等を実施させていく）は、政策目的（事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てることにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 東京電力は、福島への責任を貫徹する観点から経営改革に取り組む必要があり、廃炉や賠償といった福島での取組もあわせ、「新々・総合特別事業計画」に短期・中期の取組を記載している。その中で、東京電力は、安全かつ着実な廃炉の実施に向け、廃炉等積立金を毎年度2,000億円ずつ積み増していくことが「想定」されている。他方、廃炉等積立金制度を規定する原子力損害賠償・廃炉等支援機構法上は、廃炉等積立金の額は毎年度機構において決定（経産大臣が財務大臣に協議の上で認可）されるものであり、その基準は、「廃炉にかかる資金の見通し」や「東電の収支状況」を踏まえて決定されるものであるため、「目標」という概念とはなじまないと判断した。なお、他に言及しうる定量的な数字が存在しない中、必要性が高い場合には、柔軟に対応することも検討したい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用数は東京電力HD1社のみである。 なお、廃炉等積立金制度を規定した改正機構法の施行が平成29年10月1日であり、積立額の申請・認可等は平成30年度分からの実施となるため、平成29年度は適用実績なしとなる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現時点においては、事故を起こした原子力事業者は東京電力1社のみであり、今後の事故は見通しとしてお示しするものとしてなじまないことから、1社としている。</p>

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (法人税) 平成29年度 — 平成30年度 1,929百万円（適用額）×23.2%=448百万円 (法人住民税) 平成29年度 — 平成30年度 448百万円×7%=31百万円 (事業税) 対象事業者が所得割の時にのみ影響があるため、今回は連動なし。</p> <p>② 上記参照</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定の基礎となる適用額について算定根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和2年度から4年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていない。 ③ 将来の減収額（令和元年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (法人税) 令和元年度 6,099百万円（適用額）×23.2%=1,415百万円 令和2年度以降 未定 (法人住民税) 令和元年度 1,415百万円×7%=99百万円 令和2年度以降 未定 (事業税) 対象事業者が所得割の時にのみ影響があるため、今回は連動なし。</p> <p>② 令和2年度以降はデブリ取り出しに係る作業計画が未定のため金額を想定しえない。</p> <p>③ 上記参照</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 「令和2年度以降はデブリ取り出しに係る作業計画が未定のため金額を想定しえない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定の基礎となる適用額について算定根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事故炉廃炉等のために必要な資金を確保した上で機構に積み立てることで、事故事業者に安全かつ着実な事故炉廃炉等を実施させていく）は、政策目的（事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てることにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する）を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1)に記載したとおり、「目標」として設定するものとしてはなじまないが、廃炉等積立金については、制度開始から2年間、概ね2,000億円ずつ積み増しを行っているところ。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事故炉廃炉等のために必要な資金を確保した上で機構に積み立てることで、事故事業者に安全かつ着実な事故炉廃炉等を実施させていく）は、政策目的（事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てることにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1)に記載したとおり、「目標」として設定するものとしてはなじまないが、廃炉等積立金については、今後も引き続き、概ね2,000億円ずつ積み増しを行うことを「想定」している。ただし、「廃炉にかかる資金の見通し」や「東電の収支状況」を踏まえて決定される性質のものであり、今後もこれらの状況を見極めながら対応してまいりたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されていないこと、(6)過去の効果が把握されていないこと及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
2	対象税目	(国税20・地方税15(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下、機構法)第55条の3第1項に規定する廃炉等実施認定事業者が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の2第1項の規定により特定原子力施設として指定された施設(以下、特定原子力施設)に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用(以下、炉心等除去費用)の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該事業年度において機構法第55条の3第1項及び第2項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の損金の額に算入する(当該特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、当該事業年度の益金の額に算入する。)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を3年間延長する</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第57条の4の2、第68条の54の2</p>
5	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年4月 創設 (同年10月 改正機構法の施行)
8	適用又は延長期間	令和2年度～令和4年度
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てることにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。

		《政策目的の根拠》 機構法第45条第1項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者(廃炉等実施認定事業者)は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス	
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>事故炉廃炉等のために必要な資金を確保した上で機構に積み立てることで、事故事業者に安全かつ着実な事故炉廃炉等を実施させていく。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として重要な措置である。</p>	
10	有効性等	①: 適用数	適用件数 平成29年度 0 平成30年度 1 令和元年度 1 令和2年度 1 令和3年度 1 令和4年度 1
		②: 適用額	適用額(百万円) 平成29年度 0 平成30年度 1,929 令和元年度 6,099 令和2年度 — 令和3年度 — 令和4年度 — * 令和2年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。
		③: 減収額	減収額(百万円) 平成29年度 0 平成30年度 71 令和元年度 226 令和2年度 — 令和3年度 — 令和4年度 — * 適用額に税率を乗じて試算したもの * 令和2年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 機構法に基づく廃炉等積立金の積立が滞りなく実施されている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 廃炉等実施認定事業者は、廃炉のために必要な資金のほか、機構法に基づき、認定事業者の収支の状況に照らして電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額な負担を求めるものとして機構が定める特別負担金を支払う義務(2018年度:500億円)や、他の原子力事業者と同様に、機構法に基づき、一般負担金を支払う義務(2018年度:567億円)がある。 適用事業者においては、こうした義務を履行しつつ、機構法に基づく廃炉等積立金の積立を実施しているところ。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、本準備金の措置は不可欠であり、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段としても妥当と考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>政策目的である安全かつ着実な廃炉の実施を確保する上で、必要な資金を積み立てるためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。</p>
12	有識者の見解	<p>機構法における廃炉等積立金制度については、経済産業省に設置された「東京電力改革・1F問題委員会」で取りまとめられた「東電改革提言(2016年12月)」及び「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(2017年2月)」に加え、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(2016年12月20日閣議決定)」を踏まえて措置されたものである。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
税目	法人税、法人住民税
区分	□新設 ■拡充 □延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る）は、政策目的（自律的なイノベーションエコシステムを構築するとともに、人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができない。</p> <p>③ 新たな達成目標（人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① あり得べき次期科学技術基本計画、未来投資戦略、統合イノベーション戦略等において定められる目標をもって、適切に設定することとした。</p> <p>②・③ 今般の税制改正要望は、「人文科学のみに係る科学技術」についても科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「活性化法」）に位置づけ、人文系機関の積極的参画を促すことによりイノベーション創出を促進し、新たな産学官共同研究が活性化することを目的とした活性化法改正に併せて行うもの。</p> <p>他方、もとより研究開発税制は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化することを目的としており、民間企業の研究開発投資を2020年頃までに対GDP比3%にすることを目標としている。</p> <p>“人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る”という目標は、今般の要望に係る目標ではあるものの、研究開発税制の本来の達成目標ではない。当初は本要望に係る達成目標として、研究開発税制全体の達成目標と並記していたが、当該目標を殊更に強調することは、これのみを持って当該目的を完遂せしめるかのごとく誤解を与え、民間企業の研究開発投資の維持・拡大という本税制の本来の目的の位置づけが相対的に低下するため、削除することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（法人税）について、租税特別措置の適用実態調査（財務省）を用いて記載されているが、適用実態調査の結果と相違がみられる。</p> <p>② 過去の適用数（法人税）について、適用事業者数が記載されているが、租税特別措置の適用実態調査（財務省）の適用法人数と相違がみられる。</p>
--

【経済産業省の補足説明】

- ① 「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」は延べ件数となっており、例えばある企業が中小企業技術基盤強化税制とオープンイノベーション型など複数の制度を利用している場合、2件とカウントされる。本評価書では、このような延べ件数ではなく、総額型（4,102）と中小企業技術基盤強化税制（5,411）を合わせた数値として9,513件としている。
- ② 評価書の適用数の記載は、租税特別措置の適用実態調査（財務省）の適用件数を用いることとし、評価書を修正することとする。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税）について、平成29年度実績値と同数として算定されているが、算定根拠が誤っているため、算定に誤りがある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「(2)過去の適用数」の補足説明と同様に修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人税）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人住民税を追記した。また、過去の減収額については、地方税における税負担軽減措置等の運用状況等に関する報告書及び当省アンケート調査の結果を踏まえて算出してきたが、平成30年度の減収額については、現時点で調査結果数が十分に集まっておらず算出できないため、平成29年度と同額としたい。</p> <p>② 過去の減収額については、租税特別措置の適用実態調査及び当省アンケート調査の結果を踏まえて算出してきたが、平成30年度の減収額については、現時点で調査結果数が十分に集まっておらず算出できないため、平成29年度と同額としたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和元年度の法人税）が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和2年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税）について、達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）から逆算して算定根拠を設定しており、過去の実績値等の適切な算定根拠を用いて予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 法人住民税を追記した。また、減収額の推計については、租税特別措置の適用実態調査結果に当省アンケート調査の結果を踏まえて算出してきたが、現時点、調査結果数が十分に集まっていないことから算出できないため、平成29年度と同額とした。</p> <p>③・④ 2020年頃に名目GDP600兆円の実現を目指し、官民合わせた研究開発投資を対</p>

<p>GDP4%以上とするには、民間研究開発投資額を2016年の13.3兆円から2020年18兆円（600兆円×3%）にする必要があり、5年間で平均7.8%増加し続ける事が必要となる。これを実現させるべく、適用額を推計したもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（令和2年度の法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「2020年頃に名目GDP600兆円の実現を目指し、官民合わせた研究開発投資を対GDP4%以上とするには、民間研究開発投資額を2016年の13.3兆円から2020年18兆円（600兆円×3%）にする必要があり、5年間で平均7.8%増加し続ける事が必要となる。これを実現させるべく、適用額を推計したもの」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する過去の効果（平成30年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①～③ 英国歳入関税庁（HMRC）の施策評価によると、研究開発税制の押し上げ効果（税控除1に対し研究開発投資が増加する割合）は、1.53～2.35倍であり、諸外国の研究でも同程度であった。(5)②の補足説明のとおり、平成30年度の適用見込額6,660億円から推計すると、押し上げ額は10,190億円～15,651億円と推定される。平成30年度の民間企業研究開発投資額実績は不明であるが、平成29年度の13.8兆円と比較するとその約1割は研究開発税制の押し上げ効果によるものと考えられ、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献していると言える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る）は、政策目的（自立的なイノベーションエコシステムを構築するとともに、人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 未来投資戦略2017、2018（閣議決定）や骨太の方針2019（閣議決定）等を背景として、民間企業の研究開発を2020年度頃までに対GDP比3%にするためには、引き続き本制</p>

<p>度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要。</p> <p>研究開発税制は、(6)に記載のとおりこれまで民間企業の研究開発投資への押し上げに貢献してきており、今後も民間企業尾研究開発投資を押し上げることにより、目標（民間企業の研究開発投資を2020年頃までに対GDP比3%にする）達成に寄与するものと考えられる。</p> <p>② 今般の税制改正要望は、「人文科学のみに係る科学技術」についても活性化法に位置づけ、人文系機関の積極的参画を促すことによりイノベーション創出を促進し、新たな産学官共同研究が活性化することを目的とした活性化法改正に併せて行うもの。</p> <p>他方、もとより研究開発税制は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化することを目的としており、民間企業の研究開発投資を2020年頃までに対GDP比3%以上をすることを目標としている。</p> <p>“人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る”という目標は、今般の要望に係る目標ではあるものの、研究開発税制の本来の達成目標ではない。当初は本要望に係る達成目標として、研究開発税制全体の達成目標と並記していたが、当該目標を殊更に強調することは、これのみを持って当該目的を完遂せしめるのかのごとく誤解を与え、民間企業の研究開発投資の維持・拡大という本税制の本来の目的の位置づけが相対的に低下するため、削除することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 26) (法人住民税:義)(地方税 25)
		② 上記以外の税目 (所得税:外)(国税 26)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。
		《要望の内容》 人文科学を含む科学技術・イノベーション創出の活性化を促進すべく、オープンイノベーション型の対象機関の拡大を行う。 ○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(以下「活性化法」という。)第 49 条の検討規定等を踏まえ、科学技術基本法、活性化法で定める科学技術の定義の見直しについての法改正を検討している。法改正を行う場合、活性化法が対象とする「試験研究機関等」の範囲が拡大されることとなるため、新たに「試験研究機関等」に追加される機関についても、オープンイノベーション型の共同研究先とし、30%の控除率を措置する。
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条、第 42 条の 4、第 68 条の 9 地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、同法第 292 条第 1 項 4 号、同法附則第 8 条
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年 8 月 分析対象期間:平成 28 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和 60 年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成 5 年度創設 ・総額型:平成 15 年度創設 ・高水準型:平成 20 年度創設 ・平成 26 年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を 3 年間延長するとともに、増加型の控除率を定率 5%から 5～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成 27 年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション

		型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から 20%又は 30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成 29 年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第 4 次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・平成 31 年度税制改正にて、控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長しつつ、総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化するとともに、ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限を引き上げ。加えて、高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設。さらに、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の 5%から 10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。
8	適用又は延長期間	恒久措置 ただし、以下の措置については令和 2 年度末まで。 ・増減試験研究費割合が 8%超の場合の控除率及び中小企業の控除上限の上乗せ措置 ・試験研究費割合が 10%超の場合の控除率・控除上限の上乗せ措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成 29 年度:19.1 兆円)の約 7 割(同:13.8 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。 具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする。
		《政策目的の根拠》 ○第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年～32 年度)[平成 28 年 1 月 22 日閣議決定] 第 7 章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第 5 期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略) ○未来投資戦略 2017[平成 29 年 6 月 9 日閣議決定] 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2)新たに講ずべき具体的施策 ～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする～略～ ii)我が国が強い分野への重点投資 ～略～ 民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを目標とすることにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。

		<p>○未来投資戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]</p> <p>3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援</p> <p>3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4%以上とする。 <p>3-2. ベンチャー支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。 <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2019(骨太の方針)[令和元年 6 月 21 日閣議決定]</p> <p>第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(2) 科学技術・イノベーションと投資の推進</p> <p>① 科学技術・イノベーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ～略～官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。 <p>○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律</p> <p>(人文科学を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化に関する検討)</p> <p>第 49 条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○統合イノベーション戦略 2019[令和元年 6 月 21 日閣議決定]</p> <p>第 I 部</p> <p>10. 次期基本計画の策定と司令塔機能の更なる強化に向けて</p> <p>(1) 次期基本計画の策定</p> <p>(略) 科学技術イノベーションの国家における位置付けの変化を念頭に、次期基本計画策定にあたっては、第5期基本計画のレビューを行うとともに、国民全体を巻き込んだ幅広い議論を誘発し、世界における我が国の立ち位置を再検討し、あるべき将来像からバックキャストしつつ、経済社会産業構造や地域活性化、人材育成、人文・社会科学を含め議論を行う。必要に応じ、科学技術基本法の見直しも含め、科学技術の基本的理念について抜本的に再検討を行う。</p> <p>第 II 部</p> <p>第3章 地の社会実装</p> <p>(3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <研究開発投資の促進> ～略～官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成
--	--	--

		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経済成長 技術革新</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を 2020 年度までに対 GDP 比 3%以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>○利用実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分)</p> <p>適用件数</p> <p><総数></p> <p>平成 28 年度 8,888 件(6,083 件)</p> <p>平成 29 年度 9,513 件(6,577 件)</p> <p>平成 30 年度 9,513 件(6,577 件)(見込み)</p> <p>令和元年度 9,513 件(6,577 件)(見込み)</p> <p>うち、オープンイノベーション型</p> <p>平成 28 年度 397 件(189 件)</p> <p>平成 29 年度 503 件(234 件)</p> <p>平成 30 年度 503 件(234 件)(見込み)</p> <p>令和元年度 503 件(234 件)(見込み)</p> <p>※平成 28、29 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。</p> <p>※平成 30 年度、令和元年度は算出中のため平成 29 年度と同数とした。</p> <p>○将来推計</p> <p>適用件数</p> <p><総数></p> <p>令和 2 年度 9,513 件</p> <p>うち、オープンイノベーション型 503 件</p> <p>令和 3 年度 9,513 件</p> <p>うち、オープンイノベーション型 503 件</p> <p>令和 4 年度 9,513 件</p> <p>うち、オープンイノベーション型 503 件</p> <p>※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度は、平成 29 年度実績値と同数とした。</p>
	<p>② 適用額</p>	<p>【国税】</p> <p>○減収額実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分)</p> <p><総額></p> <p>平成 26 年度 6,746 億円(364 億円)</p>

	<p>平成 27 年度 6,158 億円(388 億円) 平成 28 年度 5,926 億円(368 億円) 平成 29 年度 6,660 億円(405 億円) うち、オープンイノベーション型 平成 26 年度 3 億円(0.1 億円) 平成 27 年度 39 億円(0.7 億円) 平成 28 年度 42 億円(1.6 億円) 平成 29 年度 81 億円(1.8 億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計 <総額> 令和 2 年度 6,660 億円 令和 3 年度 7,179 億円 令和 4 年度 7,739 億円</p> <p>※適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 29 年度実績値の 107.8%に相当する額を令和 3 年度推計値に、令和 3 年度推計値の 107.8%に相当する額を令和 4 年度推計値とした。</p> <p>【地方税】 ○減収額実績 <総額> 平成 26 年度 45 億円 平成 27 年度 39 億円 平成 28 年度 34 億円 平成 29 年度 39 億円 うち、オープンイノベーション型 平成 26 年度 - 平成 27 年度 0.07 億円 平成 28 年度 0.21 億円 平成 29 年度 0.24 億円 (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の運用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計 <総額> 令和 2 年度 39 億円 令和 3 年度 42 億円 令和 4 年度 45 億円 うち、オープンイノベーション型 令和 2 年度 0.24 億円 令和 3 年度 0.25 億円 令和 4 年度 0.27 億円</p> <p>※適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び</p>
--	--

	<p>「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 29 年度実績値の 107.8%に相当する額を令和 3 年度推計値に、令和 3 年度推計値の 107.8%に相当する額を令和 4 年度推計値とした。</p>																								
③ 減収額	適用額に同じ。																								
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 回復基調にあった我が国の研究開発費の対 GDP 比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2017 年度においても同水準までは回復していない。 よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>3.52%</td> <td>3.50%</td> <td>3.57%</td> <td>3.66%</td> <td>3.55%</td> <td>3.42%</td> <td>3.48%</td> </tr> <tr> <td>民間企業研究開発投資額</td> <td>2.48%</td> <td>2.46%</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.56%</td> <td>2.47%</td> <td>2.52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対 GDP 比 4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3%以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。 この点、「人文科学のみに係る科学技術」を行う試験研究機関等は活性化法の対象となっていないため、研究開発税制の対象となっていないが、活性化法への追加に伴い、研究開発税制の対象にも追加することにより、研究者のマインドチェンジ、人文科学に係る研究者のイノベーション創出への積極的参画が期待される。</p>		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	研究開発投資総額	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%	民間企業研究開発投資額	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017																		
研究開発投資総額	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%																		
民間企業研究開発投資額	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%																		
⑤ 税収減を是認する理由等	<p>オープンイノベーション型は、毎年着実に増加しており、今後もオープンイノベーションの拡大が見込まれるが、いまだその規模は大きくはない。 現在は、「人文科学のみに係る科学技術」を行う試験研究機関等は科学技術・イノベーション活性化法の対象となっていないため、研究開発税制の対象となっていないが、活性化法への追加に伴い、研究開発税制の対象にも追加することにより、研究者のマインドチェンジ、人文科学に係る研究者のイノベーション創出への積極的参画が期待される。これにより更なるオープンイノベーションの拡大をはかり、もって「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上」の達成を果たすことが必要である。</p>																								

<p>11 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当であると考えられる。</p> <p>予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーションは企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。よって、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。</p> <p>研究開発税制については、平成31年度税制改正において、研究開発投資の「量」を更に増加させていくため、控除上限を最大で法人税額の45%に引き上げるなど、研究開発投資の増加インセンティブがより強くはたらくよう見直しを行うとともに、研究開発投資の「質」の向上に向け、オープンイノベーションや研究開発型ベンチャーの成長を促す措置を講じた。これに加え、現在は、研究開発税制の対象になっていない「人文科学のみに係る科学技術」を行う試験研究機関等をオープンイノベーション型の対象に追加することにより、研究者のマインドチェンジ、人文科学に係る研究者のイノベーション創出への積極的参画を促すことにより、さらに研究開発投資の促進を図ることは妥当であると考えられる。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー (Appelt, S. et al. (2016)) においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方税法第23条第1項第4号及び第292条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>-</p>

<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成30年8月(H30 経産07)</p>
------------------------------	--------------------------

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1経産06-1)

(評価実施府省: 経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長 (省エネルギー) (-)	
措置の内容	平成29年度時点	-
	平成30年度税制改正以後	次の区分に応じ、それぞれの減価償却資産 (高度省エネルギー増進設備等) の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その高度省エネルギー増進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却ができる。また、中小企業者等については、当該特別償却とその高度省エネルギー増進設備等の取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用ができる。 ① エネルギー使用合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高い一定のもの ② 連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産で、エネルギーの使用の合理化に資する一定のもの ③ 荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資する一定のもの
	令和元年度税制改正以後	従前どおり
政策目的	「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月経済産業省決定)において掲げられた、最終エネルギー消費で2030年度に原油換算で5,030万klの省エネ見直しを実現すること。	
評価対象税目	義務対象	努力義務対象
	法人税 法人住民税 法人事業税	
関係条項	措法第42条の5、第68条の10	
要望内容	措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年間延長する。また、中長期的な計画に基づく省エネ投資の対象事業者に、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を追加する。	
創設年度	H30	過去の政策評価の実績 H29経産09
		区分 拡充・延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態													租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)																			
	適用件数 (法人税・件)			(参考)		減収額 (法人税・百万円)			(参考)		(参考)		減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考)		目標															
				適用実態調査における適用件数 (法人税・件)					適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税 (特別償却)・%)		適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税 (特別償却)・%)					適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)		「各部門の省エネルギー目標 (原油換算) の見直しを達成する」															
																産業部門				業務部門				運輸部門									
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (万kl)	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値 (万kl)	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値 (万kl)	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度					
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	239	-	-	-	-	253	-	-	-	-	-	362	-	-				
H30	967	35	3.6%	-	▲7,051.0	▲220.0	3.1%	-	-	-	-	▲8,604.0	▲190.0	2.2%	-	不明	198.6	不明	不明	-	-	-	不明	51.0	不明	不明	-	不明	22.8	不明	不明	-	
R1	437	-	-	-	▲2,870.0	-	-	-	-	-	-	▲1,970.0	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	-		
R2	437	-	-	-	▲2,870.0	-	-	-	-	-	-	▲1,970.0	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	-		
R3	437	-	-	-	▲2,870.0	-	-	-	-	-	-	▲1,970.0	-	-	-	521	不明	-	-	-	-	-	-	804	不明	-	-	-	-	-	-		
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
R5~ 未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,042	-	-	-	-	-	-	-	1,226	-	-	-	-	1,607	-	-	-	-

(注) 経産06は、評価書に記載されている関係条項別 (省エネルギー分、再生可能エネルギー分) に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長 (省エネルギー)		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数(法人税)について、「実績推計」と説明されているが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごと適用数及び算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。 ② 過去の適用数(法人税) 35件(平成30年度)が前回評価時の将来予測967件と乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 過去の適用数は、税制措置を受けようとする事業者が、各経済産業局に提出した確認申請書をもとに集計している。ただし、確認申請書の計画通りに税制を活用したかどうか明らかではないため、すべて確認申請書通りに活用したと仮定して算出しているため、過去分であっても「推計」としている。 また、特別償却及び特別控除についても、どちらの税制を活用したか明らかではないため、確認申請書を提出した事業者(35件)のうち、特別控除との選択適用が可能な中小事業者等(5件)は、全件特別控除を活用すると仮定し、以下のように算出した。 ・特別償却：30件(=35件-5件) ・特別控除：5件 ② 将来予測967件に対し、適用数35件と乖離している理由は、平成30年度は税制初年度のため、本税制の対象者に周知されていなかったことが要因。また、連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資(<工場等連携>及び<荷主連携>)については、改正省エネ法の施行(税制措置の開始)が平成30年12月となり、適用期間が4ヵ月しかなかったことも要因。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「特別償却及び特別控除についても、どちらの税制を活用したか明らかではないため、確認申請書を提出した事業者(35件)のうち、特別控除との選択適用が可能な中小事業者等(5件)は、全件特別控除を活用すると仮定」との説明では、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数(法人税)について、「前回要望時算定をもとに試算」と説明されてい
-------------------------	--

るが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
② 将来の適用数437件(法人税)が平成30年度の実績推計35件と乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 将来の適用数(法人税)は、以下算定根拠に基づき、437者(=197者+20者+220者)と試算した。

○中長期的な計画に基づく省エネ投資

・想定される利用事業者数：197者

$$8,750者 \times 16.15\% \times 70\% \div 2年 \times 40\% \approx 197者$$

※特定事業者における利益法人数：8,750者

※単年度原単位で7%以上改善(大規模投資を実施と仮定)した事業者の割合：16.15%

※2年連続Sクラスの事業者の割合：70%

※Sクラスのうち製造業の割合：40%

○連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資<工場等連携>

・想定される利用事業者数：20者

$$8,750者 \times (2件 \div 436件) \times 50\% \approx 20者$$

※省エネ補助金の工場間一体省エネルギー事業の過去2年の年平均事業数(実績)：2件

※本補助金における特定事業者の採択件数：436件

※特定事業者のうち製造業の割合：50%

○連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資<荷主連携>

・想定される利用事業者数：220者

$$(900者 \times 23.8\%) + 100者 \times 0.7 = 220者$$

※省エネ法改正による準荷主として規制対象として追加された事業者数：900者

※省エネ改正前の特定荷主のうち既存の設備・システム導入割合：23.8%(=200者÷842者)

※省エネ法改正による特定荷主のうちEC事業者とフランチャイザーの数：100者

(=50者+50者)

※利益法人の割合：0.7

② 平成30年度は、税制初年度のため周知不足であったが、令和元年度は、中長期的な計画に基づく省エネでは、2年連続Sクラスの対象事業者のうち約1,800者に対し、税制活用を喚起する案内を送付し周知に努めたこと、また、連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資(<工場等連携>及び<荷主連携>)は、適用期間が前年度の4ヵ月から通期となるため、要望時通りの適用数が見込めるものと思料。

【適用数】

区分	年度			
	平成30	令和元年	令和2	令和3
適用数	35件	437件	437件	437件

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「実績推計」と説明されているが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 平成30年度推計に基づき、減収額（特別償却と特別控除）を以下の通りに、試算した。

【減収額の試算（平成30年度の推計値に基づく）】

- ・特別償却：1.9億円（＝30件×0.9億円/件×0.07）
- ・特別控除：0.3億円（＝5件×0.9億円/件×0.07）

合計：2.2億円

※平成30年度の推計値に基づく平均設備費用：0.9億円/件

※減収額の算出のため投資費用に乗じる値：0.07
（法人税率23%、特別償却30%、税額控除7%（中小企業）としたとき、特別償却：0.23×0.30＝0.069、税策控除：0.07となるため、一律に0.07を乗じることとする。）

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、法人住民税及び法人事業税の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（令和元年度から3年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「前回要望時算定をもとに試算」と説明されているが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）は、以下算定根拠に基づき、試算した。

- ・減収額（法人税） 28.7億円
- ・減収額（法人住民税） 2.0億円
- ・減収額（法人事業税） 17.7億円

○減収額（法人税）

- ・減収額見込み：28.7億円（＝12.4億円＋6.2億円＋10.1億円）

法人税減収額の算出のため投資費用に乗じる値は、法人税率23%、特別償却30%、税額控除7%（中小企業）としたとき、特別償却：0.23×0.30＝0.069、税策控除：0.07となるため、一律に0.07を乗じることとする。

○中長期的な計画に基づく省エネ投資

- ・減収額見込み：12.4億円（＝197者×0.9億円×0.07）

※想定される利用者数：197件

※想定される平均的設備費用：0.9億円（※平成30年度の推計値）

※減収額の算出のため投資費用に乗じる値：0.07

○連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資＜工場等連携＞

- ・減収額見込み：6.2億円（＝20者×4.4億円×0.07）

※想定される利用者数：20件

※想定される平均的設備費用：4.4億円
（＝省エネ補助金の工場間一体省エネルギー事業の過去2年の平均設備費用）

※減収額の算出のため投資費用に乗じる値：0.07

○連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資＜荷主連携＞

- ・減収額見込み：10.1億円（＝（150者×0.5億円＋70者×1.0億円）×0.07）
- ※想定される利用者数（発着荷主主体連携）：150者
- ※想定される平均的設備費用：0.5億円（※ヒアリング値）
- ※想定される利用者数（EC事業者主体連携）：70者
- ※想定される平均的設備費用：1.0億円（※ヒアリング値）
- ※減収額の算出のため投資費用に乗じる値：0.07

○減収額（法人住民税）

- ・減収額見込み：2.0億円（＝28.7億円×0.07）
- ※法人税の減収額見込み：28.7億円
- ※減収額の算出のため投資費用に乗じる値：0.07

○減収額（法人事業税）

- ・減収額見込み：17.7億円
- ・法人税減収額を法人税率で割り戻して算出した課税標準：123.7億円
（＝28.7億円÷23.2%）
- ・上記の課税標準のうち、特別償却を適用した割合を乗じた額：106.0億円
（＝123.7億円×85.7%）
- ※地方法人二税の試算にあたり、特別償却及び税額控除の適用割合は、本税制の30年度推計値に基づき、中小企業者（14.3%＝5件÷35件）は、全件税額控除を適用することとし、残りの大企業（85.7%＝30件÷35件）は、特別償却を適用するものと仮定する。
- ・法人事業税所得割の減収額：5.9億円（＝106.0億円×5.6%）…（1）
 - ・地方法人特別税の減収額：11.2億円（＝5.9億円×189.4%）…（2）
 - ・法人事業税（付加価値割）の減収額：0.6億円（＝106.0億円×0.6%…（3）
- ・（1）、（2）、（3）の合計：17.7億円（＝5.9億円＋11.2億円＋0.6億円）

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとの減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（各部門の省エネルギー目標（原油換算）の見通しを達成する）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

① (2)過去の適用数でご説明の通り、平成30年度推計値に基づき、設備区分ごとのエネルギー削減量を、以下の通りに、算出した。また、税制措置によって、各部門におけるエネルギーミックスの進捗に対する貢献度を集計した。

ただし、平成30年度末時点での各部門における累計省エネ量は、令和2年3月に公表予定の「2018年度における地球温暖化対策計画の進捗状況（地球温暖化対策推進本部）」を基に算出するため、現時点での試算は難しく、エネルギーミックスの達成に向けた平成30年度の取組全体に対し、本税制措置による効果を算出することは困難である。そのため、2017年度のエネルギー削減量の実績値と比較し、貢献度を試算した。

【省エネ再エネ高度化投資促進税制（省エネ部分）】
【平成30年度 推計値】 各設備のエネルギーミックスへの貢献度

設備区分	エネルギーミックスの各部門	エネルギー削減量 …①	エネルギーミックス (2017年度の 単年度実績) …②	エネルギーミックス への貢献度 (2017年度実績対比) …①÷②
高効率ボイラー	業務	144kl/年	32,000kl	0.4500%
高効率・低炭素工業炉	産業	60kl/年	229,000kl	0.0262%
産業用ヒートポンプ	産業	308kl/年	18,000kl	1.7111%
コージェネレーション設備	産業	0kl/年	- (※1)	-
高効率モータ	産業	35kl/年	22,000kl	0.1591%
高効率変圧器	業務	195kl/年	85,000kl	0.2294%
FEMS	産業	0kl/年	15,000kl	0.0000%
BEMS	業務	0kl/年	106,000kl	0.0000%
合計		742kl/年	507,000kl	0.1464%

(※1)
最終エネルギー消費の削減量として計上しないが、エネルギーミックスでは転換部門における一次エネルギー消費の削減に寄与するものとして記載あり。

【平成30年度 推計値】 各部門のエネルギーミックスへの貢献度

各部門	エネルギー削減量 …①	エネルギーミックス (2017年度の 単年度実績) …②	エネルギーミックス への貢献度 (2017年度実績対比) …①÷②
産業部門	403kl/年	487,000kl	0.0828%
業務部門	339kl/年	465,000kl	0.0729%
運輸部門	0kl/年	701,000kl	0.0000%
合計	742kl/年	1,653,000kl	0.0449%

(参考)

エネルギーミックスの省エネ取組の進捗状況

- エネルギーミックス達成に向けて、引き続き省エネを推進する必要がある。

全体 <省エネ量 ▲5,030万kl> 2017年度時点 ▲1,073万kl (進捗率：21.3%)
(標準進捗：27.8%)

産業部門 <省エネ量 ▲1,042万kl>	業務部門 <省エネ量 1,226万kl>
2017年度時点 ▲239.4万kl (進捗率：23.0%) > 主な対策 ・ LED等の導入 [58.4万kl/108.0万kl (54.1%)] ・ 産業用ヒートポンプの導入 [6.1万kl/87.9万kl (6.9%)] ・ 産業用モータの導入 [11.0万kl/166.0万kl (6.6%)] ・ FEMSの活用等によるエネルギー管理の実施 [8.9万kl/67.2万kl (13.2%)]	2017年度時点 ▲252.7万kl (進捗率：20.6%) > 主な対策 ・ LED等の導入 [116.0万kl/228.8万kl (50.7%)] ・ トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 [41.3万kl/278.4万kl (14.8%)] ・ BEMSの活用等によるエネルギー管理の実施 [48.3万kl/235.3万kl (20.5%)]
運輸部門 <省エネ量 ▲1,607万kl>	家庭部門 <省エネ量 ▲1,160万kl>
2017年度時点 ▲362.2万kl (進捗率：22.5%) > 主な対策 ・ 次世代自動車の普及 [59.1万kl/938.9万kl(6.3%)] <参考> 地球温暖化対策計画 (2013年度実績) ・ その他の運輸部門対策 [13.8万kl/668.2万kl (2.1%)] <small>自動車運転の推進、共同輸送の推進、エコドライブの推進 など</small>	2017年度時点 ▲219.4万kl (進捗率：18.9%) > 主な対策 ・ LED等の導入 [115.1万kl/201.1万kl (57.2%)] ・ トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 [15.9万kl/133.5万kl (11.9%)] ・ HEMSの活用等によるエネルギー管理の実施 [1.0万kl/178.3万kl (0.6%)]

※上記表内の「2017年度時点での削減量」は、累計値で表記。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（各部門の省エネルギー目標（原油換算）の見通しを達成する）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果については、エネルギーミックスの達成に向けて、本税制以外にも、省エネ法による規制措置、補助金等の予算措置や研究開発等の政策ツールを動員しているため、本税制措置による効果に加え、これらの要因による影響を勘案し、達成目標の実現状況を予測することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1経産06-2)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長 (再生可能エネルギー) (-)										
措置の内容	平成29年度時点	-									
	平成30年度税制改正以後	法人が再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、これをその法人の国内にある事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その再生可能エネルギー発電設備等の取得価額の20%相当額の特別償却ができる。									
	令和元年度税制改正以後 (予定)	従前どおり									
政策目的	再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けて、発電コスト削減と固定価格買取制度による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進すること。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項	措法第43条、第68条の16										
要望内容	措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年間延長する。										
創設年度	H30	過去の政策評価の実績	H29経産09							区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)							
	適用件数 (法人税・件)			(参考)		減収額 (法人税・百万円)			(参考)		減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考)		目標 「2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量」 再エネ全体：22～24%程度				
				適用実態調査 における適用件 数 (法人税・ 件)					適用実態調査 における適用 額の上位 10社割合 (法人税 (%)					適用実態調査 における租税特 別措置ごとの影 響額 (地方法 人二税・地方 人特別税・百万 円)						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (%)	将来予測	実績	租税の直 接的効果	目標 達成度			
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H30	272	36	13.2%	-	▲4,666.0	▲1,807.0	38.7%	-	▲5,692.0	不明	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	-		
R1	40	-	-	-	▲2,806.0	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-		
R2	40	-	-	-	▲2,023.0	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-		
R3	40	-	-	-	▲2,023.0	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-		
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
R5～/ 未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.0～24.0%	-	-	-	-	-		

(注) 経産06は、評価書に記載されている関係条項別(省エネルギー分、再生可能エネルギー分)に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

【総括表の別紙】

租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）																									
目標 「2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量」																									
太陽光：7.0%程度（約6,400万kW、749億kWh）					風力：1.7%程度（約1,000万kW、182億kWh）					地熱：1.0～1.1%程度（約140～155万kW、102～113億kWh）					水力：8.8～9.2%程度（約4,874～4,931万kW、939～981億kWh）					バイオマス：3.7～4.6%程度（約602～728万kW、394～490億kWh）					
目標値 (億kWh)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度	目標値 (億kWh)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度	目標値 (億kWh)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度	目標値 (億kWh)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度	目標値 (億kWh)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度	
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	0	-	-	不明	不明	0.00008	不明	-	不明	不明	0.00009	不明	-
R1	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R2	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R3	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R5～/ 未定	749	-	-	-	-	182	-	-	-	-	102～113	-	-	-	-	939～981	-	-	-	-	394～490	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長 (再生可能エネルギー)		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標 (2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合22~24%に向けて、適用対象年度においても着実に再エネ設備の導入を促進する)を達成すべき時期 (目標達成時期)が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標 (平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める太陽光の割合と発電電力量:7.0%程度(約6,400万kW、749億kWh))を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標 (平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める風力の割合と発電電力量:1.7%程度(約1,000万kW、182億kWh))を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 所期の達成目標 (平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める地熱の割合と発電電力量:1.0~1.1%程度(約140~155万kW、102~113億kWh))を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標 (平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める水力の割合と発電電力量:8.8~9.2%程度(約4,874~4,931万kW、939~981億kWh))を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 所期の達成目標 (平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占めるバイオマスの割合と発電電力量:3.7~4.6%程度(約602~728万kW、394~490億kWh))を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 再生可能エネルギーの導入については、下記②~⑥に示すとおり、2030年度のエネルギーミックスにおける電源構成比率の実現を目指すことが、一貫した政府の達成目標である。</p> <p>②~⑥ 前回(9/2)の照会を受け、令和2年度税制改正要望書及び令和2年度地方税制改正要望事項「合理性」欄の「同上の期間中の達成目標」の記述内容との統一のため、達成目標を「2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合22~24%に向けて、適用対象年度においても着実に再エネ設備の導入を促進する」と記載しているが、あくまで、所期の達成目標の変更はないため、2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める各電源の割合と発電電力量を以下のとおりとする旨、達成目標に補足させていただきたい。</p> <p>再エネ全体：22~24%程度 (2,366~2,515億kWh) 太陽光：7.0%程度 (約6,400万kW、749億kWh) 風力：1.7%程度 (約1,000万kW、182億kWh) 地熱：1.0~1.1%程度 (約140~155万kW、102~113億kWh) 水力：8.8~9.2%程度 (約4,874~4,931万kW、939~981億kWh) バイオマス：3.7~4.6%程度 (約602~728万kW、394~490億kWh)</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②~⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成すべき時期が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年</p>
--

度において示されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数 (平成30年度の法人税)について、「FIT制度の認定を受けて平成30年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数、業界団体や事業者ヒアリング等から適用可能件数を推計」と説明されているが、算定根拠 (計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数 (平成30年度)について、税目の記載に不足がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用数及び減収額について、算定根拠及び算定結果の詳細は以下のとおり。 なお、前回評価時の将来予測272件と乖離が生じているのは、前回評価時以降に租税特別措置等の内容が変更され、対象設備から太陽光発電設備と風力発電設備が外れたことに起因する。</p> <p><算定根拠></p> <p>【適用数の算定根拠となる式】</p> <p>(F) 設備別の適用数 = (A) 導入件数 (件) × (B) 税制適用割合 × (C) 要件達成割合 (※)</p> <p>(※) 本税制措置において先進的要件が設定されている中小水力、バイオマス利用メタンガス製造装置、風力発電装置専用機械類のみ。</p> <p>【減収額の算定根拠となる式】</p> <p>(G) 設備別の減収額 = (D) 導入出力数 (kW) × (B) 税制適用割合 × (C) 要件達成割合 (※同上) × (E) システム単価 (万円/kWh)</p> <p>【計算に用いた数値及びその出典等に係る説明】</p> <p><(A) 導入件数及び (D) 導入出力数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小水力発電設備、バイオマス利用メタンガス製造装置、地熱発電設備は、固定価格買取 (FIT) 制度の認定を受け、平成30年度に稼働した件数 (地方公共団体等を除く) と合計発電出力数の実績値を使用。 ・木質バイオマス発電設備は、日本木質バイオマスエネルギー協会 (JWBA) から実績値をヒアリング。木質バイオマス熱供給装置は「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」等より JWBA が推計。 ・電線路 (自営線) は、30年度公共施設等先進的CO2排出削減モデル事業及び福島県における再エネ導入促進のための支援事業費補助金データより算出。 ・定置用蓄電設備は、太陽光については、平成30年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 (第6号事業) の実績値から「対象件数」を、定置用蓄電設備併設型設備合計発電出力に蓄電出力割合46% (※過去5年分の再エネ事業者支援補助金の蓄電池併設件数データ参照) を乗じて得た値から「発電出力数」を算出。風力については、FITデータより30年度運開案件のから対象件数と発電出力数を算出。 ・風力発電装置専用機械類は、平成26~30年度に運開した1万kW以上の案件数 (地方公共団体等を除く) から税制対象件数と発電出力数を算出。 <p><(B) 税制適用割合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ設備等の導入のうち、税制の適用を受けたものの割合。平成27年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果 (※) により、特別償却に係る税制の適用割合を38.5% (※) と推計。 ※ 平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査) ※※ 上記アンケートにおいて即時償却を利用する者 (43%) の半分、特別償却30%を利用する者 (11%)、税額控除を利用する者 (6%) の3者の合計を特別償却を活用するニーズがある者として推計。

< (C) 要件達成割合 >
 ・本税制措置において先進的要件を設定している電源について、電源別に先進的要件の達成割合を算出。具体的な数値は以下のとおり。
 水力：FIT費用年報データより、200kW未満は69.7%、200-1,000kW未満は62.2%、1,000kW以上は72.4%と設定。
 バイオメタン：バイオガス協会の試算値に基づき、熱電併給割合を90%と設定。
 風力発電装置専用機械類：風力発電協会（JWPA）の試算値に基づき、導入割合70%と設定。

< (E) システム単価 >
 ・各再生電源のシステム単価（万円/kW）は、調達価格等算定委員会「平成31年以降の調達価格等に関する意見（平成31年1月9日）」における平成30年度の設備ごとの想定値を採用。
 ・風力発電装置専用機械類のシステム単価は、風力発電協会（JWPA）の試算値に基づき、新設設置0.5万円/kW、既設置0.7万円/kWとそれぞれ設定。
 ・蓄電池のシステム単価は、経済産業省の検討会（エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会（ERAB検討会））における2015年の実績価格である36万円/kWと設定。

（参考）調達価格等算定委員会「平成31年以降の調達価格等に関する意見」
https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/20190109001_01.pdf

（参考）経産省ERAB検討会資料
http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/energy_resource/pdf/005_08_00.pdf

以上の前提に基づき算出した具体的な適用数、減収額の推計値は以下のとおり。

	(金額、百万円)							
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	減収額	件数	減収額	件数	減収額	件数	減収額
中小水力発電	12	509	12	509	12	509	12	509
地熱発電	0	0	1	922	1	318	1	318
木質バイオマス発電	2	414	3	487	2	299	2	299
木質バイオマス熱設備	0	0	2	4	3	13	3	13
バイオマス利用メタンガス製造装置	9	647	9	647	9	647	9	647
電線路(自管線)	3	46	3	46	3	46	3	46
定置用蓄電設備	3	129	3	129	3	129	3	129
風力発電装置専用機械類	7	62	7	62	7	62	7	62
合計	36	1,807	40	2,806	40	2,023	40	2,023

② ご指摘の点については、省エネ税制での記載にあわせて、評価書中の「適用件数」を「法人税」に修正させていただきます。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、【計算に用いた数値及びその出典等に係る説明】中、設備別の(A)導入件数及び(D)導入出力数の算定根拠について、計算式及び計算に用いた数値が具体的に明らかにされていないため、この点を課題とする。
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数（令和元年度の法人税）について、「FIT制度の認定を受けて平成30年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数、業界団体や事業者ヒアリング等から適用可能件数を推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
 ② 将来の適用数40件（令和元年度の法人税）が前回評価時の将来予測272件と乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されていない。
 ③ 将来の適用数（令和元年度から3年度まで）について、税目の記載に不足がある。

【経済産業省の補足説明】

- ① 将来の適用数の算定根拠の詳細は、以下のとおり。

【適用数の算定根拠となる式】

設備別の適用数 = (A) 導入件数 (件) × (B) 税制適用割合 × (C) 要件達成割合 (※)
 (※) 本税制措置において先進的要件が設定されている中小水力、バイオマス利用メタンガス製造装置、風力発電装置専用機械類のみ。

【計算に用いた数値及びその出典等に係る説明】

< (A) 導入件数 >

- ・(2)①と同様に固定価格買取（FIT）制度の認定を受け、平成30年度に稼働した件数（地方公共団体等を除く）と合計発電出力数の実績値を使用。ただし、具体的案件が事前に把握しやすい地熱発電、木質バイオマス発電設備については、事業者団体による試算値を使用。

< (B) 税制適用割合 及び (C) 要件達成割合 >

- ・(2)①と同様の数値で設定。

- ② 前回評価時の将来予測272件と乖離が生じているのは、前回評価時以降に租税特別措置等の内容が変更され、対象設備から太陽光発電設備と風力発電設備が外れたことに起因する。
 ③ ご指摘の点については、省エネ税制での記載にあわせて、評価書中の「適用件数」を「法人税」に修正させていただきます。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定に用いた数値（地熱発電及び木質バイオマス発電設備に係る事業者団体による試算値）が具体的に明らかにされていないため、この点を課題とする。
 ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
 ② 過去の減収額（法人税）について、「上記適用額に法人税率23%を乗じた金額を算出」と説明されているが、当該適用額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 本税制措置の再生可能エネルギーに係る部分については、措置内容が特別償却のみであるため、法人住民税、事業税の算定根拠は記載していない。
 ② 過去の減収額の算定根拠は、(2)①の補足説明に記載のとおり。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、「上記適用額に法人税率23%を乗じた金額を算出」と説明されているが、当該適用額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (4)①と同様に、措置内容が特別償却のみであるため、法人住民税、事業税の算定根拠は記載していない。</p> <p>② 将来の減収額の算定根拠は、(3)①の補足説明に記載のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める太陽光の割合と発電電力量：7.0%程度（約6,400万kW、749億kWh））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標（平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める風力の割合と発電電力量：1.7%程度（約1,000万kW、182億kWh））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める地熱の割合と発電電力量：1.0～1.1%程度（約140～155万kW、102～113億kWh））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める水力の割合と発電電力量：8.8～9.2%程度（約4,874～4,931万kW、939～981億kWh））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占めるバイオマスの割合と発電電力量：3.7～4.6%程度（約602～728万kW、394～490億kWh））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>・①、②については、本税制措置は、太陽光発電設備、風力発電設備を措置の対象としていない。</p> <p>・③～⑤については、中小水力発電、バイオマス発電、地熱発電については以下の方法で本税制による導入量の拡大効果を算出している。</p>
<p>【本税制による導入量の拡大効果の算定根拠となる式】</p> <p>本税制による導入量の拡大効果＝（F）設備別の適用数×（H）投資意思決定寄与率</p> <p>＜（F）設備別の適用数＞</p> <p>・(2)①に記載の方法により算出。</p> <p>＜（H）投資意思決定寄与率＞</p> <p>資源エネルギー庁のアンケート調査により、20%特別償却の措置を適用する場合に投資意欲・投資計画に与える影響について、「現行計画よりも導入量を増やす」「現行計画の導入時期を早めて実施する」「投資計画が具現化する」「現行計画を確実に実施する」と回答</p>

<p>した事業者の合計割合から、電源別に中小水力発電：50%、バイオマス発電：38%、地熱発電50%と設定。</p> <p>（参考）令和元年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業（再生可能エネルギーにかかる税制措置等による政策効果に関する調査）</p> <p>※アンケートは、再エネ導入補助金の交付を受けた事業者、固定価格買取制度の設備認定を受けた事業者計1,405者を対象としており、現時点における回答数は288者（調査は現在実施中）。</p> <p>以上より、本税制による過去の導入量の拡大効果を算出すると下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の中小水力発電設備の導入量全体のうち、本税制措置による導入量の拡大効果が働いたのは、0.8万kW/年と推計される。（本税制による導入量の拡大効果の割合は、全体導入量の13.7%） ・平成30年度のバイオマス発電設備（木質バイオマス、バイオメタン発電）の導入量のうち、本税制措置による導入量の拡大効果が働いたのは、0.9万kW/年と推計される。（本税制による導入量の拡大効果の割合は、全体導入量の14.4%） ・地熱発電設備については、地点開発や試運転等、地熱発電の導入に係るプロセスの途上の案件しか存在しなかったため、平成30年度に本税制措置を活用した実績はなし。
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 点検項目(1)の補足説明においても、「太陽光：7.0%程度（約6,400万kW、749億kWh）」及び「風力：1.7%程度（約1,000万kW、182億kWh）」を含む所期の達成目標の変更はないと説明されているが、過去の効果について把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合22～24%に向けて、適用対象年度においても着実に再エネ設備の導入を促進する）に対する将来の効果について、「再エネ設備の導入に当たっては、土地の取得や環境アセスメント、試運転前後の設備の稼働不調等、特にその事業開始前と開始直後に最も大きな事業リスクを抱えているところ、租税特別措置により事業初期のキャッシュフローを改善することで、これら事業リスクがある状態でも、事業化判断に寄与することが想定される。また、仮にこのようなリスクが顕在化しなかった場合も、他の案件への再投資に振り向けることが可能となるとともに、長期の事業リスクの低下、事業ノウハウの蓄積による採算性の向上にも資する」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (6)①～⑤の補足説明より、税制が措置されていない場合に比べ、令和2年度以降も、中小水力発電については13.7%、バイオマス発電については14.4%の導入量の拡大効果が期待されており、本税制の再エネ投資促進効果によりエネルギーミックス達成に向けた再エネの導入拡大に寄与することが期待される。平成30年度と同等の導入量があると仮定した場合、中小水力発電については0.8万kW/年、バイオマス発電については0.9万kW/年の導入拡大が見込まれる。</p> <p>また、地熱発電については、平成30年度の導入実績はなかったものの、資源エネルギー庁のアンケート調査により、20%特別償却の措置を適用する場合に投資意欲・投資計画に与える影響について、「現行計画よりも導入量を増やす」「現行計画の導入時期を早めて実施する」「投資計画が具現化する」「現行計画を確実に実施する」と回答した事業者の割合は50%となっている。実際、業界団体・事業者へのヒアリングから、令和元年度以降、年1件の適用を見込んでいるが、事業者ヒアリングによると、事業開始直後に</p>

顕在化する事業リスクに対して、本税制が寄与することが表明されており、本税制による地熱発電の導入量拡大効果は具体的に効果を見込まれている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税28・地26(自動運動))(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		②: 上記以外の税目 (国税28・地26(自動運動))(所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>1. 中長期的な計画に基づく省エネ投資 青色申告書を提出する個人・法人であって、省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)上の事業者クラス分け評価制度(※1)において直近2年度で連続してSクラス評価を受けた特定事業者等(※2)が、中長期計画書に記載された設備等を平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得等して事業の用に供した場合に、特別償却30%又は税額控除7%(中小企業事業者等のみ)が適用できる。</p> <p>2. 連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資 青色申告書を提出する個人・法人であって、連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた者が、認定を受けた連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画に記載された設備等を平成30年12月1日から令和2年3月31日までの間に取得等して事業の用に供した場合に、特別償却30%又は税額控除7%(中小企業事業者等のみ)が適用できる。</p> <p>※1 事業者クラス分け評価制度とは、省エネ法の定期報告書を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けするもの。 ※2 特定事業者等とは、省エネ法の特定事業者、特定連鎖化事業者及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する加盟者をいう。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成するため、再生可能エネルギー設備等を新たに取得して事業の用に供した場合に、特別償却20%の税制優遇を講じる。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>中長期的な計画に基づく省エネ投資の対象事業者に、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を追加する。</p>

		<p>【再生可能エネルギー】</p> <p>適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>所得税(租税特別措置法第10条の2) (同法施行令第5条の4) (同法施行規則第5条の7)</p> <p>法人税(租税特別措置法第42条の5、第68条の10) (同法施行令第27条の5、第39条の40) (同法施行規則第20条の2)</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>所得税(租税特別措置法第11条第1項の表の第1号) (同法施行令第5条の8第1項及び第2項)</p> <p>法人税(第43条第1項の表の第1号、第68条の16第1項の表の第1号) (同法施行令第28条第1項及び第2項、同法施行令第39条の49第1項及び第2項)</p>
5	担当部局	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 【省エネルギー】省エネルギー課 【再生可能エネルギー】新エネルギー課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成30年度から令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成30年度 創設
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年度～3年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>「長期エネルギー需給見通し(平成27年7月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。))において掲げられた、最終エネルギー消費で2030年度に原油換算で5,030万klの省エネ見通しを実現する。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>第5次エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)において、再生可能エネルギーは、「温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源」と位置づけられており、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく方針を示している。</p> <p>また、エネルギー計画に基づいて施策を講じた場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを示した長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)においては、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%程度とすることとされている。</p>

	<p>一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と固定価格買取制度（以下、FIT 制度）による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 【省エネルギー】 ○長期エネルギー需給見通し(平成 27 年7月経済産業省決定) 「産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門において、技術的にも可能で現実的な省エネルギー対策として考えられ得る限りのものをそれぞれ積み上げ、最終エネルギー消費で 5,030 万 kl 程度の省エネルギーを実施することによって、2030 年度のエネルギー需要を 326 百万 kl 程度と見込む。」</p> <p>○未来投資戦略 2017(平成 29 年6月閣議決定) 「規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ投資判断、省エネ法の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が連携した取組(スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連携強化等)、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援、エネルギー小売事業者の情報提供等を促進する施策の検討を本年度中に進める。」</p> <p>【再生可能エネルギー】 ・第 5 次エネルギー基本計画(平成 30 年7月閣議決定) ・長期エネルギー需給見通し(平成 27 年7月決定)</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【省エネルギー】 税制措置終了年度である令和3年度末において、各部門の省エネルギー目標(原油換算)の見通しを達成する。 産業部門:521 万 kl 業務部門:613 万 kl 運輸部門:804 万 kl ※線形で推移すると仮定した場合の推計値。 ※上記省エネルギー量は、レファレンスケースと省エネ徹底ケースの差分。</p> <p>【再生可能エネルギー】 2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合 22～24%に向けて、適用対象年度においても着実に再エネ設備の導入を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 【省エネルギー】 エネルギー消費量の大きな割合を占めるものの、省エネ対策の進捗が遅れている産業・業務部門については、LED 機器の導入のような投</p>

		<p>資判断が容易な省エネ取組は進む一方、生産設備など大規模投資による省エネ取組が道半ばである。また、事業者単体による省エネが限界に近づいていることから、サプライチェーン上などで複数事業者が連携して行う新たな省エネ取組を促進することが重要。</p> <p>このような中、平成 30 年4月に工場等判断基準を改正して、経営層を巻き込んだ大規模な省エネ投資を促すとともに、平成 30 年 12 月に施行された改正省エネ法において、連携省エネルギー計画の認定制度を創設し、規制的措置の中で省エネを促進する環境整備を行っている。</p> <p>また、平成 30 年度の省エネ法改正により「認定管理統括事業者制度」が創設されたため、本税制の対象として、「認定管理統括事業者」及び「管理関係事業者」を、省エネ法の規制対象事業者に新たに追加する。</p> <p>省エネ法の規制対象事業者等に対して、①中長期的な計画に基づく生産設備等に係る省エネ投資や②個社の枠を超えて複数事業者が連携する高度な省エネ投資について、税優遇措置を延長することによってその実施を強力に促進する。</p> <p>【再生可能エネルギー】 再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与するが、他電源と比較して発電コストが高く、また事業リスクが高いことが課題である。本税制措置により、事業リスクが特に高いことにより導入が遅れている再生可能エネルギー源について、設備導入初期のキャッシュフロー改善を行うことで、事業開始前後で極大化する事業リスクを低下させ、事業者の投資判断を確実にし、さらには再投資の拡大を図ることが可能である。</p>																														
10 有効性等	①: 適用数	<p>【省エネルギー】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>35</td> <td>437</td> <td>437</td> <td>437</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 平成 30 年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>36</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> FIT 制度の認定を受けて平成 30 年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数、業界団体や事業者ヒアリング等から適用可能件数を推計し、適用割合は資源エネルギー庁調査から 38.5%(※)として算出。 (※)平成 27 年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、38.5%と推計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却 30%を利用する者(11%)、税額控除を利用する者(6%)の3者の合計)。</p>	年度	平成 30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	35	437	437	437	年度	平成 30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	36	40	40	40
年度	平成 30	令和元年	令和2	令和3																												
区分																																
法人税	35	437	437	437																												
年度	平成 30	令和元年	令和2	令和3																												
区分																																
法人税	36	40	40	40																												

	参照:平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)																																								
②: 適用額	<p>【省エネルギー】 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>32</td> <td>410.3</td> <td>410.3</td> <td>410.3</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 平成30年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>7,858</td> <td>12,201</td> <td>8,797</td> <td>8,797</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 適用額は、調達価格算定委員会等からシステム費用の想定値を採用し、上記適用数に係る特別償却利用限度額を算出。</p>	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	32	410.3	410.3	410.3	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	7,858	12,201	8,797	8,797										
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3																																					
区分																																									
法人税	32	410.3	410.3	410.3																																					
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3																																					
区分																																									
法人税	7,858	12,201	8,797	8,797																																					
③: 減収額	<p>【省エネルギー】 ○減収額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>2.2</td> <td>28.7</td> <td>28.7</td> <td>28.7</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.2</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1.7</td> <td>17.7</td> <td>17.7</td> <td>17.7</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 平成30年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>1,807</td> <td>2,806</td> <td>2,023</td> <td>2,023</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 減収額は、上記適用額に法人税率23%を乗じた金額を算出。</p>	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	2.2	28.7	28.7	28.7	法人住民税	0.2	2.0	2.0	2.0	法人事業税	1.7	17.7	17.7	17.7	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	1,807	2,806	2,023	2,023
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3																																					
区分																																									
法人税	2.2	28.7	28.7	28.7																																					
法人住民税	0.2	2.0	2.0	2.0																																					
法人事業税	1.7	17.7	17.7	17.7																																					
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3																																					
区分																																									
法人税	1,807	2,806	2,023	2,023																																					
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>【省エネルギー】 ○平成29年時点における、各部門の省エネルギー量(原油換算) 産業部門:239万kl 業務部門:253万kl 運輸部門:362万kl</p> <p>【再生可能エネルギー】 ○達成目標の実現状況 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(目標:2030年度に22~24%) (出典:総合エネルギー統計(確報値)) ※()内は水力を除く数値 2013年度 10.9%(3.5%) 2014年度 12.5%(4.6%)</p>																																								

	<p>2015年度 14.3%(5.9%) 2016年度 14.6%(7.0%) 2017年度 16.0%(8.1%)</p> <p>○所期の目標の達成状況 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在16%(水力を除いて8.1%)であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>【省エネルギー】 (単位:万kl)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省エネ量</td> <td>0.77</td> <td>99.6</td> <td>8.5</td> <td>8.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 平成30年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】 当省が実施したアンケート調査(※)によると、再生可能エネルギー発電設備の導入を検討する際に、租税特別措置によって、一定数が「現行計画よりも導入量を増やして実施する」、「現行計画をより確実に実施する」と回答しており、投資判断の確実性や再投資意欲を高める効果があると示されている。 再エネ設備の導入に当たっては、土地の取得や環境アセスメント、試運転前後の設備の稼働不調等、特にその事業開始前と開始直後に最も大きな事業リスクを抱えているところ、租税特別措置により事業初期のキャッシュフローを改善することで、これら事業リスクがある状態でも、事業化判断に寄与することが想定される。また、仮にこのようなリスクが顕在化しなかった場合も、他の案件への再投資に振り向けることが可能となるとともに、長期の事業リスクの低下、事業ノウハウの蓄積による採算性の向上にも資する。 (※)平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)</p>	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					省エネ量	0.77	99.6	8.5	8.5
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3												
区分																
省エネ量	0.77	99.6	8.5	8.5												
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>【省エネルギー】 省エネ設備投資に租税優遇措置を設け、初年度の税負担を縮小することで設備投資を促進し、エネルギー消費効率の改善を通して、我が国全体の徹底した省エネ取組を推進する。 省エネ余地が少なくなる中、平成30年7月に提出された中長期計画に記載された投資計画は、前年度比3%程度減少しているものの、2年連続してSクラスとなった事業者が記載した本税制対象設備については10%程度増加。令和元年度以降にこれらの計画が実施される見込み。また、連携省エネについても事業化を進めている案件ができており、本税制による投資促進効果がある。</p> <p>【再生可能エネルギー】 再生可能エネルギー発電設備や付帯設備、メンテナンス高度化設備の導入支援は、広く事業者全般を対象とするものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進</p>															

		<p>めることができ、適切である。</p> <p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>【省エネルギー】 省エネ設備投資については、設備導入によるエネルギーコストの削減によって投資回収を行うこととなるため、投資回収期間が一般的な設備投資より長くなる。そのため、事業者の優先度が相対的に低下する省エネ投資に租税優遇措置を設けることは効果的。</p> <p>【再生可能エネルギー】 本制度は再生エネの主力電源化に資する「先進的な要件」を満たす設備投資を対象としたものであり、適用者数は一定数に限られるものの、今後導入数が増加すると見込まれ、かつ、レジリエンス対策につながる非常用電源として活用可能な発電設備や付帯設備を対象としており、一定の公益性を有することから措置内容は妥当である。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【省エネルギー】 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金のうち、エネルギー使用合理化等事業者支援事業は、省エネポテンシャルが大きい中小企業等を中心に支援しているが、本要望の中長期的な計画に基づく省エネ投資では、対象事業者を全てに相当程度省エネに取り組んでいる事業者を対象としている。加えて、複数事業者が連携した省エネ取組は、異なる事業者間での連携調整・設備投資判断等が必要であり、補助金の公募時期と事業者の設備投資タイミングに乖離が生じることから、税制措置を講じることで、補助金の公募期間外も含め、事業者の省エネ投資を強力に促進する必要がある。</p> <p>【再生可能エネルギー】 ○環境・エネルギー対策貸付(財政投融资) 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、再生可能エネルギー設備等の導入に必要な資金の低金利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利の低減を図るもの。 ○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度) 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。 ○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税) 固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減するもの。</p>

		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>【省エネルギー】 本税制により、事業者の省エネ設備への投資を促進することにより、地域の経済の活性化に資する。</p> <p>【再生可能エネルギー】 -</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 29 年 8 月</p> <p>【省エネルギー】H29 経産 09</p> <p>【再生可能エネルギー】H29 経産 09</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達することを旨とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置の要望に係る適用期間の最終年度である令和3年度末までに目標を達成することを旨とする。</p> <p>② 従前、達成目標について、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合を5割まで到達することとしていたところ、本税制措置は①中小企業の事務負担の軽減を図るために創設されたこと、②そのため、30万円以下の少額減価償却資産が広く本税制措置の適用対象とされており、パソコンの導入率のみでは本税制措置の効果を示し得るものではないと考えられるため、所期の達成目標を削除した。</p> <p>③ 従前、達成目標について、従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合を9割（調査媒体は中小企業庁アンケート調査。パソコン利用割合9割は20名以上の法人の水準）まで到達することとしていたところ、本税制措置は①中小企業の事務負担の軽減を図るために創設されたこと、②そのため、30万円以下の少額減価償却資産が広く本税制措置の適用対象とされており、パソコンの導入率のみでは本税制措置の効果を示し得るものではないと考えられるため、所期の達成目標を削除した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度の法人税）について、「平成30年度以降は推計値（平成30年度以降、毎年4.1%（平成27年度から平成29年度の伸び率の平均値）伸びると仮定して推計）」と説明されているが、算定に誤りがある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 誤りがあったため、修正したものを送る。積算については、別紙試算資料を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税）について、「平成30年度以降は推計値（平成30年度以降、毎年4.1%（平成27年度から平成29年度までの伸び率の平均値）伸びると仮定して推計）」</p>

と説明されているが、算定に誤りがある。
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 誤りがあったため、修正したものを送る。積算については、別紙試算資料を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から30年度までの法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税）が年度ごとに把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 計算したものを送る。積算については、別紙試算資料を参照されたい。</p> <p>② 記載させていただく。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成27年度から30年度までの法人事業税について、特別償却分の減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 計算したものを送る。積算については、別紙試算資料を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、法人事業税について、特別償却分の減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達）に対する過去の効果について、「中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られる」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達）に対する過去の効果について、「中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られる」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 個人企業経済調査によると本税制措置創設時の平成15年の従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合は19.6%であり、平成30年は35.0%となっていることから、本税制措置創設時と比べて改善されていることが分かる。</p> <p>② 中小企業庁アンケート調査（平成元年度調査）によると従業員数20名未満の法人におけるパソコンの利用割合が94.5%となっており、20名以上の法人の水準である9割へ到達しており、本税制措置創設時と比べて改善されていることが分かる。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「個人企業経済調査によると本税制措置創設時の平成15年の従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合は19.6%であり、平成30年は35.0%となっている」との説明では、過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「中小企業庁アンケート調査（平成元年度調査）によると従業員数20名未満の法人におけるパソコンの利用割合が94.5%となっており」との説明では、過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達することを旨とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業庁アンケート調査によると、本税制措置を活用したことにより、月に約3時間程度の事務負担の軽減効果があった（有効回答数172）との回答もあった。このことから、本税制措置は相当程度の販売費及び一般管理費の軽減に寄与していると考えられ、目標の達成に寄与することが見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本税制措置は相当程度の販売費及び一般管理費の軽減に寄与していると考えられ、目標の達成に寄与することが見込まれる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 適用社数

(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の情報が平成27年度から平成29年度までの適用社数から、平均伸び率を算出。

平成27年度	489,992件		
平成28年度	510,262件	(前年度比	4.1%)
平成29年度	531,317件	(前年度比	4.1%)
		平均	4.1%

(2) 「適用実態調査」の平成29年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、平成30年度以降の適用社数を推計。

平成29年度	531,317社
平成30年度	553,101社 (531,317×1.041)
令和元年度	575,778社 (553,101×1.041)
令和2年度	599,385社 (575,778×1.041)
令和3年度	623,960社 (599,385×1.041)

2. 減収見込み額

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
法人税	265	273	290	302	314	327	340
法人住民税	34	35	37	39	41	42	44
法人事業税	110	113	120	125	130	135	140
-法人事業税(所得割)	77	79	84	87	91	94	98
-地方法人特別税	33	34	36	38	39	41	42

※法人税の減収額については、平成29年度の減収額(290億円)に、1. 適用社数(1)で算出した平均伸び率を掛け、平成30年度以降の適用総額を推計。

※法人住民税の減収額については、法人税の減収額に法人住民税率(12.9%)を乗じて推計。

※法人事業税(所得割)の減収額については、特別償却分の減収額に外形法人のみ適用される場合の法人事業税率(6.7%)を乗じて推計。

※地方法人特別税の減収額については、法人事業税(所得割)の減収額に外形法人のみ適用される場合の法人事業税率(43.2%)を乗じて推計。

※なお、計算過程において小数点第1位で四捨五入をしている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税29・地方税29(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		②: 上記以外の税目 (国税29・地方税29(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 従業員1,000人以下の中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。
		《要望の内容》 適用期限を2年延長する。
		《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第28条の2、租税特別措置法施行令第18条の5) 法人税 (租税特別措置法第67条の5、第68条の102の2、租税特別措置法施行令第39条の28、第39条の124)
5	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月末まで)
		平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末まで) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末まで) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末まで) 平成26年度 2年間の延長(平成28年3月末まで) 平成28年度 適用対象を従業員1,000人以下の事業者に限定した上で2年間の延長(平成30年3月末まで) 平成30年度 2年間の延長(令和2年3月末まで)
8	適用又は延長期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の7割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、本年10月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中であって、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。

		《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達することを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業は深刻な人手不足に苦しむ中、経理担当の人員も少なく(2.2人)、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本税制措置により、減価償却資産の管理等の納税に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の事務の効率化に資する設備の導入が促進されることにより、経理担当の人員が少ない中小企業にあっても、経営状況の適時適切な把握を可能とすることによって、中小企業の活力向上が図られる。
10	有効性等	①: 適用数 平成27年度 489,992社 平成28年度 510,262社 平成29年度 531,317社 平成30年度 553,101社 令和元年度 575,778社 令和2年度 599,385社 令和3年度 623,960社 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成27年度から平成29年度まで実績値。平成30年度以降は推計値(平成30年度以降、毎年4.1%(平成27年度から平成29年度の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計)。
		②: 適用額 平成27年度 2,768億円 平成28年度 2,882億円 平成29年度 3,021億円 平成30年度 3,145億円 令和元年度 3,274億円 令和2年度 3,408億円 令和3年度 3,548億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成27年度から平成29年度まで実績値。平成30年度以降は推計値(平成30年度以降、毎年4.1%(平成27年度から平成29年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計)。 ○少額減価償却資産の特例の利用業種(平成29年度)

		業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業
		割合 (%)	2.2%	0.1%	17.7%	13.3%	6.8%
		業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業	
		割合 (%)	9.5%	5.1%	1.1%	8.7%	
		業種	運輸通信 公益事業	サービス業		その他	
		割合 (%)	2.9%	30.5%		2.0%	
③: 減収額			法人税	法人住民税	法人事業税		
		H27	265	34	110		
		H28	273	25	113		
		H29	290	37	120		
		H30	302	39	125		
		R1	314	41	130		
		R2	327	42	135		
		R3	340	44	140		
		<p>(出典) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)をもとにした財務省試算 ※法人税については平成27年度から平成29年度については実績値。平成30年度以降は推計値(平成30年度以降、毎年4.1%(平成27年度から平成29年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計。</p>					
④: 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られることから、事務処理の効率化に一定程度寄与していると考えられる。しかし、中小企業は深刻な人手不足や消費税率の引上げ等に直面しており、設備投資が十分に行われていない状況にあることから、目標達成には至っていない。</p> <p>なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、45.7%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本税制措置を利用した中小企業の約5割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。</p>					

		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)を利用した回帰分析の結果、少額特例利用額が1%増加すると、労働生産性が0.23%増加することが分かる。</p> <p>$LN(労働生産性(売上高/従業員数)) = 2.92 + 0.38LN(資本ストック/従業員数) + 0.23LN(少額特例利用額/従業員数)$</p> <p>(備考) 補正 $R^2 = 0.42$</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月(H29 経産 11)

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1経産08)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設 (-)												
措置の内容	平成29年度時点	-											
	平成30年度税制改正以後	-											
	令和元年度税制改正以後	-											
政策目的	後継者不在の中小企業経営者に対して、株式譲渡や事業譲渡等のM & Aを用いた第三者に対する事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することで、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図ること。												
評価対象税目	義務対象			努力義務対象									
	法人税	法人住民税	法人事業税										
関係条項	-												
要望内容	親族以外の第三者に対して事業承継を行う際に生ずる税負担や資金繰り負担を緩和することにより、事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る。												
創設年度	-	過去の政策評価の実績	-									区分	新設

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)				
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)	目標				
													「後継者難に苦む中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続や更なる発展を図り、もって地域経済の活力維持を実現する」				
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R2	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R3	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R4	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R5～/未定	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続や更なる発展を図り、もって地域経済の活力維持を実現する）は、政策目的（後継者不在の中小企業経営者に対して、株式譲渡や事業譲渡等のM&Aを用いた第三者に対する事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することで、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業庁として事業承継の意向はあるものの後継者未定で第三者承継を検討している約41.7万者（中小企業庁試算）の第三者による事業承継を、10年間の集中実施期間で進めることを目標としているところ、本税制措置においては法律に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、認定に関する要件は現時点で固まっていないことから、定量的に達成目標をお示しすることは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法律に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、減収額については認定に関する要件を踏まえて試算する必要があるものの、認定に関する要件は現時点で固まっていないことから、具体的にお示しすることは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法律に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、減収額については認定に関する具体的な要件を踏まえて試算する必要があるものの、認定に関する要件は現時点で固まっていないことから、具体的にお示しすることは困難。</p>

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続や更なる発展を図り、もって地域経済の活力維持を実現する）は、政策目的（後継者不在の中小企業経営者に対して、株式譲渡や事業譲渡等のM&Aを用いた第三者に対する事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することで、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業庁として事業承継の意向はあるものの後継者未定で第三者承継を検討している約41.7万者（中小企業庁試算）の第三者による事業承継を、10年間の集中実施期間で進めることを目標としているところ、本税制措置においては法律に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、認定に関する要件は現時点で固まっていないことから、定量的に将来の効果をお示しすることは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設
2	①: 政策評価の対象税目	(国税32・地方税23(自動連動)) (法人税:義、法人住民税、事業税:義)
	②: 上記以外の税目	(国税32・地方税23(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 親族以外の第三者に対して事業承継を行う際に生ずる税負担や資金繰り負担を緩和することにより、事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る。
		《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 令和2年～令和12年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	令和11年度末まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。 昨年に法人版事業承継税制を抜本的に拡充し、本年は個人版事業承継税制を創設することで、主として親族内での事業承継を後押しする税制が措置されたところではあるが、後継者不在の中小企業経営者に対して、株式譲渡や事業譲渡等のM&Aを用いた第三者に対する事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することで、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る

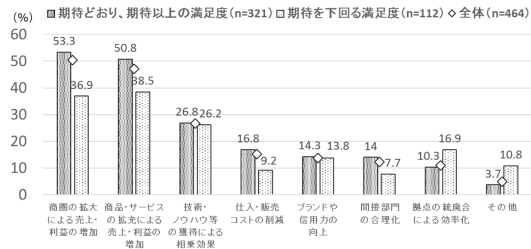
		<p>《政策目的の根拠》 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。</p> <p>このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ。他方、これらの税制措置は後継者が存在する中小企業の事業承継の後押しについて有効な措置ではあるが、後継者不在の中小企業はこれらの税制措置を活用することができない。</p> <p>事業承継の準備を早期に進める必要がある、60代の経営者が経営する中小企業について見てみると、後継者不在率は5割を超えているというデータも存在することから、これらの後継者不在の中小企業についても事業承継を促進することが必要。事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。</p> <p>実際、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンの維持・発展につながっているケースも近年見られる。また、経営者の年齢が若いと売上高等の業績が改善される傾向にあること、M&Aを実施した中小企業の多くは販路拡大や利益率の向上といった成果を実現できていること等から、次世代への経営の引継ぎを促進することは、地域経済の活性化や雇用の維持にも繋がるものと考えられる。</p> <p>こうした第三者への事業承継がより活発に行われるインセンティブを設けることにより、次世代への経営の引継ぎを加速させることが必要不可欠。</p> <p>○「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日) 第4章 人口減少下での地方施策の強化 6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上 (2) 新たに講ずべき具体的施策 ii) 新陳代謝の促進 ・ 2018年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。</p>
--	--	---

○2018年時点における代表者の年代別後継者不在率

代表者年代	後継者不在率 (2018年)
30代未満	94.1
30代	92.7
40代	88.2
50代	74.8
60代	52.3
70代	42.0
80代以上	33.2
平均	66.4

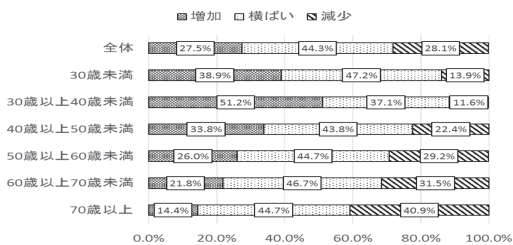
(出典) 帝国データバンク 全国後継者不在企業動向調査 (2018年)

○M&A実施の具体的効果



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「成長に向けた企業間連携等に関する調査」(2017年11月)
 (注) 1. 複数回している者については、直近のM&Aについて回答している。(注) 2. 複数回答可

○経営者年齢別に見た売上高の傾向



(出典) 平成28年度中小企業庁委託調査

10	有効性等	②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続や更なる発展を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。 現状を放置すれば後継者不在により廃業せざるを得ない中小企業の数は増加し、地域経済や雇用への悪影響が見込まれるが、第三者に対して事業を承継することに対してインセンティブを設けることで第三者による事業承継が促進されれば、事業の存続や新しい経営者の下での更なる事業の発展を見込むことができると考えられる。
		①: 適用数	精査中
		②: 適用額	精査中
		③: 減収額	精査中
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、3万件台から4万件台に推移している。この傾向は、今後10年の間に経営者の平均引退年齢である70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者の数が約245万人となることを踏まえると、今後も増加傾向にあることが見込まれる。 経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続や更なる発展を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。

		<p style="text-align: center;">休業業・解散件数の推移</p> <p>資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休業業・解散企業」動向調査」(注)1.休業業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。2.解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置は、後継者の不在で廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継に向けたインセンティブを設けることで第三者への事業承継を促進するもの。それによって、本来であれば廃業せざるをえなかった事業が新しい経営者に引き継がれることで当該事業の存続や更なる発展が見込まれ、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながる。</p>
	⑤： 税収減を是認する理由等	<p>《減収減を是認するような効果の有無》 後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を第三者に承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。</p>
11： 相当性	①： 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>税制措置は、①要件を満たす中小企業・小規模事業者が広く利用を検討できること、②応募期間や予算枠等の関係で制約の多い補助金と異なり、機動的な利用を検討できること、③事業承継の当事者に発生する税負担や資金繰り負担を直接的に緩和できること等の理由から、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継という政策目標を達成するためには租税特別措置等によることが適当</p>

	②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを支援するため、マッチング支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を全国47都道府県に設置している。</p>
	③： 地方公共団体が協力する相当性	<p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ、現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがあるとされており、措置を講じなければ地域経済にも大きな影響が生ずることが見込まれる。 本税制措置により法人税や所得税に減収が発生すれば、それに連動して住民税や事業税についても減収が発生することになるが、廃業するはずだった事業が新たな経営者の下で存続し、更なる発展を経る可能性もあり、地方税収の維持や増進に寄与する。したがって、本税制措置の創設は地方公共団体にとって重要。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置等		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する）から新たな達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>そもそも、本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるところ、政策的な意義以上にむしろ、二重課税を回避する観点から措置されている税制、という側面が大きいと考えている。その上で、以下解答する。</p> <p>① 競争状況を示す指標として、一般的に「新規参入者シェア」が用いられるが、これは現在15%程度の水準で、例えば電気通信業のそれを上回っており、本省としては競争は一定程度進捗していると評価している。その上で、本税制を意義づけるのであれば、制度措置がなくなることにより取引形態に歪みが生まれる（発電・小売一体会社が税制上有利となる）ことにより、競争環境が不均衡となり上記のシェアが低下することを回避することにある。</p> <p>② 上記でお示ししたとおり、本省では一定程度競争は進展していると評価しており、またその目標設定は「現状よりも競争が進展すること（＝新電力シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。したがって、最終年度における考え方も同様の考え方である。（なお、競争環境整備という観点では、本税制に限らず、不断の取組（2020年度 法的分離の実施など）を行っているところ。）</p> <p>③ 達成目標については、本質的な変更ではない。冒頭で述べたとおり、政策的な意義以上にむしろ、二重課税を回避する観点から措置されている税制措置であるが、記載上政策的な意義を強調したものである。（本税制措置が存在しないとすると、小売事業者は電力販売収益に対して課税されることになるが、当該収益額には、一般送配電事業者による託送収益の総額が含まれる。託送収益の額は、認可対象でありその金額を事業者の都合により変更することはできない。この結果、電力業の商流の中で、託送収益に該当する金額は小売事業者、一般送配電事業者の2社で重複して課税されることになる。このような状態を回避するために、本税制は措置されており、今後も必要な措置であると考えている。）</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 数値の出典については、経済産業省HP登録小売電気事業者一覧の各年度末時点における事業者数をカウントしたもの</p> <p>平成28年度；389（全登録者数）－9（東電以外の旧一般電気事業者数）＝380</p> <p>平成29年度；467（全登録者数）－9（東電以外の旧一般電気事業者数）＝458</p> <p>平成30年度；589（全登録者数）－9（東電以外の旧一般電気事業者数）＝580</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 小売事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在し、将来にわたっては、2019年8月時点の値（経済産業省HP登録小売電気事業者一覧）で横置きすることが最善の見積もりと判断。</p> <p>令和元年度（見込）；592</p> <p>令和2年度（見込）；592</p> <p>令和3年度（見込）；592</p> <p>令和4年度（見込）；592</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数（令和元年度の法人事業税）について、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人事業税）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用額は一般送配電事業者たる旧一電各社、東京電力PGの各年度決算における託送収益の金額の合計である。減収額は適用額に各社毎に託送収益の額に事業税率を乗じて算出している。</p> <p>（単位：百万円）（出典：各社決算値をヒアリング）</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;"><適用額></td> <td style="text-align:right;"><減収額></td> </tr> <tr> <td>平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792</td> <td>平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792</td> </tr> <tr> <td>平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723</td> <td>平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723</td> </tr> <tr> <td>平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263</td> <td>平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263</td> </tr> </table> <p>② 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績（課税標準）は以下の通り。</p> <p>実績値との乖離は、自由化の進捗により旧一電以外の新電力のシェアが想定以上に伸び、それらへの託送収益が増加したためである。</p> <p>（単位：百万円）</p> <p>平成28年度；77,345</p> <p>平成29年度；1,410,805</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 過去の減収額（法人事業税）の計算に使用した税率の具体的な数値を確認できないことから、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>	<適用額>	<減収額>	平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792	平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792	平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723	平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723	平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263	平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263
<適用額>	<減収額>							
平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792	平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792							
平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723	平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723							
平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263	平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263							

② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 令和元年度以降は旧一電以外の新電力のシェアについて、事業者数の増加は一服したものの、競争は今後本格化するものと考えている。他方、新電力のシェア拡大については、合理的な数値をもって見通すことが困難なため、一般送配電事業者たる旧一電各社、東京電力P Gの令和元年度の託送収益の見通し値を将来にわたり横置きとしている。

（単位：百万円）

	<適用額>	<減収額>
令和元年度（見込）	2,053,625（各社託送収益合計）	× 事業税率=26,476
令和2年度（見込）	2,053,625（各社託送収益合計）	× 事業税率=26,476
令和3年度（見込）	2,053,625（各社託送収益合計）	× 事業税率=26,476
令和4年度（見込）	2,053,625（各社託送収益合計）	× 事業税率=26,476

【点検結果】

① 将来の減収額（法人事業税）の計算に使用した、「一般送配電事業者たる旧一電各社、東京電力P Gの令和元年度の託送収益の見通し値」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、また、税率の具体的な数値を確認できないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかになっていない。

【経済産業省の補足説明】

① (1)参照。参考として、競争状況を示す指標として一般的に用いられる「新規参入者シェア」の推移は下図参考参照。

年月	合計 (%)
2016年4月	5.2
2016年6月	6.3
2016年8月	7.2
2016年10月	7.9
2016年12月	7.7
2017年2月	7.8
2017年4月	8.0
2017年6月	8.4
2017年8月	8.8
2017年10月	8.5
2017年12月	8.7
2018年2月	9.3
2018年4月	9.6
2018年6月	10.7
2018年8月	11.8
2018年10月	12.6
2018年12月	12.2
2019年2月	12.5
2019年4月	13.3
2019年6月	14.0
2019年8月	14.9
2019年10月	16.0
2019年12月	15.4
2020年2月	15.4
2020年4月	15.5
2020年6月	15.3
2020年8月	15.7
2020年10月	15.4
2020年12月	15.6
2021年2月	15.9

【点検結果】

① 点検項目(1)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度措置がなくなることにより取引形態に歪みが生まれる（発電・小売一体会社が税制上有利となる）ことにより、競争環境が不均衡となり上記のシェアが低下することを回避する」との説明では、達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

部が解消されたが、「本税制措置が存在しないとすると、(中略) 電力業の商流の中で、託送収益に該当する金額は小売事業者、一般送配電事業者の2社で重複して課税されることになる。このような状態を回避するために、本税制は措置されており、今後も必要な措置であると考えている」との説明では、所期の達成目標（一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する）に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかになっていない。

【経済産業省の補足説明】

① (1)でお示したとおり、目標設定は「現状よりも競争が進展すること（＝新電力シェアが上昇すること）」としか設定し得ないところ、「新電力シェア」に関する今後の予測を強いてお示した場合にも電力各社がIR上示している収益見通しと整合しない可能性が高く、高い妥当性をもってお示することが困難であり、かつ各社の資金調達にも大きく影響する可能性がある。なお、これまでの新電力シェアの増加については下図参考参照。

【点検結果】

① 点検項目(1)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度措置がなくなることにより取引形態に歪みが生まれる（発電・小売一体会社が税制上有利となる）ことにより、競争環境が不均衡となり上記のシェアが低下することを回避する」との説明では、達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置等	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税13)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。	
		《要望の内容》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。	
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第8項、附則第9条第18項 地方税法施行令 附則第6条の2第2項、附則第6条の2第6項	
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年4月1日～令和5年3月31日	
7	創設年度及び改正経緯	平成12年度創設	
		平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長	
8	適用又は延長期間	延長期間:3年(令和2年4月1日～令和5年3月31日) (「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、小売電気事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。 《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成25年4月閣議決定)において、電力市場における競争の促進、電力会社、料金メニュー等を選びたい

			という消費者ニーズに対して多様な選択肢の提供や、他業種・他地域からの参入をはじめ事業者の事業機会の拡大ができる制度へ転換する等の方針が示され、当該方針に基づき、平成28年度4月1日より、小売電気事業の全面自由化と、それに伴い、地域独占・規制料金が担保された一般電気事業概念の廃止(事業類型の見直し)が実施された。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、小売電気事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。
10	有効性等	① 適用数	適用事業者数 平成28年度 380 平成29年度 458 平成30年度 580 令和元年度 592 令和2年度(見込) 592 令和3年度(見込) 592 令和4年度(見込) 592 ※平成28年度～令和元年度(8月時点)の適用事業者数は、各年度末の小売電気事業者数から旧一般電気事業者(分社化を実施した東京電力を除く9社)を除く数を記載) ※減収額は、旧一般電気事業者へのヒアリングによる
		② 適用額	適用額(百万円) 平成28年度 1,690,920 平成29年度 1,918,312 平成30年度 2,037,864 令和元年度 2,053,625 令和2年度(見込) 2,053,625 令和3年度(見込) 2,053,625 令和4年度(見込) 2,053,625 ※旧一般電気事業者へのヒアリングによる
		③ 減収額	減収額(百万円) 平成28年度 21,792 平成29年度 24,723 平成30年度 26,263 令和元年度 26,467 令和2年度(見込) 26,467 令和3年度(見込) 26,467 令和4年度(見込) 26,467 ※旧一般電気事業者へのヒアリングによる

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場における、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の事業との間での課税の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（電気事業）に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月 (H28 経産 05)

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
国交02	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交03	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交04	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交05	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換え特例等の延長
国交06	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交07	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交08	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交09	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標の測定指標（毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷役の順番待ちのためのトラックの無駄な待機が発生しない営業倉庫（特定流通業務施設）の割合を2割とする。このうち、本措置の適用件数を各年度25件とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 新たな測定指標（このうち、本措置の適用件数を各年度25件とする）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 達成目標の測定指標を達成すべき時期は、同指標に「各年度」とあるとおり、本特例延長期間である令和2年度及び3年度の各年度である。</p> <p>② 本特例措置を適用することにより達成しようとする目標は、「毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷役の順番待ちのためのトラックの無駄な待機が発生しない営業倉庫（特定流通業務施設）の割合を2割とする（A）。このうち、本措置の適用件数を各年度25件とする（B）。」である。</p> <p>（A）については、「総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）」（平成29年7月28日閣議決定）に基づく「総合物流施策推進プログラム」（平成31年3月改定 総合物流施策推進会議）において、「物流事業の労働生産性を将来的に全産業平均並みに引き上げることを目指して、2020年度までに2割程度向上させる。」と設定した目標の実現に向けて、少なくとも新設・増設される営業倉庫については、その2割をトラックの無駄な待機が発生しない特定流通業務施設とすることと定めたものである。</p> <p>なお、本達成目標（A）は、本特例措置に限らず、地方税における特例措置等により実現する達成目標となっているところである。</p> <p>他方、（B）（本措置の適用件数を各年度25件とする）については、「毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷役の順番待ちのためのトラックの無駄な待機が発生しない営業倉庫（特定流通業務施設）の割合を2割とする」のうち、本特例措置で達成する目標をより明確にするため、本特例措置に限定した形で設定した達成目標の測定指標である。</p> <p>本措置の適用件数を各年度25件としているのは、新設・増設される営業倉庫が毎年約150棟程度見込まれるところ、そのうちの2割（30棟）を「特定流通業務施設」として整備することを目標として掲げているところであるが、「特定流通業務施設」のなかには、本特例措置の適用対象外となる「トラック営業所等の併設」により荷待ちを削減する倉庫も含まれるところ。このため、これまでの本特例措置の適用実績（特定流通業務施設の8割程度）に鑑み、「特定流通業務施設」のうち、8割以上（30棟×8割以上＝25棟）を本特例措置が適用される特定流通業務施設として整備することを目標としたものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合90.7%（平成29年度）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標（平成32年度に新設・増設される営業倉庫に係る輸送フローに係る労働生産性を、政策を実施しない場合と比べて2%向上させるため、平成32年度における特定流通業務施設を新設・増設される営業倉庫の2割とする）の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（平成32年度に新設・増設される営業倉庫に係る輸送フローに係る労働生産性を、政策を実施しない場合と比べて2%向上させるため、平成32年度における特定流通業務施設を新設・増設される営業倉庫の2割とする）に対する過去の直接的な効果について、「本措置により、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等への立地、一定の規模や省力化設備といった改正物流総合効率化法の要件を満たした特定流通業務施設を平成28年10月から令和1年7月末現在までに38棟整備することができた。これらの事業者に対して、本措置の効果についてアンケート・ヒアリングを行ったところ、回答のあった30者のうち22者から、本措置がなかった場合、「トラック予約受付システム」等の省力化設備を備えた倉庫を整備しなかった」との回答であったことから、本措置の直接的効果は38棟×22/30＝28棟と推測される」と説明されているが、アンケート・ヒア</p>
--

<p>リングの結果と過去の効果（新設・増設倉庫棟数に対する認定件数の割合：平成29年度22%及び30年度20%）との関係が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位10社の適用額の合計の割合が高いが、これは1件あたりの整備額が大規模な倉庫もあれば小規模な倉庫もある中で、大規模な倉庫の適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的は、より多くの法人に本税制措置を活用してもらい、より多くの施設整備を実現することであるため、物流効率化に資する倉庫で一定規模以上のものであれば、1件当たりの整備額の大小を問うものではない。また、過去（平成28年度～30年度）の適用法人数が39法人であり、将来（令和元年度、2年度）の適用見込法人数が50法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され、多くの施設整備に繋がった又は繋がることが見込まれる。</p> <p>さらに、本達成目標に対して、平成28年度は、制度を改正した初年度ということもあり13%に留まったものの、平成29年度は22%、平成30年度は20%であり、両年度ともに達成目標を達成しているところである。これにより、新設・増設される倉庫の約2割について、トラックの無駄な待機を発生させない特定流通業務施設を整備することにより、トラックドライバーの平均労働時間約10時間を1時間程度（約10%）削減することで、労働生産性が10%向上しているところ。これにより、2割×10%で、輸送フローに係る労働生産性の2%向上にも寄与していると言える。</p> <p>② 上記の通り、過去の効果（平成29年度22%、平成30年度20%）を達成するにあたり、本特例措置がどれだけ寄与したか、その効果を測定するために、本特例措置の適用事業者38者（本年7月末時点の改正物流総合効率化法に基づく国統適用事業者）に対してアンケート・ヒアリングを行ったところ。有効回答30者のうち22者から、「本措置がなかった場合、トラック予約受付システム等の省力化設備を備えた倉庫を整備しなかった」との回答があったことから、少なくとも約7割（22/30）の事業者にとっては、本特例措置が特定流通業務施設を整備するインセンティブとして働いており、目標達成に寄与したと言える。このため、過去の結果（平成29年度22%、平成30年度20%）のうち本特例措置を利用する8割に、約7割を乗じた、平成29年度12%、平成30年度11%が直接的効果と見込まれる。</p> <p>また、特定流通業務施設を建設したことで労働生産性がどの程度向上したのかについては、上記①で説明したとおり、過去の効果（平成29年度22%、平成30年度20%）のとおり、平成29・30年度については、達成目標を達成しているところ、新設・増設される倉庫の約2割について、トラックの無駄な待機を発生させない特定流通業務施設を整備することにより、トラックドライバーの平均労働時間約10時間を1時間程度（約10%）削減することで、労働生産性が10%向上しているところ。これにより、2割×10%で、輸送フローに係る労働生産性の2%向上にも寄与していると言える。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 新設・増設される倉庫は、過去3ヵ年平均で145件整備されることが見込まれており、その2割である約30件は、トラックの無駄な待機が発生しない営業倉庫（特定流通業務施設）として整備されること、またその30件のうちの8割以上である25件は、本特例措置が適用される見込み件数として、達成目標の測定指標に掲げているところである。</p> <p>他方、達成目標の測定指標に対する本特例措置の将来の直接的な効果に関して言えば、業界団体を通じたアンケート・ヒアリングによれば、令和元年度及び令和2年度はそれぞれ26件、24件について本特例措置が適用されることが見込まれている。このうち少なくとも約7割の事業者は、本特例措置が特定流通業務施設を整備するインセンティブとして働くことが想定されている。このため、将来の効果（新設・増設倉庫棟数に対する認定件数の割合：令和元年度から4年度までの各年度21%）のうち本特例措置を利用する8割に、約7割を乗じた、各年度12%が直接的効果と見込まれ、また、アンケート・ヒアリングの結果（令和元年度26件、令和2年度24件）に、約7割を乗じた、令和元年度18件、令和2年度17件が直接的効果と見込まれる。</p> <p>従って、本特例措置の達成目標の測定指標である25件に対しては、その7割程度が本措置の直接的効果があることにより今後整備されるものであると考えられるところ、本措置の政策効果は高いものとする。</p> <p>また、本達成目標の測定指標の達成にあたり本特例措置がどれだけ寄与したか、事後的に直接的な効果を検証する方法について、評価書に「今後、予測される直接的効果が発現するかを検証するため、前回同様、対象事業者や業界団体へのアンケート・ヒアリング等を実施する。」を加筆した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標の測定指標（毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷役の順番待ちのためのトラックの無駄な待機が発生しない営業倉庫（特定流通業務施設）の割合を2割とする。このうち、本措置の適用件数を各年度25件とする）に対する将来の直接的な効果について、「今回のアンケート・ヒアリング調査の結果により、本措置のインセンティブ効果が認められたところであり、現在における同システムの普及状況を勘案すると、本措置による特定流通業務施設整備に対するインセンティブとしての効果は、今後も見込まれるものと考えられることから、令和元年度から令和4年度までの本措置の直接的効果は、毎年度25棟×22/30=18棟と推測される」と説明されているが、アンケート・ヒアリング調査の結果に基づく見込みと将来の効果（新設・増設倉庫棟数に対する認定件数の割合：令和元年度から4年度までの各年度21%）との関係が明らかにされておらず、また、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 2)、法人住民税: 義、法人事業税: 義
	②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 平成 28 年 10 月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下「物流総合効率化法」という。)に基づく物流効率化のための計画(以下「総合効率化計画」という。)の認定を受けた者が、同計画に基づき取得する事業用資産(以下「特定流通業務施設」という。)について、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の 100 分の 10 に相当する金額の合計額とする特例措置(10%の割増償却)を講ずる。
		《要望の内容》 上記特例措置について、適用期限を2年間延長し、令和4年3月 31 日までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法 第 15 条、第 48 条、第 68 条の 36 租税特別措置法施行令 第 8 条、第 29 条の 6、第 39 条の 65 租税特別措置法施行規則 第 6 条の 2、第 20 条の 22、第 22 条の 43 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第 2 条、第 4 条、第 7 条
5	担当部局	国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成 28 年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 創設 平成 8 年度 延長(償却率 20/100)地区要件の追加 平成 10 年度 延長(償却率 18/100)ランプウェイ構造追加 平成 12 年度 延長(償却率 16/100) 平成 14 年度 延長(償却率 12/100)規模要件の引き上げ 平成 16 年度 延長(償却率 10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成 17 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 18 年度 延長(償却率 10/100) 平成 19 年度 延長(償却率 10/100) 平成 21 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 25 年度 延長(償却率 10/100)災害要件の追加 平成 27 年度 延長(償却率 10/100)規模要件の引き上げ 平成 28 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し

		平成 30 年度 延長(償却率 10/100)
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年度及び令和3年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の産業や国民生活に必要な物流機能の安定的かつ持続的な確保のため、機能が強化された物流施設を核とした物流の円滑化等を促進することにより、物流分野における労働力不足等に対応した省労働力型の物流体系を構築する。 《政策目的の根拠》 ○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号) 第 1 条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の調達円滑化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 ○未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) 4. インフラの生産性と都市の競争力の向上 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii) 生産性向上による産業インフラの機能強化等 以下の取組等を推進し、2020 年までに物流事業者の労働生産性を 2 割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。 (中略) ・ 今後の物流施策や物流行政の指針となる新たな総合物流施策大綱を速やかに取りまとめ、関係省庁が連携した総合的・一体的な取組の推進を図る。 ○総合物流施策大綱(2017 年度～2020 年度)(平成 29 年 7 月 28 日閣議決定) 2. 物流の透明化・効率化とそれを通じた働き方改革の実現(＝見える) (3)付加価値を生む業務への集中・誰もが活躍できる物流への転換 ① 荷待ち時間や荷役時間の短縮による稼働率向上 ドライバーを輸送業務に特化させるとともに、輸送の回転率を向上させることにより、時間当たりの生産性や収益性を向上させる必要がある。このため、トラック予約受付システム(中略)の導入(中略)を通じた荷待ち時間・荷役時間の短縮を促進する。 3. ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現(＝支える)～ハードインフラ・ソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～ (3)物流施設の機能強化

		<p>(前略)物流総合効率化法の枠組みも活用し、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等、物流の結節点としての効果的な立地への物流施設の誘導を促進するとともに、トラック予約受付システムの導入やトラック営業所の併設等の物流事業者間の連携を促進することにより、物流の円滑化を図る。併せて、老朽化した物流施設について、更新・高機能化を推進することによって、物流事業者の生産性向上に資するような物流施設の整備を促進する。</p> <p>○ 総合物流施策推進プログラム(平成 31 年3月改定 総合物流施策推進会議) 第2章 今後推進すべき具体的施策 【目標】 (前略)物流事業の労働生産性を将来的に全産業平均並みに引き上げることを目指して、2020 年度までに2割程度向上させる。</p> <p>3. ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現(=支える)～ハードインフラ・ソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～ (3)物流施設の機能強化 ア)物流施設を核とした物流の円滑化等の促進 物流総合効率化法の枠組みを活用し、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等、物流の結節点として効果的な立地への物流施設の誘導を促進するとともに、物流施設におけるトラック予約受付システムの導入等の物流事業者間の連携や高機能化を促進する等、物流の円滑化に向けた取組を実施する。</p> <p>物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2016 年度 8件 → 2020 年度 150 件】</p> <p>○ 働き方改革実行計画(平成 29 年3月 28 日 働き方改革実現会議決定) (取引条件改善など業種ごとの取組の推進) (前略)特にトラック運送事業においては、(中略)荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月 21 日 閣議決定) 第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり 2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進 (2)働き方改革の推進 (前略)引き続き、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務³⁹⁾については、その業務特有の事情を踏まえ、きめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境整備を着実に進める。</p> <p>³⁹⁾自動車運送事業については、生産性の向上や働きやすい労働環境の実現を目指した「ホワイト物流」推進運動の展開など、働き方改革の実現に向けた政府行動計画を着実に実施する。</p>
--	--	---

		<p>5. 重要課題への取組 (2)科学技術・イノベーションと投資の推進 ② 成長力を強化し支える公的投資の推進 (前略)AI・IoTの活用によるコンテナターミナルの機能強化などの物流の効率性・安全性の向上や効率的な渋滞対策を進める。データ、自動運転などの新技術を活用し、生産性向上等の取組を進める。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 荷待ち時間や荷役時間の短縮による稼働率向上等により、物流事業者の労働生産性を向上させる。</p> <p><測定指標> 物流事業者の労働生産性の向上を図るため、毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷役の順番待ちのためのトラックの無駄な待機が発生しない営業倉庫(特定流通業務施設)の割合を2割とする。このうち、本措置の適用件数を各年度 25 件とする。</p> <p>(参考) ・「未来投資戦略 2017」(平成 29 年6月9日閣議決定)では、物流事業の労働生産性向上の観点から、「総合物流施策大綱」の推進を通じて、「2020 年までに物流事業者の労働生産性を2割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。」としている。 ・「総合物流施策大綱(2017 年度～2020 年度)」(平成 29 年7月 28 日閣議決定)に基づく「総合物流施策推進プログラム」(平成 31 年3月改定 総合物流施策推進会議)では、「物流事業の労働生産性を将来的に全産業平均並みに引き上げることを目指して、2020 年度までに2割程度向上させる。」としている。 <総合物流施策推進プログラムにおける目標> ・物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2016 年度 8件 → 2020 年度 150 件】 ※次期プログラム改定時に新たな目標を設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各年度に新設される営業倉庫約 150 棟のうち、2 割の営業倉庫(30 棟)で、荷待ち時間が発生している。物流総合効率化法の認定制度と租税特別措置によるインセンティブにより、毎年度 30 棟の「荷待ちが発生しない倉庫」を整備することにより、各年度に新設される営業倉庫の全てを「荷待ちが発生しない倉庫」として整備することができる。これにより、社会問題となっているトラックドライバーの長時間労働の一因である荷待ち時間の削減を図ることができ、省力型の物流体系の構築</p>
--	--	--

		に寄与することができる。																
10 有効性等	①: 適用数	<p>《適用件数の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる適用件数を示したものの。 2 平成28～30年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用件数を推計。令和1年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和2年度以降は令和1年度と同数を計上)。 3 平成28年度・29年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)」によると、前者が適用件数18件、後者が21件となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる適用件数を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用件数を推計することができない。) 4 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>《僅少ではないか》 平成30年度の目標値が25件であったのに対して実績は14件であり、適用数が想定外に僅少であるとは言えない。</p>	年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	適用件数	7	18	14	25	25	25	25
	年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4										
適用件数	7	18	14	25	25	25	25											
②: 適用額	<p>《適用額の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>103</td> <td>133</td> <td>113</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる適用額を示したものの。 2 平成28～30年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用額を推計。令和1年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和2年度以降は、令和1年度の適用額と同数を計上)。 3 平成28年度・29年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)」によると、前者が適用額138百万円、後者が172百万円となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる適用額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用額を推計することができない。) 4 算定根拠については、別紙参照。</p>	年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	適用額	103	133	113	160	160	160	160	
年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4											
適用額	103	133	113	160	160	160	160											

		<p>《偏りがないか》 平成30年度までの改正物流総合効率化法による認定件数は66件であり、このうち、税制特例措置を利用した事業者は35者であり、約53%が本措置を利用していることから、適用額が特定の者に偏っているとは言えない。</p>																																																																
	③: 減収額	<p>《減収額の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>24</td> <td>31</td> <td>26</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる減収額を示したものの。 2 平成28～30年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の法人税等の減収額について、本措置の適用期間(5年間)分を累計し、推計。令和1年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和2年度以降は、令和1年度の適用額と同額に、各税率を乗じて算出)。 3 平成28年度・29年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)」によると、前者が適用額138百万円、後者が適用額172百万円となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる減収額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる法人税等の減収額を推計することができない。) 4 算出根拠については、別紙参照。</p>	年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	法人税	24	31	26	37	37	37	37	法人住民税	3	4	3	3	3	3	3	法人事業税	7	9	8	15	15	15	15	地方法人特別税	3	4	3	0	0	0	0																								
	年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4																																																										
法人税	24	31	26	37	37	37	37																																																											
法人住民税	3	4	3	3	3	3	3																																																											
法人事業税	7	9	8	15	15	15	15																																																											
地方法人特別税	3	4	3	0	0	0	0																																																											
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:棟、件、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設・増設倉庫棟数</td> <td>149</td> <td>148</td> <td>137</td> <td>145</td> <td>145</td> <td>145</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>認定件数(旧法)</td> <td>12</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定件数(新法)</td> <td>7</td> <td>32</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>認定件数(合計)</td> <td>19</td> <td>32</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>税制特例措置の適用対象件数(旧法)</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税制特例措置の適用対象件数(新法)</td> <td>3</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>税制特例措置の適用対象件数(合計)</td> <td>7</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	新設・増設倉庫棟数	149	148	137	145	145	145	145	認定件数(旧法)	12	-	-	-	-	-	-	認定件数(新法)	7	32	27	30	30	30	30	認定件数(合計)	19	32	27	30	30	30	30	税制特例措置の適用対象件数(旧法)	4	-	-	-	-	-	-	税制特例措置の適用対象件数(新法)	3	18	14	25	25	25	25	税制特例措置の適用対象件数(合計)	7	18	14	25	25	25	25
年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4																																																											
新設・増設倉庫棟数	149	148	137	145	145	145	145																																																											
認定件数(旧法)	12	-	-	-	-	-	-																																																											
認定件数(新法)	7	32	27	30	30	30	30																																																											
認定件数(合計)	19	32	27	30	30	30	30																																																											
税制特例措置の適用対象件数(旧法)	4	-	-	-	-	-	-																																																											
税制特例措置の適用対象件数(新法)	3	18	14	25	25	25	25																																																											
税制特例措置の適用対象件数(合計)	7	18	14	25	25	25	25																																																											

新設・増設倉庫棟数に対する認定件数の割合	13%	22%	20%	21%	21%	21%	21%
新設・増設倉庫棟数に対する税制特例措置の適用対象件数の割合	5%	12%	10%	17%	17%	17%	17%

(注) 平成 28～30 年度は、実績値(国土交通省調べ)。令和 1 年度は、物流総合効率化法の認定申請状況に基づき推計(令和 2 年度以降は、令和 1 年度と同数を計上。)

(1) 政策目的の達成状況
平成 28 年に改正した物流総合効率化法により、トラックドライバーの荷待ち時間の削減を図るトラック予約受付システムを要件に追加したことに加え、多様な関係者による幅広い取組みも、認定の対象として広げることにより、機能が強化された物流施設を核とした物流の円滑化が進展してきたところ。さらに、平成 30 年に策定された「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を中心に、「宅配ボックスの普及促進」、「ダブル連結トラックの導入促進」等の取組みとともに、本特例措置の適用対象である「トラック予約受付システムの導入促進」の取組みを推進することにより、労働生産性が着実に改善されるなど、一定の成果が表れてきたところ。こうした取組みをさらに推進することにより、政策目的である「省労働力型の物流体系の構築」が実現される。

(2) 達成目標の実現状況
(新設される営業倉庫の 2 割について)
平成 30 年度は目標 27 件に対して実績 27 件であり、前回要望時以降の両年度ともに目標件数に達しており、着実に積みあがっているところ。

(租税特別措置の適用件数 25 件/年度について)
平成 30 年度は目標 25 件に対して実績 14 件である。目標に対して実績が下回った理由としては、「トラック予約受付システム」は、都市部を中心に普及しつつあるものの、地方部では、当該システム以上に「トラック営業所等設置」が選択される傾向があること等が考えられる。
その背景として、
・地方部での人手不足が深刻化するなかで、トラックの荷物を受け入れる倉庫側の人手不足により、トラックが搬入した荷物の受け入れや、トラックが搬出する荷物の倉庫側の準備といった庫内作業が追いつかず、予約時間通りに荷卸し等の作業が開始されることに懐疑的であり、その結果、同システムを導入しても十分に利用されないこと
・地方部においては、出入りするトラック事業者が比較的限定されており、かつ、用地確保も比較的容易であることから、「トラック営業所等設置」が選択される傾向が高い 等
が考えられる。
他方で、トラックドライバー不足が地方において一層深刻化するなかで、複数拠点間を運行する運送事業者からすると、「トラック予約受付システム」により得られる情報に基づき、各拠点ごとの混雑状況を踏まえて、運行計画を策定することにより、輸送の回転率を向上させることが可能となるため、地方部においても、受け入れ倉庫側の人手不足を

	<p>カバーする庫内作業フローの改善に取り組みつつ、同システムを備えた営業倉庫(特定流通業務施設)を整備していく必要があるところ。 以上のような状況を踏まえ、省人化を通じた物流施設の生産性向上に係る取組を支援するとともに、引き続き、同システムの導入を本措置により支援することで、地方部における特定流通業務施設の整備促進に取り組んでいく必要がある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等への立地、一定の規模や省力化設備といった改正物流総合効率化法の要件を満たした特定流通業務施設を平成 28 年 10 月から令和 1 年 7 月末現在までに 38 棟整備することができた。 これらの事業者に対して、本措置の効果についてアンケート・ヒアリングを行ったところ、回答のあった 30 者のうち 22 者から、本措置がなかった場合、「トラック予約受付システム」等の省力化設備を備えた倉庫を整備しなかった」との回答であったことから、本措置の直接的効果は 38 棟×22/30=28 棟と推測される。 今回のアンケート・ヒアリング調査の結果により、本措置のインセンティブ効果が認められたところであり、現在における同システムの普及状況を勘案すると、本措置による特定流通業務施設の整備に対するインセンティブとしての効果は、今後も見込まれるものと考えられることから、令和元年度から令和 4 年度までの本措置の直接的効果は、毎年度 25 棟×22/30=18 棟と推測される。今後、予測される直接的効果が発現するかを検証するため、前回同様に、対象事業者や業界団体へのアンケート・ヒアリング等を実施する。</p>
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本措置により、 ①輸送フローに係る労働生産性の改善が図られた倉庫(特定流通業務施設)の整備の促進 ②「トラック予約受付システム」の導入の促進 が図られている。 特に、「トラック予約受付システム」については、改正物流総合効率化法において初めて要件化され、本措置による支援により、物流業界に本格的な導入が進んだ新しい仕組みである。 従来から、営業倉庫におけるトラックの入出庫では、到着順で貨物の積卸しを行うことが一般的な慣行となっている。多くの営業倉庫では、早朝などの一定の時間帯にトラックの到着が集中し、長時間の「荷待ち時間」が発生しており、トラックドライバーの長時間労働の一因となっている。 「トラック予約受付システム」には、トラックの倉庫への到着予定時刻を事前予約することにより、倉庫に到着する時間を分散化・平準化する効果があるが、これに加えて、「2 以上の者の連携」、「特定流通業務施設におけるトラックバース等の不足を解消するための設備」や「荷待ち時間削減目標の設定」等の改正物流総合効率化法の認定要件と一体的に取り組むことにより、特定流通業務施設におけるトラックドライバーの荷待ち時間の削減を図ることができる。 本措置の減収額は、令和 2 年度・3 年度ともに、各年度約 37 百万円を見込んでいる。また、各年度 25 件の適用を目標としており、1 件当たりの減収額は、年間約 1.5 百万円、5 年間合計で約 8 百万円となる。</p>

		<p>一方で、一般的な営業倉庫から「トラック予約受付システム」等の省力化設備を備えた特定流通業務施設に転換する場合、1件当たり13百万円～40百万円程度の追加的なコスト負担が発生するが、本措置がインセンティブとなり、輸送フローにおける労働生産性の向上が図られた特定流通業務施設の整備が促進されているところである。これにより、同施設におけるトラックの荷待ち時間の削減等を図ることにより、トラックドライバーの長時間労働の改善による労働生産性の向上に寄与するとともに、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流の安定的かつ持続的な確保を図ることができる。</p> <p>以上により、本措置は、減収額を上回る効果が見込まれ、政策目標の実現に寄与するものとして、税込減を是認する効果が認められる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置の適用は、物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した事業者に限定しており、かつ、措置の内容は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。このため、</p> <p>①予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと</p> <p>②特定流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないことから、補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>① 計画策定費に係る補助(物流総合効率化支援事業)(100百万円の内数)について予算要求中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本措置に係る事業の計画立案段階において、上記計画策定費に係る補助金を活用し、事業への参入の動機付けを行う。 <p>②物流総合効率化法の認定を受けた庫内作業フロー改善に必要な設備投資に係る補助(物流総合効率化支援事業)(100百万円の内数)、及び物流施設における省エネ型省人化機器及び再生可能エネルギー設備等の同時導入に係る補助(自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業)(1,550百万円)について予算要求中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庫内作業フロー改善等により、物流施設側の作業の平準化や人手不足を補うことで、本特例措置の適用要件であるトラック予約受付システムとの相乗効果により、トラックドライバーの荷待ち時間削減を図る。
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を要望。</p> <p>トラックドライバー不足・長時間労働の是正への対応や省労働力型の物流体系の構築は、地方公共団体においても重要な課題であり、対応が必要不可欠である。また、特定流通業務施設は、保管・荷さばき及</p>

		<p>び流通加工を一体的に行うものであり、多くの地域雇用を創出するため、地域活性化の観点から、整備が必要である。</p> <p>以上により、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年8月 (H29 国交 01)

別紙

適用実績等の算定根拠

項目：物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長

(積算根拠)

1. 平成 28 年度

(1) 件数

平成 28 年度における税制特例措置の適用対象件数は、7 件（普通倉庫 5 件、冷蔵倉庫 2 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.4%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（12.9%）
- ⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率（6.7%）
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用 年数	定額法						
			(B)	(C)						
営業倉庫										
普通倉庫	5	23,558.0	31	0.033	10%	77.7	18.2	2.3	5.2	2.3
冷蔵倉庫	2	5,187.0	21	0.048	10%	24.9	5.8	0.8	1.7	0.7
合計	7	28,745.0				102.6	24.0	3.1	6.9	3.0

2. 平成 29 年度

(1) 件数

平成 29 年度における税制特例措置の適用対象件数は、18 件（普通倉庫 12 件、冷蔵倉庫 6 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.4%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（12.9%）

- ⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率（6.7%）
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用 年数	定額法						
			(B)	(C)						
営業倉庫										
普通倉庫	12	22,151.0	31	0.033	10%	73.1	17.1	2.2	4.9	
冷蔵倉庫	6	12,465.0	21	0.048	10%	59.8	14.0	1.8	4.0	
合計	18	34,616.0				132.9	31.1	4.0	8.9	

3. 平成 30 年度

(1) 件数

平成 30 年度における税制特例措置の適用対象件数は、14 件（普通倉庫 7 件、冷蔵倉庫 7 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（12.9%）
- ⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率（6.7%）
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用 年数	定額法						
			(B)	(C)						
営業倉庫										
普通倉庫	7	12,101.0	31	0.033	10%	39.9	9.3	1.2	2.7	
冷蔵倉庫	7	15,220.0	21	0.048	10%	73.1	16.9	2.2	4.9	
合計	14	27,321.0				113.0	26.2	3.4	7.6	

4. 令和 1 年度

(1) 件数

令和 1 年度における税制特例措置の適用対象件数は、20 件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和 2 年度以降は、毎年度 25 件（普通倉庫 17 件、冷蔵倉庫 8 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

① 取得価格 = 平均取得価格※ × 件数（見込み）

※ 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

$$\left[\begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,802 \text{ 百万円} \times 17 \text{ 件} = 30,630 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 1,535 \text{ 百万円} \times 8 \text{ 件} = 12,280 \text{ 百万円} \end{array} \right]$$

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去 5 年間（平成 26 年度～30 年度）の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均（普通倉庫：68.3%、冷蔵倉庫：31.7%）を件数見込みに乗じて算出。

普通倉庫：25 件 × 68.3% = 17 件

冷蔵倉庫：25 件 × 31.7% = 8 件

② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）

③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）

⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率（9.6%）

⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（0%）

(単年度)	件数	取得価格	償却率		割増償却率	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C)	法人税 減収額 (D) × 税率	法人住民税 減収額 (E) × 税率	法人事業税 (所得割) 減収額 (F) × 税率	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率							
			耐用 年数	定額法							(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
営業倉庫																	
普通倉庫	17	30,630.0	31	0.033	10%	101.1	23.5	1.6	9.7	0.0							
冷蔵倉庫	8	12,276.6	21	0.048	10%	58.9	13.7	1.0	5.7	0.0							
合 計	25	42,906.6				160.0	37.1	2.6	15.4	0.0							

5. 令和 2 年度

(1) 件数

令和 1 年度における税制特例措置の適用対象件数は、20 件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和 2 年度以降は、毎年度 25 件（普通倉庫 17 件、冷蔵倉庫 8 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

① 取得価格 = 平均取得価格※ × 件数（見込み）

※ 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

$$\left[\begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,802 \text{ 百万円} \times 17 \text{ 件} = 30,630 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 1,535 \text{ 百万円} \times 8 \text{ 件} = 12,280 \text{ 百万円} \end{array} \right]$$

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均（普通倉庫：68.3%、冷蔵倉庫：31.7%）を件数見込みに乗じて算出。

普通倉庫：25 件 × 68.3% = 17 件

冷蔵倉庫：25 件 × 31.7% = 8 件

② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）

③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）

⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率（9.6%）

⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（0.0%）

(単年度)	件数	取得価格	償却率		割増償却率	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C)	法人税 減収額 (D) × 税率	法人住民税 減収額 (E) × 税率	法人事業税 (所得割) 減収額 (F) × 税率	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率							
			耐用 年数	定額法							(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
営業倉庫																	
普通倉庫	17	30,630.0	31	0.033	10%	101.1	23.5	1.6	9.7	0.0							
冷蔵倉庫	8	12,276.6	21	0.048	10%	58.9	13.7	1.0	5.7	0.0							
合 計	25	42,906.6				160.0	37.1	2.6	15.4	0.0							

6. 令和 3 年度以降

(1) 件数

令和 1 年度における税制特例措置の適用対象件数は、20 件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和 2 年度以降は、毎年度 25 件（普通倉庫 17 件、冷蔵倉庫 8 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

① 取得価格 = 平均取得価格※ × 件数（見込み）

※ 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

$$\left[\begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,802 \text{ 百万円} \times 17 \text{ 件} = 30,630 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 1,535 \text{ 百万円} \times 8 \text{ 件} = 12,280 \text{ 百万円} \end{array} \right]$$

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の普

通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均（普通倉庫：68.3%、冷蔵倉庫：31.7%）を件数見込みに乗じて算出。

普通倉庫：25件 × 68.3% = 17件

冷蔵倉庫：25件 × 31.7% = 8件

⑧ 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)

⑨ 減税額 = 割増償却額 × 税率 (23.2%)

⑩ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (7.0%)

⑪ 法人事業税 (所得割) = 割増償却額 × 税率 (9.6%)

⑫ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率 (0.0%)

(単年度)		取得価格	償却率		割増償却率	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C)	法人税 減収額 (D) × 税率 23.20%	法人住民税 減収額 (E) × 税率 7.00%	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 9.60%	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 0.00%
	件数		耐用年数	定額法						
			(A)	(B)						
営業倉庫										
普通倉庫	17	30,630.0	31	0.033	10%	101.1	23.5	1.6	9.7	0.0
冷蔵倉庫	8	12,276.6	21	0.048	10%	58.9	13.7	1.0	5.7	0.0
合計	25	42,906.6				160.0	37.1	2.6	15.4	0.0

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（市街化区域等内における環境の悪化等の外部不経済の解消状況を把握するため、公害発生密度を指標とし、令和7年度までに東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値（4.0件/年・km²）まで低減する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（経済センサス等のデータにより算出された事業所数と従業者数について、近郊整備地帯等及び都市開発区域が存する市町村域の増減率が当該区域を除く市町村域を上回る）から新たな達成目標（市街化区域等内における環境の悪化等の外部不経済の解消状況を把握するため、公害発生密度を指標とし、令和7年度までに東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値（4.0件/年・km²）まで低減する）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（市街化区域等内における環境の悪化等の外部不経済の解消状況を把握するため、公害発生密度を指標とし、令和7年度までに東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値（4.0件/年・km²）まで低減する）について、「東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値（4.0件/年・km²）を令和7年度までに低減する」と説明されているが、説明に誤りがある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 同上の達成目標について、記載した。</p> <p>② 過疎化が進んでいる地域もあり、増減率が上回るのは、その要素が多いこともあり、より関係性の高い直接的な政策目標に変更した。</p> <p>③ 誤記のため、記載を変更した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「(同上の適用期間中の達成目標)市街化区域等内における環境の悪化等の外部不経済の解消状況を把握するため、公害発生密度を指標とし、東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値（4.0件/年・km²）まで低減することとする。(令和7年度までに低減)」の説明では、本特例措置の適用期間の最終年度である令和4年度までの目標が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度の法人税）について、「対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局まちづくり推進課で推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 記載しました。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 「三大都市圏における証明書発行件数の合計(証明書発行地域については推計)及び「証明書発行件数×法人税適用件数実績値/法人税適用件数推計値(89.2%)」との説明では、推計の内容(その数値を含む。)が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和元年度及び2年度の法人税）について、「令和元年度の見込みについては、平成29年度から平成30年度実績の平均値から算出し、令和2年度の見込みについては、平成30年度から令和元年度実績の平均値から算出」と説明されているが、計算式と適用数が一致せず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が不明である。</p> <p>② 将来の適用数（令和3年度及び4年度の法人税）の算定根拠について、「令和2年度以降の見込みについては、令和3年度の見込みと同程度の適用件数を見込んでいる」と説明されているが、説明に誤りがある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 訂正しました。</p> <p>② 訂正しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 「適用数」欄については、訂正されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、「政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている」と及び「平成29年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に記載されている法人税の1件あたりの適用額を、三大都市圏の地価変動率（「日本の統計（総務省HP）」で補正し、毎年度の1件当たりの適用額を推計している」と説明されているが、算出根拠（計算式、計算に用いた数値（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 記載しました。</p> <p>② 記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計」と及び「三大都市圏の地価変動率（「日本の統計（総務省HP）」で補正」との説明では、推計及び補正した内容が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、「政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている」と及び「平成29年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に記載されている法人税の1件あたりの適用額を、三大都市圏の地価変動率（「日本の統計（総務省HP）」で補正し、毎年度の1件当たりの適用額を推計している」と説明されているが、算定根拠（計</p>
--

算式、計算に用いた数値(算定の基礎となる適用額を含む。)が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 記載しました。 ② 記載しました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 「毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計」及び「三大都市圏の地価変動率(「日本の統計(総務省HP)」で補正)」との説明では、推計及び補正した内容が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標(経済センサス等のデータにより算出された事業所数と従業者数について、近郊整備地帯等及び都市開発区域が存する市町村域の増減率が当該区域を除く市町村域を上回る)に対する過去の効果(平成30年度)が把握されていない。 ② 所期の達成目標(経済センサス等のデータにより算出された事業所数と従業者数について、近郊整備地帯等及び都市開発区域が存する市町村域の増減率が当該区域を除く市町村域を上回る)に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 記載しました。 ② 記載しました。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(市街化区域等内における環境の悪化等の外部不経済の解消状況を把握するため、公害発生密度を指標とし、令和7年度までに東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値(4.0件/年・km ²)まで低減する)に対する将来の効果について、「表のとおり、既成市街地等における市街化区域等内の公害発生密度は、平成18年度以降、約0.2件/年・km ² のペースで低減してきているところ。近年は好景気により鈍化傾向と考えられるが、今後は環状道路や工業団地などインフラの整備効果が一層期待されるため、これらとあわせて本特例措置を活用し工場等の移転を更に促進することで、国土形成計画や首都圏整備計画等の期間中(令和7年度まで)の目標達成が可能と考えている」と説明されているが、定量的に予測されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 記載しました。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

側租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税：義（国税 8） 法人住民税：義、法人事業税：義
	②: 上記以外の税目	所得税：外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>個人または事業者が、既成市街地等^{*1}内にある事業用資産を譲渡し、特定の地域内にそれに代わる資産を取得して事業の用に供した場合、その譲渡益の80%の課税を繰り延べることができる。</p> <p>譲渡対象：既成市街地等^{*1}の区域内で工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。）として使用されている建物又は土地等^{*2}で所有期間が10年を超えるもの</p> <p>買換対象：土地等^{*2}、建物、構築物又は機械及び装置のうち、近郊整備地帯等^{*3}及び政令指定都市の市街化区域又は都市開発区域の市街化調整区域以外の区域にあるもの（農林業は市街化区域以外）</p> <p>ただし、立地適正化計画を作成した市町村の都市機能誘導区域以外の地域内にある誘導施設に係るものを除く。</p> <p>*1…首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域及び名古屋市の一部 *2…土地又は土地の上に存する権利 *3…首都圏の近郊整備地帯、近畿圏の近郊整備区域及び中部圏の都市整備区域（名古屋市の一部を除く）</p> <p>《要望の内容》</p> <p>措置の適用期限を3年間延長する。</p> <p>・所得税：令和5年12月31日まで ・法人税：令和5年3月31日まで</p> <p>《関係条項》</p> <p>（所得税） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条第1項の表の第1号 （法人税） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第65条の7第1項の表の第1号、第65条の第8項、第65条の第9項</p>

5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成28年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>（主な改廃履歴）</p> <p>昭和44年度 創設</p> <p>昭和50年度 5年延長</p> <p>昭和55年度 5年延長</p> <p>昭和60年度 5年延長</p> <p>平成2年度 1年延長</p> <p>平成3年度 5年延長（条件変更）</p> <p>平成6年度 条件変更</p> <p>平成7年度 条件変更</p> <p>平成8年度 5年延長</p> <p>平成10年度 条件変更</p> <p>平成13年度 5年延長（条件変更）</p> <p>平成18年度 5年延長</p> <p>平成23年度 3年延長（条件変更）</p> <p>平成26年度 3年延長 （条件変更：4号廃止、5号を縮減し1号に統合）</p> <p>平成29年度 3年延長</p>
8	適用又は延長期間	3年間 （所得税）令和3年1月1日から令和5年12月31日まで （法人税）令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 三大都市圏の都心への人口・産業の過度な集中による外部不経済（環境の悪化・交通混雑等）が発生している既成市街地等において、その弊害の排除及び解消を目指し、三大都市圏の秩序ある発展を図ることを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・首都圏整備法（昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号）第一条 「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」</p> <p>・近畿圏整備法（昭和三十八年七月十日法律第二百二十九号）第一条 「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」</p> <p>・中部圏開発整備法（昭和四十一年七月一日法律第二百二号）第一条 「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与</p>

		することを目的とする。」
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：7 都市再生・地域再生の推進 施策目標：25 都市再生・地域再生を推進するに包含
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ＜測定指標＞ 市街化区域等内における環境の悪化等の外部不経済の解消状況を把握するため、公害発生密度 ^{※1} を指標とし、令和7年度までに東京特別区・大阪市・名古屋市内における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された ^{※2} 平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値（4.0 件／年・km ² ）まで低減することとする。 ※1 市街化区域等内の公害発生密度（件／年・km ² ） ＝ 公害苦情調査（公害等調整委員会）等による市街化区域等内の公害苦情件数／ 都市計画現況調査（国土交通省都市局）による市街化区域等面積〔市街化区域等：市街化区域及び用途地域〕 ※2 国土計画制度の再編の中で、三大都市圏では既成市街地等における産業及び人口の過度の集中といった課題に対応する必要があることから、首都圏整備計画等を創設し、現行の三大都市圏制度を措置したものの。（同上の適用期間中の達成目標） 市街化区域等内における環境の悪化等の外部不経済の解消状況を把握するため、公害発生密度 ^{※1} を指標とし、東京特別区・大阪市・名古屋市内における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された ^{※2} 平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値（4.0 件／年・km ² ）まで低減することとする。（令和7年度までに低減） ※1 市街化区域等内の公害発生密度（件／年・km ² ） ＝ 公害苦情調査（公害等調整委員会）等による市街化区域等内の公害苦情件数／ 都市計画現況調査（国土交通省都市局）による市街化区域等面積〔市街化区域等：市街化区域及び用途地域〕 ※2 国土計画制度の再編の中で、三大都市圏では既成市街地等における産業及び人口の過度の集中といった課題に対応する必要があることから、首都圏整備計画等を創設し、現行の三大都市圏制度を措置したものの。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は個人又は事業者に対し、既成市街地等における過度な集中により外部不経済をもたらす工場等を移転する際の税制上のインセンティブを提供することで、政策区域において産業及び人口の適正配置を推進し、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現に寄与する。
10 有効性等	①: 適用数	（法人税） 平成26年度 62 件

		平成27年度 48 件 平成28年度 63 件 平成29年度 53 件 平成30年度 107 件 令和元年度 63 件（見込み） 令和2年度 66 件（見込み） 令和3年度 66 件（見込み） 令和4年度 66 件（見込み） ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「対象自治体へのアンケート調査結果」をもとに算出。なお、平成26年度に制度を大きく見直したため、平成26年度以降の数値を記載している。 ※算出方法 平成26年度から平成29年度の法人税の実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によるもの。その他については、対象都府県及び政令市へのアンケート調査により算出。 三大都市圏における証明書発行件数の合計（証明書発行地域については推計） 証明書発行件数 × 法人税適用件数実績値／法人税適用件数推計値（89.2%） （法人税）減収見込み 【減収見込額】＝【1件あたりの適用見込額】×【税率】×【適用見込み件数】 ＝99.40（百万円／件）× 0.232 ※ ×66 件 ＝1,522 百万円 ※R1 法人税率（0.232%） また、令和元年度の見込みについては、平成29年度から平成30年度実績の平均値から算出し、令和2年度の見込みについては、平成30年度から令和元年度実績の平均値から算出。 令和2年度以降の見込みについては、令和3年度の見込みと同程度の適用件数を見込んでいます。
	②: 適用額	（法人税） 平成26年度 5,633 百万円 平成27年度 19,035 百万円 平成28年度 17,450 百万円 平成29年度 5,190 百万円 平成30年度 10,636 百万円（見込み） 令和元年度 6,262 百万円（見込み） 令和2年度 6,560 百万円（見込み） 令和3年度 6,560 百万円（見込み） 令和4年度 6,560 百万円（見込み） ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「対象自治体へのアンケート調査結果」をもとに算出。なお、平成26年度に制度を大きく見直したため、平成26年度以降の数値を記載している ※算出方法

	<p>適用額は対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局まちづくり推進課で推計。</p> <p>また、令和元年度の見込みについては、平成 29 年度から平成 30 年度実績件数の平均値(アンケート件数の平均値)から算出し、令和2年度の見込みについては、平成 30 年度から令和元年度実績件数の平均値から算出。</p> <p>令和3年度以降の見込みについては、令和2年度の見込みと同程度の適用額を見込んでいる。</p>																																																																																				
③: 減収額	<p>(法人税)</p> <table border="1"> <tr><td>平成 26 年度</td><td>1,436 百万円</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>4,416 百万円</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>4,048 百万円</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>1,204 百万円</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>1,637 百万円 (見込み)</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>1,465 百万円 (見込み)</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>1,522 百万円 (見込み)</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>1,522 百万円 (見込み)</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>1,522 百万円 (見込み)</td></tr> </table> <p>(算定根拠)</p> <p>法人税</p> <p>※各年度の減収見込額は以下のとおり算出している。</p> <p>減収見込額＝適用件数^{※1}×1件あたりの適用額^{※2}×税率^{※3}</p> <p>※1…政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている。</p> <p>※2…平成 29 年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に記載されている法人税の1件あたりの適用額を、三大都市圏の地価変動率(「日本の統計(総務省HP)」で補正し、毎年度の1件当たりの適用額を推計している。平成 30 年度以降の地価は平成 30 年度と同水準と仮定した。</p> <p>※3…所得税は 15%で算出。法人税は、23.2%で算出。</p> <p>法人税の減収見込み</p> <p>【減収見込額】＝【1件あたりの適用見込額】×【税率】×【適用見込み件数】</p> <p>＝99.40 (百万円/件) × 0.232 ※ × 66 件</p> <p>＝1,522 百万円</p> <p>※R1 法人税率 (0.232%)</p> <p>法人事業税:適用額×税率(年度により変動)＝減収額</p> <p>法人住民税:法人税減収額×税率(年度により変動)＝減収額</p> <p>となるため、前述の各年度の適用(見込み)額から算定すると、減収額は以下の表の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="11">(単位:百万円)</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>726</td> <td>2455</td> <td>2251</td> <td>669</td> <td>1372</td> <td>807</td> <td>459</td> <td>459</td> <td>459</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>96</td> <td>295</td> <td>271</td> <td>80</td> <td>109</td> <td>98</td> <td>146</td> <td>146</td> <td>146</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 26 年度	1,436 百万円	平成 27 年度	4,416 百万円	平成 28 年度	4,048 百万円	平成 29 年度	1,204 百万円	平成 30 年度	1,637 百万円 (見込み)	令和元年度	1,465 百万円 (見込み)	令和 2 年度	1,522 百万円 (見込み)	令和 3 年度	1,522 百万円 (見込み)	令和 4 年度	1,522 百万円 (見込み)	(単位:百万円)											年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4		法人住民税	726	2455	2251	669	1372	807	459	459	459		税率(%)	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	7.0	7.0	7.0		法人事業税	96	295	271	80	109	98	146	146	146		税率(%)	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	9.6	9.6	9.6	
平成 26 年度	1,436 百万円																																																																																				
平成 27 年度	4,416 百万円																																																																																				
平成 28 年度	4,048 百万円																																																																																				
平成 29 年度	1,204 百万円																																																																																				
平成 30 年度	1,637 百万円 (見込み)																																																																																				
令和元年度	1,465 百万円 (見込み)																																																																																				
令和 2 年度	1,522 百万円 (見込み)																																																																																				
令和 3 年度	1,522 百万円 (見込み)																																																																																				
令和 4 年度	1,522 百万円 (見込み)																																																																																				
(単位:百万円)																																																																																					
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4																																																																												
法人住民税	726	2455	2251	669	1372	807	459	459	459																																																																												
税率(%)	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	7.0	7.0	7.0																																																																												
法人事業税	96	295	271	80	109	98	146	146	146																																																																												
税率(%)	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	9.6	9.6	9.6																																																																												

④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>表のとおり、既成市街地等における市街化区域等内の公害発生密度は、平成 18 年度以降、約 0.2 件/年・km²のペースで低減してきているところ。近年は好景気により鈍化傾向と考えられるが、今後は環状道路や工業団地などインフラの整備効果が一層期待されるため、これらとあわせて本特例措置を活用し工場等の移転を更に促進することで、国土形成計画や首都圏整備計画等の期間中(令和7年度まで)の目標達成が可能と考えている。</p> <p>表 市街化区域等内の公害発生密度(件/年・km²)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">既成市街地等(東京特別区・名古屋市・大阪市)の平均値</td> <td>8.3</td> <td>7.6</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7.1</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> <td>6.6</td> <td>6.1</td> <td>6.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:公害苦情統計調査(東京都)、大阪市環境白書(大阪市)、名古屋市環境白書(名古屋市)、都市計画現況調査(国土交通省都市局)</p> <p>○達成目標の変更理由・所期の目標の達成状況</p> <p>達成目標の変更理由</p> <p>三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編を図ることを目標とする。具体的には、経済センサス等のデータにより算出された事業所数と従業者数について、近郊整備地帯等及び都市開発区域が存する市町村域の増減率が当該区域を除く市町村域を上回ることを目標としておりましたが、過疎化が進んでいる地域もあり、増減率が上回るの定量的な説明が難しいことから変更した。</p> <p>【参考資料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">増加率 *H25年を100とする</th> <th colspan="5">従業者数</th> <th colspan="5">事業所数</th> </tr> <tr> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近郊整備地帯等及び都市開発区域</td> <td>100</td> <td>101</td> <td>103</td> <td>103</td> <td>106</td> <td>98.2</td> <td>100</td> <td>102</td> <td>105</td> <td>108</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>100</td> <td>99.4</td> <td>101</td> <td>101</td> <td>96</td> <td>97.2</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>108</td> <td>106</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>(参考)既成市街地等</td> <td>100</td> <td>97.4</td> <td>97</td> <td>94.9</td> <td>95</td> <td>97.9</td> <td>100</td> <td>98.9</td> <td>104</td> <td>99.9</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業所数等の増減</p> <p>資料:工業統計表「市区町村編」データ(経済産業省大臣官房調査統計グループ)</p> <p>*H27 年実績についての調査「経済センサス - 活動調査の製造業に関する集計表(2)」「②製造業」の「5)市区町村編」の第2表を使用。</p> <p>所期の目標の達成状況</p>	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	既成市街地等(東京特別区・名古屋市・大阪市)の平均値	8.3	7.6	7.0	7.0	7.0	7.1	H24	H25	H26	H27	H28	H29		7.1	6.9	6.9	6.6	6.1	6.4	増加率 *H25年を100とする	従業者数					事業所数					H25	H26	H27	H28	H29	H24	H25	H26	H27	H28	H29	近郊整備地帯等及び都市開発区域	100	101	103	103	106	98.2	100	102	105	108	92	全国	100	99.4	101	101	96	97.2	100	100	108	106	78	(参考)既成市街地等	100	97.4	97	94.9	95	97.9	100	98.9	104	99.9	84
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23																																																																																
既成市街地等(東京特別区・名古屋市・大阪市)の平均値	8.3	7.6	7.0	7.0	7.0	7.1																																																																																
	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																																																																
	7.1	6.9	6.9	6.6	6.1	6.4																																																																																
増加率 *H25年を100とする	従業者数					事業所数																																																																																
	H25	H26	H27	H28	H29	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																																																											
近郊整備地帯等及び都市開発区域	100	101	103	103	106	98.2	100	102	105	108	92																																																																											
全国	100	99.4	101	101	96	97.2	100	100	108	106	78																																																																											
(参考)既成市街地等	100	97.4	97	94.9	95	97.9	100	98.9	104	99.9	84																																																																											

		<p>・製造業の従業者数については、近郊整備地帯等及び都市開発区域の増加率の方が、全国の増加率よりも高く、既成市街地等における人口・産業の過度の集中を防止し、効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編が一定程度進捗している。</p> <p>・事業所数については、近郊整備地帯等及び都市開発区域の増加率の方が、全国よりもやや低い値となっているが、規模の大きい事業所に限れば目標を達成している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 課税の繰延べ措置により、資産の買換え等に伴う税負担が軽減されることで、効果的な資産の買換え等による設備投資等が実現され、公害発生密度の低減に寄与し、交通混雑・環境の悪化等の外部不経済を解消している。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	課税の繰延べ措置により、資産の買換え等に伴う税負担が軽減されることで、効果的な資産の買換え等による設備投資等の実現に寄与している。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>事業用資産の買換え等については、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっており、資産の買換え等による設備投資等を確実に支援するためには、税制上の特別措置により対応することが相当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価:平成 28 年8月

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1国交03)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (都市機能誘導区域の外から内への買換え))										
措置の内容	平成29年度時点	都市機能誘導区域外にある事業用の土地等、建物等 (譲渡資産) の譲渡を、都市機能誘導区域内の土地等、建物等及び機械装置等 (買換資産) の取得等をした場合には、その買換資産につき、譲渡益の額の80%の範囲内で圧縮帳による課税の繰延べができる。また、特別勘定を設定した場合及び本制度の対象となる譲渡資産を交換した場合についても課税の繰延べができる。									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
	令和元年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能 (医療・福祉・商業等) の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再生の実現を目指すこと。										
評価対象税目	義務対象					努力義務対象					
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項	措法第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78										
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで3年間延長する。										
創設年度	H26	過去の政策評価の実績	H25国交11、H28国交10							区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)									
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における 適用件数 (法人税・件)			減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における 上位10社割合 (法人税・%)			目標①				目標②					
				減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)						適用実態調査における 租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)				「立地適正化計画に位置づけられた誘導施設の整備促進を図る<測定指標>立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が計画策定時と比較増加している市町村数を令和7年までに100市町村とする」(令和元年度評価時から)		「平成29年度から平成32年度までの間の人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積割合(都市機能集積率)を、各年度において、前年度比+0%以上とする」(平成28年度評価時)						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	将来予測	実績	実績÷将来予測	将来予測	実績	実績÷将来予測	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値 (%)	将来予測	実績	租税の直接的効果	(参考) 各年度における 都市集積率の 増減率	目標達成度	
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0%	-
H26	20	0	0.0%	2	▲5.1	▲0	0.0%	-	不明	▲0	-	▲38.1	-	-	-	-	+0%以上	不明	0.0%	0	4.0%	-
H27	20	0	0.0%	0	▲5.1	▲0	0.0%	-	不明	▲0	-	-	-	-	-	-	+0%以上	不明	0.0%	0	4.0%	-
H28	0	0	-	0	▲0	▲0	-	-	不明	▲0	-	-	-	-	-	-	+0%以上	不明	不明	不明	-	-
H29	44	0	0.0%	0	▲229.0	▲0	0.0%	-	不明	▲0	-	-	-	-	-	-	+0%以上	不明	不明	不明	-	-
H30	44	0	0.0%	-	▲229.0	▲0	0.0%	-	不明	▲0	-	-	-	-	-	-	+0%以上	不明	不明	不明	-	-
R1	0	-	-	-	▲0	-	-	-	▲0	-	-	-	-	-	-	-	+0%以上	-	-	-	-	-
R2	2	-	-	-	▲526.0	-	-	-	▲375.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3	2	-	-	-	▲526.0	-	-	-	▲375.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R4	2	-	-	-	▲526.0	-	-	-	▲375.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R5~/未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標の測定指標（立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が計画策定時と比較し増加している市町村数を令和7年までに100市町村とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（平成29年度から平成32年度までの間の人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積割合（都市機能集積率）を、各年度において、前年度比+0%以上とする）から新たな達成目標（都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が計画策定時と比較し増加している市町村数を令和7年までに100市町村とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標の測定指標（立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が計画策定時と比較し増加している市町村数を令和7年までに100市町村とする）について、「令和6年までに100市町村とする」と説明されているが、説明に誤りがある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 同上の達成目標について、記載した。</p> <p>② 本特例措置は、事業者に対して民間誘導施設等整備事業により整備される誘導施設への買換えのインセンティブを与えることによりそれを推進し、当該事業を促進することを通じて、都市機能誘導区域内における誘導施設の集積を図ることを目的としている。一方で、従前の政策目標は、当該区域内に立地する誘導施設数が市町村全域に存する当該施設数に対して占める割合を指標とし、本特例措置と同様に当該施設の集積の度合いを測る内容であることから、本特例措置による誘導施設の集積の効果が当該政策目標の達成に直接的に貢献する点において、上記の課題を克服していると考ええる。以上から、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が計画策定時と比較し増加している市町村数を令和7年までに100市町村とする政策目標へ変更した。</p> <p>③ 令和7年の誤記のため、修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 本特例措置の適用期間の最終年度である令和4年度までの目標が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 所期の達成目標を変更する理由の分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和4年度の法人税）が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 記載した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 実績がないため、過去の減収額は記載していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和4年度の法人税）が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和2年度及び3年度の法人税）について、「1件あたりの損金算入額の平均値×税率（23.2%）×適用見込件数」と説明されているが、算定の基礎となる適用額（「市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置」と同等規模での買換え特例が措置されると仮定し、「市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置」の平成27～29年度の適用額の実績）の出典が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 記載しました。</p> <p>② 記載しました。</p> <p>③ 公表データではないため、記載しておりません。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（平成29年度から平成32年度までの間の人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積割合（都市機能集積率）を、各年度において、前年度比+0%以上とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、事業者に対して民間誘導施設等整備事業により整備される誘導施設への買換えのインセンティブを与えることによりそれを推進し、当該事業を促進することを通じて、都市機能誘導区域内における誘導施設の集積を図ることを目的としている。一方で、従前の政策目標は、当該区域内に立地する誘導施設数が市町村全域に存する</p>

<p>当該施設数に対して占める割合を指標とし、本特例措置と同様に当該施設の集積の度合いを測る内容であることから、本特例措置による誘導施設の集積の効果が当該政策目標の達成に直接的に貢献する点において、上記の課題を克服していると考え。以上から、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が計画策定時と比較し増加している市町村数を令和7年までに100市町村とする政策目標へ変更した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 前回の政策評価時に設定していた達成目標に対する効果を明らかにする観点から、所期の達成目標に対する過去の効果を把握する必要があり、都市機能集積率について、「他に類似している指標が存在する等の理由から平成28年度より算出を取りやめている」としても、平成27年度については把握されているはずであり、また、28年度以降についても、「他に類似している指標」を用いて把握に努めるべきであることから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標の測定指標（立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が計画策定時と比較し増加している市町村数を令和7年までに100市町村とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 記載した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「今後認定誘導事業の増加により誘導施設への買換えが進むことが想定されることから、事業者へのインセンティブを講ずることにより、立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が増加している市町村数を増加させることについて寄与するものである」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数0件（令和元年年度）及び2件（令和2年度から4年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税：義（国税 9） 法人住民税：義、法人事業税：義
	②: 上記以外の税目	所得税：外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人又は法人が、都市機能誘導区域の外において所有する事業用資産を譲渡し、認定誘導事業者により都市機能誘導区域内において施行される民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設に買換える場合、譲渡資産の譲渡益の 80%について、課税を繰り延べる。
		《要望の内容》 措置の適用期限を 3 年間延長する。 ・ 所得税：令和 5 年 12 月 31 日まで ・ 法人税：令和 5 年 3 月 31 日まで
		《関係条項》 (所得税) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 37 条第 1 項の表（法人税） 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 65 条の 7 第 1 項の表、第 65 条の 8 項、第 65 条の 9 項、第 68 条の 7 第 1 項の表
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月
		分析対象期間:平成26年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	(改廃履歴) 平成 26 年度 創設 平成 29 年度 延長
8	適用又は延長期間	3年間 (所得税) 令和 2 年 12 月 31 日から令和 5 年 12 月 31 日まで (法人税) 令和 2 年 3 月 31 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再生の実現を目指す。
		《政策目的の根拠》 ※成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度改革の事業活動に関する実行計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）（※抜粋） ※6. 次世代インフラ(2)新たに講ずべき具体的施策 ⑤都市の競争力の向上

		コンパクト・プラス・ネットワークの取組を加速するため、立地適正化計画の居住誘導区域における生活利便施設の立地促進やハザードエリアへの住宅の立地抑制などの措置を検討し、2020 年中に所要の制度的措置を講ずる。
		経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）（※抜粋） 第 3 章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 （2）主要分野ごとの改革の取組 ②社会資本整備（基本的な考え方） 人口減少やインフラの老朽化が進展する中、各地域の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの推進とともに、地域を支える高速交通ネットワークの早期整備・活用や地域生活に不可欠なインフラの維持・計画的更新を図りつつ、インフラの統廃合や広域的な取組の推進、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底し、ライフサイクルコストを低減させるなど、時代の変化に対応した構造的な制度改革を進める。
		まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）（※抜粋） V. 各分野の施策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する。 （4）コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進等コンパクト・プラス・ネットワークについては、「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組を通じ、都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク構築に向けた取組の省庁横断的な支援、モデル的な取組の横展開を行うほか、コンパクトシティ政策の強化、「都市のスポンジ化」対策の取組促進等を図る。さらに、AI、IoT などの新技術やビッグデータといった先進的技術、官民データをまちづくりに取り入れ、都市や地域の課題解決を加速化させていく「スマートシティ」や、離島における「スマートアイランド」などの取組を推進する。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設の整備促進を図る。 <測定指標> 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が計画策定時と比較し増加している市町村数を令和 7 年までに 100 市町村とする。

		<p><同上の達成目標> 立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が計画策定時と比較し増加させる。(令和7年までに100市町村とする。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、都市機能誘導区域外に事業の用に供する資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合に、税制上のインセンティブを与えるものであり、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された立地適正化計画に位置付けられた誘導施設が増加している市町村数の上昇に寄与するものである。</p>
10	有効性等	
	①: 適用数	<p>平成26年(創設) 0件 平成27年 0件 平成28年 0件 平成29年 0件 平成30年 0件 令和元年 0件(見込み) 令和2年 2件(見込み) 令和3年 2件(見込み) 令和4年 2件(見込み)</p> <p>※令和2年度税制改正要望に係るアンケート調査に係る民間事業者の回答により発掘。</p>
	②: 適用額	<p>平成26年(創設) 0百万円 平成27年 0百万円 平成28年 0百万円 平成29年 0百万円 平成30年 0百万円 令和元年 0百万円(見込み) 令和2年 2,270百万円(見込み) 令和3年 2,270百万円(見込み) 令和4年 2,270百万円(見込み)</p> <p>※令和2年度税制改正要望に係るアンケート調査に係る民間事業者の回答により発掘。</p> <p>算定根拠 「市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置」と同等規模での買換え特例が措置されると仮定し、「市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置」の平成27~29年度の適用額の実績から、1件あたりの損金算入額の平均値を求める。 適用件数 : 15件 全適用額合計 : 17,022百万円 1件あたり : 1,135百万円 1,135百万円×2件 : 2,270百万円</p>
③: 減収額	<p>平成26年(創設) 0百万円 平成27年 0百万円 平成28年 0百万円 平成29年 0百万円 平成30年 0百万円 令和元年 0百万円(見込み) 令和2年 901百万円(見込み) 令和3年 901百万円(見込み) 令和4年 901百万円(見込み)</p> <p>※令和2年度税制改正要望に係るアンケート調査により発掘。 算定根拠</p>	

		<p>(法人税)1件あたりの損金算入額の平均値×*税率(23.2%)×適用見込件数により、 1,134.8百万円×0.232×2件/年=526.5百万円 =526百万円 *法人課税に関する基本的な資料(財務省出典)より、23.2%とする。</p> <p>(法人住民税)1件あたりの損金算入額の平均値×*税率(7.0%)×適用見込件数により、 1,134.8百万円×0.07×2件/年=158.8百万円 =158百万円 *法人都民税を参考に税率7.0%とする。</p> <p>(法人事業税)1件あたりの損金算入額の平均値×*税率(9.6%)×適用見込件数により、 1,134.8百万円×0.096×2件/年=217.8百万円 =217百万円 *法人事業税(東京都出典)を参考に税率9.6%とする。</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 コンパクトシティの推進に関する業績指標としては、これまで「都市機能集積率」を使用していた。これは人口10万人以上の各都市の市域全体の延床面積に占める主要な拠点地域の延床面積の割合を算出したもので、都市機能の拡散・集積の動向を評価する指標としては有効であったが、他に類似している指標が存在する等の理由から平成28年度より算出を取りやめているため、今回より立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が増加している市町村数を2025年までに100市町村とする。</p> <p>当該租税特別措置は、創設以来適用実績が無いものの、民間事業者が事業資産の移転を行う場合、都市部と比較し地価・アクセス性・一定規模の用地確保等の面で有利な郊外部を事業者が選択する事は経済的に合理的であり、対策を講じない状態においては、都市機能は無秩序に配置される。このため、都市機能の計画的な配置にあたっては、民間事業者に対し移転のインセンティブを与える必要があり、課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換え等に伴う税負担が軽減され、効果的に資産の買換え等による設備投資等が行われることが期待されるため、施策実現に向けて有効な手段であり当該措置は必要である。一方、当該措置について、創設から約5年程度経過しているにも関わらず、適用実績が無い理由については、本税制は創設から約5年程度経過しているが、市町村が立地適正化計画の検討を開始し、また、事業化にあたって地元、関係部局等の調整・協議等を含め策定に至るまでには一定の期間(約2~4年程度)を要するところ、民間事業者が本税制の適用の前提となる誘導施設等整備事業の認定を受けるためには、立地適正化計画に位置付けられた都市機能誘導区域内における誘導施設等を整備する事業であることが要件となっていることがある。また、民間事業者は事業化に向けての本格的な検討を開始し、事前調査、基本設計、各関係機関・地元調整等を行い、工事着工までも一定の期間を要し、</p>

		<p>さらに工事期間として、着工から竣工までにも一定の期間を要する。従って、本税制の適用対象となる認定誘導事業による誘導施設の整備が竣工されるまでは、市町村が立地適正化計画の検討を開始し、策定してからさらに相応の時間（数年単位かかる）を要するものである。</p> <p>しかしながら、立地適正化計画を策定した市町村数は、制度が創設された平成26年の年度末時点で0団体だったものが、平成27年末時点で1団体、平成28年度末時点で100団体、平成29年度末時点で142団体、平成30年度末時点で231団体と着実に増加し、現在では263団体（令和元年6月30日時点）にまで達しており、民間事業者が誘導施設の整備事業に取り組むための前提条件は整いつつある。</p> <p>現に、平成29年には、立地適正化計画に基づく2件の誘導施設等整備事業が認定され、また、今回の延長要望期間中においても現時点で立地適正化計画に基づく4件の事業の認定が見込まれているところである。今後、認定誘導事業の増加により誘導施設への買換えが進むことが想定され、コンパクト・プラス・ネットワークの一層の推進を図るためにも、都市機能誘導区域内への都市機能の集約に直接的な効果を発揮する本税制の延長が必要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換え等に伴う税負担が軽減され、効果的に資産の買換え等による設備投資等が行われることが期待されるため、施策実現に向けて有効な手段である。 <u>また、今後認定誘導事業の増加により誘導施設への買換えが進むことが想定されることから、事業者へのインセンティブを講ずることにより、立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が増加している市町村数を増加させることについて寄与するものである。</u></p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置を講ずることで、都市機能誘導区域の外から都市機能誘導区域内への医療・福祉・商業施設の円滑な移転を促し、効率的にアクセス可能なエリアへの立地を図ることが可能となることから、税収減を是認するに足る効果が認められる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。なお、都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置の他に、公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に税制上のインセンティブを与え支援することで、都市機能集積の確実な確保を図るものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>
12	有識者の見解	—

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価:平成28年8月
----	--------------------	-----------------

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（都市機能更新率を令和5年度に44.5%とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成30年度3,149ha）を令和2年度までに概ね解消する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（都市機能集積率を前年度比+0%以上とする）を削除する合理的な理由が明らかになされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 達成目標を達成すべき時期は、本特例措置の適用期間の最終年度（令和5年度）と同一である。</p> <p>② 住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）において下記のとおり記載されている成果指標を引用した。 「地震時等に著しく危険な密集市街地の面積」 約4,450ha（平成27速報）→おおむね解消（平成32） ここでいう「おおむね解消」とは「おおむね0haとする」という意図であり、また、平成30年度末時点の面積が3,149haとなっている。 令和2年度までに、本特例の他、老朽建築物の除却・建替や道路等の整備等を総合的に推進する事業（防災・安全交付金等）、延焼防止性能を向上させるための規制措置等が相まって、住生活基本計画等に定める目標の達成に向けて、引き続き密集市街地の安全性能の向上に取り組んでいく。</p> <p>③ 本特例措置は保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブを提供し、市街地再開発事業の施行の円滑化を図ることで、土地の高度利用と都市機能の更新が図られるとともに、コンパクトシティの推進及び密集市街地の解消を図ることを目的としている。一方で、従前の政策目標は、都市機能の拡散・集積の動向を評価する指標としては有効であったが、本特例措置による都市中心部での都市機能の更新とともに図られる居住の集約を通じたコンパクトシティの推進を直接的に示す点において、都市機能更新率の方が優れていることから、所期の達成目標を削除し、都市機能更新率を令和5年度に44.5%とする政策目標に変更した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 要望に係る本特例措置（法人税）の延長期間は令和5年3月31日までであるが、期間の最終年度である令和4年度までの目標が明らかになされていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度の法人税）が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例の適用数及び適用額については、平成29年度の適用件数及び適用額が最新となっている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を元に記載を行った。</p>

平成30年度における適用数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が存在しないため、平成27～平成29年度の平均適用件数と同じく5件程度と見込まれる。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和元年度及び5年度の法人税）が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度及び令和5年度における適用数は、平成27～平成29年度の平均適用件数と同じく5件程度と見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② 事前評価書に追記した。 なお、平成30年度の適用額は、平成27～平成29年度の平均値を用いた。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和元年度及び5年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② 事前評価書に追記した。 なお、令和元年度及び令和5年度の適用額は、平成27～平成29年度の平均値を用いた。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（都市機能更新率を平成31年度に44.3%とする）に対する過去の効果（平成28年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（都市機能更新率を平成31年度に44.3%とする）に対する過去の効果（平成27年度及び30年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかになされていない。</p> <p>③ 達成目標（都市機能更新率を平成31年度に44.3%とする）に対する過去の直接的な効果について、「本措置により保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブが提供されることで、市街地再開発事業の施行の円滑化が図られ、土地の高度利用と都市機能の更新、コンパクトシティの推進に資する」と説明されているが、他の政策手段や経済情</p>

勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

④ 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成27年度約4,450ha）を平成32年度までに概ね解消する）に対する過去の効果（平成28年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。

⑤ 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成27年度約4,450ha）を平成32年度までに概ね解消する）に対する過去の効果（平成27年度及び30年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

⑥ 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成27年度約4,450ha）を平成32年度までに概ね解消する）に対する過去の直接的な効果について、「本措置により保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブが提供されることで、市街地再開発事業の施行の円滑化が図られ、密集市街地の解消に資する」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑦ 所期の達成目標（都市機能集積率を前年度比+0%以上とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。

⑧ 達成目標（「都市機能更新率を平成31年度に44.3%とする」、「地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成27年度約4,450ha）を平成32年度までに概ね解消する」及び「都市機能集積率を前年度比+0%以上とする」）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数7件（平成29年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① ご指摘の年度の都市機能更新率は、次の通り。
平成28年度：41.8%、平成29年度：42.1%。

② 都市機能更新率は、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置付けられた2号2項地区）における宅地面積のうち、4階建て以上の建築物の宅地面積の割合であり、各都道府県・指定都市等に対する調査に基づき、以下の計算式により算定している。
都市機能更新率（%）＝2号2項地区内の4階建て以上の宅地面積／2号2項地区内の宅地面積

③ 「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等」における、平成27年度から平成29年度の間に新たに建築された4階建て以上の建築物の宅地面積のうち市街地再開発事業によるものの割合は約15%であり、延長要望期間中においても同程度の効果が見込まれる。
また、市街地再開発事業は平均で年間約20件完了している一方、本特例措置は平均で年間5件の適用実績があり、過去の適用実績から類推し、1事業あたり3件の適用があると仮定すると、毎年2事業について適用されていることとなるため、本特例措置は、市街地再開発事業の10%の推進に貢献していると考えられ、ひいては都市機能更新率の上昇に寄与することが見込まれるところであり、本措置等により市街地再開発事業の施行の円滑化を促進し、都市機能更新率の一層の上昇を図ることが必要である。

④ ご指摘の年度の地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、次の通り。
平成28年度：4,039ha、平成29年度：3,422ha。

⑤ 以下の2つの評価指標について、一定の水準に達すること等により「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消に至り、平成29年度末の3,422haから平成30年度末の3,149haに減少した。

【延焼危険性を表す指標】
住宅戸数密度が80戸/ha以上あり、かつ、不燃領域率が40%未満（又は木防率2/3以上、又は延焼抵抗率35%未満）であると、延焼の危険性が著しいとされる。
・住宅戸数密度：地区内の住宅戸数を地区面積で除した密度。その地区の燃え広がりやすさを表す。
・不燃領域率：地区内における一定規模以上の道路や公園等の空地面積と、地区内の全建物建築面積に対する耐火建築物等の建築面積の比率から算定される、地区面積に対する不燃化面積の割合。その地区の燃え広がりにくさを表す。

・木防率：地区内の全建物棟数に占める木造建物棟数の割合。その地区の燃え広がりやすさを表す。
・延焼抵抗率：建物の構造・規模によって異なる「延焼限界距離」の半分のパツファを発生させたときの、大規模空地等を除いた地区面積に対するパツファに含まれない面積の比率。その地区の燃え広がりにくさを表す。

【避難困難性を表す指標】
地区内閉塞度が「5段階評価で3, 4, 5」（避難確率が97%未満である状態）であると、避難困難性が著しいとされる。
・地区内閉塞度：地区面積、道路幅員別や道路形状（両端接続、行き止まり）別の延長、建物の耐震性能・防火性能別の棟数から算定される確率指標。その地区の内部から地区周縁までの避難の困難さを表す。

⑥ 平成27年度～平成29年度において施行された、本特例措置の適用対象となる市街地再開発事業の区域を含む「地震時等に著しく危険な密集市街地」のうち、平成30年度末時点で解消されている面積の合計は約98haである。

⑦ (1)③で説明したとおり、達成目標は都市機能更新率に変更されており、その過去の効果及び寄与は、事前評価書及び(6)①～③、⑤に記載したとおり。

⑧ 市街地再開発事業においては、その施行に必要な事業費を保留床の処分金により回収することが不可欠であり、保留床が円滑に処分されなければ、事業が成立しない。保留床処分にあたっては、一般的に、保留床取得者を大量に募るよりは、保留床の大部分を取得する者を少数募る方が高効率であるため、保留床を取得する者は少数に限られる。
市街地再開発事業の年間の完了数は約20件と、必ずしも多く行われる事業ではないため、少数の保留床取得者のうち、本特例の適用要件である用途、面積、買換等を満たす者は僅少となる。
一方で、前述のとおり、保留床取得者がいなければ、保留床が円滑に処分されず、事業が成立しないため、本特例は上記③及び⑥に示すように、本特例措置が達成目標の実現に寄与していると考ええる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 計算に用いた数値が明らかにされていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑤・⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑦ 前回の政策評価時に設定していた達成目標に対する効果を明らかにする観点から、所期の達成目標に対する過去の効果を把握する必要があり、都市機能集積率について、「他に類似している指標が存在する等の理由から平成28年度より算出を取りやめている」としても、平成27年度については把握されているはずであり、また、28年度以降についても、「他に類似している指標」を用いて把握に努めるべきであることから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑧ そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標の測定指標（都市機能更新率を令和5年度に44.5%とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
② 達成目標の測定指標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成30年度

<p>3, 149ha) を令和2年度までに概ね解消する) に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (6)③で説明したとおり、新たに建築された4階建て以上の建築物の宅地面積のうち市街地再開発事業によるものの割合は約15%であり、延長要望期間中においても同程度の効果が見込まれる。また、本特例措置は、市街地再開発事業の10%の推進に貢献していると考えられるため、都市機能更新率の増分のうち、本特例措置の寄与は約15%×10%=約1.5%となる。</p> <p>② (6)⑥で説明したとおり、市街地再開発事業により、平成30年度末時点で約98haの「地震時等に著しく危険な密集市街地」が解消されており、延長要望期間中においても同程度の効果が見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「新たに建築された4階建て以上の建築物の宅地面積のうち市街地再開発事業によるものの割合は約15%であり、延長要望期間中においても同程度の効果が見込まれる」との説明では、将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「市街地再開発事業により、平成30年度末時点で約98haの『地震時等に著しく危険な密集市街地』が解消されており、延長要望期間中においても同程度の効果が見込まれる」との説明では、将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標（「都市機能更新率を令和5年度に44.5%とする」及び「地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成30年度3, 149ha）を令和2年度までに概ね解消する」）に対する将来の効果について、「新たに建築された4階建て以上の建築物の宅地面積のうち市街地再開発事業によるものの割合は約15%であり、延長要望期間中においても同程度の効果が見込まれる」及び「市街地再開発事業により、平成30年度末時点で約98haの『地震時等に著しく危険な密集市街地』が解消されており、延長要望期間中においても同程度の効果が見込まれる」と説明されているが、予測される将来の適用数5件（令和元年度）、5件（令和2年度）、5件（令和3年度）、5件（令和4年度）及び5件（令和5年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 10) 法人住民税: 義、法人事業税: 義
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人又は法人が所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得し事業の用に供した場合、譲渡益の一部に対する課税を将来に繰り延べる。(繰延割合 80%)
		《要望の内容》 措置の適用期限を3年間延長する。 ・所得税: 令和5年 12月 31日 まで ・法人税: 令和5年3月 31日 まで
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 65 条の7 第1項表5、第 65 条の8、第 65 条の9、第 68 条の 78 第1項表5
5	担当部局	国土交通省都市局市街地整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年 8月 分析対象期間: 平成 28 年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 44 年度 創設 昭和 50、55、60、平成 2、3、8、13、18、23、29 年度 適用期限の延長 平成 10 年度 対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加 平成 23 年度 認定再開発事業を除外 平成 26 年度 対象資産、施行区域面積の要件追加
8	適用又は延長期間	3年間 ・所得税: 令和3年1月1日～令和5年 12月 31日 ・法人税: 令和2年4月1日～令和5年3月 31日
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 市街地再開発事業の推進により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、コンパクトシティの推進及び密集市街地の解消を図る。
		《政策目的の根拠》 (土地の高度利用と都市機能の更新) ・都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 123 条 「国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。」 ・経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月閣議決定) 第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり 3. 地方創生の推進 (1)東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出 「中枢中核都市等に民間投資を呼び込むため、都市再生を力強く進める。」

		<p>(コンパクトシティの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月閣議決定) 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 (2)主要分野ごとの改革の取組 ②社会資本整備 (基本的な考え方) 「人口減少やインフラの老朽化が進展する中、各地域の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの推進とともに、地域を支える高速交通ネットワークの早期整備・活用や地域生活に不可欠なインフラの維持・計画的更新を図りつつ、インフラの統廃合や広域的な取組の推進、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底し、ライフサイクルコストを低減させるなど、時代の変化に対応した構造的な制度改革を進める。」 <p>(密集市街地の解消)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月閣議決定) 第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり 5. 重要課題への取組 (7)暮らしの安全・安心 ①防災・減災と国土強靱化 「安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。」 ・住生活基本計画(平成 28 年3月閣議決定) 第2 目標と基本的な施策 目標8 住宅地の魅力の維持・向上 「国土強靱化の理念を踏まえ、火災や地震、洪水・内水、津波・高潮、土砂災害等の自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進」 「密集市街地の改善整備(中略)等により居住者の災害時の安全性の向上を図る」 ・国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月閣議決定) 第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (個別施策分野の推進方針) (2)住宅・都市 「密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進める(中略)。これらの取組を推進するために、地方公共団体等への支援策や税制の活用、(中略)などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせさせて実施する」
--	--	--

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 参考指標 61 都市機能更新率 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 43 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <測定指標> ・都市機能更新率 平成30年度 42.5% → 令和5年度 44.5% ※都市機能更新率とは、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等における宅地面積に占める4階建て以上の建築物の宅地面積の割合をいう。</p> <p>・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 平成30年度 3,149ha → 令和2年度までに概ね解消 ※地震時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地をいう。</p> <p>※コンパクトシティの推進に関する業績指標としては、これまで「都市機能集積率」を使用していた。これは人口10万人以上の各都市の市域全体の延床面積に占める主要な拠点地域の延床面積の割合を算出したもので、都市機能の拡散・集積の動向を評価する指標としては有効であったが、他に類似している指標が存在する等の理由から平成28年度より算出を取りやめているため、今回より、居住の集約を通じたコンパクトシティの推進に資する都市中心部での高度利用の状況をより直接的に示す都市機能更新率を使用することとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブを提供し、市街地再開発事業の施行の円滑化を図ることで、土地の高度利用と都市機能の更新が図られるとともに、コンパクトシティの推進及び密集市街地の解消が図られ、政策目的の達成に寄与することが見込まれる。</p>
10	有効性等	①: 適用数	<p>平成27年度:3件 平成28年度:5件 平成29年度:7件 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 ※前回要望時の所期の想定では、平成27年度から29年度の期間中の適用数を33件程度と見込んでおり、民間事業者の経営上の判断等により同期間中15件の実績となったが、政策目的の実現に着実に寄与している。平成24年度から26年度の適用数も15件であり、想定外に僅少ではない。</p> <p>平成30年度:5件 令和元年度:5件 令和2年度:5件 令和3年度:5件 令和4年度:5件</p>

		<p>令和5年度:5件 平成30年度以降についても、5件/年(平成27～平成29年度の平均適用件数)程度の適用が見込まれる。</p>																																																																						
	②: 適用額	<p>平成27年度:約327百万円 平成28年度:約548百万円 平成29年度:約16,147百万円 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋</p> <p>平成30年度:約5,674百万円 令和元年度:約5,674百万円 令和2年度:約5,674百万円 令和3年度:約5,674百万円 令和4年度:約5,674百万円 令和5年度:約5,674百万円 平成30年度以降についても、約5,674百万円/年(平成27～平成29年度の平均適用額)程度の適用が見込まれる。</p>																																																																						
	③: 減収額	<p>(算定根拠) 法人税及び法人事業税:適用額×税率(年度により変動)=減収額 法人住民税:法人税減収額×税率(年度により変動)=減収額</p> <p>となるため、前述の各年度の適用(見込み)額から算定すると、減収額は以下の表の通り。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>78</td> <td>128</td> <td>3,778</td> <td>1,316</td> <td>1,316</td> <td>1,316</td> <td>1,316</td> <td>1,316</td> <td>1,316</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>23.9</td> <td>23.4</td> <td>23.4</td> <td>23.2</td> <td>23.2</td> <td>23.2</td> <td>23.2</td> <td>23.2</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>487</td> <td>170</td> <td>92</td> <td>92</td> <td>92</td> <td>92</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>22</td> <td>37</td> <td>1,082</td> <td>380</td> <td>545</td> <td>545</td> <td>545</td> <td>545</td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	法人税	78	128	3,778	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	税率(%)	23.9	23.4	23.4	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	法人住民税	10	17	487	170	92	92	92	92	92	税率(%)	12.9	12.9	12.9	12.9	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	法人事業税	22	37	1,082	380	545	545	545	545	545	税率(%)	6.7	6.7	6.7	6.7	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6
年度	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5																																																															
法人税	78	128	3,778	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316																																																															
税率(%)	23.9	23.4	23.4	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2																																																															
法人住民税	10	17	487	170	92	92	92	92	92																																																															
税率(%)	12.9	12.9	12.9	12.9	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0																																																															
法人事業税	22	37	1,082	380	545	545	545	545	545																																																															
税率(%)	6.7	6.7	6.7	6.7	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6																																																															
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ・都市機能更新率 平成27年度に40.9%であった都市機能更新率が平成30年度には42.5%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによって「土地の高度利用と都市機能の更新」及び「コンパクトシティの推進」という政策目的の達成に向けた効果が現れている。本指標については令和5年度に44.5%とすることを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 平成27年度に4,435haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積が平成30年度には3,149haと減少しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については令和2年度に概ね解消することを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p>																																																																						

		<p>・都市機能更新率 本措置により保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブが提供されることで、市街地再開発事業の施行の円滑化が図られ、土地の高度利用と都市機能の更新、コンパクトシティの推進に資する。</p> <p>・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 本措置により保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブが提供されることで、市街地再開発事業の施行の円滑化が図られ、密集市街地の解消に資する。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	本措置等により市街地再開発事業が推進されることで、都市構造の改善、コンパクトシティの推進、密集市街地の解消を通じ地震・火災等による被害のリスクが低減される。また、市街地再開発事業1地区あたり約300億円の建設等投資による民間投資誘発効果があることから、市街地再開発事業の推進による効果と措置の適用による減収額とを比較すると 税収減を是認できるものと考えられる。
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 市街地再開発事業には補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で、本特例措置は事業資金の確実な確保という観点から、保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標の測定指標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成30年度3,149ヘクタール）について、令和2年度までに概ね解消することを目指す）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標の測定指標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成30年度3,149ヘクタール）について、令和2年度までに概ね解消することを目指す）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）において下記のとおり記載されている成果指標を引用した。 「地震時等に著しく危険な密集市街地の面積」 約4,450ha（平成27速報）→おおむね解消（平成32） ここでいう「おおむね解消」とは「おおむね0haとする」という意図である。また、平成30年度末時点の面積が3,149haとなっている。 令和2年度までに、本特例の他、老朽建築物の除却・建替や道路等の整備等を総合的に推進する事業（防災・安全交付金等）、延焼防止性能を向上させるための規制措置等が相まって、住生活基本計画等に定める目標の達成に向けて、引き続き密集市街地の安全性能の向上に取り組んでいく。</p> <p>② 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の目標としては、①のとおり令和2年度までにおおむね解消となっているため、令和3年度及び令和4年度の目標は設定されていない。 今後、「地震時等に著しく危険な密集市街地」における取組状況等の把握に努めるとともに、令和3年3月に住生活基本計画の改定が見込まれることから、密集市街地に関する目標等についても、その過程で議論していく。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度の法人税）が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用数と適用額の実績については、直近の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から抜粋したものを記載した。 上記に記載のない平成30年度の法人税の適用数は、平成27～平成29年度の実績と令和2年度～令和4年度の推計の平均として算定し、評価書に記載した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和元年度の法人税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和2年度から4年度まで）について、「自治体へのヒアリングにより、現在具体的に計画されている防災街区整備事業から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度の法人税の適用見込は、平成27～平成29年度の実績と令和2年度～令和4年度の推計の平均として算定し、評価書に記載した。</p> <p>② 各都道府県を対象に、防災街区整備事業の実施を検討している地区の有無について調査を行い、その結果等を受け、防災街区整備事業が見込まれる一つの地方公共団体に対し、検討されている地区の区域面積、地権者数及びスケジュール等について、現時点の見込みをヒアリングした。 その結果把握した令和2年度～令和4年度において実施予定である事業の区域面積、地権者数等を元に適用数を推計した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「把握した令和2年度～令和4年度において実施予定である事業の区域面積、地権者数等を元に適用数を推計した」との説明では、推計に当たって活用した算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人税並びに平成28年度から30年度までの法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①～③ 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）を税目ごとに把握し、評価書に記載した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和元年度の法人税並びに令和元年度から4年度までの法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「自治体へのヒアリングにより、現在具体的に計画されている防災街区整備事業から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）を税目ごとに予測し、評価書に記載した。</p> <p>③ (3)②と同様。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 点検項目(3)②の補足説明では、推計に当たって活用した算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分である</p>

と思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成27年度約4,450ヘクタール）について、平成32年度までに概ね解消する）に対する過去の効果（平成28年度及び29年度）について、年度ごとに把握されていない。
 - ② 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成27年度約4,450ヘクタール）について、平成32年度までに概ね解消する）に対する過去の効果について、「地震時等に著しく危険な密集市街地は、平成30年度末時点で概ね解消には至っていないものの、その面積は3,149ヘクタールとなり、平成27年の4,450ヘクタールから3割弱が解消され、取組は着実に進んでいる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
 - ③ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数42件（平成29年度）が前回評価時の将来予測7件とかなり離れていることについて、その原因が分析されていない。
 - ④ 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成27年度約4,450ヘクタール）について、平成32年度までに概ね解消する）に対する過去の効果について、「地震時等に著しく危険な密集市街地は、平成30年度末時点で概ね解消には至っていないものの、その面積は3,149ヘクタールとなり、平成27年の4,450ヘクタールから3割弱が解消され、取組は着実に進んでいる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積は以下のとおり推移している。
約4,450ha（平成27速報）→4,039ha（平成28）→3,422ha（平成29）
- ② 以下の2つの評価指標について、一定の水準に達すること等により「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消に至り、平成29年度末の3,422haから平成30年度末の3,149haに減少した。また、3割弱の解消については、平成27年の4,450haから平成30年度末の3,149haを減じた値から、平成27年の4,450haを除すことにより算定した。
【延焼危険性を表す指標】
住宅戸数密度が80戸/ha以上あり、かつ、不燃領域率が40%未満（又は木防率2/3以上、又は延焼抵抗率35%未満）であると、延焼の危険性が著しいとされる。
・住宅戸数密度：地区内の住宅戸数を地区面積で除した密度。その地区の燃え広がりやすさを表す。
・不燃領域率：地区内における一定規模以上の道路や公園等の空地面積と、地区内の全建物建築面積に対する耐火建築物等の建築面積の比率から算定される、地区面積に対する不燃化面積の割合。その地区の燃え広がりにくさを表す。
・木防率：地区内の全建物棟数に占める木造建物棟数の割合。その地区の燃え広がりをやすさを表す。
・延焼抵抗率：建物の構造・規模によって異なる「延焼限界距離」の半分のバッファを発生させたときの、大規模空地等を除いた地区面積に対するバッファに含まれない面積の比率。その地区の燃え広がりにくさを表す。
【避難困難性を表す指標】
地区内閉塞度が「5段階評価で3, 4, 5」（避難確率が97%未満である状態）であると、避難困難性が著しいとされる。
・地区内閉塞度：地区面積、道路幅員別や道路形状（両端接続、行き止まり）別の延長、建物の耐震性能・防火性能別の棟数から算定される確率指標。その地区の内部から地区周縁までの避難の困難さを表す。
- ③ 適用実績は「租特特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から引用しているため効果的な分析が困難であるが、本特例措置がより認知されてきた等の要因により前回評価時に想定した以上の法人が適用を受けたものと考えられる。
- ④ 平成27年度～平成29年度において施行された、本特例措置の適用対象となる防災街区整備事業の区域を含む「地震時等に著しく危険な密集市街地」のうち、平成30年度末時点で解消されている面積の合計は約30haである。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標の測定指標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成30年度末3,149ヘクタール）について、令和2年度までに概ね解消することを目指す）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本特例措置の適用が見込まれる「地震時等に著しく危険な密集市街地」内における防災街区整備事業は、1事業が予定されている。当該「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積は約37haである。
当該防災街区整備事業に加えて、各地方公共団体において避難路となる道路の整備や、避難場所となる公園・空き地の整備、延焼防止性能の高い建築物への建替えに対する支援等が行われており、引き続き達成目標の実現に向けて取組を推進していく。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置の適用が見込まれる『地震時等に著しく危険な密集市街地』内における防災街区整備事業は、1事業が予定されている。当該『地震時等に著しく危険な密集市街地』の面積は約37haである」との説明では、将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
また、予測される将来の適用数4件（令和2年度）、5件（令和3年度）及び5件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。
また、将来の適用数20件（令和元年度）が過去の実績42件（平成29年度）とかなり離れているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成30年度末3,149ヘクタール）について、令和2年度までに概ね解消することを目指す）の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。
また、達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（平成30年度末3,149ヘクタール）について、令和2年度までに概ね解消することを目指す）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 29) 法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)
	②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	《現行制度の概要》 個人又は法人が、所有する事業用資産を耐火建築物などを建築するために譲渡し、防災街区整備事業による防災施設建築物の保留床を取得し事業の用に供した場合、譲渡価額のうち買換資産の取得価額を限度に、譲渡益の80%について課税を繰り延べることができる。 《要望の内容》 ・適用期限を3年間延長し、令和5年3月31日までとする。 ・譲渡資産に係る要件について、平成30年の建築基準法の改正によって、「耐火建築物」又は「準耐火建築物」と同等以上の延焼防止性能を有する建築物が位置付けられたこと等を踏まえて、拡充を行う。 (要件の見直し) 耐火建築物 → 耐火建築物等 準耐火建築物 → 準耐火建築物等 《関係条項》 租税特別措置法第65条の7、第65条の9、第68条の78、第68条の80
5	担当部局	国土交通省住宅局市街地建築課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成16年 創設 平成18年 延長 平成23年 延長 平成26年 縮減・延長 平成29年 延長
8	適用又は延長期間	3年間(令和2年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性の向上を図る。 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)」において延焼危険性や避難困難性の指標を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することが位置づけられているほか、「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」においては、木造密集市街地の改善を進めることが位置づけられている。

		さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定)」の一環として、「地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策」が位置づけられており、2018年度(平成30年度)～2020年度(令和2年度)の3年間で、耐火性能の低い建築物の除却、建替の促進等の取組を進めているところ。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 ……水害等災害による被害の軽減 施策目標11 ……住宅・市街地の防災性を向上するに包含
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地震時等に著しく危険な密集市街地を概ね解消する。 <測定指標> 地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成30年度末3,149ヘクタール)について、令和2年度までに概ね解消することを目指す。【住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)】 ※ 密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地震時等に著しく危険な密集市街地においては、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の発生の可能性又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難であると認められることから、同市街地を解消することは、都市の安全性の向上に寄与するものである。
10	有効性等	①: 適用数 【適用実績】 平成27年度: 34件 平成28年度: 31件 平成29年度: 42件 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 ※前回評価(平成28年)時の適用見込み(7件/年度)に対し、適用実績は大幅に上回っており、適用数が僅少とはなっていない。 平成30年度: 20件 令和元年度: 20件 ※上記2年分については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の数値が存在しないため、適用見込みは平成27～平成29年度の実績と令和2年度～令和4年度の推計の平均として算定し、以下の数字を用いた。 (34件+31件+42件+4件+5件+5件)÷6年間=20件 【将来推計】 令和2年度: 4件 令和3年度: 5件 令和4年度: 5件 ※自治体へのヒアリングにより、現在具体的に計画されている防災街

		区整備事業から推計。																																																						
②: 適用額	<p>【適用額】 平成 27 年度: 8,765 百万円 平成 28 年度: 7,180 百万円 平成 29 年度: 3,055 百万円 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋</p> <p>平成 30 年度: 3,204 百万円 令和 元年度: 3,204 百万円 ※上記2年分については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の数値が存在しないため、適用見込は平成 27～平成 29 年度の実績と令和2年度～令和4年度の推計の平均として算定し、以下の数字を用いた。 (8,765+7,180+3,055+63+79+79)÷6 年間≒3,204 百万円</p> <p>【将来推計】 令和2年度: 63 百万円 令和3年度: 79 百万円 令和4年度: 79 百万円 ※自治体へのヒアリングにより、現在具体的に計画されている防災街区整備事業から推計。</p>																																																							
③: 減収額	<p>【減収額】</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="border: none;">年度</th> <th>平成</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">税目</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">法人税</td> <td>2,095</td> <td>1,680</td> <td>715</td> <td>743</td> <td>743</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">法人住民税</td> <td>270</td> <td>217</td> <td>92</td> <td>96</td> <td>52</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">法人事業税</td> <td>587</td> <td>481</td> <td>205</td> <td>215</td> <td>308</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>法人税 = 適用額 × 税率 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 法人事業税 = 適用額 × 税率</p> <p>税率は、以下の割合で計算している。 法人税率 平成 27 年 : 23.9% 平成 28、29 年 : 23.4% 平成 30～令和4年 : 23.2% 法人住民税率 平成 27～30 年 : 12.9% 令和元～4年 : 7.0% 法人事業税率 平成 27～30 年 : 6.7% 令和元～4年 : 9.6%</p>	年度	平成	27	28	29	30	令和	元	2	3	4	税目	27	28	29	30	元	2	3	4			法人税	2,095	1,680	715	743	743	15	18	18			法人住民税	270	217	92	96	52	1	1	1			法人事業税	587	481	205	215	308	6	8	8		
年度	平成	27	28	29	30	令和	元	2	3	4																																														
税目	27	28	29	30	元	2	3	4																																																
法人税	2,095	1,680	715	743	743	15	18	18																																																
法人住民税	270	217	92	96	52	1	1	1																																																
法人事業税	587	481	205	215	308	6	8	8																																																

		※令和2～4年度は、自治体へのヒアリングにより、現在具体的に計画されている防災街区整備事業から推計。
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進地区内の危険密集市街地の防災性の向上に寄与している。 また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進地区内の危険密集市街地の防災性の向上にも寄与している。 その結果、地震時等に著しく危険な密集市街地は、平成 30 年度末時点で概ね解消には至っていないものの、その面積は 3,149 ヘクタールとなり、平成 27 年の 4,450 ヘクタールから3割弱が解消され、取組は着実に進んでいる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例により、保留床の処分が円滑になり、事業参加者の負担軽減が図られ、事業の推進に資する。また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不燃建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進地区内の防災性の向上にも寄与することとなる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>地震時等に著しく危険な密集市街地が存在する地域では、道路等の整備等と沿道建築物の不燃化や共同建替による不燃化、老朽木造建築物の除却等の対策が実施されており、確実な進捗が見られるが、そのなかには、公共施設の整備の遅れや権利関係が複雑している等の隘路を抱えている地域も存在する。本特例をはじめとした関連施策によって防災街区整備事業を推進し、これらの地域のより一層の整備改善が進むことは都市の安全性の向上に資するため、税収減を是認するに足る効果が認められる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例は課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少ないことから、政策目的実現のための手段として適切である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 予算上の措置は、施行者に対して防災施設建築物の整備等に要する費用の一部を支援するものである。一方、本特例は、事業の成立に不可欠である保留床の処分の円滑化を図るため、事業参加者の負担を軽減する唯一の措置であることから、明確な役割分担ができています。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 ー</p>
12	有識者の見解	ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(平成29年度税制改正要望時)【国交 22】

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1国交06)

(評価実施府省: 国土交通省)

【基本情報】

Table with 10 rows and 10 columns. Headers include: 制度名(措置名), 措置の内容, 政策目的, 評価対象税目, 関係条項, 要望内容, 創設年度, 過去の政策評価の実績, 区分, 延長. Content describes the extension of special tax measures for shipping companies.

【総括表】

Large summary table with 30 columns and 20 rows. Columns include: 租税特別措置等の適用実態 (適用件数, 減収額), 租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果) (目標①-⑦). Rows list specific measures and their performance metrics.

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 新たな測定指標（(外航) 令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標の測定指標（(外航) 我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、その輸送比率を維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標の測定指標（(外航) NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>④ 達成目標の測定指標（(内航) NOx：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 国際海事機関（IMO）において、令和12年を目途とした新たなCO2削減に係る目標が掲げられ、我が国においてもIMOの目標を達成する必要が生じたところ。当該目標を達成するために必要となる令和4年度時点における燃費改善値を本特例期間の達成目標としました。</p> <p>② 日本商船隊の輸送比率に係る目標は、税制の特例期間全てに適用されることから、令和4年度における目標は10%となります。</p> <p>③ NOx削減に係る目標に係る目標は、税制の特例期間全てに適用されることから、令和4年度における目標は22%削減となります。</p> <p>④ NOx排出量の目標については、削減率22%（平成22年比）の維持を毎年の目標としております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（内航の法人税）について、「令和元年度以降については、過去5年間（H26～H30）の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書に記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（内航の法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書に記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（内航の法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（内航の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「令和元年度以降については、『令和元年度以降の適用見込み額×法人税率（23.2%）』により算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書に記載しました。</p> <p>② 評価書に記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「令和元年度以降の適用見込み額」は「令和元年度以降については、過去5年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計」と説明されているが、その推計内容が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（(外航) 輸送比率：平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する過去の直接的効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、(1) 船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。(2) 環境負荷低減船の普及を妨げることになる」と説明されているが、過去の効果（達成目標の実現状況）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（(外航) CO2：平成31年度までに日本商船隊からのCO2排出量を平成</p>

16年度比で19%削減する)に対する過去の直接的効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO₂、NO_x削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、(1)船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。(2)環境負荷低減船の普及を妨げることになる」と説明されているが、過去の効果(達成目標の実現状況)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

③ 達成目標((外航)NO_x:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)2次規制削減率(1次規制値比20%削減)を上回る22%削減する)に対する過去の直接的効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO₂、NO_x削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、(1)船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。(2)環境負荷低減船の普及を妨げることになる」と説明されているが、過去の効果(達成目標の実現状況)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

④ 達成目標((外航)「CO₂:平成31年度までに日本商船隊からのCO₂排出量を平成16年度比で19%削減する」、「NO_x:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)2次規制削減率(1次規制値比20%削減)を上回る22%削減する」及び「輸送比率:平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する」)に対する過去の効果について、「CO₂削減:日本商船隊からのCO₂排出量を19%削減し目標達成(平成16年度比)」、「NO_x削減:新造船について目標値である22%以上の削減を達成(平成22年度比)」及び「輸送比率:我が国商船隊の輸送比率の目標値が10%であるところ、平成30年度においては8.7%であったが、日本商船隊の輸送量については、横ばいとなっている」と説明されているが、過去の外航日本船舶に係る適用数は0件(平成30年度)であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。そのため、僅少であることの原因を分析する必要がある。

⑤ 達成目標の測定指標((内航)CO₂:年間70隻程度(約9万トン CO₂削減に相当)の省エネに資する船舶を普及する)に対する過去の効果について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

⑥ 達成目標の測定指標((内航)CO₂:年間70隻程度(約9万トン CO₂削減に相当)の省エネに資する船舶を普及する)に対する過去の直接的効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船は、平成29年度で16隻、平成30年度で11隻導入され、平成29年度は約1.2万トン、平成30年度は約0.3万トンのCO₂削減がなされた。前回要望時の『本税制特別措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする』という目標に対して、平成29年度は目標を達成している。平成30年度の取得隻数は11隻であったが、事業者の財務状況及び船舶の建造サイクルにより当該特例措置を活用する状況になかったこと等が考えられる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、内航環境低負荷船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない」と説明されているが、過去の効果(達成目標の実現状況)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑦ 達成目標の測定指標((内航)NO_x:新造船について22%の削減を行う(平成22年度比))に対する過去の効果について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

⑧ 達成目標の測定指標((内航)NO_x:新造船について22%の削減を行う(平成22年度比))に対する過去の直接的効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船は、平成29年度で16隻、平成30年度で11隻導入され、平成29年度は約1.2万トン、平成30年度は約0.3万トンのCO₂削減がなされた。前回要望時の『本税制

特別措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする』という目標に対して、平成29年度は目標を達成している。平成30年度の取得隻数は11隻であったが、事業者の財務状況及び船舶の建造サイクルにより当該特例措置を活用する状況になかったこと等が考えられる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、内航環境低負荷船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない」と説明されているが、過去の効果(達成目標の実現状況)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑨ 達成目標の測定指標((内航)本税制特別措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする)に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。

⑩ 達成目標の測定指標((内航)本税制特別措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする)に対する過去の効果について、「年間代替取得隻数を14隻以上とすることが目標値であるところ、平成26年度～平成30年度の平均は16隻であり、目標を達成している」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

⑪ 達成目標の測定指標((内航)本税制特別措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする)に対する過去の直接的効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船は、平成29年度で16隻、平成30年度で11隻導入され、平成29年度は約1.2万トン、平成30年度は約0.3万トンのCO₂削減がなされた。前回要望時の『本税制特別措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする』という目標に対して、平成29年度は目標を達成している。平成30年度の取得隻数は11隻であったが、事業者の財務状況及び船舶の建造サイクルにより当該特例措置を活用する状況になかったこと等が考えられる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、内航環境低負荷船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない」と説明されているが、過去の効果(達成目標の実現状況)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 個船の輸送量について回答するのは困難です。
- ② 本特例措置の直接的な効果についても、事業者への調査等により把握に努めております。(平成26年度:1.3%、平成27年度:1.4%、平成28年度:1.5%、平成29年度:1.6%、平成30年度:1.8%)
- ③ CO₂排出量の削減とNO_x排出量の削減は相反関係にあり、CO₂排出量の削減によりNO_x排出量の増加が懸念されることから、NO_x排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NO_x排出量については、事業者への調査により把握に努めております。
- ④ 日本商船隊とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン数以上の外航商船群であり、「外航日本船舶」及び「外航日本船舶以外の船舶」等が対象となります。従って、適用実績及び達成目標の寄与については「外航日本船舶」及び「外航日本船舶以外の船舶」の合算値で評価することが適当であると考えます。
- ⑤ 海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」の報告実績に基づき、以下式により算出しております。

$$[\text{年間CO}_2\text{削減量}] = [\text{税制適用船舶の総トン数}] \times [1\text{トンあたりのCO}_2\text{排出量}] \times [\text{CO}_2\text{削減率}]$$
- ⑥ 達成目標については、本税制措置の他、予算措置等の支援措置と合わせて達成することとしておりますが、本税制措置の適用により、毎年約0.8万トン(平成26～30年度平均)のCO₂排出量が削減されており、船舶のCO₂排出量の削減に寄与しています。
- ⑦ 事業者から聞き取った数値を平均して算出しております。
- ⑧ 本税制特別措置の利用により、平成26～30年度の過去5年間において、NO_xの排出量を削減(削減率22%(平成22年比))しており、船舶のNO_x排出量の削減に寄与しています。
- ⑨ 評価書に記載し、対応済み。
- ⑩ ⑨と合わせて対応済み。
- ⑪ 達成目標に対しては、本税制措置の他、予算措置等の支援措置と併せて達成することとしており、例えば過去5年間において、毎年16隻(平成26年度～平成30年度平均)が本制度を利用しておりますが、これが本税制措置による直接的な効果と認識しており

<p>ます。 【備考】 ご指摘を踏まえ、評価書を修正致しました。</p>
<p>【点検結果】 ①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑤ 計算に用いた数値が明らかにされていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑥～⑪ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標の測定指標（(外航) 令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する）に対する将来の効果が予測されており、本特例措置が達成目標の実現に十分寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標の測定指標（(外航) 我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、その輸送比率を維持する）に対する将来の効果について、「令和元年度から令和4年度の数値については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標の測定指標（(外航) 我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、その輸送比率を維持する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されており、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標の測定指標（(外航) CO₂削減：令和2年度までに日本商船隊からのCO₂排出量を平成16年度比で21%削減する）に対する将来の効果について、「令和元年度から令和4年度の数値については目標値（但し、CO₂の数値については予測値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標の測定指標（(外航) CO₂削減：令和2年度までに日本商船隊からのCO₂排出量を平成16年度比で21%削減する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されており、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標の測定指標（(外航) NO_x削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する将来の効果について、「令和元年度から令和4年度の数値については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑦ 達成目標の測定指標（(外航) NO_x削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されており、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑧ 達成目標（(外航) 日本商船隊の船体規模の維持・整備、CO₂及びNO_xの削減）に対する将来の効果について、予測される将来の外航日本船舶に係る適用数0件（令和元年度から4年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されており、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。</p> <p>⑨ 達成目標の測定指標（(内航) CO₂：令和4年度までに内航海運からのCO₂排出量</p>
--

<p>年間9万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）に対する将来の効果について、「令和元年度から令和4年度の数値については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑩ 達成目標の測定指標（(内航) CO₂：令和4年度までに内航海運からのCO₂排出量年間9万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されており、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑪ 達成目標の測定指標（(内航) NO_x：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する将来の効果について、「令和元年度から令和4年度の数値については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑫ 達成目標の測定指標（(内航) NO_x：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されており、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑬ 達成目標の測定指標（(内航) 本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする）に対する将来の効果が予測されており、本特例措置が達成目標の実現に十分寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和12年度に対平成20年比で燃費効率40%改善することを見据えた際の必要な達成目標となります。</p> <p>② 政策目標の目標値になります。</p> <p>③ 個船の輸送量を把握するのは困難です。</p> <p>④ 達成目標の測定指標については、過去の実績をもとに予測に努めております。</p> <p>⑤ 本特例措置の直接的な効果についても、過去の実績をもとに予測に努めております。（令和元年度：1.9%、令和2年度：2.0%）</p> <p>⑥ 政策目標の目標値になります。</p> <p>⑦ CO₂排出量の削減とNO_x排出量の削減は相反関係にあり、CO₂排出量の削減によりNO_x排出量の増加が懸念されることから、NO_x排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NO_x排出量については、事業者への調査により把握に努めております。</p> <p>⑧ 日本商船隊とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン数以上の外航商船群であり、「外航日本船舶」及び「外航日本船舶以外の船舶」等が対象となります。従って、適用実績及び達成目標の寄与については両者の合算値で評価することが適当と考えます。</p> <p>⑨ 地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)において、令和12年度までに船舶からのCO₂排出量の削減を157万トン(平成25年度比)ですが、これは年間あたりで必要な削減量は9万トン程度となるため、この数字を達成目標としております。また隻数換算すると現時点では年間70隻程度となるため、現時点ではこの数字を要望期間中の達成目標(測定指標)としております。</p> <p>⑩ 評価書本文「10 有効性等」-「①適用数」に記載したとおり、本税制特例措置の適用により、毎年14隻の普及が本特例措置の直接的な効果の予測になり、またその効果については事業者への調査により把握に努めております。</p> <p>⑪ 国際海事機関（IMO）二次規制において、NO_xの排出量の削減率は20%に設定されています。達成目標はこの設定を上回る22%を目標として定めています。</p> <p>⑫ 評価書本文「10 有効性等」-「①適用数」に記載したとおり、本税制特例措置の適用により、毎年14隻の普及が本特例措置の直接的な効果の予測になり、またその効果については事業者への調査により把握に努めております。</p> <p>⑬ 過去5年間に於いて、本税制特例措置を毎年16隻（平成26年度～平成30年度平均）適用しているため、要望に係る期間においても現実的に達成可能な範囲の目標と考えております。</p>

【点検結果】

- ①～⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする
- ⑨ 達成目標の測定指標（内航）CO₂：令和4年度までに内航海運からのCO₂排出量年間9万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及を図る）に対する平成26年度から30年度までの実績の平均は、年度当たり68,830トンであることから、当該達成目標の測定指標に対する将来の効果について、「地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)において、令和12年度までに船舶からのCO₂排出量の削減を157万トン(平成25年度比)ですが、これは年間あたりで必要な削減量は9万トン程度となる」との説明では、令和元年度から4年度までの間、毎年度9万トン削減すると予測される算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑩・⑪ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑫ 「本税制特例措置の適用により、毎年14隻の普及が本特例措置の直接的な効果の予測になり、またその効果については事業者への調査により把握に努めております」との説明では、具体的にどのような調査により、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を予測又は事後的に検証するのか明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑬ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税 20)、法人住民税:義、法人事業税:義
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人または法人が、所有する船舶を譲渡し、新たに、租税特別措置法等に定める環境負荷低減に資する設備を有する船舶を取得した場合、譲渡益の80%について課税を繰り延べることができる。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法第37条～第37条の4、第65条の7～9、第66条の6 ・同法施行令第25条、第39条の7、第39条の14～20 ・同法施行規則第18条の5、第22条の11
5	担当部局	国土交通省海事局外航課、内航課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成26年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和49年度 創設
		平成17年度 拡充(内航海運業に係る参入規制:許可制→登録制)
		平成18年度 延長(船舶への買換えを新造船又は環境負荷低減船に限定)
		平成23年度 延長(船舶→減価償却資産の廃止) (中古船の船齢要件厳格化) (新造船に環境負荷低減要件付加)
		平成26年度 延長(譲渡船の船齢要件厳格化) (環境負荷低減要件の追加)
平成29年度 延長(2,000トン以上の船舶に係る環境要件厳格化) (トン数標準税制認定事業者及びその海外子会社が所有する船舶の適用除外)		
8	適用又は延長期間	3年間(令和2年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航) 外航船舶の調達には多額の資金を要するところ、譲渡船舶の売却益を活用して代替を促進することにより、計画的かつ安定的に日本商船隊の維持・整備を図りつつ、環境負荷低減を実現することを目的とする。

		<p>(内航) 多額の資金を要する船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して代替船舶を確保し、我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運に係る船舶の代替を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (外航) ・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</p> <p>(内航) ・「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」 ・「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航) 政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進 みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>(内航) 政策目標:3 地球環境の保全 施策目標:9 地球温暖化防止等の環境保全</p>	

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) 日本商船隊の船隊規模の維持・整備、CO2及びNOxの削減 〈測定指標〉 ・我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、その輸送比率を維持する。 船舶の環境性能向上 〈測定指標〉 ・CO2削減: 令和2年度までに日本商船隊からのCO2排出量を平成16年度比で21%削減する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。)。令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する。 ・NOx削減: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減する。</p> <p>(内航) 船舶の環境性能向上、船舶の代替取得の促進 〈測定指標〉 ・CO2: 令和4年度までに内航海運からのCO2排出量年間9万トン削減(省エネに資する船舶を年間70隻程度普及)を図る。 ・NOx: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 ・本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航) 船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船等から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進していくことに寄与する。</p> <p>(内航) 船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、老朽船から、より新しく、かつ環境性能の高い船舶への代替を促進することで内航海運の安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現していくことに寄与する。</p>
<p>10: 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p>

		<p>(外航) 【適用隻数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶 (適用者数)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>1 (1)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)</td> <td>15 (13)</td> <td>16 (15)</td> <td>13 (9)</td> <td>7 (5)</td> <td>9 (5)</td> <td>12 (9)</td> <td>12 (9)</td> <td>12 (9)</td> <td>12 (9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※令和元年度以降については過去の実績(直近5年間(H26~H30)の平均)をもとに推計 ※政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」等が対象 ・前回の本租税特別措置に関する政策評価における想定数は、H28年度17隻、H29年度17隻、H30年度17隻であり、実績値はH28年度13隻、H29年度7隻、H30年度9隻であるが、船舶の取得数は外航海運事業者の船舶の建造サイクル等により変動することから、適用数が想定外に僅少となっているとは言えない。</p> <p>(内航) 【適用隻数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶 (適用者数)</td> <td>13 (13)</td> <td>21 (21)</td> <td>18 (15)</td> <td>16 (16)</td> <td>11 (10)</td> <td>16 (16)</td> <td>16 (16)</td> <td>16 (16)</td> <td>16 (16)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※令和元年度以降については、過去5年間(H26~H30)の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に算出。 ・前回の本租税特別措置に関する政策評価における想定数は、H28年度14隻、H29年度14隻、H30年度16隻であるところ、実績値はH28年度18隻、H29年度16隻、H30年度11隻であり、想定外に僅少とはなっていない。</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	外航日本船舶 (適用者数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	15 (13)	16 (15)	13 (9)	7 (5)	9 (5)	12 (9)	12 (9)	12 (9)	12 (9)	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	内航船舶 (適用者数)	13 (13)	21 (21)	18 (15)	16 (16)	11 (10)	16 (16)	16 (16)	16 (16)	16 (16)
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																											
外航日本船舶 (適用者数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																											
外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	15 (13)	16 (15)	13 (9)	7 (5)	9 (5)	12 (9)	12 (9)	12 (9)	12 (9)																																											
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																											
内航船舶 (適用者数)	13 (13)	21 (21)	18 (15)	16 (16)	11 (10)	16 (16)	16 (16)	16 (16)	16 (16)																																											
<p>②: 適用額</p>		<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p>																																																		

		(外航) 【適用額】 (単位:百万円)									
		年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分		外航日本船舶	0	0	0	822	0	0	0	0	0
外航日本船舶以外の船舶		13,856	17,977	12,440	5,974	10,860	12,221	12,221	12,221	12,221	
		※ 平成30年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和元年度以降については過去の実績(直近5年間平均(H26～H30))をもとに推計。 ※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」等が対象 ※ 適用者数が少数となっている年度もあり、1社あたりの適用額の割合が高くなることもあるが、特定の者のみが適用者となる偏りは無い。									
		(内航) 【適用額】 (単位:百万円)									
		年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分		内航船舶	1,456	3,533	2,032	3,025	942	2,224	2,224	2,224	2,224
		※平成30年度までは、海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※令和元年度以降については、過去5年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計 ※過去5年間における適用金額の上位者の大半が毎年入れ替わっていることから、本租税特例措置の利用者が特定の者へ偏っている状況ではないと史料。									
③: 減収額		・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。									

		(外航) 1. 法人税 【減収額】 (単位:百万円)									
		年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分		外航日本船舶	0	0	0	192	0	0	0	0	0
外航日本船舶以外の船舶		3,533	4,297	2,911	1,398	2,520	2,835	2,835	2,835	2,835	
		※ 平成30年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和元年度以降については、「令和元年度以降の適用見込み額×法人税率(23.2%)」により算出 ※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」等が対象									
		2. 法人住民税 【減収額】 (単位:百万円)									
		年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分		外航日本船舶	0	0	0	25	0	0	0	0	0
外航日本船舶以外の船舶		611	554	376	180	325	366	198	198	198	
		※ 「法人住民税＝法人税減収額 × 税率(注)」により算出 (注)平成26年度:17.3%、平成27年度～令和元年度:12.9%、令和2年度～令和4年度:7.0%									
		3. 法人事業税 【減収額】 (単位:百万円)									
		年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分		外航日本船舶	0	0	0	13	0	0	0	0	0
外航日本船舶以外の船舶		187	288	195	94	169	190	198	198	198	
		※ 「法人事業税＝法人税減収額 × 税率(注)」により算出 (注)平成26年度:5.3%、平成27年度～令和元年度:6.7%、令和2年度～令和4年度:7.0%									

	<p>(内航)</p> <p>1. 法人税</p> <p>【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶</td> <td>371</td> <td>844</td> <td>475</td> <td>708</td> <td>219</td> <td>516</td> <td>516</td> <td>516</td> <td>516</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度までは、海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※令和元年度以降については、「令和元年度以降の適用見込み額×法人税率(23.2%)」により算出</p> <p>2. 法人住民税</p> <p>【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶</td> <td>64</td> <td>109</td> <td>61</td> <td>91</td> <td>28</td> <td>67</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「法人住民税＝法人税減収額×税率(注)」により算出 (注)平成26年度:17.3%、平成27年度～令和元年度:12.9%、令和2年度～令和4年度:7.0%</p> <p>3. 法人事業税</p> <p>【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶</td> <td>20</td> <td>57</td> <td>32</td> <td>47</td> <td>15</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「法人事業税＝法人税減収額×税率(注)」により算出 (注)平成26年度:5.3%、平成27年度～令和元年度:6.7%、令和2年度～令和4年度:7.0%</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	内航船舶	371	844	475	708	219	516	516	516	516	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	内航船舶	64	109	61	91	28	67	36	36	36	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	内航船舶	20	57	32	47	15	35	36	36	36
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																				
内航船舶	371	844	475	708	219	516	516	516	516																																																				
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																				
内航船舶	64	109	61	91	28	67	36	36	36																																																				
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																				
内航船舶	20	57	32	47	15	35	36	36	36																																																				
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>(外航)</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO2削減(%)</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>NOx削減(%)</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>輸送比率(%)</td> <td>9.8</td> <td>9.8</td> <td>9.2</td> <td>8.6</td> <td>8.7</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの ※輸送比率については、各年度において以下により算出 輸送比率 = 我が国商船隊の輸送量(注1) / 世界の海上荷動き量(注2)</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	CO2削減(%)	10	11	15	17	19	20	22	-	-	NOx削減(%)	25	25	23	26	22	22	22	22	22	輸送比率(%)	9.8	9.8	9.2	8.6	8.7	10.0	10.0	10.0	10.0																				
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																				
CO2削減(%)	10	11	15	17	19	20	22	-	-																																																				
NOx削減(%)	25	25	23	26	22	22	22	22	22																																																				
輸送比率(%)	9.8	9.8	9.2	8.6	8.7	10.0	10.0	10.0	10.0																																																				

	<p>(注1) 事業者からの法令に基づき報告により把握 (注2) 出典: Clarksons「SHIPPING REVIEW DATABASE」 ※令和元年度から令和4年度の数値については目標値(但し、CO2の数値については予測値)</p> <p>○所期の目標の実現状況</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> CO2削減: 日本商船隊からのCO2排出量を19%削減し目標達成(平成16年度比)。 NOx削減: 新造船について目標値である22%以上の削減を達成(平成22年度比)。 輸送比率: 我が国商船隊の輸送比率の目標値が10%であるところ、平成30年度においては8.7%であったが、日本商船隊の輸送量については、横ばいとなっている。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、</p> <p>(1) 船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。 (2) 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>(内航)</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><CO2削減量(t-CO2)></td> <td>44,129</td> <td>90,290</td> <td>56,745</td> <td>102,834</td> <td>50,153</td> </tr> <tr> <td>(省エネに資する船舶(隻))</td> <td>(41)</td> <td>(67)</td> <td>(53)</td> <td>(45)</td> <td>(35)</td> </tr> <tr> <td>NOx削減(%)</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>90,000</td> <td>90,000</td> <td>90,000</td> <td>90,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(70)</td> <td>(70)</td> <td>(70)</td> <td>(70)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業者へのアンケート調査等に基づき算出 ※令和元年度から令和4年度の数値については目標値</p> <p>○所期の目標の実現状況</p> <p>【平成30年度】</p> <p>①省エネ化、CO2・NOx排出削減 (1)CO2削減:年間約9万トンの削減(省エネに資する船舶を年間70隻程度普及)を行うことが目標値であるところ、平成26年度～平</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	<CO2削減量(t-CO2)>	44,129	90,290	56,745	102,834	50,153	(省エネに資する船舶(隻))	(41)	(67)	(53)	(45)	(35)	NOx削減(%)	22	22	22	22	22		R1	R2	R3	R4			90,000	90,000	90,000	90,000			(70)	(70)	(70)	(70)			22	22	22	22	
年度	H26	H27	H28	H29	H30																																												
<CO2削減量(t-CO2)>	44,129	90,290	56,745	102,834	50,153																																												
(省エネに資する船舶(隻))	(41)	(67)	(53)	(45)	(35)																																												
NOx削減(%)	22	22	22	22	22																																												
	R1	R2	R3	R4																																													
	90,000	90,000	90,000	90,000																																													
	(70)	(70)	(70)	(70)																																													
	22	22	22	22																																													

		<p>成 30 年度の平均で 68,830 トンの CO2 削減(年間 48 隻)であった。</p> <p>(2)NOx 削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減(平成 22 年度比)が目標値であるところ、平成 30 年度時点においては 22%削減の目標を達成している。</p> <p>② 船舶の代替取得の促進 年間代替取得隻数を 14 隻以上とすることが目標値であるところ、平成 26 年度～平成 30 年度の平均は 16 隻であり、目標を達成している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船は、平成 29 年度で 16 隻、平成 30 年度で 11 隻導入され、平成 29 年度は約 1.2 万トン、平成 30 年度は約 0.3 万トンの CO2 削減がなされた。 前回要望時の「本税制特別措置が適用される年間代替取得隻数を 14 隻以上とする」という目標に対して、平成 29 年度は目標を達成している。平成 30 年度の取得隻数は 11 隻であったが、事業者の財務状況及び船舶の建造サイクルにより当該特別措置を活用する状況になかったこと等が考えられる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、内航環境低負荷船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない。</p> <p>⑤ 租税減を是認する理由等 (外航) 本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。 本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・整備を図ることで、日本商船隊の輸送比率の目標値である 10%の確保が可能となる。また、NOx 削減率についても、新造船について目標値である 22%削減の実現に寄与していることから、租税減を是認する効果が認められる。</p> <p>(内航) 内航海運は我が国の国民生活や経済活動を支えている基幹的輸送インフラであり、離島航路を始めとする地域社会におけるライフラインとしても極めて重要な役割を担っている。このため、安定的な輸送サービスを確保することが重要であり、かつ、環境負荷低減も促進する必要があるため、老朽船を新しく環境性能や安全性の高い船舶に計画的・安定的に代替していく必要がある。 本租税特別措置は多額の資金を要する船舶の建造において、譲渡船舶の売却益を活用した安定的な代替船舶の確保を可能とするものであり、上記政策目的の達成のための手段として有効である。 加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補</p>
--	--	---

		<p>助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。 上記の理由から、本税制特別措置については、租税減を是認するに足る効果が認められる。</p> <p>11 相当性 ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 (外航) 本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。 なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。 ※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない</p> <p>(内航) 本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は小さく、必要最低限の措置として妥当性を有する。 また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えない。 このため、本税制特別措置は、政策目的達成のための手段として妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 (外航) ○ 買換特別制度は、船舶の譲渡益の圧縮記帳を認めることで、環境負荷低減船への代替を促し、日本商船隊の維持・整備を図ることを目的とし、船舶に係る特別償却制度は、新造船取得時の当該船舶の初年度償却率の上乗せを認めることで、先進船舶や環境付加低減船の新造船の取得を促し、日本商船隊の規模拡大を図ることを目的としている。 また、国際船舶の登録免許税及び固定資産税の軽減措置は、国際船舶の保有コストを軽減することにより、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることを目的としている。</p> <p>(内航) 内航船舶取得における支援措置においては、以下のとおり明確に役割分担がされている。 まず、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度では環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。 船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ環境低負荷を実現することを目的としている。また、中小企業投資促進税制では中小零細事業者の船舶取得を支援することを目的としている。</p>
--	--	--

		そして、本租税特別措置では輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船について、安定的かつ計画的に環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶への代替建造を促進することを目的としている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 8 月 (H29 国交 22)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（法人税）について、「平成26年度～令和4年度の実績及び見込は関係団体（8団体）へのヒアリング等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 「平成26年度～令和元年度の実績及び見込」については、港湾局が例年実施している関係団体（8団体）へのヒアリングより得た実績値をそのまま事前評価書に記載しております。このため、「平成26年度～令和元年度の実績及び見込」については、「ヒアリング等による」の「等」の部分は含まれておりません。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（法人税）について、「平成26年度～令和4年度の実績及び見込は関係団体（8団体）へのヒアリング等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 将来の適用数について、平成25年度および平成28年度の事前評価書では、港湾局が関係団体（8団体）へ実施したヒアリング結果をそのまま見込数として記載していましたが、過去の見込と実績に乖離が見られることから、「令和2～4年度の見込」については、過去の見込に対する実績の割合を勘案し、算定いたしました。このため、事前評価書には「ヒアリング等による」と記載しております。
【点検結果】	① 「過去の見込と実績に乖離が見られることから、「令和2～4年度の見込」については、過去の見込に対する実績の割合を勘案し、算定いたしました」との説明では、その計算式、計算に用いた数値及びその出典が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
【国土交通省の補足説明】	① 事前評価書に追記いたしました。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、法人事業税及び法人住民税において、「平成26～29年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の数値を基に算定」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和2年度から4年度までの法人税）について、「令和2～4年度は、平成29年度～令和元年度における減収額の平均に隻数を乗じて算出。減収額（実績及び見込）の平均 × 隻数（令和2～4年度の想定数）」とされているが、記載の減収額（令和2年度から4年度まで）と一致しないため、説明に誤りがある。
【国土交通省の補足説明】	① 事前評価書に追記いたしました。 ② 「減収額の平均」は1隻あたりの平均減収額となりますが、説明が不十分であったため、事前評価書の内容を修正いたしました。なお1隻あたりの平均減収額は次のとおり算定しております。 ・平成29年度～令和元年度の適用数（見込を含む）：34隻 ・平成29年度～令和元年度の減収額（見込を含む）：467百万円 ・平成29年度～令和元年度における1隻あたりの平均減収額 ：467百万円／34隻＝13.8百万円 また、適用額につきましては、減収額を法人税率で除算した値となります。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。既存作業船の買換により、作業船からのNOx排出量を平成29年度から平成31年度までの3年間で1,320t削減を目標とする）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数（法人税）11件（平成30年度）が前回評価時の将来予測30件とかい離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標（港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。既存作業船の買換により、作業船からのNOx排出量を平成29年度から平成31年度までの3年間で1,320t削減を目標とする）の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。 ③ 達成目標（港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。既存作業船の買換により、作業船からのNOx排出量を平成29年度から平成31年度までの3年間で1,320t削減を目標とする）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置によって、これまで869tのNOx排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の低減に寄与してきた」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 港湾局が例年実施している関係団体（8団体）へのヒアリングより得たNOx削減量を事前評価書に記載しております。具体的には、平成29年度は12隻で158t、平成30年度は11隻で168t、令和元年度は11隻で191tのNOx排出量を削減し、環境負荷の低減を図

<p>りました。</p> <p>② 前回評価時の将来予測は、港湾局が関係団体（8団体）へのヒアリングより得た数値となりますが、事前評価書10①「適用数」欄に記載のとおり、作業船保有企業の90%以上が中小企業であり、業況の回復が鈍く厳しい経営環境にあるため、結果として作業船の買換えが行われなかったことにより、適用数が11隻になったものと考えております。しかし、本特例措置により海防法の規制対象外となっている既存不適格な船舶が11隻買換えられたことにより、168tのNOx排出量が削減されたため、本特例措置の目標の実現に十分寄与したと考えております。</p> <p>③ NOx削減量869tは、港湾局が関係団体（8団体）へのヒアリングより得た平成26～30年度の実績となり、平成26年度が144t、平成27年度が188t、平成28年度が211t、平成29年度が158t、平成30年度が168tとなります。また、事前評価書に数値の根拠である対象年度を追記いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果であることが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(3)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標の測定指標（作業船からのNOx排出量を令和2年度から令和4年度までの3年間で700t削減する）に対する将来の効果（令和2年度から4年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標の測定指標（作業船からのNOx排出量を令和2年度から令和4年度までの3年間で700t削減する）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標の測定指標（作業船からのNOx排出量を令和2年度から令和4年度までの3年間で700t削減する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 年度ごとの予測は、下記②に記載のとおりです。</p> <p>② 700tの算出根拠は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度から令和元年度までの適用数（見込みを含む）：34隻－① ・平成29年度から令和元年度までのNOx削減量（見込みを含む）：517t－② ・平成29年度から令和元年度における1隻あたりのNOx削減量：②/①＝15.2t－③ ・令和2～4年度の想定数：年間15隻－④ <p>以上により、令和2～4年度における年度ごとのNOx削減見込量は228t（＝③×④）となり、3年間では約700t（＝228t×3年）と算定しております。</p> <p>③ 令和2～4年度の適用見込み数は年間15隻となり、上記②に記載のとおり3年間で約700tのNOx排出量が削減できる見込みです。(6)③に記載のとおり海防法の規制対象外となっている既存不適格な船舶が買換えられることにより、環境負荷の低減が図られるため、NOx削減量の700tが本特例措置の直接的な効果の予測となります。</p> <p>また、引き続き関係団体（8団体）へのヒアリングを実施し、事後的な効果の把握を行います。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果であることが明らかにされておらず、また、事後検証の方法についても、ヒアリングの調査内容等が明らかになっておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税：義（国税 22） 法人住民税：義、法人事業税：義
		②: 上記以外の税目 所得税：外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 船齢 40 年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船（船齢が耐用年数以内であって、海防法の規定による窒素酸化物の放出基準の 78/80 を満たしている原動機を有するものに限る）を取得した場合、譲渡益の 80%圧縮記帳を可能とする特例措置。
		《要望の内容》 適用期限を 3 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日（所得税は令和 5 年 12 月 31 日）までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法 第 37 条、第 37 条の 3、第 37 条の 4、第 65 条の 7～第 65 条の 9 ・租税特別措置法施行令 第 25 条～第 25 条の 3、第 39 条の 7 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 19 条の 3 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第 11 条の 7
5	担当部局	国土交通省港湾局技術企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年 8 月 分析対象期間：平成 26 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 26 年度創設 平成 29 年度延長
8	適用又は延長期間	3 年間（令和 2 年度～令和 4 年度）
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化が進む作業船の買換を促進し、港湾整備等にかかる環境負荷の低減を図る。また円滑な港湾整備等の推進や大規模災害発生時における災害復旧の円滑な実施能力の強化を図る。 《政策目的の根拠》 ○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（令和元年 6 月 27 日告示） ・港湾の開発等に当たっては、生物多様性及び人が豊かな自然と触れ合う場の確保を考慮し、港湾及びその周辺の大気環境に与える影響を計画の策定に際して評価するとともに、その実施に当たっても広域のかつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避・低減に努める。 ○成長戦略（2019 年）（令和元年 6 月 21 日閣議決定） ・我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、

		（中略）国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る（後略）。 ○国土強靱化年次計画 2019（令和元年 6 月 11 日国土強靱化推進本部決定） ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、（中略）等により多様な情報収集、提供手段の確保に向けた取組を推進する。 ・港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、（中略）等、交通インフラそのものの強化を進める。 ○第 4 次社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定） ・重点施策：国際コンテナ戦略港湾において、「集貨」「創貨」「競争力強化」の 3 本柱の施策により基幹航路の維持・拡大を図る ・重点施策：（中略）海上物流の効率化を図る ・重点施策：大規模災害時における港湾からのアクセスルートを確保
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。 <測定指標> 作業船からの NOx 排出量を令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間で 700t 削減する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換が促進されることにより、NOx 排出量が削減され環境負荷の低減に寄与する。また、老朽化した作業船の買換が促進されることにより、円滑な港湾整備等の推進に寄与する。
10	有効性等	①: 適用数 平成 26 年度（実績）： 9 隻 平成 27 年度（実績）： 13 隻 平成 28 年度（実績）： 18 隻 平成 29 年度（実績）： 12 隻 平成 30 年度（実績）： 11 隻 令和元年度（見込）： 11 隻 令和 2 年度（見込）： 15 隻 令和 3 年度（見込）： 15 隻 令和 4 年度（見込）： 15 隻 ・平成 26 年度～令和 4 年度の実績及び見込は関係団体（8 団体）へのヒアリング等による。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算された数値であるため、用いることは出来ない。 ・前回の政策評価における平成 29～31 年度の適用数の見込は年間

		<p>30隻であり、各年度の適用数の実績は平成29年度が12隻、平成30年度が11隻、平成31年度（令和元年度）が11隻（見込）であったが、特に作業船保有企業の90%以上を占める中小企業において、平成29年以降業況の回復が鈍い状況にある中、平均11隻で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少とは言えない。</p>
②: 適用額		<p>平成26年度（実績）：576百万円 平成27年度（実績）：877百万円 平成28年度（実績）：939百万円 平成29年度（実績）：581百万円 平成30年度（実績）：818百万円 令和元年度（見込）：608百万円 令和2年度（見込）：892百万円 令和3年度（見込）：892百万円 令和4年度（見込）：892百万円</p> <p>・平成26年度～令和4年度の実績及び見込は関係団体（8団体）へのヒアリング等による。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算された数値であるため、用いることは出来ない。</p> <p>・本租税特別措置は、船齢40年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船を取得した場合に一律に適用される措置であるため、特定の者に偏りがあるものではない。</p>
③: 減収額		<p><法人税> 平成26年度（実績）：135百万円 平成27年度（実績）：205百万円 平成28年度（実績）：220百万円 平成29年度（実績）：136百万円 平成30年度（実績）：190百万円 令和元年度（見込）：141百万円 令和2年度（見込）：207百万円 令和3年度（見込）：207百万円 令和4年度（見込）：207百万円</p> <p>・平成26年度～令和元年度は、以下のとおり算出。 適用額（実績又は見込） × 法人税率</p> <p>・令和2～4年度は、平成29年度～令和元年度における1隻あたりの平均減収額に隻数を乗じて算出。 1隻あたりの平均減収額（実績及び見込） × 隻数（令和2～4年度の想定数）</p> <p><法人住民税> 平成26年度：25百万円 平成27年度：30百万円 平成28年度：29百万円 平成29年度：18百万円 平成30年度：25百万円 令和元年度：18百万円</p>

		<p>令和2年度：27百万円 令和3年度：27百万円 令和4年度：27百万円</p> <p>・平成26～29年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の数値を基に算定。</p> <p>・平成30年度～令和4年度の影響額は、以下のとおり推計。 法人税割額＋均等割額 （法人税割額＝法人税減収額 ×（道府県民税率（3.2%）＋市町村民税率（9.7%）） （均等割額＝道府県民税（0.05百万円）＋市町村民税（0.15百万円））</p> <p><法人事業税> 平成26年度：25百万円 平成27年度：43百万円 平成28年度：46百万円 平成29年度：30百万円 平成30年度：55百万円 令和元年度：41百万円 令和2年度：60百万円 令和3年度：60百万円 令和4年度：60百万円</p> <p>・平成26～29年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の数値を基に算定。</p> <p>・平成30年度～令和4年度の影響額は、以下のとおり推計。 適用額（実績又は見込） × 法人事業税率（6.7%）</p>
④: 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成26年度（実績）：NOx144t 削減 平成27年度（実績）：NOx188t 削減 平成28年度（実績）：NOx211t 削減 平成29年度（実績）：NOx158t 削減 平成30年度（実績）：NOx168t 削減 令和元年度（見込）：NOx191t 削減 令和2～4年度（見込）：NOx700t 削減</p> <p>・平成26年度～令和元年度の実績及び見込は関係団体（8団体）へのヒアリングによる。</p> <p>・令和2～4年度の削減見込量は、平成29年度～令和元年度の適用数、排出削減量等を踏まえたものである。</p> <p>・平成29年度から令和元年度までの所期目標は3年間でNOx排出量1,320t削減であったが、実績及び見込みでは517tの削減となる。</p> <p>・平成29～31年度の想定数は年間30隻であったが、令和2～4年度の想定数は年間15隻であるため、令和2～4年度までの所期目標は3年間でNOx排出量700t削減とする。</p>

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本租税特別措置によって、平成26年度から平成30年度まで869tのNOx排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の低減に寄与してきた。事業者の経営状況が厳しい中で、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、作業船買換の初期投資が大幅に増えることから環境性能が高い作業船への買換が促進されず、政策目標が達成できないこととなる。また、作業船の老朽化を原因とする事故やトラブルが解消されないことから、港湾整備及び大規模災害発生時における災害復旧等の円滑な実施に支障を来すこととなる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本租税特別措置によって、既存作業船の買換が促進されることとなり、作業船のNOx排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の低減が図られる。さらには、NOx排出量の削減効果は将来に渡って地球環境の保全に大きく寄与する。また、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等の推進や大規模災害に備えた作業船の能力確保が実現される。以上のことは広く国民に裨益することから、税収減を是認するに足る効果が認められる。</p>
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担額は少なく、また、建設業等を営んでいれば利用できる制度であり、事業者が広く利用できる制度であることから、政策目的実現のための手段として適切である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○国庫補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用合理化支援事業者支援事業（資源エネルギー庁） <p>上記の予算上の措置の対象は、先端的な省エネルギー設備（市場に普及しきっておらず、導入に当たって一定のリスクがあり、一定の費用回収期間が必要なもの）の導入であって、技術の先端性等が認められる一部の設備に限って補助されるものである。</p> <p>一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買換等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、広く一般的に活用できる制度である。</p> <p>○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）によるNOx排出規制</p> <p>上記の規制は、IMOにおいて定めた国際基準を担保した必要最低限の排出規制であるが、NOx規制に適合しない施行日以前の既存船舶については規制の対象外としているため、既存船舶に対し規制によるNOx環境負荷低減を推進することはできない。我が国の作業船は施行日以前に建造された船が90%を占めており、民間の自助努力のみによって環境負荷の低い作業船へ買換えを進め、国内外の社会的要請に的確に対応することは困難である。このため、本租税特別措置はこうしたNOx排出基準に適合しない幅広い既存船舶を対象として更なる環境負荷の低減の推進を図るため必要な施策であり、目的を異にするものである。</p>

	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12:	有識者の見解	—
13:	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月（国交29）

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標の測定指標（(成田国際空港以外の特定飛行場) 飛行場周辺に残存する移転対象約1,110件（うち、法人約420件）の移転をできる限り促進する）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標の測定指標（(成田国際空港以外の特定飛行場) 飛行場周辺に残存する移転対象約1,110件（うち、法人約420件）の移転をできる限り促進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標の測定指標（(成田国際空港) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約230件（うち、法人約30件）の移転をできる限り促進するとともに、今後、「成田空港の更なる機能強化」で騒音対策区域の拡大を予定しており、移転対象が大幅に増加することから、新規移転対象の移転をできる限り促進する）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>④ 達成目標の測定指標（(成田国際空港) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約230件（うち、法人約30件）の移転をできる限り促進するとともに、今後、「成田空港の更なる機能強化」で騒音対策区域の拡大を予定しており、移転対象が大幅に増加することから、新規移転対象の移転をできる限り促進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・③ 騒防法及び特騒法に基づく移転補償事業は、騒音被害を受けている航空機騒音障害区域内の住民の移転申請に基づき実施するものであり、土地収用制度と違い、住民に移転を強制する制度ではないことに加え、事前評価書に記載のとおり移転申請者の事情等により移転の遅れや申請の取り下げ等もあることから、達成すべき水準を定量的に示すことができるという性質のものではないと考えております。</p> <p>②・④ また、移転補償に基づく本特例措置の目標達成時期を示すことも同様に、定量的に示すことができるという性質のものではないと考えております。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和2年度の成田国際空港）について、「移転補償を検討中の案件」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和3年度及び4年度の成田国際空港）について、「R3～4年度について、成田国際空港株式会社は各年度に100件程度の移転補償を想定しており、このうち、告示後数年間は毎年10件程度、本特例措置が適用されると見込んでいる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数（令和2年度の成田国際空港）については、法人等へヒアリングを行い把握している件数である。</p> <p>② 将来の適用数（令和3年度及び4年度の成田国際空港）については、各年度に100件程度の移転補償を想定しており、そのうち一定数として約1割（10件程度）が、本特例措置が適用されると見込んでいる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「将来の適用数（令和3年度及び4年度の成田国際空港）については、各年度に100件程度の移転補償を想定しており、そのうち一定数として約1割（10件程度）が、本特例措置が適用されると見込んでいる」との説明では、その算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成28年度から30年度まで）について、「—」と記載されているが、減収額が0である場合、「0」と記載された。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 貴見のとおり修正いたします。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 貴見のとおり修正いたします。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（(特定飛行場) 飛行場周辺に残存する移転対象約1,140件の移転をできる限り促進する）及び「(成田国際空港) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約260件の移転をできる限り促進する」に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（(特定飛行場) 飛行場周辺に残存する移転対象約1,140件の移転をできる限り促進する）及び「(成田国際空港) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約260件の移転をできる限り促進する」に対する過去の効果について、「平成28年度から平成30年度において、特定飛行場で契約件数33件、成田国際空港で契約件数26件の移転補償事業を実施。移転補償事業のほとんどは、土地の買入れによるものであるが、移転区域外への土地買入れによる移転希望者への本特例措置とあいまって、当該区域に居住してい</p>
--

た住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 達成目標（「(特定飛行場) 飛行場周辺に残存する移転対象約1,140件の移転をできる限り促進する」及び「(成田国際空港) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約260件の移転をできる限り促進する」)に対する過去の効果について、「平成28年度から平成30年度において、特定飛行場で契約件数33件、成田国際空港で契約件数26件の移転補償事業を実施。移転補償事業のほとんどは、土地の買入れによるものであるが、移転区域外への土地買入れによる移転希望者への本特例措置とあいまって、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている」と説明されているが、過去の適用数は0件（平成28年度から30年度まで）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。そのため、僅少であることの原因を分析する必要がある。

④ 達成目標（「(特定飛行場) 飛行場周辺に残存する移転対象約1,140件の移転をできる限り促進する」及び「(成田国際空港) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約260件の移転をできる限り促進する」)に対する過去の効果について、「平成28年度から平成30年度において、特定飛行場で契約件数33件、成田国際空港で契約件数26件の移転補償事業を実施。移転補償事業のほとんどは、土地の買入れによるものであるが、移転区域外への土地買入れによる移転希望者への本特例措置とあいまって、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている」と説明されているが、所得税分に関する効果を含めて記載している場合、法人税、法人住民税及び法人事業税分に関する効果を明らかにされたい。

【国土交通省の補足説明】

①・② 過去の効果（平成28年度から30年度まで）年度ごとの把握、及び「平成28年度から平成30年度において、特定飛行場で契約件数33件、成田国際空港で契約件数26件の移転補償事業を実施」についての移転補償事業の契約件数に係る各年度の実績は以下のとおりである。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
成田国際空港以外の特定飛行場	6	8	19	33
成田国際空港	6	12	8	26

③ 航空機騒音障害区域が設定されてから40年以上が経過しており、直近の移転実績においては、世代交代をむかえ相続による処分や財産整理などによるものが多く、本特例措置の対象となるケースが少なくなってきました。
しかしながら、平成30年度に本社移転により申請した法人（2件）が、現在、本特例措置を適用するために手続きを進めており、引き続き本特例措置が必要であります。

④ 所得税については適用の実績がないため記載しておりません。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 「平成30年度に本社移転により申請した法人（2件）が、現在、本特例措置を適用するために手続きを進めており、引き続き本特例措置が必要」との説明では、過去の適用数が僅少（平成28年度から30年度まで0件）であることの分析がされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

機能強化」で騒音対策区域の拡大を予定しており、移転対象が大幅に増加することから、新規移転対象の移転をできる限り促進する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

①・② 達成目標については、(1)達成目標に記載したとおり定量的に示すことは困難であるものの、平成28年度から平成30年度において、特定飛行場で契約件数33件、成田国際空港で契約件数26件の移転を実施しており、(3)将来の適用数等の適用の見込みにより達成目標に対する将来の直接的な効果を示している。
また、本特例措置は移転の際の税負担を一時的に軽減し、住民の移転を促進することで、移転した住民の航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題の解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展を図るものであり、これにより達成目標に対して直接的な効果を有している。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標の測定指標（(成田国際空港以外の特定飛行場) 飛行場周辺に残存する移転対象約1,110件（うち、法人約420件）の移転をできる限り促進する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。

② 達成目標の測定指標（(成田国際空港) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約230件（うち、法人約30件）の移転をできる限り促進するとともに、今後、「成田空港の更なる

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義 (国税 23)、法人住民税: 義、法人事業税: 義
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(以下「特騒法」という。)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合、譲渡益の80%について課税を繰り延べることができる。
		《要望の内容》 現時点で指定されている騒音障害区域(騒防法に規定する第2種区域及び特騒法に規定する航空機騒音障害防止特別地区)については圧縮割合を引き下げ(80%⇒70%)、令和2年度以降に新たに指定される区域の圧縮率については現行通り(80%)といたうえて、特例措置の期限を3年間延長する。
		《関係条項》 租税特別措置法 第65条の7第2号イ・ロ、第65条の8、第65条の9、第68条の79、第68条の80 (所得税 第37条第2号イ・ロ、第37条の4)
5	担当部局	国土交通省航空局航空ネットワーク部空港業務課、首都圏空港課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和44年度 創設(6年間) 平成8年度 5年間延長 昭和50年度 5年間延長 平成13年度 5年間延長 昭和55年度 5年間延長 平成18年度 5年間延長 昭和60年度 5年間延長 平成23年度 3年間延長 平成元年度 1年間延長 平成26年度 3年間延長 平成3年度 5年間延長 平成29年度 3年間延長
8	適用又は延長期間	(法人税)3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日) (所得税)3年間(令和3年1月1日～令和5年12月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)内の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、特定飛行場及び特定空港と周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。 《政策目的の根拠》 ①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年8月1日法律第110号)

		(移転の補償等) 第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。 2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。 ②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年4月20日法律第26号)
		(移転の補償等) 第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建築物等」という。)の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。 2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機の騒音により生じる障害が特に著しい地域内に居住する住民の移転を促進する。 <測定指標> ・成田国際空港以外の特定飛行場 飛行場周辺に残存する移転対象約1110件(うち、法人約420件)の移転をできる限り促進する。 ・成田国際空港

		<p>成田国際空港周辺に残存する移転対象約 230 件(うち、法人約 30 件)の移転をできる限り促進するとともに、今後、「成田空港の更なる機能強化」で騒音対策区域の拡大を予定しており、移転対象が大幅に増加することから、新規移転対象の移転をできる限り促進する。</p> <p>※特定飛行場とは、函館空港、仙台空港、東京国際空港、新潟空港、大阪国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、成田国際空港の14空港のこと</p> <p>騒音障害区域からの移転は、空港という公共施設を設置するため特定の居住者等が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であるが、強制的に移転させる制度ではなく、区域外への移転を希望する居住者等からの申請に基づき、建物の移転に対する補償や土地の買入れ等の補償を行うものである。</p> <p>また、移転補償の手続きは申請者と丁寧な話し合いにより進めているところではあるが、補償額に納得できない、移転先の確保ができない等の事情により、申請から時間を要する場合もあり、移転補償の見通しを示すことは困難であるため、移転補償に基づく本特例措置の目標達成時期を示すことも同様に困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>(特定飛行場)</p> <p>平成 28 年度: 0件 平成 29 年度: 0件 平成 30 年度: 0件 令和元年度見通し: 2件 令和2年度見込み: 1件 令和3年度見込み: 1件 令和4年度見込み: 1件</p> <p>(成田国際空港)</p> <p>平成 28 年度: 0件 平成 29 年度: 0件 平成 30 年度: 0件 令和元年度見通し: 0件 令和2年度見込み: 1件 令和3年度見込み: 10 件 令和4年度見込み: 10 件</p> <p>算定根拠については別紙参照</p> <p>適用数が前回評価時の見込みよりも僅少ではあるが、特定飛行場及び成田国際空港周辺における移転は、毎年一定の実績がありま</p>

		<p>す。</p> <p>航空機騒音障害区域が設定されてから40年以上が経過しており、直近の移転補償事業の実績においては、世代交代をむかえ相続による処分や財産整理など区域外の土地等の買入れを伴わないものが多く、本特例措置の対象となるケースが少なくなってきたが、現在、成田国際空港以外の特定飛行場周辺においては、平成 30 年度に本社移転により申請した法人(2件)が、本特例措置を適用するために手続きを進めています。</p> <p>このように、成田国際空港以外の特定飛行場周辺に残存する移転対象約 1110 件、成田国際空港周辺に残存する移転対象約 230 件の残りの移転対象の中には、本特例措置によって、航空機騒音障害区域外への移転を希望する者が、相当数残存しているものと見込まれることから、区域外への移転を促進する効果がある、本特例措置は引き続き必要である。</p> <p>また今後、成田空港の第3滑走路の整備等に伴い、航空機騒音障害区域が広がり、本特例措置の対象となる法人等を 110 件と見込んでおり、一定数は本特例措置の適用が見込まれており、引き続き本特例措置の延長が不可欠であります。</p>																								
	②: 適用額	<p>(特定飛行場)</p> <p>平成 28 年度: 0 百万円 平成 29 年度: 0 百万円 平成 30 年度: 0 百万円 令和元年度見通し: 434 百万円 令和2年度見込み: 217 百万円 令和3年度見込み: 217 百万円 令和4年度見込み: 217 百万円</p> <p>(成田国際空港)</p> <p>平成 28 年度: 0 百万円 平成 29 年度: 0 百万円 平成 30 年度: 0 百万円 令和元年度見通し: 0 百万円 令和2年度見込み: 217 百万円 令和3年度見込み: 2,170 百万円 令和4年度見込み: 2,170 百万円</p> <p>算定根拠については別紙参照</p> <p>対象者は、航空機騒音による障害が著しい区域における移転・買取り措置対象者に限定されており、特定の者に偏ったものではない。</p>																								
	③: 減収額	<p>(特定飛行場)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分								法人税	0	0	0	100	50	50	50
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																			
区分																										
法人税	0	0	0	100	50	50	50																			

		<table border="1"> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>(成田国際空港)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>50</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠については別紙参照</p>	法人住民税	0	0	0	8	4	4	4	法人事業税	0	0	0	16	8	8	8	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分								法人税	0	0	0	0	50	500	500	法人住民税	0	0	0	0	4	40	40	法人事業税	0	0	0	0	8	80	80
法人住民税	0	0	0	8	4	4	4																																																			
法人事業税	0	0	0	16	8	8	8																																																			
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																			
区分																																																										
法人税	0	0	0	0	50	500	500																																																			
法人住民税	0	0	0	0	4	40	40																																																			
法人事業税	0	0	0	0	8	80	80																																																			
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成28年度から平成30年度において、特定飛行場で契約件数33件、成田国際空港で契約件数26件の移転補償事業を実施。移転補償事業のほとんどは、土地の買入れによるものであるが、移転区域外への土地買入れによる移転希望者への本特例措置とあいまって、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている。</p> <p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)には、未だ移転対象となる居住者が多数残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <p>今後、本措置の直接的な効果により移転等が促進されるが、9③にて記載した通り、移転補償の具体的な見通し及び件数を示すことは困難である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置は、第二種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進される。</p>																																																								
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生するところ。本特例措置は、税負担の一時的な軽減を図るものであり、移転の促進のために非常に効果的であり、減収額と比較して、効果がある。</p>																																																								
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づ</p>																																																								

		<p>けられている。</p> <p>本措置の内容は、直接的な減免ではなく課税の繰延であり、移転補償事業に伴う事業用資産の買換え等について、当該資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、移転補償事業の促進を図るものであるため、政策目的を実現する手段としての確であり、適切かつ必要最低限の措置である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の施策手段はない
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12: 有識者の見解		
13: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月 (国交28)

別紙3

適用見込みの算出根拠

(航空機騒音対策事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長)

<適用数の算出根拠>

【特定飛行場】

・過去3力年の実績・見込みより、令和2年度以降に毎年度1件と算出

平成29年度	平成30年度	令和元年度
0	0	2

【成田国際空港】

- ・R2年度は移転補償を検討中の案件。
- ・成田空港の更なる機能強化に伴い、新たに約1000戸、移転補償対象戸数が増加する見込み。
(このうち本特例措置の対象となる法人等は110件の見込み)
- ・R3～4年度について、成田国際空港株式会社は各年度に100件程度の移転補償を想定しており、このうち、告示後数年間は毎年10件程度、本特例措置が適用されると見込んでいる。
- ・税制の適用は移転補償による補償金を受けた年度の次年度に行われると想定。

<適用額の算出根拠>

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年2月国会提出)」における、過去3力年の「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)」の適用件数及び適用総額を参考として、1件あたりの適用額を算出。

(航空機騒音障害防止法及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づく適用がないため)

- ・(適用件数)11件 (適用総額)2,391百万円
- ・1件あたりの適用額:2,391百万円 ÷ 11件 = 217百万円

<減収額の算出根拠>

○法人税

- ・平成30年度、令和元年の法人税率は23.2%であり、令和2年度以降も同率と見込み
- ・1件あたりの見込減収額 217百万円 × 23.2% = 50百万円

○法人住民税

- ・令和元年の法人住民税率は7.0%であり、令和2年度以降も同率と見込み
- ・1件あたりの見込減収額 50百万円 × 7.0% = 4百万円

○法人事業税

- ・令和元年の事業税率は3.6%であり、令和2年度以降も同率と見込み
- ・1件あたりの見込減収額 217百万円 × 3.6% = 8百万円

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成25年：15.5万ha→13.1万ha))を達成すべき時期(目標達成時期)が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積に係る達成目標については、本特例措置の適用期限となる令和4年までに達成することを目指すこととした。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額(法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに把握されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より地方税の減収額を記載。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額(法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに予測されていない。
② 将来の鉄道関係の減収額(令和元年度の法人税)について、「適用額の欄に記載の損金算入額に税率(平成28年度～23.4%、平成30年度～23.2%)を乗じて減収額を算出している」と説明されているが、算定に誤りがある。
【国土交通省の補足説明】
① 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より地方税の減収額を推計し記載。
② 23百万円の誤りであるため、修正。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成15年：13.1万ha→現状維持))に対する過去の効果について、「低未利用地面積は、国土交通省「土地基本調査」より平成25年の実績値(15.5万ha)を基準とし、令和元年度までに目標値(13.1万ha)を達成すると仮定し算出した見込みの数値」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値)が明らかになっていない。
② 達成目標(法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成15年：13.1万ha→現状維持))に対する過去の直接的な効果について、「本特例により、企業が長期間保有する土地等を処分して新たな事業用資産を取得するインセンティブが生まれることで、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用等が促進され、達成目標の実現に寄与する」と説明されているが、過去の効果(低未利用地面積(万ha))から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
③ 達成目標(機関車の新製割合を増加させる(平成27年度末時点：66%→平成31年度末時点：79%))に対する過去の効果(平成28年度及び29年度)が年度ごとに把握されていない。
④ 達成目標(機関車の新製割合を増加させる(平成27年度末時点：66%→平成31年度末時点：79%))に対する過去の効果(平成27年度及び30年度)について、「機関車の新製割合は平成27年度末66%から平成30年度末72%となっている」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかになっていない。
⑤ 達成目標(機関車の新製割合を増加させる(平成27年度末時点：66%→平成31年度末時点：79%))に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑥ 所期の達成目標(土地取引件数(平成25年：128万件→平成31年：146万件))に対する過去の直接的な効果について、「本特例により、企業が長期間保有する土地等を処分して新たな事業用資産を取得するインセンティブが生まれることで、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用等が促進され、達成目標の実現に寄与する」と説明されているが、過去の効果(土地取引件数(万件))から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 前回要望時の評価書においては、平成25年における法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(15.5万ha)について、令和元年に13.1万haになると仮定して、その差分である2.4万haについて年0.4万haずつ6年で減少すると想定して、下記の通り推移することを予想していたところ。
平成25年：15.5万ha
平成26年：15.1万ha
平成27年：14.7万ha
平成28年：14.3万ha
平成29年：13.9万ha

平成30年：13.5万ha
 令和元年：13.1万ha
 なお、法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積については、5年に1度行われる総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「法人土地・建物基本調査」によって実績値が明らかになるものであるところ、今回の政策評価時点においては前回評価時以降の新たな実績値が不明であり、新たな予測を行うことが困難であるため、前回評価時の予測を維持することとする。

②・⑥ 令和元年度に国土交通省・経済産業省が行ったアンケートにより把握した平成28～30年度の適用実績に基づき、本特例による直接的な効果を以下のとおり推計。

②有効利用された土地の面積

- 国土交通省「土地保有移動調査（平成28年・29年取引分）」によると、平成28年・29年の法人間の土地取引件数平均は99,927件、取引面積は397,217,730㎡であり、1件あたり3,981㎡となる。
- 上記のアンケート結果より推計した、本特例が適用される1年当たりの土地取引件数は8,077件（後述）であることから、前回延長時からの3カ年において、3,981㎡/件×24,231件=9,646haの土地が本特例の土地取引により、より有効に利用されたことになり、本特例措置が潜在的な低未利用地の解消に直接的に寄与したと考えられる。

⑥土地取引件数

- 上記のアンケート回答した法人のうち、平成28～30年度に特例を適用した法人は80法人。うち、土地の譲渡を行った法人数は75法人、譲渡件数は522件。また土地の取得を行った法人数は49法人、取得件数は188件。
- アンケートで把握した件数を「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第196回・198回国会報告）」により把握された平成28年度・29年度の平均適用法人数910法人に相当するように換算すると、
- 土地の譲渡を行った法人は853法人、土地の譲渡件数は5,938件
- 土地の取得を行った法人は557法人、土地の取得件数は2,139件となり、合計で1年当たり8,077件の土地取引が、本特例措置に直接的に寄与したと考えられる。

③ 年度毎に記載するよう修正。
 ④ 算定根拠は事業者からの聞き取りによる旨追記。
 ⑤ 特例措置の直接的な効果（新造機関車両数）を追記。

【点検結果】

① 「令和元年に13.1万haになると仮定して、その差分である2.4万haについて年0.4万haずつ6カ年で減少すると想定」との説明では、令和元年に13.1万haになることの実現可能性に関する算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

②・⑥ 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果であることが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果であることが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（平成29年：2.7万件→令和4年：2.8万件）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。

② 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成25年：15.5万ha→13.1万ha）に対する将来の効果（令和2年度から4年度まで）が年度ごとに予測されていない。

③ 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成25年：15.5万ha→13.1万ha）に対する将来の効果（令和元年度）について、「低未利用地面積は、国土交通省「土地基本調査」より平成25年の実績値（15.5万ha）を基準とし、令和元年度までに目標値（13.1万ha）を達成すると仮定」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。

④ 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成25年：15.5万ha→13.1万ha）に対する将来の直接的な効果について、「本特例により、企業が長期間保有する土地等を処分して新たな事業用資産を取得するインセンティブが生まれることで、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用等が促進され、達成目標の実現に寄与する」と説明されているが、将来の効果（低未利用地面積（万ha））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑤ 達成目標（機関車の新製割合（JR化後新造機関車数/総保有機関車数）を増加させる（令和4年度末までに機関車の新製割合を87%とする））に対する将来の効果（令和2年度から4年度まで）が年度ごとに予測されていない。

⑥ 達成目標（機関車の新製割合（JR化後新造機関車数/総保有機関車数）を増加させる（令和4年度末までに機関車の新製割合を87%とする））に対する将来の効果について、「令和元年度末において、機関車の新製割合が75%となる見込みである」と及び「令和元年度から令和4年度までの4年間で7両分、機関車の更新が促進され、その結果、令和4年度末における機関車の新製割合87%を達成する見込み」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

⑦ 達成目標（機関車の新製割合（JR化後新造機関車数/総保有機関車数）を増加させる（令和4年度末までに機関車の新製割合を87%とする））に対する将来の直接的な効果について、「令和元年度から令和4年度までの4年間で7両分、機関車の更新が促進され、その結果、令和4年度末における機関車の新製割合87%を達成する見込み」と説明されているが、将来の効果（機関車の新製割合（%））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① ・ 国土交通省・経済産業省による令和元年度アンケート（平成28年度～平成30年度適用分）及び租税特別措置の適用実態調査によれば、租税特別措置の適用実態調査によって適用実態が明らかになる最新の年度である平成29年度における本特例措置の適用法人数は832法人、本特例措置の適用のための土地の譲渡件数は約5,673件（A）。

- ここで、平成29年全体の売買による土地取引件数は、法務省「登記統計」より約132万件（B）。Bのうち、法人が売り主となる土地取引の割合は、国土交通省「土地保有移動調査（平成29年取引分）」より36.8%（C）。Cのうち、保有年が10年以上であって、かつ国土交通省「地価公示」より譲渡益が発生すると推定される、昭和55年以前から保有する土地の売却の割合は、国土交通省「土地保有移動調査（平成29年取引分）」によれば5.5%。
- 以上より、平成29年における法人の長期保有土地の譲渡に係る土地取引の件数は、
 全体の土地取引（平成29年）×法人売主の割合×10年超保有で譲渡益が発生する土地の割合
 =132万件×36.8%×5.5%
 =約26,717件
 このうち本特例措置を活用した土地譲渡は、
 5,673件÷26,717件
 =21.23%（D）
- ここで、全体の土地取引件数について、過年度の対前年伸び率の直近2年間（平成29年・平成30年）の平均値のベース（年率0.8%）で今後同程度の伸びが続くとすれば、全体の土地取引に占める法人売主の割合及び10年超保有の譲渡益を有する土地の割合はおおよそ一定と考えられることから、令和4年までにおける法人の長期保有土地の譲渡に係る土地取引の件数は、以下の通り推移すると考えられる。

平成29年：約26,717件
 平成30年：約26,931件
 令和元年：約27,146件
 令和2年：約27,363件
 令和3年：約27,582件
 令和4年：約27,803件

・このうち、本特例措置による直接的効果として推計される件数は、Dより、

平成29年：約5,673件
 平成30年：約5,718件
 令和元年：約5,764件
 令和2年：約5,810件
 令和3年：約5,857件
 令和4年：約5,904件

- ② 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積については、(5)①記載の通り前回評価時以降の最新の実績値が明らかでないところであるが、(5)①記載の予測の値が実現したと仮定した場合、低未利用地の面積は、人口減少等により今後ますますの増加が懸念される中、令和2年～令和4年については、本特例措置の効果等により令和元年の13.1万haを維持し、低未利用地の面積を令和4年に13.1万haとする達成目標を実現する。
- ③ 前回要望時の評価書においては、平成25年における法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（15.5万ha）について、令和元年に13.1万haになると仮定して、その差分である2.4万haについて年0.4万haずつ6カ年で減少すると想定して、下記の通り推移することを予想していたところ。
- 平成25年：15.5万ha
 平成26年：15.1万ha
 平成27年：14.7万ha
 平成28年：14.3万ha
 平成29年：13.9万ha
 平成30年：13.5万ha
 令和元年：13.1万ha
- なお、法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積については、5年に1度行われる総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「法人土地・建物基本調査」によって実績値が明らかになるものであるところ、今回の政策評価時点においては前回評価時以降の新たな実績値が不明であり、新たな予測を行うことが困難であるため、前回評価時の予測を維持することとする。
- ④ 国土交通省「土地保有移動調査（平成28年・29年取引分）」によると、平成28年・29年の法人間の土地取引件数平均は99,927件、取引面積は397,217,730㎡であり、1件あたり3,981㎡となる。
- ・令和元年度に国土交通省・経済産業省が行ったアンケートの結果より推計した、本特例が適用される1年当たりの土地取引件数は8,077件（記述）であることから、前回延長時からの3カ年において、 $3,981\text{㎡}/\text{件} \times 24,231\text{件} = 9,646\text{ha}$ の土地が本特例の土地取引により、より有効に利用されたことになり、本特例措置が潜在的な低未利用地の解消に直接的に寄与したと考えられる。
- ・①より、本特例措置を適用する土地取引の件数は今後とも増加すると考えられることから、本特例措置は引き続き低未利用地の面積の減少・増加の歯止めにも効果をもたらすと考えられる。なお、次回評価時においては、総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「法人土地・建物基本調査」の結果が出ていることから、上記の手法により、達成目標に対する本特例措置の寄与について事後的に直接的な効果を検証することは可能である。
- ⑤ 年度毎に記載するよう修正。
 ⑥ 算定根拠は事業者からの聞き取りによる旨追記。
 ⑦ 特例措置の直接的な効果（新造機関車両数）及び事後的な検証方法を追記

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他

の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ④ 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果であることが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ⑦ 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果であることが明らかにされておらず、また、事後検証の方法についても、事業者からの聞き取りの調査内容等が明らかになっておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 27) 法人住民税: 義 法人事業税: 義
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【創設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率 80%(一部 75%・70%))を認める。
		《要望の内容》 ・適用期限の3年間延長等を行う。(令和5年3月31日まで)
		《関係条項》 租税特別措置法第37条第1項第7号、第37条の4、第65条の7第1項第7号、第65条の8、第65条の9、第68条の78第1項第7号、第68条の79、第68条の80
5	担当部局	国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課 鉄道局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成27年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減 平成27年度 延長・縮減 平成29年度 延長・縮減
8	適用又は延長期間	3年間(令和2年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期保有土地等の譲渡益を活用した設備投資需要を喚起することで、企業の生産性向上、国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってデフレからの完全な脱却と名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図る。 (鉄道関係) 環境対策、エネルギー対策の観点から推進されるモーダルシフト施策の受け皿として重要な役割を担う鉄道貨物輸送の近代化等のため

		モーダルシフトに資する機関車の導入を促進する。
		《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、「アベノミクスの推進がもたらした経済の好循環を更に持続・拡大させていくこと(略)が、我が国経済が目指すべき最重要目標である」、「デフレ脱却・経済再生最優先との安倍内閣の基本方針を堅持し、経済の回復基調を持続させ(略)あらゆる政策を総動員し、経済運営に万全を期す」とされ、「人的・物的投資を一層喚起し、生産性を飛躍的に向上させることにより、潜在成長率を引き上げていく」とともに、「成長と分配の好循環の拡大に向け、(略)企業収益を拡大」することを重視して取り組むこととされている。 以上より、本特例はデフレからの脱却と経済成長の実現に向けて全力で取り組む政府の方針に沿うものである。 (鉄道関係) 鉄道貨物のモーダルシフトの推進については、温室効果ガス削減のためのパリ協定(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21))に基づき策定される地球温暖化対策計画(平成28年5月)、総合物流施策大綱(平成29年7月閣議決定)、交通政策基本法に基づく交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)に位置づけられている。 さらに、総合物流施策大綱(平成29年7月閣議決定)では、モーダルシフトの一層の推進のための取組として、鉄道の輸送力の強化が位置づけられている。 ○交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定) 基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり 目標④ さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める(趣旨) 我が国の運輸部門のCO2排出量は、全体の約2割を占めることから、その削減により低炭素社会の実現に資するとともに、東日本大震災以降の我が国のエネルギー需給の脆弱性に鑑み、一層の省エネ化を進める。また、交通分野の大気汚染対策や騒音対策、生態系への配慮など各種の環境対策を推進する。 <取組内容を今後新たに検討するもの> ○更なるモーダルシフトの推進や輸送の省エネ化など、環境に優しいグリーン物流の実現方策を検討する。 [53]モーダルシフトに関する指標 ①鉄道による貨物輸送トンキロ 【2012年度 187億トンキロ ⇒ 2020年度 221億トンキロ】 ○総合物流施策大綱(2017-2020)(平成29年7月閣議決定) Ⅲ. 今後の物流政策の方向性と取組 4. 災害等のリスク・地球環境問題に対応する持続可能な物流の構築(=備える) (2) 地球環境問題に備える 我が国の温室効果ガス削減目標の達成等に向け、物流分野においてもサプライチェーン全体での環境負荷の低減の観点から、再配達など非効率となっている部分の削減、物流の効率化・モーダルシ

		<p>フの推進や、自動車の単体対策、鉄道・船舶・航空・物流施設における低炭素化の促進等を通じて貢献する。このほか、大気汚染等による環境負荷の低減にも取り組んでいく。</p> <p>○地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定) 第3章 目標達成のための対策・施策 第2節 地球温暖化対策・施策</p> <p>海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進 物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。(中略) 鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、鉄道輸送の容量拡大、ダイヤ設定の工夫、大型トラックからの転換に効果的である大型コンテナや鮮度保持技術を高度化した冷蔵・冷凍コンテナなどの輸送機材の充実等による輸送力増強と輸送品質改善、端末輸送のコスト削減、エコレールマークの推進等により貨物鉄道の利便性の向上を図り、モーダルシフトを促進する。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>(鉄道関係) 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる に包含</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ＜測定指標＞ ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積 平成25年:15.5万ha→令和4年:13.1万ha ・法人の長期保有土地の取引件数 平成29年:2.7万件→令和4年:2.8万件 ※従前目標としていた土地取引件数については、特例措置の対象とならない個人の居住用資産等に係る取引についても包含された数であったことから、達成目標と特例との関係がより明らかとなるよう、政策目的を踏まえた達成目標として、「法人の長期保有土地の取引件数」を新たに設定することとする。</p> <p>(鉄道関係) ＜測定指標＞ ・機関車の新製割合(JR化後新造機関車数/総保有機関車数)を増加させる。 ・令和4年度末までに機関車の新製割合を87%とする。 (前回目標:令和元年度末までに機関車の新製割合を79%とする。) ※本特例措置はモーダルシフトの促進のため、貨物鉄道の老朽車両の更新を促進するために措置されてきており、税制特例の延長のた</p>

		<p>び、延長要望期間終了時点の車両の新製割合を目標としてきたところ。令和2年度税制改正においては令和5年3月31日までの3年間の延長を要望しており、それにあわせ、延長要望期間の終了時点を経延長要望期間の終了年度に変更したところ。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び土地取引の活性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>(鉄道関係) 課税の繰延べ措置を講ずることにより、土地の譲渡益を活用した機関車の買換えが円滑に行われることが期待される。</p>																		
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>867</td> <td>988</td> <td>832</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> </tr> </table> <p>(注1) 実績値(平成27年度～平成29年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回国会提出)」から引用。鉄道事業における買換分(各年度1件)も含む。 (注2) 平成30年度以降は、平成27～平成29年度の適用件数の平均。</p> <p>前回要望時の所期の想定では適用数は896件程度と予測していたところ、直近3年間(平成27年～29年)の実績値の平均適用数は896件と見込み通りとなっており、想定外に僅少ではない。</p> <p>(鉄道関係) (1)実績 平成28年度 1事業者(JR貨物) 1機関車両 平成29年度 1事業者(JR貨物) 1機関車両 平成30年度 1事業者(JR貨物) 1機関車両</p> <p>(2)今後の見込 令和元年度 1事業者(JR貨物) 1機関車両 令和2年度 1事業者(JR貨物) 3機関車両 令和3年度 1事業者(JR貨物) 1機関車両 令和4年度 1事業者(JR貨物) 2機関車両</p> <p>※実績、今後の見込み共に事業者からの聴き取りによる ※平成28～30年度の実績値は前回評価時の見込みどおりである ※国鉄改革の際、鉄道貨物事業に係る経営体制については、輸送距離が長く、往路復路不均衡になりやすい鉄道貨物輸送を円滑に行っていくため、全国一元的な事業運営が望ましいとする国鉄再建監理委員会の意見を受け、我が国における鉄道貨物輸送の大部分をJR貨物1社が担うこととなったものであり、適用数が想定外に僅少であったり、想定外の特定のものに偏ったりしているものではない。</p>		平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	適用件数(件)	867	988	832	896	896	896	896	896
	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4												
適用件数(件)	867	988	832	896	896	896	896	896												

②: 適用額	○適用額								
		平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4
	損金算入額 (億円)	3,537	4,321	4,080	3,979	3,979	3,979	3,979	3,979
	<p>(注1) 実績値(平成27年度～平成29年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回国会提出)」から引用。</p> <p>(注2) 平成30年度以降は、平成27～平成29年度の損金算入額の平均。</p> <p>(注3) 鉄道事業における買換分も含む。</p> <p>財務省『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)』によれば、本特例は不動産業や製造業など多様な業種の事業者を活用されており、適用に偏りはない。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>(1) 実績 平成28年度 78百万円(売却益:98百万円) 平成29年度 232百万円(売却益:292百万円) 平成30年度 82百万円(売却益:103百万円)</p> <p>(2) 今後の見込 令和元年度 100百万円(売却益:125百万円) 令和2年度 582百万円(売却益:728百万円) 令和3年度 96百万円(売却益:120百万円) 令和4年度 464百万円(売却益:580百万円)</p> <p>※実績、今後の見込み共に事業者からの聴き取りによる ※平成28～30年度の実績値は前回評価時の見込みどおりである ※特別適用対象の土地売却益に圧縮率0.80を乗じて損金算入額を算出している。</p>								
③: 減収額	○減収額								
		平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4
	法人税 (億円)	668	883	805	785	785	785	785	785
	法人住民税 (億円)	121	132	123	125	125	125	125	125
	法人事業税 (億円)	281	378	275	311	311	311	311	311
	<p>(注1) 推計方法は、別紙積算根拠1(国税)・2(地方税)参照。</p> <p>(注2) 鉄道事業における買換分も含む。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>(1) 実績(法人税、法人住民税、法人事業税) 平成28年度 18百万円、2百万円、1百万円 平成29年度 54百万円、7百万円、4百万円 平成30年度 19百万円、2百万円、1百万円</p>								

	<p>(2) 今後の見込(法人税、法人住民税、法人事業税) 令和元年度 23百万円、2百万円、2百万円 令和2年度 135百万円、10百万円、11百万円 令和3年度 22百万円、2百万円、2百万円 令和4年度 108百万円、8百万円、9百万円</p> <p>※実績、今後の見込み共に事業者からの聴き取りによる</p> <p>※②適用額の欄に記載の損金算入額に税率(平成28年度～23.4%、平成30年度～23.2%)を乗じて減収額を算出している。</p>																							
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>土地取引 件数(万件)</td> <td>129</td> <td>129</td> <td>132</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>法人の長期保有土地の 取引件数(万件)</td> <td></td> <td></td> <td>2.7</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>低未利用地面積(万ha)</td> <td>14.7</td> <td>14.3</td> <td>13.9</td> <td>13.5</td> </tr> </table> <p>(注1) 土地取引件数の実績値(平成27年～平成30年)は、財務省「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」。</p> <p>(注2) 低未利用地面積は、国土交通省「土地基本調査」より平成25年の実績値(15.5万ha)を基準とし、令和元年度までに目標値(13.1万ha)を達成すると仮定し算出した見込みの数値。</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>・土地取引件数 土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年以降の景気後退の影響により、114万件(平成23年)まで落ち込んだところ、平成30年には131万件となっており、直近の実績値の推移からは、前回評価時に目標とした146万件(平成31年)には到達しないと見込まれるものの、本特例をはじめとした各種施策による下げ止まりについて、一定の効果が見られる。</p> <p>・低未利用地面積 本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるものであり、最新の値は前回評価時と同じ平成25年度の実績値(15.5万ha)であることから、本指標では政策目的の達成状況を測れないため評価しない。</p> <p>(鉄道関係) 機関車の新製割合について平成27年度から平成30年度の実績値は下記の通りとなっている。 平成27年度末:66% 平成28年度末:67% 平成29年度末:70%</p>					平成 27	28	29	30	土地取引 件数(万件)	129	129	132	131	法人の長期保有土地の 取引件数(万件)			2.7	2.7	低未利用地面積(万ha)	14.7	14.3	13.9	13.5
	平成 27	28	29	30																				
土地取引 件数(万件)	129	129	132	131																				
法人の長期保有土地の 取引件数(万件)			2.7	2.7																				
低未利用地面積(万ha)	14.7	14.3	13.9	13.5																				

		<p>平成 30 年度末:72%</p> <p>※実績値は事業者からの聴き取りによる</p> <p>本特例措置の効果(他の要因を除く)により、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、年度毎に1両ずつの機関車が新造されており、平成 31 年度においても1両の機関車が新造される見込となっている。</p> <p>前回要望時において、「令和元年度末までに機関車の新製割合を概ね 79%」としたところ。現時点の見込では、令和元年度末において、機関車の新製割合が 75%となる見込みである。</p> <p>これは下記の要因から、やむを得ず機関車更新のスケジュールが後ろ倒しとなっているものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害が相次いで発生。 ・貨車については老朽時に延命措置を施し使用することは構造上、安全上困難であり、新造せざるを得ないことから、機関車よりも貨車の更新に注力してきた。 ・モーダルシフトの担い手として、鉄道コンテナ輸送のサービスアップを目的とし、コンテナ容積を拡大するため、従来よりも高さを増した背高コンテナに統一する必要がある。国鉄時代からの貨車のまま背高コンテナを搭載すると車両限界に抵触することから、国鉄時代の貨車更新が急務であった。このため、限られた投資費用の中で、機関車よりも貨車の更新に注力してきた。 ・貨物機関車を製造するメーカーにおいて、鉄道車両製造部門が赤字不採算であることから撤退の危機が生じており、これを回避するため、以前とは異なる製造スケジュール等になった。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例により、企業が長期間保有する土地等を処分して新たな事業用資産を取得するインセンティブが生まれることで、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用等が促進され、達成目標の実現に寄与する。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>本特例措置の対象となる両数は 10 有効性等①適用数の(2)今後の見込において記載の通り、令和元年度から令和4年度までの4年間で7両分、機関車の更新が促進され、その結果、令和4年度末における機関車の新製割合 87%を達成する見込み。年度毎の見込については、下記の通りである。</p> <p>令和元年度末:75%</p> <p>令和2年度末:78%</p> <p>令和3年度末:83%</p> <p>令和4年度末:87%</p> <p>なお、本特例措置が延長されない場合は、令和4年度末における機関車の新製割合は 85%に留まる見込みである。</p> <p>※今後の見込は事業者からの聴き取りによる</p> <p>本特例措置の効果(他の要因を除く)により、新造される見込の機関車の両数は下記のとおりとなっている。</p> <p>令和元年度:1両</p> <p>令和2年度:3両</p> <p>令和3年度:1両</p> <p>令和4年度:2両</p>
--	--	--

		<p>なお、事後的に直接的な効果を検証する方法としては、事業者からの聞き取りにより、新造機関車両数の見込と実績の乖離を検証する方法が考えられる。</p>
	⑥	<p>税収減を是認する理由等</p> <p>本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進等の本特例の目的を達成するために効果的である。</p> <p>本特例により、長期保有土地等を活用した新規設備投資が喚起され、企業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上が図られているところであり、その効果は、これまでの税収減(平成 28 年度:883 億円、平成 29 年度:805 億円、平成 30 年度:795 億円)および今後の見込み(795 億円)に比して大きいため、税収減を是認することができる。</p> <p>なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>(分析対象期間:平成 28 年度～令和4年度)</p> <p>課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入が促進される。</p> <p>平成 28 年度から平成 30 年度に合計で 91 百万円の減税実績があり、令和元年度から令和4年度に合計で 289 百万円の減税が見込まれており、この額に土地の売却益(2,046 百万円)を加えた金額分、新製機関車の購入原資が増加することとなる。これはJR貨物が新しい機関車をより積極的に導入するための十分なインセンティブになり、もって鉄道輸送力の強化及びモーダルシフトの推進に資するため、税収減を是認するに足る効果が認められる。</p> <p>なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進、企業の生産性向上等のために企業の設備投資に対するインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>税制上の優遇措置の対象となる買換えの範囲については、一定の政策目的が認められる事業用資産の買換えの場合に限定していると</p>

適用実績の積算根拠

項目 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等

(積算根拠)

・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成31年2月国会提出）」によると、平成27年度、平成28年度及び平成29年度に長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例（7号買換）の適用を受けた法人数及び損金算入額は以下の通り。

平成27年度：（法人数）**866件**（損金算入額）**3,537億円**

平成28年度：（法人数）**987件**（損金算入額）**4,321億円**

平成29年度：（法人数）**831件**（損金算入額）**4,080億円**

・また、参・予算委員会資料「『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（平成27年度、平成28年度、平成29年度）を基に試算した減収額（実績推計）」によれば、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例による減収額は、

平成27年度：**778億円**

平成28年度：**993億円**

平成29年度：**942億円**

・従って、長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例（7号買換）による減収額は、上記の内数であるが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成31年2月国会提出）」の平成27年度、平成28年度及び平成29年度適用実績によれば、

平成27年度：特例全体の適用総額 **4,120億円**、うち7号買換の適用総額 **3,537億円**

平成28年度：特例全体の適用総額 **4,860億円**、うち7号買換の適用総額 **4,321億円**

平成29年度：特例全体の適用総額 **4,772億円**、うち7号買換の適用総額 **4,080億円**

であるから、7号買換による減収額は、

$$\begin{aligned} \text{平成27年度：} & 778\text{億円} \times (3,537\text{億円} \div 4,120\text{億円}) = 667.9\cdots \\ & \approx \underline{\underline{668\text{億円}}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平成28年度：} & 993\text{億円} \times (4,321\text{億円} \div 4,860\text{億円}) = 882.8\cdots \\ & \approx \underline{\underline{883\text{億円}}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平成29年度：} & 942\text{億円} \times (4,080\text{億円} \div 4,772\text{億円}) = 805.3\cdots \\ & \approx \underline{\underline{805\text{億円}}} \end{aligned}$$

		<p>ころである。</p> <p>本特例措置は課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保されるものであり、補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ないことから、政策目的実現のための手段として適切である。</p>
	②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、本特例を講じることにより、直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>機関車の導入には多額の資金が必要であり、本特例措置により課税を繰り延べることで、キャッシュフローを確保し、モーダルシフトに資する機関車への投資を促すものである。</p> <p>本特例措置の他に「JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があるが、これは、車両を購入した後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、JR貨物にモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するインセンティブを与えるものである。</p> <p>よって、適切かつ明確に役割分担はなされている。</p>
	③：地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28 国交 04)

減収見込額の積算根拠

項目	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等
----	-------------------------------------

(平年度ベース) 減収見込額 785億円

(積算根拠)

・前記のとおり、7号買換えによる直近の減収額は、

平成27年度：668億円 平成28年度：883億円 平成29年度：805億円

・平成30年度以降の減収額は、平成27年度・28年度・29年度の平均から、以下のとおり算出。

減収見込み：(668億円 + 883億円 + 805億円) ÷ 3 ≒ 785億円

(鉄道関係) 平年度減収見込額 88百万円

(積算根拠)

【令和2年度】土地売却予定額：728百万円

買換資産取得予定額：3,554百万円(11両)

令和2年度減税見込額=土地売却予定額×圧縮額×23.2%

=728百万円×0.80×23.2% = 135百万円

【令和3年度】土地売却予定額：120百万円

買換資産取得予定額：3,231百万円(10両)

令和3年度減税見込額=土地売却予定額×圧縮額×23.2%

=120百万円×0.80×23.2% = 22百万円

【令和4年度】土地売却予定額：580百万円

買換資産取得予定額：5,585百万円(17両)

令和4年度減税見込額=土地売却予定額×圧縮額×23.2%

=580百万円×0.80×23.2% = 108百万円

【平年度減税額】

(135百万円+22百万円+108百万円) ÷ 3カ年度 = 88百万円

法人住民税・法人事業税に係る減収額について

単位：千円

	平成27年	平成28年	平成29年	見込み(3年平均)
法人住民税	12,067,396	13,220,450	12,315,140	12,534,329
道府県民税	3,082,912	3,279,491	3,054,917	3,139,107
市町村税	8,984,484	9,940,959	9,260,223	9,395,222
法人事業税	28,103,327	37,777,606	27,538,224	31,139,719
事業税	16,679,309	19,117,951	16,637,434	17,478,231
地方法人特別税	11,424,018	18,659,655	10,900,790	13,661,488
合計	40,170,723	50,998,056	39,853,364	43,674,048

総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：環境省)

制度名	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 新たな達成目標（一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、要最終処分量の10年分程度を確保する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑤ 新たな達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、要最終処分量の10年分程度を確保する）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>①・② 維持管理積立金の積立ては法的義務であるため、対象全事業者の確実な積立てが達成すべき水準となる。当該積立てが事業者の過度な負担になることを避け、適切な維持管理を継続することが当該特例の目標である。</p> <p>③・⑤ これまで、定量的な目標が記載されていなかった点を鑑み、定量的目標として、廃棄物の入口（廃棄物最終処分量の増減）と出口（最終処分場の残余容量）、両方の数値が反映される残余年数を目標として明記したものである。</p> <p>④ 産業廃棄物最終処分場の残余年数について、令和2年度の時点で要最終処分量の10年分程度を確保することとした。令和2年度以降については残余年数の目標の見直しを検討中である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度の法人税）が把握されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 出典は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき国会に提出された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」である。当該報告書は現時点で平成29年度が最新版となっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 当該報告書によるデータがない平成30年度分についても、独自調査等により適用件</p>

数を把握する必要がある、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 平成28年度より、それ以前に当該特例措置の適用対象となっていた先行積立についても当該特例措置の対象外とされたところ、先行積立を数年度分行っていた者については当該特例措置の適用対象である通常積立の義務が発生するのは数年後となるため、正確な予想は難しいが、過去の実績に基づき推計すると、令和元年～令和3年における各年度の適用件数は120件程度と見込んでいる。</p> <p>(平成27年度、平成28年度及び平成29年度の適用件数の平均値) $(117+109+150) \div 3 = 125$</p> <p>※ 平成27年、平成28年及び平成29年度の適用件数の出典は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき国会に提出された、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」である。当該報告書は現時点で平成29年度結果が最新版である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 過去についても、税目ごとの調査は実施していない。</p> <p>② 過去の減収額に関し、法人税については、「財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額（実績推計）」に、法人住民税、個人住民税及び法人事業税については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき把握しているが、当該報告書は現時点で平成29年度が最新であるため、H30年度の減収額は把握できていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 制度の内容は変更せず2年間の延長を要望しており、将来の減収額は平成29年度の実績と同額の4億円程度を見込んでいる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）に対する過去の効果について、「維持管理積立金の積立件数と金額は平成28年度には686施設5,581百万円、平成29年度には697施設6,687百万円、平成30年度には687施設6,833百万円であり」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 最終処分場維持管理積立金を管理している独立行政法人環境再生保全機構の統計データを引用している。</p> <p>② 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を完全に排除した効果を示すことは困難だが、当該特例措置が維持管理積立金の確実な積立てに貢献している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）に対する将来の効果について、「延長要望期間内に約13,520百万円の積み立てが見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）に対する将来の直接的な効果について、「本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される」と説明されているが、将来の効果（延長要望期間内に約13,520百万円の積み立てが見込まれる）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、要最終処分量の10年分程度を確保する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 維持管理積立金は、埋立て量の変化や先行積立ての実施、もしくは埋立て終了等の要因により変動するため、正確な予想は難しいが、平成29年と同30年の直近2年間の積立額に基づき推計すると、令和2年～令和3年における各年度の維持管理積立金積立額は6,760百万程度。</p> <p>② 将来の積立額の推計値として、平成29年と同30年の直近2年間の積立額を合算し、記載したもの。計算式：6,687百万（H29年度）+6,833百万（H30年度）=7,520百万</p> <p>③ 他の要因を排除することは難しいが、事後的に直接的な効果を検証する方法として、最終処分場を有する事業者に対する、本特例税制の効果や減免された金額の使用用途等のアンケート及びヒアリング調査等が考えられる。今回も特例措置を利用している事業者に対してアンケート及びヒアリング調査を実施している。</p>

<p>④・⑤ 環境省が実施したアンケート及びヒアリング調査の結果、回答のあった事業者の内、58.5%が当該特例措置は最終処分場の適切な維持管理に寄与している、また50.8%が維持管理積立金の無理のない積立てに寄与していると回答。特に、本件特例措置が最終処分場の適切な維持管理に寄与していると答えた企業のうち、97.2%が免税額を最終処分場の設備維持費に充てていると回答している。事業者の平均では年間2.05億円程度を設備への投資（維持管理、更新または拡張）に支出していた。各社の年間の設備投資額のうち、当該特例措置による免税額が占める割合は平均で41.2%にも上る。当該特例措置が仮に廃止された場合、企業の最終処分場への設備投資額に影響が出ることは必至であり、設備投資額の20.3%、1社当たり平均で約4,160万円程度減少する可能性がある。最終処分場の運用上の特殊性から、地域住民の忌避感が強く新規設置件数が増えていない状況に加えて、頻発、激甚化する災害により大量に発生する災害廃棄物が最終処分場の受入れ可能容量を圧迫していることから、埋立て期間中からの最終処分場の設備維持費への投資は、最終処分場の残余容量の確保のために必要不可欠であり、残余年数の安定的確保に直結するものである。以上より当該特例措置が達成目標に寄与していることがわかる。</p> <p>（調査方法：アンケート（メールによる回答） 調査期間：令和元年9月10日～12日 配布先：最終処分分会運営員企業、処分場早期安定化分化会員企業、他 送付数：106回答数65回答率61.3%）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和2年～令和3年における各年度の維持管理積立金積立額は6,760百万程度」との説明では、将来の効果（令和元年度）が予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後検証の方法についても、アンケート及びヒアリング調査等の具体的な内容等が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「最終処分場の運用上の特殊性から、地域住民の忌避感が強く新規設置件数が増えていない状況に加えて、頻発、激甚化する災害により大量に発生する災害廃棄物が最終処分場の受入れ可能容量を圧迫していることから、埋立て期間中からの最終処分場の設備維持費への投資は、最終処分場の残余容量の確保のために必要不可欠であり、残余年数の安定的確保に直結する」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(2)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長		
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (国税3)(法人税:義) (地方税3)(法人住民税:義、法人事業税:義)		
		② 上記以外の税目		
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】		
4	内容	《現行制度の概要》 (1) 特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための維持管理積立金制度に基づき積み立てた額について、特定災害防止準備金として積み立てたときは損金算入できることとする特例措置 (2) 対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの 《要望の内容》 当該特例措置を2年間延長すること 《関係条項》 租税特別措置法第20条の2、第56条、第68条の46 租税特別措置法施行令第39条の74 租税特別措置法施行規則第21条の5、第22条の48		
		5	担当部局	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課
		6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年4月1日～令和4年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度より措置。 平成12、14、16、18、20、22、24、26、28、30年度税制改正において、それぞれ2年間の延長が認められた。		
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 最終処分場の適切な維持管理の促進及び最終処分場の十分な受け入れ容量の確保の促進。 《政策目的の根拠》 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4		

②	政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 維持管理積立金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、最終処分業者の負担の軽減を図り、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる。 また、近年増加傾向にある大規模災害や外国政府による使用済みプラスチック等の輸入規制により、国内の廃棄物の処理量の一定程度の増加が見込まれるにもかかわらず、最終処分場の設置件数は減少し続けている。こうした現状に対応すべく、本特例措置によって最終処分業者の財務上の負担の軽減を行うことで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を行う。測定指標には一般廃棄物と産業廃棄物最終処分場の残余年数を用いる。 ● 一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準(20年分)を維持する。(循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。) ● 産業廃棄物最終処分場の残余年数について、令和2年度の時点で要最終処分量の10年分程度を確保する。(なお、上述の通り増加が見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、令和2年度以降の残余年数の目標については見直しを検討する。)(循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物の最終処分場の運営については、埋立終了後に収入がなくなった状態でも、一定期間埋め立てた廃棄物による環境汚染が生じないように、浸出水の処理等の維持管理をしなければならないという特殊性に鑑み、最終処分場の適正な維持管理を図るため収入のある間に維持管理費用を積み立てることとしている。これにより、埋立終了後でも、適切に維持管理を行うことができるとともに、万が一事業者が倒産した場合においても、積立金により維持管理を継続して行うことができる。一方で、埋め立て期間中には収入があるものの、埋立てに係る経費に加えて維持管理積立金を捻出することは、中小零細企業の多い最終処分業者にとって大きな負担となる。したがって、円滑に積立てを行うためには、本制度により、積立金の取戻し事由の発生時まで、課税を繰り延べることで、積立て時の負担を軽減し、もって最終処分場の適切な維持管理を促進する。 加えて、最終処分場については、上述の運用上の特殊性から、元来住民の忌避感、不信任感が強く、新設が困難であるにもかかわらず、近年、大規模災害の発生等による国内の廃棄物の処分量の増加が見込まれることから、新設や拡張が強く求められている。 については、維持管理積立金によって、最終処分場の円滑な維持管理を促進すると同時に、住民の忌避感、不信任感を可能な限り払拭するよう国としても積立てを支援することで、最終処分場の十分な受け入れ

			容量の確保を図る。
10	有効性等	① 適用数	平成 28 年度 適用件数 109 件 平成 29 年度 適用件数 150 件 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)」)
		② 適用額	平成 28 年度 適用額 23 億円 平成 29 年度 適用額 32 億円 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)」)
		③ 減収額	・国税(法人税) 平成 28 年度 400(百万円) 平成 29 年度 400(百万円) (財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 29 年度)を基に試算した減収額(実績推計)より) ・地方税(法人住民税、法人事業税) 平成 28 年度 270(百万円) 平成 29 年度 334(百万円) (「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(第 198 階国会提出)より)
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 特例措置の適用により、維持管理積立金の積立件数と金額は平成 28 年度には 686 施設 5,581 百万円、平成 29 年度には 697 施設 6,687 百万円、平成 30 年度には 687 施設 6,833 百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立が概ね順調に実施されている。 また、維持管理積立金を取り崩した件数と金額は、平成 28 年度には 51 施設 1,504 百万円、平成 29 年度には 59 施設 1,597 百万円、平成 30 年度には 56 施設 1,833 百万円であり、概ね順調に最終処分場の長期的な維持管理が確保されている。 また8に記載の延長要望期間内に約 13,520 百万円の積み立てが見込まれる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

			本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立が行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保が図られる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	維持管理積立金が適切に積み立てられなかった場合、最終処分業者が埋立終了後に収入が無くなった時点で、処分場の適正な維持管理ができなくなる可能性がある。 最終処分場の維持管理ができない場合には、不適正処理や不法投棄等の発生により、生活環境の保全に支障をきたし、最終的には税金を投入して適正処理や代執行を行わなければならない恐れがあるため、これを未然に防止するための税収減は是認し得ると考えられる。また、最終処分場の設置に関し、国が最終処分業者の維持管理積立金の積立を支援しなければ、住民の忌避感や不信感を払拭することができず、最終処分場の十分な受け入れ量の確保がなされない恐れがある。その場合、埋立てられない廃棄物について、不適正処理や不法投棄等がされ、生活環境の保全に支障をきたし、最終的には税金を投入して適正処理や代執行を行わなければならない恐れがあるため、これを未然に防止するための税収減は是認し得ると考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	廃棄物処理法において強制的な資金の積立が求められていることに対応するものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置: 1. 一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置 上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。 一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立を可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。 2. 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業 上記予算措置は公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の適正化事業に対して必要に応じて財政支援を行うものである。最終処分場の適正な維持管理の支援を目的とした事業である。

	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、当該特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。</p> <p>産業廃棄物処分場についても埋立終了後に維持管理に必要な資金の円滑な積立てを可能とすることにより、処分場の立地する自治体の生活環境の保全に貢献するものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 8 月 H29 環境 01

防衛省

番号	制度名
防衛省	
防衛01	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（法人税）について、「令和元年度において移転を予定している事業用資産所有者数」等と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	① 「令和元年度において移転を予定している事業用資産所有者数」について算定根拠に追加。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、その算出根拠となっている適用額の計算方法において、「(事業用資産移転補償等予定額－取得費)×圧縮割合」と説明されているが、「事業用資産移転補償等予定額」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	① 「事業用資産移転補償等予定額」は、今後移転を予定している事業用資産所有者を抽出し、移転補償等予定額を積み上げたもの。
【点検結果】	① 「『事業用資産移転補償等予定額』は、今後移転を予定している事業用資産所有者を抽出し、移転補償等予定額を積み上げたもの」との説明では、今後移転を予定している事業用資産所有者をどのようにして抽出し、移転補償等予定額を積み上げたのか明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する）に対する過去の効果について、過去の適用数6件（平成30年度）は、10件未満と僅少であり、その原因については、「本特例措置が適用されるものは、移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されることから、過去及び将来の適用件数が僅少となっている」と説明されているが、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。 ② 所期の達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する）に対する過去の直接的な効果について、「直接的な効果を検証するため、平成28年度から平成30年度までに移転を実施した事業用資産所有者119名に対し、アンケート調査等より本特例措置の適用実態を確認したところ94名から回答を得た。このうち本特例措置を適用したと回答した者は12名であり、そのうち『本特例措置があるから移転を希望した』等と回答した者が9名いたことから、本特例措置の効果があったことが確認できた」と説明されているが、アンケート調査等の結果と過去の効果（平成28年度時点から平成30年度までの間に約200戸の移転等を実施）との関係が明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	①・② 平成28年度から平成30年度までの移転等を実施した約200戸のうち、法人については2戸が「本特例措置があるから移転を希望した」と回答があり、直接的な効果があったことが確認できた。移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、件数が僅少であっても達成目標の実現に寄与している。
【点検結果】	① 「移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、件数が僅少であっても達成目標の実現に寄与している」との説明では、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 「平成28年度から平成30年度までの移転等を実施した約200戸のうち、法人については2戸が『本特例措置があるから移転を希望した』と回答があり、直接的な効果があったことが確認できた」との説明では、本特例措置の直接的な効果が年度ごとに把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

補足資料

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
①	達成目標(航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末に移転の希望があると見込まれる事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する)に対する将来の効果(令和元年度)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
②	達成目標(航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末に移転の希望があると見込まれる事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する)に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件(令和元年度)、3件(令和2年度)、3件(令和3年度)及び9件(令和4年度)は、10件未満と僅少であり、その原因については、「本特例措置が適用されるものは、移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されることから、過去及び将来の適用件数が僅少となっている」と説明されているが、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。
③	達成目標(航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末に移転の希望があると見込まれる事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する)に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	
①	「令和2年度から令和4年度において移転を予定している事業用資産所有者数」について算定根拠に追加。
②	今後移転を予定している事業用資産所有者に対して、アンケート調査を実施し、本特例措置の利用の有無について確認したところ、令和元年度から令和4年度において、法人については3戸、0.6haが本特例措置を利用したいとの回答があった。移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、件数が僅少であっても達成目標の実現に寄与している。
③	今後、移転を実施した事業用資産所有者に対して事後的にアンケート調査を実施することにより、本特例措置の直接的な効果について検証を実施する。
【点検結果】	
①	補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
②	「今後移転を予定している事業用資産所有者に対して、アンケート調査を実施し、本特例措置の利用の有無について確認したところ、令和元年度から令和4年度において、法人については3戸、0.6haが本特例措置を利用したいとの回答があった。移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、件数が僅少であっても達成目標の実現に寄与している」との説明では、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③	「今後、移転を実施した事業用資産所有者に対して事後的にアンケート調査を実施することにより、本特例措置の直接的な効果について検証を実施する」との説明では、具体的にどのようなアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果について検証を実施するか明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

令和元年度に移転を予定している事業用資産

令和元年度				
	建物戸数(戸)	土地面積(m ²)	建物戸数(戸)	土地面積(m ²)
移転希望者1		4,273	移転希望者71	2,346
移転希望者2		2,350	移転希望者72	1,937
移転希望者3		412	移転希望者73	2,157
移転希望者4		4,683	移転希望者74	583
移転希望者5		7,196	移転希望者75	3,795
移転希望者6		4,207	移転希望者76	1,199
移転希望者7		604	移転希望者77	1,369
移転希望者8		2,794	移転希望者78	2,346
移転希望者9、10		23,747	移転希望者79	2,810
移転希望者11、12		7,644	移転希望者80	20,327
移転希望者13		2,223	移転希望者81	1,139
移転希望者14		5,227	移転希望者82	1,608
移転希望者15	1	661	移転希望者83	4,775
移転希望者16		9,125	移転希望者84	1,748
移転希望者17		1,916	移転希望者85	1,123
移転希望者18		10,422	移転希望者86	1,859
移転希望者19		11,093	移転希望者87	4,540
移転希望者20		13,818	移転希望者88	389
移転希望者21		832	移転希望者89	729
移転希望者22		17,355	移転希望者90	2,862
移転希望者23		3,034	移転希望者91	778
移転希望者24		440	移転希望者92	4,098
移転希望者25		3,981	移転希望者93	2,765
移転希望者26		3,281	移転希望者94	1,698
移転希望者27		18,462	移転希望者95	5,952
移転希望者28		27	移転希望者96	419
移転希望者29		3,375	移転希望者97	1,113
移転希望者30		880	移転希望者98	632
移転希望者31		1,670	移転希望者99	1,906
移転希望者32		2,749	移転希望者100	1,906
移転希望者33		3,688	移転希望者101	925
移転希望者34		7,448	移転希望者102	380
移転希望者35		4,786	移転希望者103	2,645
移転希望者36		3,164	移転希望者104	300
移転希望者37		4,188	移転希望者105	350
移転希望者38		6,639	移転希望者106	1,228
移転希望者39		2,950	移転希望者107	440
移転希望者40		1,923	移転希望者108	142
移転希望者41		18,699	移転希望者109	1,397
移転希望者42		3,793	移転希望者110	949
移転希望者43		3,906	移転希望者111	669
移転希望者44		3,980	移転希望者112	483
移転希望者45		3,033	移転希望者113	405
移転希望者46		5,243	移転希望者114	3,892
移転希望者47		6,730	移転希望者115	1,174
移転希望者48		1,715	移転希望者116	942
移転希望者49		17,983	移転希望者117	890
移転希望者50、51		7,641	移転希望者118	5,171
移転希望者52		3,279	移転希望者119	2,433
移転希望者53		6,738	移転希望者120	938
移転希望者54、55		11,091	移転希望者121	948
移転希望者56		3,017	移転希望者122	2,106
移転希望者57		10,302	移転希望者123	1,390
移転希望者58		10,060	移転希望者124	1,540
移転希望者59		4,964	移転希望者125	3,194
移転希望者60		902	移転希望者126	992
移転希望者61	1	595	移転希望者127	204
移転希望者62		1,024	移転希望者128	936
移転希望者63		1,311	移転希望者129	1,632
移転希望者64	6	153	移転希望者130	1,022
移転希望者65	4	192	移転希望者131	
移転希望者66	1	567	移転希望者132	573
移転希望者67	1	691	移転希望者133	1,800
移転希望者68		386	移転希望者134	475
移転希望者69		356	合計	15
移転希望者70		2,250		455,343

データについては、地方協力局防音対策課において予算の範囲内で希望届を積み上げた。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
	②: 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>租税特別措置等の内容</p> <p>1 概要</p> <p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域(以下「航空機騒音障害区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買入れることができる旨を規定している。このうち、航空機騒音障害区域に所在する法人又は個人の事業用資産(以下「事業用資産」という。)を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本特例措置の適用期間の延長を要望するもの。</p> <p>2 控除の内容</p> <p>事業用資産を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等において、資産の譲渡による収入金額が買換え資産の取得価額以下のときは、その収入金額の70%に相当する金額を超える金額に相当する資産の譲渡があったものとして所得税が課税されるなどの特例措置である。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>法人税については、措置の適用期限を3年延長し、令和5年3月31日までとする。</p> <p>所得税については、措置の適用期限を3年延長し、令和5年12月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80(所得税 第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4)</p>
5	担当部局	防衛省地方協力局防音対策課

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年度～令和4年度	
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度創設 昭和50年度延長(5年間)</p> <p>昭和55年度延長(5年間) 昭和60年度延長(5年間)</p> <p>平成2年度延長(1年間) 平成3年度延長(5年間)</p> <p>平成8年度延長(5年間) 平成13年度延長(5年間)</p> <p>平成18年度延長(5年間) 平成23年度延長(3年間)</p> <p>平成26年度延長(3年間)(環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。土地等にあつては、平成26年4月1日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。)</p> <p>平成29年度延長(3年間)</p>	
8	適用又は延長期間	3年間 (法人税については、令和2年4月1日～令和5年3月31日) (所得税については、令和3年1月1日～令和5年12月31日)	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して移転補償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>1 環境整備法第1条及び第5条</p> <p>2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲ及びⅥの3</p> <p>3 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲの6の(3)別紙第1参照</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第154号。31. 3. 29)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>別紙第2参照</p> <p>基本目標: ①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化</p> <p>政策分野: 我が国自身の防衛体制の強化 防衛力を支える要素</p> <p>施 策: 地域コミュニティーとの連携</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末に移転の希望があると見込まれる事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響</p>

		に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。																																								
10	有効性等	①: 適用数 ○適用件数 (単位: 件)																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 年度</th> <th>H28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>R元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>14</td> <td>32</td> <td>62</td> <td>133</td> <td>94</td> <td>45</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠については別紙第3参照</p>	区分 \ 年度	H28	29	30	R元	2	3	4	法人税	1	2	6	1	3	3	9	所得税	14	32	62	133	94	45	47																
		区分 \ 年度		H28	29	30	R元	2	3	4																																
			法人税	1	2	6	1	3	3	9																																
所得税	14	32	62	133	94	45	47																																			
②: 適用額 ○適用額 (単位: 百万円)																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 年度</th> <th>H28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>R元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>14</td> <td>523</td> <td>300</td> <td>52</td> <td>88</td> <td>146</td> <td>926</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>137</td> <td>500</td> <td>845</td> <td>1,895</td> <td>1,104</td> <td>1,223</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠については別紙第3参照</p>	区分 \ 年度	H28	29	30	R元	2	3	4	法人税	14	523	300	52	88	146	926	所得税	137	500	845	1,895	1,104	1,223	480																		
区分 \ 年度		H28	29	30	R元	2	3	4																																		
	法人税	14	523	300	52	88	146	926																																		
所得税	137	500	845	1,895	1,104	1,223	480																																			
		③: 減収額 ○減収額 (単位: 百万円)																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 年度</th> <th>H28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>R元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>3</td> <td>122</td> <td>70</td> <td>12</td> <td>20</td> <td>34</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.4</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1</td> <td>50</td> <td>29</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>21</td> <td>75</td> <td>127</td> <td>284</td> <td>166</td> <td>183</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠については別紙第3参照</p>	区分 \ 年度	H28	29	30	R元	2	3	4	法人税	3	122	70	12	20	34	215	法人住民税	0.4	16	9	2	3	4	28	法人事業税	1	50	29	5	8	14	89	所得税	21	75	127	284	166	183	72
区分 \ 年度	H28	29		30	R元	2	3	4																																		
	法人税	3	122	70	12	20	34	215																																		
法人住民税	0.4	16	9	2	3	4	28																																			
法人事業税	1	50	29	5	8	14	89																																			
所得税	21	75	127	284	166	183	72																																			
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位: 戸、ha)																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 年度</th> <th>H28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>R元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>3.5</td> <td>7.4</td> <td>22.3</td> <td>45.5</td> <td>31.2</td> <td>17.2</td> <td>12.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 令和2年度以降については、別紙第4参照。 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。</p> <p>《達成目標の変更理由・所期の目標達成》 航空機騒音障害区域における対象建物約20,000戸に対し、これまで移転の促進を図ってきており、平成30年度末までに約8,500戸の移転等を実施した。 このうち、前回政策評価を実施した平成28年度時点から平成30年度までの間に約200戸(別紙第5参照)の移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。 また、本評価については、本特例措置のみの評価となっており、前回政策評価までの「航空機騒音障害区域における移転の補償等が未</p>	区分 \ 年度	H28	29	30	R元	2	3	4	建物	6	10	9	15	10	13	8	土地	3.5	7.4	22.3	45.5	31.2	17.2	12.9																
区分 \ 年度	H28	29		30	R元	2	3	4																																		
	建物	6	10	9	15	10	13	8																																		
土地	3.5	7.4	22.3	45.5	31.2	17.2	12.9																																			

		<p>実施の約11,500戸のうち、移転希望者に対し移転の補償等を促進する。」は他の特例措置も含む移転措置事業全体の目標であったため、本特例措置を利用できる事業用資産の移転の補償等に係る目標に変更した。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 前回政策評価を実施した平成28年度時点から平成30年度までの間に25戸、33.2haの事業用資産が移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。 また、移転措置事業において、平成28年度から平成30年度の事業用資産所有者の移転実績119件のうち法人は11件であり、このうち本特例措置を利用した者は全体で117件のうち法人は9件であった。法人の本特例措置利用が少ない理由として、本特例措置が適用されるものは、移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されることから、過去及び将来の適用件数が僅少となっている。</p> <p>しかし、事業用資産を移転する場合の移転補償金等が譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することにも繋がる。また、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、このような事業の移転促進のために本特例措置は必要である。</p> <p>さらに、直接的な効果を検証するため、平成28年度から平成30年度までに移転を実施した事業用資産所有者119名に対し、アンケート調査等より本特例措置の適用実態を確認したところ94名から回答を得た。このうち本特例措置を適用したと回答した者は12名であり、そのうち「本特例措置があるから移転を希望した」等と回答した者が9名いたことから、本特例措置の効果があったことが確認できた。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等 《税収減を是認するような効果の有無》 航空機の音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平性の観点からは正す措置であり、移転に伴う経済的負担を軽減することにより航空機騒音障害区域外への移転を容易にし、移転が促進されることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができることから、本特例措置による税収減を是認する効果が得られていると認められる。
11	相当性	⑥: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から事業用資産の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であることから、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
	③: 地方公共団体が協力する相当性	なし
12	有識者の見解	特に意見なし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28防衛02)

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

（昭和49年法律第101号）

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 （略）

2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱（抄）

平成30年12月18日
国家安全保障会議決定
閣議決定

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、日米同盟を基軸として、各国との協力関係の拡大・深化を進めてきた。また、この際、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守ってきた。

今後とも、我が国は、こうした基本方針等の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない。その上で、我が国は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の中でも、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くといった、国家安全保障戦略に示した国益を守っていかなければならない。このため、我が国の防衛について、その目標及びこれを達成するための手段を明示した上で、これまで以上に多様な取組を積極的かつ戦略的に推進していく。

Ⅵ 防衛力を支える要素

防衛力がその真価を発揮するためには、平素から絶えずその能力を維持・向上させるとともに、国民の幅広い理解を得ることが必要である。

3 地域コミュニティとの連携

一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・

演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。

3 中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について（抄）

平成30年12月18日
国家安全保障会議決定
閣議決定

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

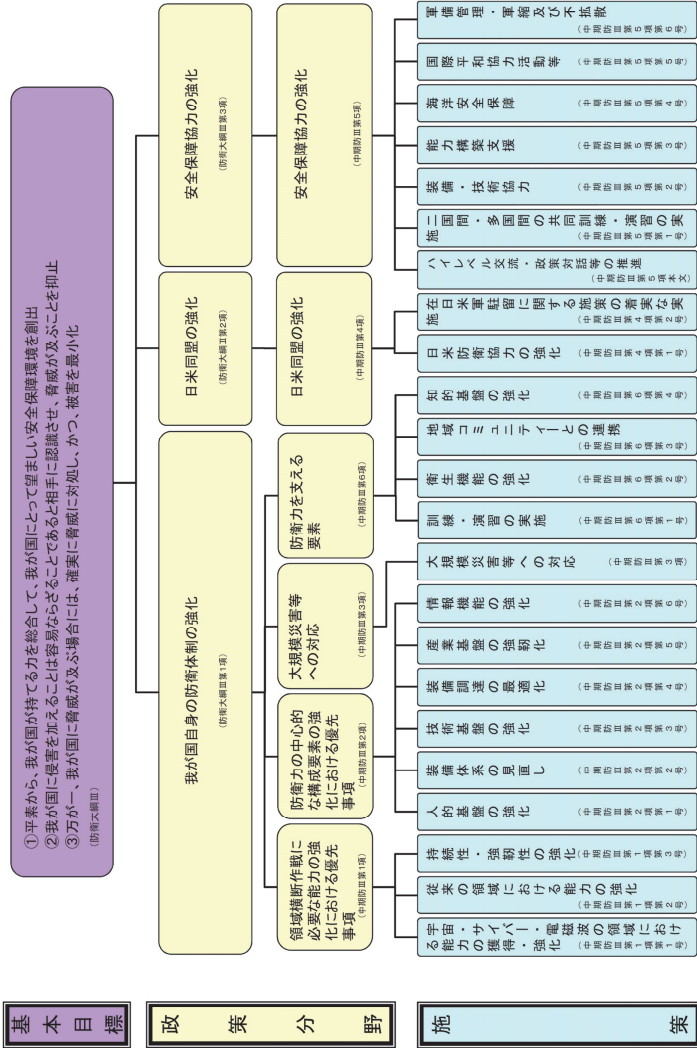
6 防衛力の能力発揮のための基盤

(3) 地域コミュニティとの連携

一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。

防衛省の政策評価における政策体系



注1 本体系において「防衛力」とは、平成31年度防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）に基づき、我が国が持つ力を総合して創出されるものである。
注2 本体系において「中期防衛力整備計画」とは、平成31年度防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）を指すものとする。

別紙第3

適用数等及び減収額の算定根拠

(1) 平成28年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1 件		
② 法人税	1 件	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	14 件	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	14 百万円		
④ 法人税	14 百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)(財務省)	
所得税	137 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	5 百万円	3 百万円+0.4 百万円+1 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	3 百万円	14 百万円×23.4%	④×税率
⑦ 法人住民税	0.4 百万円	3 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	1 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	1 百万円	14 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	0.4 百万円	1 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	21 百万円	137 百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

3 減収額の計算方法

【法人税】=適用額【法人税】×税率(23.4%)

【法人住民税】=減収額【法人税】×住民税率(12.9%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]=適用額【法人税】×事業税率(6.7%)

[うち地方法人特別税]=事業税×43.2%

(2) 平成29年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	2 件		
② 法人税	2 件	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	32 件	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	523 百万円		
④ 法人税	523 百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	500 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	188 百万円	122 百万円+15 百万円+50 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	122 百万円	523 百万円×23.4%	④×税率
⑦ 法人住民税	16 百万円	122 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	50 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	35 百万円	523 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	15 百万円	35 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	75 百万円	500 百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

3 減収額の計算方法

【法人税】=適用額【法人税】×税率(23.4%)

【法人住民税】=減収額【法人税】×住民税率(12.9%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]=適用額【法人税】×事業税率(6.7%)

[うち地方法人特別税]=事業税×43.2%

(3) 平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	6 件		
② 法人税	6 件	事業用資産移転補償等実績者数	
所得税	62 件	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	300 百万円		
④ 法人税	300 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	845 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	107 百万円	70 百万円+5 百万円+29 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	70 百万円	300 百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	9 百万円	70 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	29 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	20 百万円	300 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	9 百万円	20 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	127 百万円	845 百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。
- 3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等実績額} - \text{取得費} \times 5\%) \times \text{圧縮割合}(80\%) \\ = 394,913 \text{ 千円} \times 95\% \times 80\% = 300,133 \approx 300 \text{ 百万円}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等実績額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(12.9\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{[うち事業税]} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(6.7\%)$$

$$\text{[うち地方法人特別税]} = \text{事業税} \times 43.2\%$$

(4) 令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1 件		
② 法人税	1 件	令和元年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
所得税	133 件	令和元年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
③ 適用額	52 百万円		
④ 法人税	52 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	1,895 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	19 百万円	12 百万円+2 百万円+5 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	12 百万円	52 百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	2 百万円	12 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	5 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	3 百万円	52 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	2 百万円	3 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	284 百万円	1,895 百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。
- 3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} - \text{取得費} \times 5\%) \times \text{圧縮割合}(80\%) \\ = 68,278 \text{ 千円} \times 95\% \times 80\% = 51,891 \approx 52 \text{ 百万円}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等予定額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(12.9\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{[うち事業税]} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(6.7\%)$$

$$\text{[うち地方法人特別税]} = \text{事業税} \times 43.2\%$$

(5) 令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	3 件		
② 法人税	3 件	令和2年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
所得税	94 件	令和2年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
③ 適用額	88 百万円		
④ 法人税	88 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	1,104 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	31 百万円	20 百万円+3 百万円+8 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	20 百万円	88 百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	3 百万円	20 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	8 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	6 百万円	88 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	3 百万円	6 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	166 百万円	1,104 百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} - \text{取得費※}) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ = 132,006 \text{ 千円} \times 95\% \times 70\% = 87,784 \approx 88 \text{ 百万円}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等予定額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(12.9\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{〔うち事業税〕} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(6.7\%)$$

$$\text{〔うち地方法人特別税〕} = \text{事業税} \times 43.2\%$$

(6) 令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	3 件		
② 法人税	3 件	令和3年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
所得税	45 件	令和3年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
③ 適用額	146 百万円		
④ 法人税	146 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	1,223 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	52 百万円	34 百万円+4 百万円+14 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	34 百万円	146 百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	4 百万円	34 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	14 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	10 百万円	146 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	5 百万円	10 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	183 百万円	1,398 百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} - \text{取得費※}) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ = 219,202 \text{ 千円} \times 95\% \times 70\% = 145,769 \approx 146 \text{ 百万円}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等予定額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(12.9\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{〔うち事業税〕} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(6.7\%)$$

$$\text{〔うち地方法人特別税〕} = \text{事業税} \times 43.2\%$$

(7) 令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	9 件		
② 法人税	9 件	令和4年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
所得税	47 件	令和4年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
③ 適用額	926 百万円		
④ 法人税	926 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	480 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	331 百万円	215 百万円+28 百万円+88 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	215 百万円	926 百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	28 百万円	215 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	89 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	62 百万円	926 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	27 百万円	62 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	72 百万円	480 百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。
- 3 減収額の計算方法
 適用額【法人税】=(事業用資産移転補償等予定額-取得費※)×圧縮割合(70%)
 =1,392,702 千円×95%×70%=926,147≒926 百万円
 ※取得費=事業用資産移転補償等予定額×5%
 【法人税】=適用額【法人税】×税率(23.2%)
 【法人住民税】=減収額【法人税】×住民税率(12.9%(都道府県税+市町村民税))
 【法人事業税】
 [うち事業税]=適用額【法人税】×事業税率(6.7%)
 [うち地方法人特別税]=事業税×43.2%

(1)令和2年度

令和2年度					
	建物戸数(戸)	土地面積(m ²)		建物戸数(戸)	土地面積(m ²)
移転希望者1	1	108	移転希望者51		1,064
移転希望者2		3,312	移転希望者52		4,031
移転希望者3		1,621	移転希望者53		3,329
移転希望者4		915	移転希望者54	1	312
移転希望者5		471	移転希望者55		205
移転希望者6		3,279	移転希望者56	1	147
移転希望者7		3,052	移転希望者57		353
移転希望者8		4,116	移転希望者58	1	116
移転希望者9		25	移転希望者59		4,548
移転希望者10		3,154	移転希望者60		750
移転希望者11		4,775	移転希望者61	1	84
移転希望者12		5,381	移転希望者62		1,485
移転希望者13		1,243	移転希望者63		1,464
移転希望者14		9,277	移転希望者64		2,526
移転希望者15		4,284	移転希望者65		1,043
移転希望者16		5,004	移転希望者66		1,296
移転希望者17		13,779	移転希望者67	1	255
移転希望者18		3,566	移転希望者68	1	257
移転希望者19		3,485	移転希望者69		300
移転希望者20		6,065	移転希望者70	2	182
移転希望者21		992	移転希望者71		852
移転希望者22		4,003	移転希望者72		339
移転希望者23		6,214	移転希望者73		711
移転希望者24		2,019	移転希望者74		2,504
移転希望者25		34,841	移転希望者75		2,552
移転希望者26		1,043	移転希望者76		1,627
移転希望者27		7,311	移転希望者77		7,656
移転希望者28		11,091	移転希望者78		5,715
移転希望者29		3,552	移転希望者79		1,829
移転希望者30		6,331	移転希望者80		367
移転希望者31		3,729	移転希望者81		9,143
移転希望者32		12,487	移転希望者82		2,660
移転希望者33		2,281	移転希望者83		1,786
移転希望者34		4,464	移転希望者84		1,009
移転希望者35		2,272	移転希望者85		161
移転希望者36		8,995	移転希望者86		3,831
移転希望者37		1,189	移転希望者87		901
移転希望者38		6,376	移転希望者88		1,045
移転希望者39		1,739	移転希望者89		984
移転希望者40		981	移転希望者90		1,406
移転希望者41		8,367	移転希望者91		609
移転希望者42		233	移転希望者92		203
移転希望者43		2,738	移転希望者93		5,852
移転希望者44	1	0	移転希望者94		3,050
移転希望者45		4,770	移転希望者95		1,002
移転希望者46		1,136	移転希望者96		4,469
移転希望者47		464	移転希望者97		3,274
移転希望者48、49		633	合計	10	312,030
移転希望者50		5,581			

データについては、地方協力局防音対策課において予算の範囲内で希望届を積み上げた。

(2)令和3年度

令和3年度		
	建物戸数(戸)	土地面積(m ²)
移転希望者1		2,524.0
移転希望者2		3,185.0
移転希望者3	1	2,592.3
移転希望者4		7,778.0
移転希望者5		1,899.0
移転希望者6		1,250.0
移転希望者7		24,145.0
移転希望者8	1	8,014.1
移転希望者9	1	6,817.9
移転希望者10		2,063.0
移転希望者11		25,331.0
移転希望者12	1	766.1
移転希望者13	1	1,740.2
移転希望者14	1	297.2
移転希望者15	1	350.4
移転希望者16	1	306.2
移転希望者17		582.0
移転希望者18		116.7
移転希望者19		1,651.0
移転希望者20		993.0
移転希望者21		1,318.0
移転希望者22		1,938.0
移転希望者23	1	412.9
移転希望者24	1	82.7
移転希望者25		2,919.0
移転希望者26		508.0
移転希望者27	1	206.2
移転希望者28		1,228.3
移転希望者29		11,887.0
移転希望者30		513.0
移転希望者31		113.0
移転希望者32		5,636.2
移転希望者33	1	1,126.6
移転希望者34	1	2,258.9
移転希望者35		21,807.0
移転希望者36		2,640.0
移転希望者37		2,793.0
移転希望者38		2,308.0
移転希望者39		2,770.0
移転希望者40		3,161.0
移転希望者41		1,475.0
移転希望者42		4,489.0
移転希望者43		2,218.0
移転希望者44		1,053.0
移転希望者45		659.0
移転希望者46		960.0
移転希望者47		975.0
移転希望者48		2,640.0
合計	13	172,497.8

データについては、地方協力局防音対策課において予算の範囲内で希望届を積み上げた。

(3)令和4年度

令和4年度					
	建物戸数(戸)	土地面積(m ²)		建物戸数(戸)	土地面積(m ²)
移転希望者1		9,819	移転希望者29		1,401
移転希望者2		6,999	移転希望者30	2	316
移転希望者3	1	678	移転希望者31		4,255
移転希望者4		175	移転希望者32		394
移転希望者5		2,900	移転希望者33		532
移転希望者6		2,745	移転希望者34		2,851
移転希望者7		1,398	移転希望者35		1,057
移転希望者8	1	105	移転希望者36		1,057
移転希望者9		6,781	移転希望者37		581
移転希望者10		1,258	移転希望者38		79
移転希望者11		3,989	移転希望者39		225
移転希望者12		1,925	移転希望者40		84
移転希望者13		4,775	移転希望者41		1,317
移転希望者14		1,311	移転希望者42		532
移転希望者15		1,117	移転希望者43		1,108
移転希望者16		2,302	移転希望者44		964
移転希望者17		9,692	移転希望者45		604
移転希望者18		608	移転希望者46		925
移転希望者19		1,025	移転希望者47		2,789
移転希望者20		672	移転希望者48		15,666
移転希望者21		6,474	移転希望者49		783
移転希望者22		6,314	移転希望者50		75
移転希望者23		7,556	移転希望者51		419
移転希望者24	1	0	移転希望者52		563
移転希望者25		327	移転希望者53		948
移転希望者26	1	119	移転希望者54		3,469
移転希望者27	1		移転希望者55		1,166
移転希望者28		2,178	移転希望者56	1	2,015
移転希望者29		1,401	合計	8	129,417

データについては、地方協力局防音対策課において予算の範囲内で希望届を積み上げた。

別紙第5

移転等の実績

	平成27年度まで	平成28年度	平成29年度	平成30年度
移転実施戸数	8,277戸	69戸	67戸	50戸

データについては、地方協力局防音対策課で作成した。